目　　次

第１章　総　　則……1

第２章　項目別審査要領

第１　政令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い…… 3
第２　消防用設備等の設置単位…… 39
第３　建築物の床面積及び階の取扱い…… 51
第４　無窓階の取扱い…… 65
第５　収容人員の算定…… 79
第６　消防関係法令に規定する区画等の取扱い…… 99
第７　防炎防火対象物、防炎物品…… 109
第８　避難施設の取扱い…… 111
第９　火気設備等の技術基準…… 119

第３章　消防用設備等の技術基準及び検査要領

第１　消火器具…… 235
第２　屋内消火栓設備…… 241
第３　非常電源…… 265
第４　スプリンクラー設備…… 293
第５　泡消火設備…… 357
第６　不活性ガス消火設備…… 377
第７　ハロゲン化物消火設備…… 431
第８　粉末消火設備…… 463
第９　屋外消火栓設備…… 491
第10　動力消防ポンプ設備…… 497
第11　自動火災報知設備…… 499
第12　ガス漏れ火災警報設備…… 591
第13　漏電火災警報器…… 607
第14　消防機関へ通報する火災報知設備…… 615
第15　非常警報設備…… 629
第16　避難器具…… 647
第17　誘導灯及び誘導標識…… 667
第18　消防用水…… 703
第19　排煙設備…… 711
第20　連結散水設備…… 721
第21　連結送水管…… 733
第22　非常コンセント設備…… 751
第23　無線通信補助設備…… 757

第４章　資料編

資料１　配管の摩擦損失計算の基準…… 767
資料２　配管の摩擦損失水頭表…… 769
資料３　配管の防食措置等…… 785
資料４　スプリンクラー設備の摩擦損失計算例…… 791

第１章　総　　則

１　目的等

⑴　この行政指導指針は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第７条及び第８条の３の規定に基づく消防同意及び防炎規制に係る審査並びに消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）の規定に基づき設置される消防用設備等及び火災予防条例に基づく届出の審査又は検査に必要な事項を定め、本市における審査業務の円滑な運用を図ることを目的とする。

⑵　この行政指導指針は、防火に関する規定及び取扱いのほか、消防用設備等の技術基準について、その法令解釈、運用及び指導基準を明確にする。

⑶　この行政指導指針は、国が発出する通知等を踏まえ、本市消防本部管内の特性や実態を鑑みて定めたものであり、随時、その見直しを図っていくものである。

２　運用上の留意事項

⑴　この行政指導指針は、令和９年４月１日から適用するものとする。

⑵　この行政指導指針は、本市消防本部管内の地域特性や防火対象物の用途及び実態を考慮し本市消防本部が附加した行政指導事項も含まれる。

⑶　この行政指導指針内で★印で表示している行政指導事項は、火災予防上の安全性向上を目的として定めたものであるが、防火対象物の関係者、設計者及び施工業者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものでなく、関係者等の協力により実現されるものである。なお、関係者等には火災事故事例、技術的な背景等を丁寧に説明し、理解を得ること。

⑷　この行政指導指針施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕、若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分について、火災予防上、支障がある場合を除き消防用設備等の技術上の基準によらないことができる。なお、指針内では■印で表示する。

３　新基準を定めた場合又は基準変更をした場合の取扱い

⑴　新たに定めた基準又は変更した基準（以下「新基準」という。）の適用は、運用開始日において、現に存する防火対象物又は現に新築、改築、移転、修繕若しくは模様替えその他の工事中の防火対象物については、法令改正に係る事項を除き、適用しない。この場合は従前の基準による。

⑵　法令改正に係る事項を除き、運用開始日以降に用途の変更、増築、改築、移転、修繕又は模様替え等により新基準の適用を義務付けるものではない。

⑶　⑴及び⑵にかかわらず関係者の判断により、新基準を適用する場合は、新基準を適用する旨その他必要事項を防火対象物台帳等に記載すること。

４　用語

⑴　「法」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。

⑵　「政令」とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。

⑶　「省令」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）をいう。

⑷　「建基法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。

⑸　「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。

⑹　「主要構造部」とは、建基法第２条第５号に規定するものをいう。

⑺　「特定主要構造部」とは、建基法第２条第９号の２イに規定するものをいう。
⑻　「耐火構造」とは、建基法第２条第７号に規定するものをいう。
⑼　「準耐火構造」とは、建基法第２条第７号の２に規定するものをいう。
⑽　「防火構造」とは、建基法第２条第８号に規定するものをいう。
⑾　「その他の構造」とは、耐火構造及び準耐火構造以外の構造をいう。
⑿　「不燃材料」とは、建基法第２条第９号に規定するものをいう。
⒀　「準不燃材料」とは、建基令第１条第５号に規定するものをいう。
⒁　「難燃材料」とは、建基令第１条第６号に規定するものをいう。
⒂　「防火設備」とは、建基法第２条第９号の２ロ及び第 64 条に規定するものをいう。
⒃　「特定防火設備」とは、建基令第 112 条第１項に規定するものをいう。
⒄　「防火戸」とは、建基令第 109 条第１項に規定するものをいう。
⒅　「避難階段」とは、建基令第 123 条第１項及び第２項に規定するものをいう。
⒆　「屋外避難階段」とは、建基令第 123 条第２項に規定するものをいう。
⒇　「特別避難階段」とは、建基令第 123 条第３項に規定するものをいう。

第２章第１　政令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第１に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第３－２表を参考とすること。

１　各項に共通する事項

⑴　同一敷地内に存する２以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第１に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

⑵　政令第１条の２第２項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア　政令別表第１⑴項から⑮項までに掲げる防火対象物（第３－１表(A)欄に掲げる防火対象物、以下「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第３－１表(B)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の(ｱ)から(ｳ)までに該当するもの。

(ｱ)　当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

ａ　主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

ｂ　管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(ｲ)　当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

ａ　従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、第３－１表(C)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(a)　従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b)　従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

ｂ　従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前ａ、(a)及び(b)に該当し、かつ、第３－１表(D)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

(ｳ)　当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ　主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90％以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（政令別表第１⑵項ニ、⑸項イ若しくは⑹項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表⑹項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途を除く。）に供される部分。

共用される部分の床面積の按分は次によること。

(ｱ)　各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

(ｲ)　防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

㈦　防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

⑶　政令別表第１に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

⑷　一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

※①　一般住宅は、前⑵、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

②　一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

ア　政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ　政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ　政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

項　　目	例　　示	項
住宅 ＞ 令別表項で50㎡以下のもの	住宅 / 令	一般住宅
住宅 ＜ 令別表項	令 / 住宅	令別表項
住宅 ＞ 令別表項で50㎡を超えるもの	住宅 / 令	複合用途
住宅 ≒ 令別表項	令 / 住宅	複合用途

⑸　法第 10 条第１項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第１のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

⑹　政令別表第１に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第８条の規定適用の有無を考慮しないものであること。

２　項ごとの適用事項

⑴　前１、⑵又は⑷により、政令別表第１⑯項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途部分（政令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。以下同じ。）が存するものであっても同表⑯項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること（政令別表第１⑵項ニ、⑸項イ若しくは⑹項イ⑴から⑶まで若しくはロに掲

げる防火対象物又は同表⑹項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）（以下「⑵項ニ等」という。）の用途に供される部分が存するものは除く。）。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（政令第２章第３節を適用する場合に限る。以下同じ。）、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア　特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10％以下であること。

イ　特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

⑵　前⑴により⑵項ニ等が存することにより⑯項ロと扱えない場合において、特定用途部分が⑴ア及びイに該当する場合における⑵項ニ等以外の特定用途部分は、当該防火対象物において面積が最も大なる用途に供されるものとして取扱う。

⑶　政令第８条の規定を適用した複合用途防火対象物は、前１、⑹に基づく用途判定後、消防用設備等の設置にあたって（政令第２章第３節を適用する場合に限る。）、それぞれ別の消防用設備の設置単位とした部分ごとに前１、⑵、イ及び前⑴を準用するものであること。

⑷　会員制スポーツジム等において、個室形態かつカラオケ利用であることが明らかなブース（以下この項において「ブース」という。）を設けた場合や遊戯施設等を設けた事業所の用途は、１⑵アに係わらず、次のいずれかとする。

ア　⑮項部分の面積が過半以上、かつ、ブースの数が２以下の場合は、⑮項以外の部分は⑮項の用途に機能的に従属しているものとして当該事業所の用途は⑮項とする。

イ　⑮項に該当する用途以外の用途、例えばブースが占める面積が過半の場合は、⑮項に該当する用途は「過半の用途」に機能的に従属するものとして当該事業所の用途は「過半の用途（２項ニ）」とする。

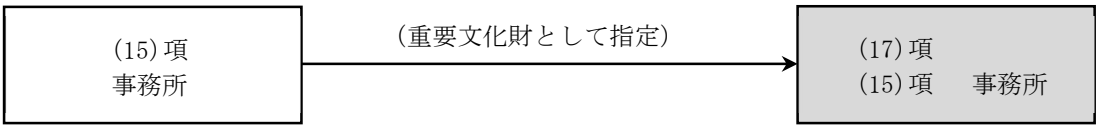
ウ　⑮項に該当する用途が過半でブースの数が３以上の場合は、１の事業所で２の用途を有するものとする。この場合、使用開始届出等は１の届出で足りるものとする。

エ　いずれの用途も過半を超えない場合は、１の事業所で複数の用途を有するものとして扱う。使用開始届出等は１の届出で足りるものとする。

⑸　重要文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和８年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。）として指定された建築物の取り扱いは次によること。

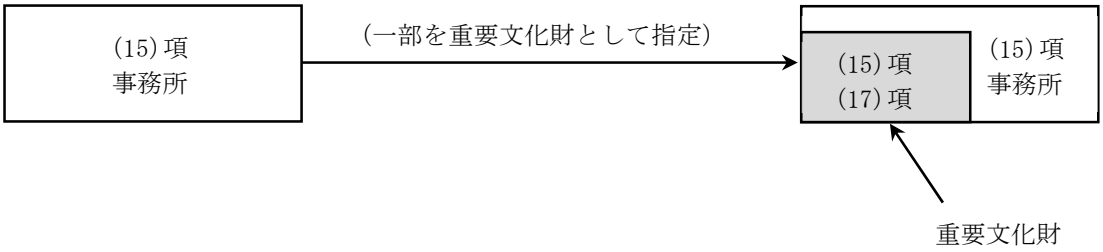
ア　政令別表第１⑴項から⑯項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で⑰項に掲げる防火対象物であるほか、⑴項から⑯項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

例



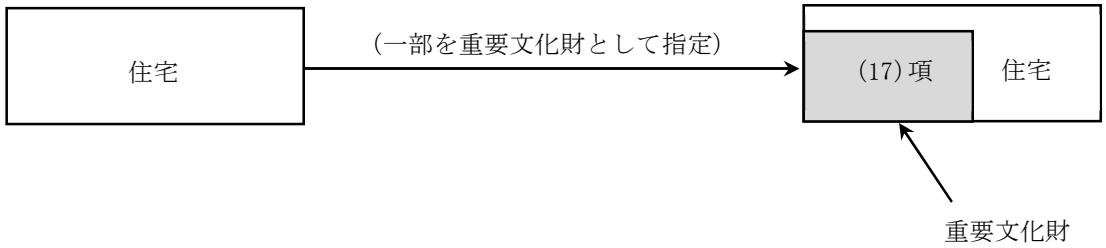
イ　政令別表第１⑴項から⑯項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は⑰項の防火対象物であるほか、⑴項から⑯項までの防火対象物又はその部分でもあること。

例



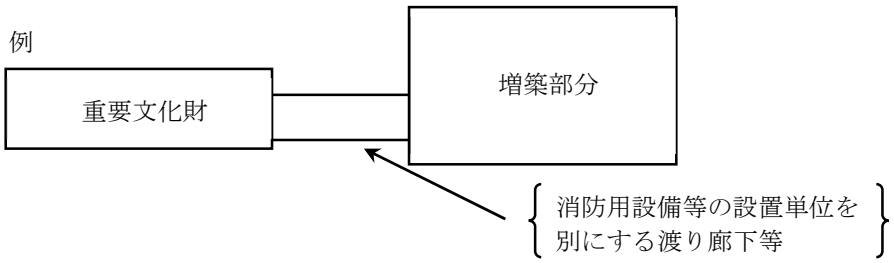
ウ　一般住宅の一部が重要文化財に指定された場合は、指定された部分は⑰項に掲げる防火対象物であり、その他の部分は一般住宅である。

※本防火対象物は２以上の用途に供されているが、⑴項～⑮項に掲げる用途が含まれていないため、複合用途防火対象物とはならない（消防法第８条）。



エ　重要文化財として指定されている防火対象物に政令別表第１⑴項から（16の２）項までに掲げる防火対象物を増築（法第17条の２の５第２項に該当）した場合は、現行基準に適合する必要があること。

なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、政令第32条の適用について考慮する。



オ　前イ及びウの場合において、政令第21条第１項第１号イに基づく自動火災報知設備は、重要文化財に指定された部分以外の部分にも設置することが望ましい。★

⑹　運送以外の目的で、固定的に車両を駐車して事業を行うもの等の取扱いは、次によること。

ア　固定的とは次のいずれかのものをいう。

⑺　随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。

⑴　随時かつ任意に移動できる場合であっても、４日を超えて継続して駐車して事業を行うもの。

イ　固定的に車両を駐車して車両内に関係者以外の人を出入りさせて事業を行うものは、政令別表防火対象物として扱う。

（例）・トレーラーハウスを飲食店やホテル等の用途で使用するもの

ウ　イにおいて、建基法第２条第１号の建築物として扱われない場合は、消防法令上無窓階以外の階（普通階）として扱う。

エ　イ以外の車両は政令別表防火対象物として扱わない。また、既存防火対象物の部分（屋内や屋根がかりの下部等）に設置した場合においても、消防用設備等の設置及び警戒は要しない。

（例）・キッチンカー
・移動図書館、移動式バー
・レントゲン車等の健康診断を目的に使用する車両

※政令別表第１⑳項に該当するもの（乗車定員 11 人以上の自動車等）は規定どおり⑳項として扱う。

参考：「随時かつ任意に移動できるとは認められないもの」の該当例
○車輪が取り外されているもの又は車輪は取り付けてあるがパンクしているなど走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。
○上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの（支持構造体を取り外すためにはその一部を用具を使用しなければ取り外しができない場合等）。
○トレーラーハウス等の敷地内に、トレーラーハウス等を設置場所から公道まで支障なく移動することが可能な構造（勾配、幅員、路盤等）の連続した通路がないもの。
○トレーラーハウス等が適法に公道を移動できないもの。
建築確認のための基準総則集団規定の適用事例より

⑺　簡易的なテント等の取扱いは、次によること。

ア　簡易的なテント等とは、容易に移動、解体又は収納できるものをいう。

（例）通常、重機を使用せず、また、高所での作業がなく、短時間で解体ができるもの

・簡易なキャンプテント
・警戒や運動会等各種イベントにおいて設置するテント
・祭りの露店、屋台のテント
・容易に収納できる日よけのための庇
・可搬式のトイレ

※キャンプ場等の指定された敷地内に設営されている支柱及び布製の覆いなどを組み立てて作られた家屋（グランピングのテント等）は、簡易的なテント等とは取扱わない。

イ　防火対象物の部分に設置する簡易的なテント等の取扱い

簡易的なテント等の下部及び内部は、消防用設備等の設置を要する場所として取扱わない。

ウ　屋外に設置する簡易的なテント等の取扱い

政令別表防火対象物として扱わない。ただし、劇場等の用に供するものは除く。

⑻　その他

ア　公衆トイレ、バス停の上屋その他道路、公園等に設置される公益上必要な建築物で、確認申請等を要するものを含め、指定防火対象物以外のものは各種届出を省略可能とする。

イ　単独の公共用歩廊等、通行又は運搬の用にのみ供する防火対象物は政令別表防火対象物として取扱わない。

ウ　主として農業用に使用するビニールハウスは、政令別表防火対象物として取扱わない。

第３－１表

(A)	(B)主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備　　考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
(1)　項　イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク	展示博物館、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	
(1)　項　ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク	展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2)　項　イ	客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク		
(2)　項　ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロアー、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー	サウナ、体育館	
(2)　項　ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク		
(2)　項　ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室		
(3)　項　イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		
(3)　項　ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4)　項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む。）、貸衣装室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室、調剤薬局	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5)　項　イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5)　項　ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室	来客用宿泊室	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の適用対象でない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。
(6)　項　イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室	病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。

(A)	(B)主要途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備　　考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
(6)　項　ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6)　項　ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6)　項　ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
(7)　項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びＰＴＡ事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途にするものとして扱う。
(8)　項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		
(9)　項　イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9)　項　ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室	有料洗濯室	
(10)　項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、専用駐車場	理容室、両替所	
(11)　項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用対象であるものを除く。）、娯楽室	1　結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2　礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわりなく本項に該当する。
(12)　項　イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12)　項　ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
(13)　項　イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店		

(A)		(B)主要途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備　　考
			(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分	
(13)　項　ロ		格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		
(14)　項		物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	食堂、売店、専用駐車場、展示場		
(15)項	事務所 金融機関 官公署 研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、 物品庫（商品倉庫を含む。）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、 体育室、理容室、専用駐車場、 診療室	展示室、展望施設	1　会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 　なお、興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する（以下、本項において同じ。） 2　特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
	新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、 ロビー、診療室、図書室、 専用駐車場	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	区市民センター 文化センター 児童館 老人館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療室、遊技室、 浴室、視聴覚教室、娯楽室、 専用駐車場、体育室、 トレーニング室	結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。
	研修所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、 談話室、娯楽室、専用駐車場		研修のための宿泊室は、(5)項ロの用途に供するものとして扱う。
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、 専用駐車場	映写室、図書室、集会室、 展示博物室	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。

（注）下線のあるものは、「政令別表第１に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和 50 年４月 15 日消防予第 41 号、消防安第 41 号）」の別表にある項目を示す。

第３－２表　　政令別表第１に掲げる防火対象物の定義等

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑴　項　イ	1　劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2　映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3　演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4　観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席	1　本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。 2　客席には、いす席、座り席、立席、が含まれるものであること。 3　小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4　事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。
⑴　項　ロ	1　公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2　集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	区民会館、市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月５日以上行われるものをいう。
⑵　項　イ	1　キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。 2　カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3　ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ	客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。
⑵　項　ロ	1　遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。 2　ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球（ビリヤード）場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所、カラオケ施設	1　遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2　ダンス教習所とは、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。 3　ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 4　カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう（個室においてサービスを提供するものを除く。）。

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑵　項　ハ	1　本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号。以下「風営法」という。）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（⑴項イ、⑵項ニ、⑷項、⑸項イ及び⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。 2　性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。（原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。） 3　その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、ＳＭクラブ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオ、レンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶	1　店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（⑴項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（⑵項ニ）、アダルトショップ（⑷項）、ラブホテル及びモーテル（⑸項イ）、ソープランド（⑼項イ）等、既に令別表第１⑴項から⑭項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。 2　店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第２条第６項） ⑴　浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第１条第１項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第１号） ⑵　個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第２号） ⑶　専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23 年法律第137号）第１条第１項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業（同項第３号） ※　風営法第２条第６項第３号の政令で定める興行場は、次の①から③に掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「風営令」という。）第２条）。 ①　ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ※　本項に該当するものは「姿態を見せる」ものに限定され、「映像を見せる」興業の用に供する興行場は、⑵項ニに該当する。

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑵　項　ハ			②　のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、 その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ③　ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場 ⑷　専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条に置いて同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（同項第４号） ⑸　店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（同項第５号） ⑹　前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定める次のもの（同項第６号） 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前⑴、⑵に該当するものを除く。）（風営令第５条） ３　省令第５条第１項第１号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。
⑵　項　ニ	１　カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものをいう。	カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を	１　１の防火対象物にカラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、１の防火対象物に当該個室が１しかないものは含まれない。

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑵　項　ニ	2　総務省令で定める店舗は、次の⑴～⑶に掲げるものをいう。 ⑴　個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 ⑵　風営法第２条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 ⑶　風営令第２条第１号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場）	含む。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ	2　カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 3　店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう（風営法第２条第９項）。 4　本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第２条第１号））のうち、映像を見せるものに限定している。 5　本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。
⑶　項　イ	1　待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2　料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3　その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	
⑶　項　ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	1　飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2　ライブハウスとは、客席(全ての席を立ち見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
⑷　項	1　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、	1　物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有する

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
(4)　　項	2　展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場	ものであること。 2　店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。
(5)　項　イ	1　旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2　ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3　宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4　その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、ウィークリーマンション（旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用対象であるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用対象であるもの）、国家戦略特区外国人滞在施設、住宅宿泊事業を行う施設、無料定額宿泊所（宿泊を目的としているもので、日常生活支援住居施設含む。）	1　宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 2　宿泊とは、宿泊が反復継続され社会性を有するものであること。 3　事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 4　宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 (1)　不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2)　ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3)　深夜営業、24 時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4)　施設利用に対して料金を徴収していること。 5　旅館業法の適用対象となる施設（第２条第５項に規定される下宿営業を除く。）が本項に該当するものであること。 6　国家戦略特区外国人滞在施設とは、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第１項に規定する特定認定を受けた施設をいう。 7　住宅宿泊事業を行う施設とは、住宅宿泊事業法第３条第１項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅（届出住宅）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 (1)　住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第２号）第４条第３項第 10 号に規定する、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑸　項　イ			出が行われていないもの。 ⑵　宿泊室（住宅宿泊事業法施行規則第４条第４項第１号チ⑷に規定する、宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計が 50 ㎡を超えるもの。 （⑴、⑵のいずれにも該当しない届出住宅は、本項に含まれない（住宅として取扱う。）。） ８　無料定額宿泊施設に含まれる日常生活支援住居施設のうち、入居者が要介護区分１以上であり、かつ、施設が業として報酬の有無にかかわらず規則第５条第６項に規定するサービスの提供を行っているものは、⑹項ロ⑴又は⑹項ハ⑴とする。
⑸　項　ロ	１　寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 ２　下宿とは、１ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 ３　共同住宅とは、住宅として用いられる２以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、ゲストハウス（シェアハウス）、無料定額宿泊所（住宅の貸付を目的としているもので、日常生活支援住居施設含む。）	１　共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 ２　廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。 ３　ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。 ４　無料定額宿泊施設に含まれる日常生活支援住居施設のうち、入居者が要介護区分１以上であり、かつ、施設が業として報酬の有無にかかわらず規則第５条第６項に規定するサービスの提供を行っているものは、⑹項ロ⑴又は⑹項ハ⑴とする。
⑹　項　イ　⑴	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）をいう。※１ １　診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。）を有すること。 ２　医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床又は第５号に規定する一般病床を有すること。	病院	１　消火活動を適切に実施することができる体制とは、規則第５条第３項の体制をいう（以下、介護医療院において同じ。）。 ２　特定診療科名とは、医療法第３条の２に規定する診療科名のうち、規則第５条第４項各号に掲げるもの（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科等）以外をいう。 ３　病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう（⑹項イ⑶において同じ。）。

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　イ　⑴		介護医療院	1　介護医療院とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法(平成９年法律第 123 号)第 107 条第１項の都道府県知事の許可を受けたものをいう（⑹項イ⑵、⑶において同じ。）。 （参考：介護保険法第８条第 29 項） 2　入所定員が 20 人以上の施設であるものをいう。3　介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、特定診療科名を有するものと取り扱うこと（⑹項イ⑵において同じ。）。 4　療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第５号）第３条第１号に規定するもの。）は、医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床として取り扱うこと。 5　規則第５条第３項に規定する「病床数」は「療養床数」と読み替えて取り扱うこと。
⑹　項　イ　⑵	次のいずれにも該当する診療所をいう。※１ 1　診療科名中に特定診療科名を有すること。 2　４人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	クリニック	1　特定診療科名とは、医療法第３条の２に規定する診療科名のうち、規則第５条第４項各号に掲げるもの以外をいう。 2　「４人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数（医療法第７条に規定する病床数をいう。）が４以上であるものをいうこと。 3　診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう（⑹項イ⑶、⑷において同じ。）。
		介護医療院	入所定員が４人以上、19人以下の施設であるものをいう。
⑹　項　イ　⑶	病院（⑹項イ⑴に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（⑹項イ⑵に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所をいう。※１	医院、クリニック	助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は９人以下の入所施設を有するものをいう（⑹項イ⑷において同じ。）。
		介護医療院	⑹項イ⑴、⑵に掲げるもの以外のものをいう。

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　イ　⑷	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。※１	医院、クリニック	１　保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれない。 ２　あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
⑹　項　ロ　⑴	１　老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが		
	一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の３）		
	２　養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法第20条の４）		
	３　特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法第20条の５）		
	４　軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。※２ （参考：老人福祉法第20条の６）	１　軽費老人ホームＡ型 ２　軽費老人ホームＢ型 ３　ケアハウス	１　軽費老人ホームＡ型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 ２　軽費老人ホームＢ型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 ３　ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
	５　有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要	サービス付高齢者向け住宅	サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　ロ　⑴	な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。※２ （参考：老人福祉法第29条）		業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか１つでも行われているものについては、⑹項に含まれる。 なお、上記に該当しないものについても実態により⑹項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。
	６　介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法(平成９年法律第123 号)第94条第１項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。 （参考：介護保険法第８条第28項）	（老人保健施設）	老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行法（平成９年法律第124号）により削除され、平成12年４月１日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとされた。
	７　老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を、短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。 （参考：老人福祉法第５条の２第４項）		
	８　小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり５日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。※３ （参考：老人福祉法第５条の２第５項）		

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
	9　認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。 （参考：老人福祉法第５条の２第６項）	認知症高齢者グループホーム	
(6)　項　ロ　(1)	10　その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 (1)　避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、 要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの。※２ (2)　避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、 実態として利用者をひと月当たり５日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの。※３	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター 宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	
(6)　項　ロ　(2)	救護施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 （参考：生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第２項）		
(6)　項　ロ　(3)	乳児院とは、乳児（健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね２歳未満の幼児を含む。）を入院させてこれを養育することを目的とする施設をいう。 （参考：児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条）		
(6)　項　ロ　(4)	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。 （参考：児童福祉法第42条）	１　福祉型障害児入所施設 ２　医療型障害児入所施設	１　福祉型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うものをいう。 ２　医療型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものをいう。

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
(6)　項　ロ　(5)	1　障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第１条第２号から第７号までに定める「障害支援区分」をいう。）４以上の者が全入所者の８割を超えるものをいう。※４ （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第11項）		施設入所支援とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援をいう。
	2　短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分４以上の者が全入所者の８割を超えるものをいう。※４ （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第８項）		
	3　共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分４以上の者が全入所者の８割を超えるものをいう。※４ （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第18項）	障害者グループホーム	
(6)　項　ハ　(1)	1　老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。		1　生活相談のみを行うものは、本項に含まれない（(15)項として取扱う。）。 2　宿泊サービスを伴うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものに含まれる。

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　ハ　⑴	（参考：老人福祉法第20条の２の２）		
	2　軽費老人ホーム（⑹項ロ⑴に掲げるものを除く。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。※２ （参考：老人福祉法第20条の６）	1　軽費老人ホームＡ型 2　軽費老人ホームＢ型 3　ケアハウス	1　軽費老人ホームＡ型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2　軽費老人ホームＢ型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3　ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
	3　老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法第20条の７）	1　老人福祉センター（Ａ型） 例：老人福祉センター、福祉会館 2　老人福祉センター（Ｂ型） 例：シルバーセンター、いこいの家、老人館	1　老人福祉センター（Ａ型）とは、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 2　老人福祉センター（Ｂ型）とは、老人福祉センター（Ａ型）の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。 3　宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない（⑮項として取扱う。）。
	4　老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法第20条の７の２）	在宅介護支援センター	宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない（⑮項として取扱う。）。
	5　有料老人ホーム（⑹項ロ⑴に掲げるものを除く。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるものをいう。※２ （参考：老人福祉法第29条）	サービス付高齢者向け住宅	サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか１つでも行われているものについては、⑹項に含まれる。

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　ハ　⑴			なお、上記に該当しないものについても実態により⑹項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。
	6　老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その養護者を含む。）等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。 （参考：老人福祉法第５条の２第３項）		1　生活相談のみを行うものは、本項に含まれない（⑮項として取扱う。）。 2　宿泊サービスを伴うものは、⑹項ロ⑴又は⑹項ハ⑴のその他これらに類するものとして取扱う。
	7　小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（⑹項ロ⑴に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、　実態として利用者をひと月当たり５日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないものをいう。※３ （参考：老人福祉法第５条の２第５項）		
	8　その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 ⑴　避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（⑹項イに掲げるものを除く。）のうち、　要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるもの。※２ ⑵　避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（⑹項イに掲げるものを除く。）のうち、　実態として利用者をひと	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス	

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　ハ　⑴	月当たり５日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないもの。※３	事業を行う施設	
⑹　項　ハ　⑵	更生施設とは、生活保護を必要とする状態にあるもので、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 （参考：生活保護法第38条第３項）		
⑹　項　ハ　⑶	１　助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 （参考：児童福祉法第36条）		
	２　保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※　託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数に関わらず保育所に含まれる。 なお、住居と兼用しているものは含まれない。 （参考：児童福祉法第39条）	１　認可保育所 ２　認証保育所 ３　保育室 ４　事業所内保育所 ５　院内保育所 ６　ベビーホテル	１　保育所のうち、国、都若しくは区市町村が設置するもの又は国、都及び区市町村以外のものが児童福祉法第35条第４項による都知事の認可を得て設置するものをいう。 ２　認可を受けていない保育所のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、知事が認証した施設（以下「認証保育所」という。）をいう。 このうち民間事業者等が設置したもので、定員が20人から120人までの０歳から小学校就学前までの児童を対象としたものをＡ型、個人が設置したもので、定員６人から29人までの０歳から２歳までの児童を対象としたものをＢ型という。 ３　保育室設置基準に基づき、区市町村が保育室利用契約を締結し、かつ、都費の補助対象となっているもの。 ４　事業所内に設置され、当該事業所の従業員の児童を対象として保育事業をおこなっているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているもの。 ５　事業所内保育所のうち、医療機関内に設置されているもの。 ６　次の条件のうち、いずれか１つ以上該当するもので、他の分類に含まれないもの。 ⑴　午後７時以降の保育を行っているもの ⑵　児童の宿泊を行う保育を行っているもの ⑶　時間単位での児童の預かりを行っているもの

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　ハ　⑶		7　認定こども園（幼保連携型こども園を除く。）	7　認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都知事の認定を受けた以下３つの施設をいう（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年法律第174号）第３条）。 ⑴　幼稚園型認定こども園 認可幼稚園が、保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えたもの。 ⑵　保育所型認定こども園 認可保育所が、保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的機能を備えているもの。 ⑶　地方裁量型認定こども園 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすもの。
	3　幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設をいう。 （参考：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第９条）		
	4　児童養護施設とは、乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 （参考：児童福祉法第41条）	（虚弱児施設）	虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成９年法律第74号）により削除され、平成10年４月１日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。
	5　児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 （参考：児童福祉法第44条）		

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　ハ　⑶	6　児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第１項第２号及び第27条第１項第２号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 （参考：児童福祉法第44条の２）	こども家庭支援センター	宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない（⑮項として取扱う。）。
	7　一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。 （参考：児童福祉法第６条の３第７項）		
	8　家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児について、家庭的保育者（市町村長又は特別区の区長が適当と認めるもの）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。 （参考：児童福祉法第６条の３第９項）		
	9　その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項ロに掲げるものを除く。）とする。		
⑹　項　ハ　⑷	1　児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。 （参考：児童福祉法第43条）	1　福祉型児童発達支援センター 2　医療型児童発達支援センター	1　福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。 2　医療型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。
	2　児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の		

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　ハ　⑷	援助を行うことを目的とする施設をいう。 （参考：児童福祉法第43条の２）		
	3　児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。 （参考：児童福祉法第６条の２の２第２項）		
	4　放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。 （参考：児童福祉法第６条の２の２第３項）		
⑹　項　ハ　⑸	1　身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 （参考：身体障害者福祉法第31条）	身体障害者福祉センターＡ型（都道府県又は指定都市が設置するもの）、身体障害者福祉センターＢ型（区市又は社会福祉法人が設置するもの）、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター（障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設）	
	2　障害者支援施設（⑹項ロ⑸に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分４以上の者が全入所者の８割以下のものをいう。※４		

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　ハ　⑸	（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第11項）		
	３　地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第27項）		
	４　福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第28項）	身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム	
	５　生活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を供与するための施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項）	障害者通所事業所、障害者生活介護事業所	
	６　短期入所（⑹項ロ⑸に掲げるものを除く。）を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分４以上の者が全入所者の８割以下のものをいう。※４ （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第８項）		
	７　自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。	１　自立訓練(機能訓練)事業所 ２　自立訓練(生活訓練)事業所	１　自立訓練（機能訓練）事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。 ２　自立訓練（生活訓練）事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑹　項　ハ　⑸	（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第12項）		活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。
	8　就労選択支援を行う施設とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして厚生労働省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第13項）		
	9　就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第14項）		
	10　就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第15項）	1　就労継続支援（Ａ型）事業所 2　就労継続支援（Ｂ型）事業所	1　就労継続支援（Ａ型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。 2　就労継続支援（Ｂ型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
			について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。
⑹　項　ハ　⑸	11　共同生活援助を行う施設（⑹項ロ⑸に掲げるものを除く。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分４以上の者が全入所者の８割以下のものをいう。※４ （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第 18 項）	障害者グループホーム	（削除）
⑹　　項　　ニ	１　幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 ２　特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。 （参考：学校教育法第72条）		幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。
⑺　　項	１　小学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 ２　義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 ３　中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 ４　高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 ５　高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 ６　中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、国土交通大学校	１　学校教育法では、専修学校は修業年限が１年以上であり、教育を受ける者が40名以上あり、校舎面積が130㎡以上とされている。 ２　学校教育法では、各種学校は修業年限が１年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては３箇月以上１年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。 ３　同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
(7)　　項	高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 7　大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8　専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9　各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 10　その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。		
(8)　　項	1　図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2　博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3　その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	郷土館、記念館	
(9)　項　イ	1　蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2　熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3　その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9)　項　ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴	1　(9)項イに同じ。 2　本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。
(10)　　項	1　車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又		

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑽　　項	は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2　船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		
⑾　　項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
⑿　項　イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1　工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2　作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。	授産施設、宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）	
⑿　項　ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		
⒀　項　イ	1　自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2　駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第２条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2　自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3　事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 4　道路運送車両法第２条第３項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第１条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。 総排気量又は定格出力は、次のとおり。 ⑴　内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その排気量は0.125リットル以下、その他のものにあっては0.050リットル以下 ⑵　内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⒀　項　イ			格出力は1.00キロワット以下、その他のものにあっては0.60キロワット以下
⒀　項　ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
⒁　項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
⒂　項	その他の事業場とは、⑴項から⒁項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、貸レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場、調剤薬局	1　事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2　住宅は、本項に含まれないものであること。 3　観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4　異性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5　特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、ＰＲセンター等）は、本項に該当するものであること。
⒃　項　イ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（⒃項イ及び（16の２）項を除く。）の用途を含むものをいう。		

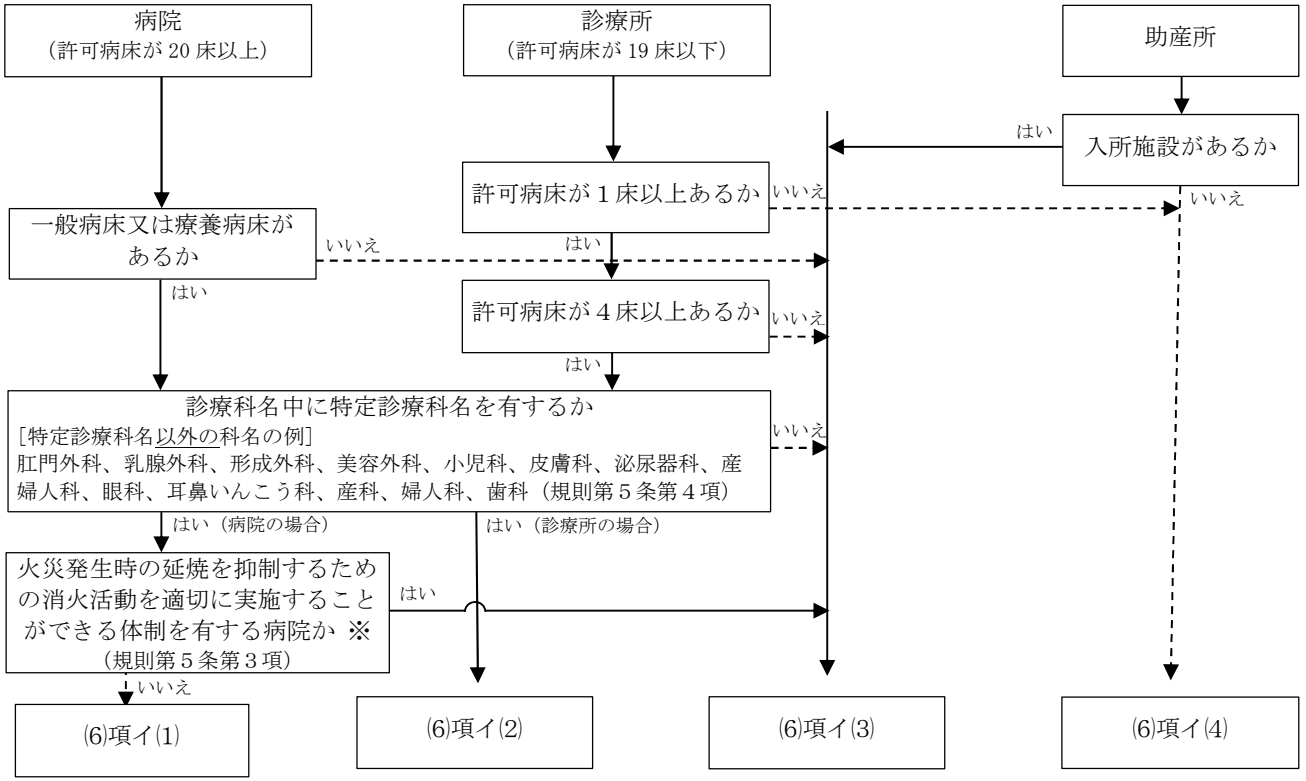
項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑯　項　ロ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（⑯項イ及び（16の２）項を除く。）の用途を含まないものをいう。		
（16の２）項	法第８条の２第１項で定義されているため省略		1　地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2　地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20ｍ（20ｍ未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3　地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。
（16の３）項	政令別表第１で定義されているため省略		準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1　地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10ｍ未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。 2　建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離20ｍを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 3　建築物の地階が建基政令第123条第３項第１号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4　準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第８条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 5　地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（２段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないもの

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
（16 の３）項			であること。
⑰　　項	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和８年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。		1　重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2　国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3　重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4　史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5　重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6　本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。
⑱　　項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。		1　夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2　延長は屋根の中心線で測定するものであること。
⑲　　項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。
⑳　　項	省令第５条で定義されているため省略		1　船舶安全法（昭和８年法律第11号）第２条第１項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 ⑴　災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの ⑵　係船中の船舶 ⑶　告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみ

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑳　　項			を航行する船舶 2　船舶安全法第32条によって同法第２条第１項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20t未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里（昭和55年４月１日から12海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号）） 3　鉄道営業法に基づく、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第83条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 4　軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱若しくは荷扱のため乗務する係員の車室であること。 5　軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両である。 6　道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 ⑴　火薬類（火薬にあっては５kg、猟銃雷管にあっては2,000箇、実砲、空砲、信管又は火管にあっては200箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） ⑵　危政令別表第３に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） ⑶　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） ⑷　150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）

項	定　　義	該当用途例	補　足　事　項
⑳　　項			⑸　前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 ⑹　放射性輸送物等、核燃料輸送物等又は核分裂性輸送物等を運搬する自動車のうち、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第47条第１項第６号に該当する自動車 ⑺　乗車定員11人以上の自動車 ⑻　乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 ⑼　幼児専用車（専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。）

※１　⑹項イの判定フローは以下のとおり。



※　火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制とは、次の①かつ②を満たす体制を有するものをいう。

①　勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数（A）について、病床数（B）が 26 床以下のときは２、26 床を超えるときは２に 13 床までを増すごとに１を加えた数を常時下回らない体制

B（床）	～26	～39	～52	～65	～78	…
A（人）	2	3	4	5	6	…

②　勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数（C）について、病床数（D）が 60 床以下のときは２、60 床を超えるときは２に 60 床までを増すごとに２を加えた数を常時下回らない体制

D（床）	～60	～120	～180	…
C（人）	2	4	6	…

なお、A及びCは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員の総数を基準とするものあること。

※２　「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」の判定に当たっては、要介護者用の居室の定員及び施設全体の入居者の定員の状況に関する資料の提出を求めて要介護者用の居室の定員の割合を確認すること。

要介護者用の居室とは、介護保険法第７条第１項に定める要介護状態区分が１以上の者を入居させる居室をいうこと。

なお、避難が困難な要介護者であること、認知症等により火災が覚知できないこと等の理由から自力避難困難である者が要介護者用の居室の定員を超えて施設の総員の半数以上入居しているものについては、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」として取り扱うこと。

※３　「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判定に当たっては、ひと月当たりの、施設に宿泊させるサービスの提供に関する資料の提出を求めて確認すること。

※４　「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」の判定に当たっては、障害支援区分４以上の者の割合を、入所者の障害支援区分に関する資料の提出を求めて確認すること。

※５　避難所が開設された場合、防火対象物の用途に変更が生じないものとして運用する。

第２章第２　消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位の取扱いについては、政令第８条が令和６年４月１日に改正されたことに伴い、次のとおり運用すること。

１　用語の定義

⑴　棟

この項において、政令第８条の規定に基づき各々別の防火対象物とみなした部分をいう。

⑵　避難上独立

防火対象物の部分（棟）が独立して建基政令第120条、第121条、第122条及び第125条の規定に掲げる要件を満たしていることをいう。

⑶　渡り廊下等

渡り廊下、地下連絡路、洞道をいう。また、渡り廊下、地下連絡路には車路、公共用通路、人工地盤の下部等を含む。

⑷　洞道

換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。

一般的に電気、ガス、水道、空調等の設備を集中して敷設した地下工作物であって、通行又は運搬の用に供するものではない。

⑸　緩衝帯（第４－１図参照）

複数の棟を接続する渡り廊下等で、各棟において火災が発生したことを想定する場合に、他の棟に延焼拡大しないこと、煙が伝播しないこと等の機能を有する空間をいう。

⑹　緩衝帯基準（安全センター）

2015 年３月「緩衝帯を有する接続部の評価方法」（一般財団法人日本消防設備安全センター）をいう。

⑺　告示第７号

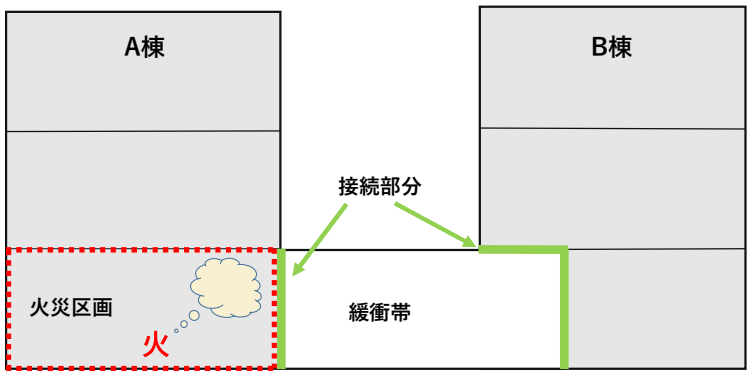
防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和６年消防庁告示第７号）をいう。

⑻　火災区画（第４－１図参照）

⑸において火災が発生したことを想定する緩衝帯に隣接する部分で、⑼の接続部分以外の部分とは、耐火構造の床若しくは壁又は遮煙性能を有する防火設備で区画された部分をいう。

⑼　接続部分（第４－１図参照）

緩衝帯と各棟が接している部分をいう。なお、当該部分の構造は、３又は４の基準によること。



第４－１図

２　別棟基準の種類

消防用設備等の設置単位を別とする別棟基準の種類は下記のとおり。

基準の種類	該当法令	
開口部のない耐火構造の床又は壁	政令第８条第１号	省令第５条の２
建築基準法に基づく防耐火別棟	政令第８条第２号	省令第５条の３第２項第１号
渡り廊下		省令第５条の３第２項第２号　告示第７号第３
地下連絡路		省令第５条の３第２項第２号　告示第７号第４
洞道		省令第５条の３第２項第２号　告示第７号第５
消防長又は消防署長が認める壁等 ⑴　開放性のある渡り廊下等 ⑵　開放性のない渡り廊下等 ⑶　駅舎の取扱い ⑷　アーケードの取扱い ⑸　性能検証 ⑹　社会通念上不合理		省令第５条の３第２項第２号　告示第７号第６

３　告示第７号（第３～５）に規定する渡り廊下等の取扱い

⑴　渡り廊下（告示第７号第３）

告示第７号第３の基準（第４－１表　渡り廊下基準）の他、次によること。

ア　各棟が避難上独立しているものであること。★

イ　建築物相互間の距離は１m以上とすること。★

ウ　告示第７号第３、２、⑶（第４－１表、２、⑵、ウ、(ｱ)）の渡り廊下が直接外気に開放されていることの判断は、４、⑴、アによること。

エ　告示第７号第３、２、⑵（第４－１表、２、⑵、イ）の開口部の面積が４㎡以内とは、各棟の開口部の面積の合計がそれぞれ４㎡以内のものをいう。なお、接続部分の開口部の面積は含めないものとする。

オ　告示第７号第３、２、⑵（第４－１表、２、⑵、イ）の基準にかかわらず、建築物相互間の距離が３m以上で渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあっては、開口部面積を問わないことができる。

カ　４、⑴、イ、(ｶ)に適合するものとすること。★

⑵　地下連絡路（告示第７号第４）

告示第７号第４の基準（第４－２表　地下連絡路基準）の他、次によること。

ア　各棟が避難上独立しているものであること。★

イ　接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の特定主要構造部は、耐火構造とすること。★

ウ　双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合であっても、地下連絡路の長さは２m以上とすること。★

エ　地下連絡路が接続されている出入口の開口部に設置する特定防火設備は、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けること。

オ　告示第７号第４、２（第４－２表、２、⑵）に基づきスプリンクラー設備を設置する部分は、地下連絡路に隣接する部分で、他の部分（地下連絡路を除く。）とは耐火構造の床又は壁若しくは遮煙性能を有する防火設備により区画されているものをいう。

カ　地下連絡路の長さが 20m以上の場合は、告示第７号第４、４（第４－２表、４）の基準にかかわらず、告示第７号第４、２（第４－２表、２）の出入口の面積を４㎡以上とすることができる。ただし、当該出入口は特定防火設備とすること。

第４－１表　渡り廊下基準

１から３までのすべてに適合していること。	
1	**渡り廊下の有効幅員** ⑴又は⑵に適合していること。
	⑴　渡り廊下が設けられている防火対象物の主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いているもの　３ｍ未満
	⑵　⑴以外の場合　６ｍ未満
2	⑴又は⑵に適合していること。
	⑴　渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離 ・１階にあっては６ｍを超えること ・２階以上の階にあっては10ｍを超えること
	⑵　防火対象物の距離の適用除外 アからウまでのすべてに適合していること。
	ア　防火対象物の外壁及び屋根の構造 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根（渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ３ｍ以内の距離にある部分に限る。以下イにおいて同じ。）が、(ｱ)又は(ｲ)に適合していること。
	(ｱ)　耐火構造又は防火構造で造られていること。
	(ｲ)　次のａからｃまでのいずれかにより延焼防止上有効に防護されていること。 ａ　耐火構造又は防火構造の塀その他これらに類するもの ｂ　閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備 ｃ　ドレンチャー設備
	イ　防火対象物の外壁及び屋根の開口部制限 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根は、開口部（当該開口部の面積が４㎡以内、かつ、防火戸が設けられているものを除く。）を有していないこと。
	ウ　渡り廊下の開放性の有無 (ｱ)又は(ｲ)に適合していること。
	(ｱ)　直接外気に開放されている渡り廊下であること。
	(ｲ)　ａからｃまでのすべてに適合していること。
	ａ　渡り廊下の構造 建築基準法施行令第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分を、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
	ｂ　渡り廊下の接続部分の出入口 (a)及び(b)に適合していること。
	(a)　出入口の開口部の面積は、４㎡以下とすること。
	(b)　防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、イオン化式スポット型感知器等の作動と連動して閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。
	ｃ　渡り廊下の直接外気に接する開口部、排煙設備及びスプリンクラー設備 (a)又は(b)に適合していること。
	(a)　次に示す直接外気に接する開口部又は排煙設備を設置すること ①　排煙口は、排煙上有効な位置に設けること ②　排煙口は、次のいずれかにより開放できること ・火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できること。 ・イオン化式スポット型感知器等の作動と連動して開放できること。 ③　直接外気に接する開口部の大きさは次によること ・開口部の面積の合計は、１㎡以上とすること。 ・屋根又は天井に設けるものにあっては、渡り廊下の幅員の３分の１以上の幅で長さ１ｍ以上とすること。 ・外壁に設けるものにあっては、その両側に渡り廊下の３分の１以上の長さで高さ１ｍ以上とすること。 ・その他これらと同等以上の排煙上有効なものとすること。 ④　機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあっては、非常電源が附置されていること。
	(b)　閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられていること。
3	**廊下の用途** 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

※この表は告示第７号第３の一部を箇条書きとし、整理したものである。

第４－２表　地下連絡路基準

１から６までのすべてに適合すること。	
1	**地下連絡路の構造** ⑴及び⑵に適合すること。
	⑴　地下連絡路は、耐火構造とすること。
	⑵　地下連絡路の壁及び天井の室内に面する部分、並びに床の下地及び仕上げを不燃材料とすること。
2	**地下連絡路の長さ**（地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離） ⑴又は⑵のいずれかに適合すること。
	⑴　ア及びイに適合すること ア　地下連絡路の長さは、６ｍ以上とすること。 イ　地下連絡路の幅員は、６ｍ未満とすること。
	⑵　地下連絡路が接続されている部分に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けること。
3	**地下連絡路の防火区画** 地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口を除き、開口部のない耐火構造の床または壁で区画されていること。
4	**前３の出入口（開口部）の面積** ４㎡以下とすること。この場合において、当該出入口には特定防火設備が設けられていること。
5	**地下連絡路の排煙設備** ⑴又は⑵のいずれかに適合すること。
	⑴　告示第７号第３第２号⑶ハ(ｲ)及び(ﾊ)（第４－１表、２、⑵、ウ、c、(a)の①、②及び④）の規定により機械排煙設備が設けられていること。
	⑵　閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられていること。
6	**地下連絡路の用途** 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

※この表は告示第７号第４の一部を箇条書きとし、整理したものである。

⑶　洞道（告示第７号第５）

告示第７号第５の基準は、以下によること。

ア　洞道は耐火構造とすること。★

イ　仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ　建築物と洞道とは、当該洞道の点検のための開口部又は換気のための開口部を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

エ　点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が２㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

オ　換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので２㎡以下のものに限る。）は、常時開放状態であるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

カ　洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。（洞道の長さが 20ｍを超える場合は★）

４　消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準

告示第７号第６の規定において、消防長又は消防署長が、規則第５条の３第２項第１号又は告示第７号第３から第５までに定める基準による場合と同等以上の安全性を確保することができると認めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

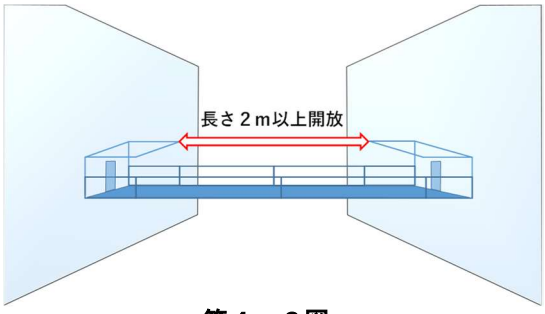
⑴　アに掲げる開放性のある渡り廊下等で、イに掲げる基準に適合するもの。

ア　開放性のある渡り廊下等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

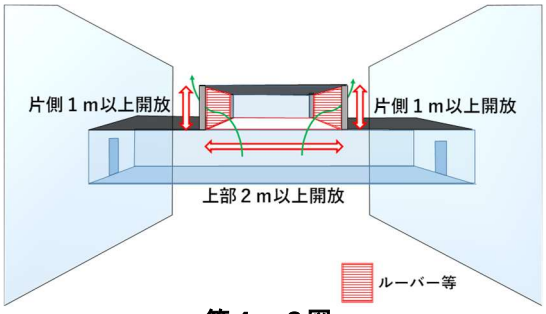
(ｱ)　渡り廊下等の長さが１ｍ以上２ｍ以下で、天井部分のすべてが開放されているもの。

(ｲ)　渡り廊下等の長さが２ｍを超えるもので、天井が長さ２ｍ以上にわたって、幅員の大部分が開放されているもの又はこれに類するもの。開放部分にルーバーやガラリ等が設置されている場合は開放率を考慮すること。（第４－２図、第４－３図参照）

※　開放部分の算定は、ルーバー等の高さ（長さ）に開放率を乗じて算出すること。



第４－２図



第４－３図

イ　消防用設備等の設置単位を別とする基準は次のすべてに適合していること。

(ｱ)　各棟が避難上独立しているものであること。

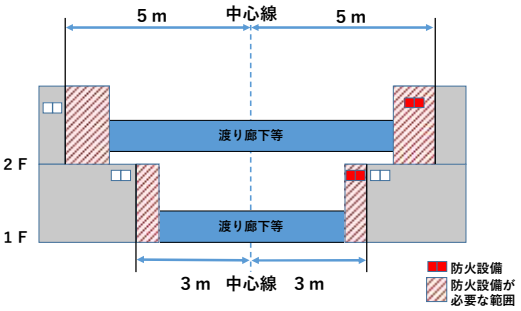
(ｲ)　渡り廊下等は、通行又は運搬の用途のみに供されるものであること。

(ｳ)　接続部分に防火シャッターが設けられている場合は、避難口として直近に直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する防火戸も併せて設けられていること。

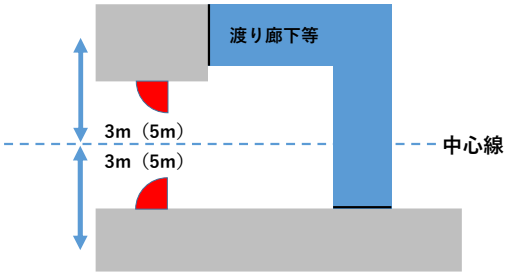
(ｴ)　可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

(ｵ)　建築物及び渡り廊下等の特定主要構造部は耐火構造であること。

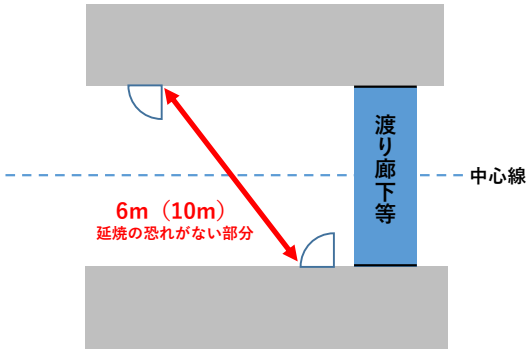
(ｶ)　独立した一の建築物（建基法上１棟）を渡り廊下等により消防用設備等の設置単位上分割する場合、分割した各棟の外壁及び屋根の開口部には、各棟の外壁間の中心線から１階にあっては３ｍ以下、２階以上の階にあっては５ｍ以下の部分に防火設備を設置すること。（第４－４図、第４－５図参照）ただし、これと同等の措置を講じた場合又は開口部が別の棟の開口部から１階にあっては６ｍを超え、２階以上の階にあっては10ｍを超える位置に存する等延焼の恐れがない場合はこの限りでない。（第４－６図参照）



第４－４図



第４－５図



第４－６図

⑵　アに掲げる開放性のない渡り廊下等で、イに掲げる基準に適合するもの。

ア　開放性のない渡り廊下等とは、⑴、アに該当しないものをいう。

イ　消防用設備等の設置単位を別とする基準は次のすべてに適合していること。

(ｱ)　⑴、イに適合すること。

(ｲ)　火災区画の接続部分から他の棟の接続部分までの距離が、第４－３表に掲げる構造等の要件ごとに定める他の棟の接続部分までの離隔距離以上であること。

b　火災区画の接続部分から他の棟の接続部分までの距離が、ウに基づく検証により求めた離隔距離以上であること。

(ｳ)　接続部分の開口部に設置される扉は、緩衝帯から避難方向（建物側）に開くこと。

(ｴ)　第４－３表に掲げる排煙設備は、建基政令第126条の３又は特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

(ｵ)　第４－３表に掲げるスプリンクラー設備の能力は次によること。

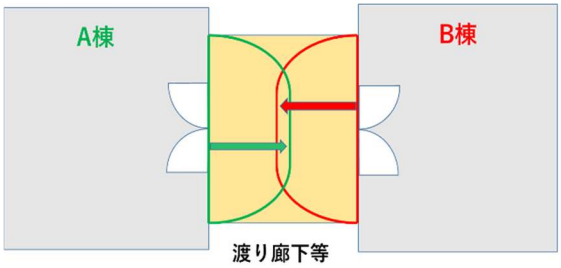
令第12条第２項に定める技術上の基準（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

ただし、駅舎において、省令第13条第３項第10号の規定（政令別表第１⑽項に掲げる車両の停車場である場合又は⑯項ロに掲げる防火対象物で同表⑽項に掲げる車両の停車場である場合も含む。）によりスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分は、駅舎の火災区画にスプリンクラー設備が設置されているものとみなす。

第４－３表　緩衝帯基準（安全センター）に基づくもの

		④	⑤	⑥
構造等の要件	接続部分の開口部の面積　※１	３０㎡以下	４５㎡以下	９０㎡以下
	火災区画の用途	通路等　※２	物販等　※３	通路等　※２
	火災区画のスプリンクラー設備　※４	なし	設置	設置
	緩衝帯のスプリンクラー設備	設置	設置	設置
	緩衝帯の排煙設備※５	設置	設置	設置
	接続部分の壁及び床	１時間の耐火性能	１時間の耐火性能	１時間の耐火性能
	接続部分の開口部	自動閉鎖式・遮煙特定防火設備	自動閉鎖式・遮煙特定防火設備	自動閉鎖式・遮煙特定防火設備
他の棟の接続部分までの離隔距離　※１		ウの延焼拡大防止の検証による	ウの延焼拡大防止の検証による	ウの延焼拡大防止の検証による

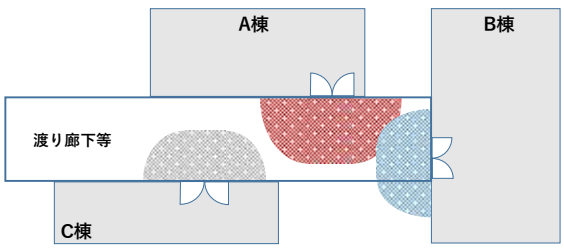
※１　接続部分の開口部の面積及び他の棟の接続部分までの離隔距離については第４－７図、第４－８図、第４－９図によること。
※２　廊下、通路、車路、ロビー、その他これらに類する用途
※３　物販店舗、飲食店、事務所、倉庫、券売機室等の用途が発生している部分をいう。（トイレ、改札等の火災の恐れがない部分を除く。）
※４　泡消火設備等での代替は可能とする。
※５　手動起動の他に煙又は炎感知器連動、及び防災センター等から遠隔起動できるものであること。



第４－７図

【他の棟の接続部分までの離隔距離】

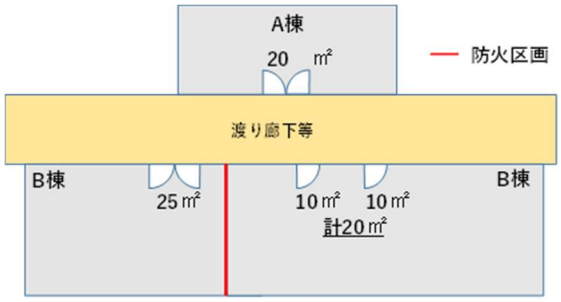
Ａ棟が火災区画（火点）のケースとＢ棟が火災区画（火点）のケースで各々算定する。
Ａ棟の離隔距離　＞　Ｂ棟の離隔距離の場合、渡り廊下等の長さはＡ棟で算定した離隔距離以上とすること。



第４－８図

【他の棟の接続部分までの離隔距離】

一の渡り廊下等に複数の建物が接続する場合、「第４－７図」と同様に他の棟の接続部分までの離隔距離を各々算定し、その範囲内に他の棟の開口部が入らないこと。



第４－９図

【接続部分の開口部面積の算定方法】

同じ棟内（Ｂ棟内）に開口部が複数ある場合、防火区画ごとに開口部を算定する。

１つの防火区画内に開口部が２箇所以上ある場合は、開口部の面積を合算して第４－３表を適用するものとするが、延焼拡大防止の検証は各開口部ごとに検証すること。

⑶　棟の用途が駅舎の場合、原則として⑴又は⑵によること。ただし、既存の駅舎で構造上困難な場合は、⑴及び⑵にかかわらず、次のすべての基準に適合するものとする。

ア　駅舎は避難上独立した棟であること。ただし、他の棟の部分を駅舎からの主な避難経路の一つとして計画する場合で、次のいずれかに適合するものはこの限りではない。（第４－10図参照）

(ｱ)　当該避難経路で火災が発生した場合、迅速に駅舎の防災センター等で覚知できること。

(ｲ)　当該避難経路以外に避難上有効な経路を有していること。

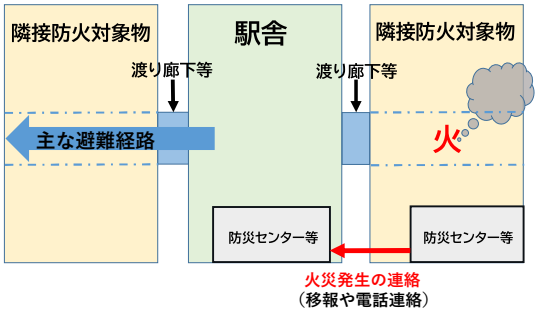
イ　４、⑴、イ、(ｲ)から(ｴ)まで及び(ｶ)に適合すること。

ウ　駅舎に存する物販等の開口部から他の棟の接続部分までの距離が、第４－４表に掲げる構造等の要件ごとに定める他の棟までの離隔距離以上であること。この場合、物販等の開口部以外の部分は耐火構造の壁とすること。ただし、物販等が接続部分と同一階にない場合又は駅舎側の接続部分と物販等の開口部が20m以上離れている場合は、この限りでない。（第４－11図参照）

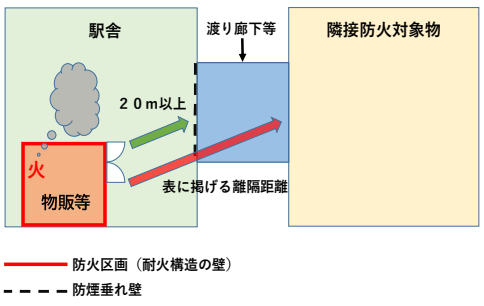
エ　煙伝播防止として、第４－４表に掲げる構造等の要件ごとに適合していること。

オ　第４－４表に掲げる排煙設備は、建基政令第126条の３又は特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

カ　第４－４表に掲げるスプリンクラー設備の能力は、政令第12条第２項に定める技術上の基準（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。



第４－10 図



第４－11 図

第４－４表　駅舎の別棟基準

		⑦	⑧	⑨	⑩
構造等の要件	物販等※１の開口部の大きさ・面積	高さ３m以下 幅員６m以下	高さ３m以下 幅員６m以下	３０㎡以下	９０㎡以下
	物販等のスプリンクラー設備　※２	設置	なし	なし	設置
	物販等の排煙設備	設置	設置	なし	なし
	物販等の開口部	自動閉鎖式 遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式 遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式 遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式 遮煙 特定防火設備
	接続部分の開口部	防煙垂れ壁	防煙垂れ壁	防煙垂れ壁	防煙垂れ壁
他の棟の接続部分までの離隔距離		１m以上	４m以上	⑵、ウの延焼拡大防止の検証による	⑵、ウの延焼拡大防止の検証による

※１　物販店舗、飲食店、事務所、倉庫、券売機室等の用途が発生している部分をいう。（トイレ、改札等の火災の恐れがない部分を除く。）
※２　泡消火設備等での代替は可能とする。

⑷　防火対象物の接続が社会通念上不合理

⑴から⑷まで及び３の基準に適合しない場合にあっても、防火対象物の接続の状況により、社会通念上から消防用設備等の設置単位を一として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討し、消防用設備等の設置単位を別とすることができる。この場合、主管課と協議すること。

５　その他留意事項

⑴　建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根が交差している場合は消防用設備等の設置単位を別とする。

この場合、努めて４、⑴及び⑵の基準に適合させること。★

⑵　消防用設備等の設置単位を別とする方法として、政令第８条第１号（開口部のない耐火構造の床又は壁）及び政令第８条第２号（渡り廊下等）を併用することができる。

⑶　渡り廊下等に昇降機、部分的なデジタルサイネージ、自動改札機、その他これらに類するものが設置されていても差し支えない。

⑷　渡り廊下等の床面積は、管理権原者が異なる場合等を鑑み、いずれかの棟の延べ面積又は按分等により各棟の延べ面積に実情に応じて算入すること。

⑸　渡り廊下等の消防用設備等は、管理権原者が異なる場合等を鑑み、いずれかの棟又は両方の棟に義務づけられる消防用設備等を実情に応じて設置すること。ただし、公共用通路には消防用設備等の設置を要しない。

⑹　既存防火対象物の取扱い

ア　既存防火対象物（昭和 50 年３月 31 日現に接続されているものに限る。）が相互に地下連絡路（公共用のものを除く。）又は渡り廊下（以下「連絡路」という。）で接続されている場合で、延焼防止上有効な状態にあるものは、次のいずれかにより取り扱うことができるものであること。

(ｱ)　昭和 50 年３月 31 日までにおいて連絡路等の位置、構造、設備その他の条件を付して別の防火対象物として取り扱ったもので、当該条件を維持しているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

(ｲ)　連絡路等の構造が告示第７号第４の基準及び３、⑵、アからオに適合する場合は、告示第７号第４、４中「４㎡」とあるのを「８㎡」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

(ｳ)　連絡路等の構造が告示第７号第４の基準（第５号を除く。）及び３、⑵、アからオに適合し、かつ、連絡路等の長さが 10m以上である場合は、告示第７号第４、４中「４㎡」とあるのを「８㎡」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

イ　昭和 50 年４月１日から令和７年３月 23 日までにおいて従前の基準で別の防火対象物として取り扱ったもので、当該基準を維持しているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

第２章第３　建築物の床面積及び階の取扱い

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)が平成 12 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

１　床面積の算定

(1) 建築基準法令上の床面積

床面積の算定は次によること。

ア 昭和 61 年 4 月 30 日建設省住指発第 115 号によること。

イ「神奈川県建築基準法取扱基準」を参考とすること。

参考

床面積の算定方法について

昭和 61 年 4 月 30 日建設省住指発第 115 号

建設省住宅局建築指導課長より

特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定されており、また、「昭和 32 年 11 月 12 日住指発第 1132 号新潟県土木部長あて」「昭和 39 年 2 月 24 日中指発第 26 号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和 61 年 8 月 1 日以後確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

記

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1)ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

(2)ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

(3)公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物

ピロティに準ずる。

(4)吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが 1.1m 以上であり、かつ、天井の高さの 1/2 以上である廊下については、幅 2m までの部分を床面積に算入しない。

(5)バルコニー・ベランダ

吹きさらしの廊下に準じる。

(6)屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

イ　長さが、当該階段の周長の 1/2 以上であること。

ロ　高さが 1.1m 以上、かつ、当該階段の天井の高さの 1/2 以上であること。

(7)エレベータシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(8)パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9)給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10)出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

イ　下端の床面からの高さが、30cm 以上であること。

ロ　周囲の外壁面から水平距離 50cm 以上突き出ていないこと。

ハ　見付け面積の 1/2 以上が窓であること。

(11)機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 15 ㎡を、床面積として算定する。

なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12)機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 12 ㎡を、床面積として算定する。

なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13)体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)木造の建築物

イ　軸組工法の場合

柱の中心線

ロ　枠組壁工法の場合

壁を構成する枠組材の中心線

ハ　丸太組構法の場合

丸太材等の中心線

(2)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、 PC 板(プレキャストコンクリート板)等の中心線

(3)鉄骨造の建築物

イ　金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合

胴縁等の中心線

ロ　イ以外の場合

PC 板、 ALC 板(高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板)等の中心線

(4)組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

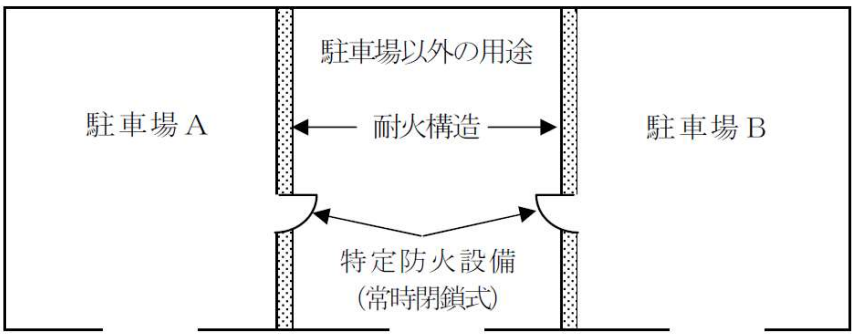
建築基準法令によるほか、次によること。

ア　倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造(積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト､クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの)を除き、床面積に算入するものであること。

イ　駐車の用に供する部分の床面積等は、次により算定すること。

(ア) 車路は、床面積に算入するものであること。

(イ) 駐車の用に供しない部分を介して２箇所以上の駐車の用に供する部分が存する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること(第１図参照)。



第１図

(ウ) 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造(立体駐車場)及び同方法で自転車を駐輪させる構造(立体駐輪場)の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

(エ) 政令第 13 条に規定する昇降機等の機械装置により車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法について、２段式以上の機械式駐車装置(上下２段以上に車両２台以上を収容する構造のもの)を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が少ない場合(当該駐車装置相互の間隔が１ｍ以下)にあっては、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第 13 条を適用する。

ウ　政令第 13 条第１項第６項に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備(以下この項において「電気設備」という。)が設置されている部分」及び政令第 13 条第１項第７項に規定する「鍛造場、ボイラー室乾燥室その他多量の火気を使用する部分(以下この項において「鍛造場等」という。)」の床面積の算定は、次のいずれかによること。ただし、屋外(屋上を含む。)に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあっては、次の(イ)によること。

(ア)　不燃区画された部分の場合

不燃材料の壁、柱、天井(天井のない場合は、はり及び屋根。以下この項において同じ)、床で区画された部分(以下この項において「不燃区画」という。)の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は次によること

a 屋内に面する出入口、窓、換気口(ガラリ等)等の開口部には、建基政令第 112 条第 14 項第２号に規定する防火設備(出入口、窓等にあっては、防火シャッターを除く。)が設けてあること。

b 屋内に面する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該不燃区画を貫通している部分又はこれに近接する部分に建基政令第 112 条第 16 項に規定する構造の防火設備が設けてあること。

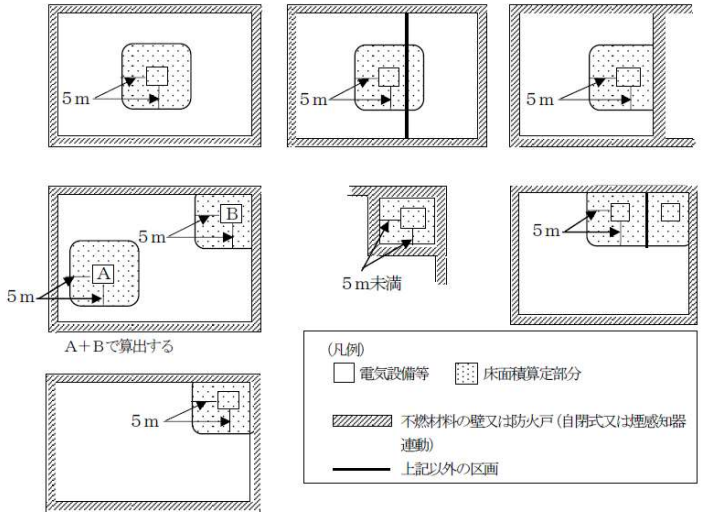
c 屋外に面する開口部には、防火設備が設けてあること。

(イ)　水平投影による部分の場合(第２図参照)

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面の周囲に水平距離５ｍまでの範囲の部分(以下この項において「水平投影による部分」という。)の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

a 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器等が２箇所以上設置されている場合は、合計した面積(水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。)とすること。

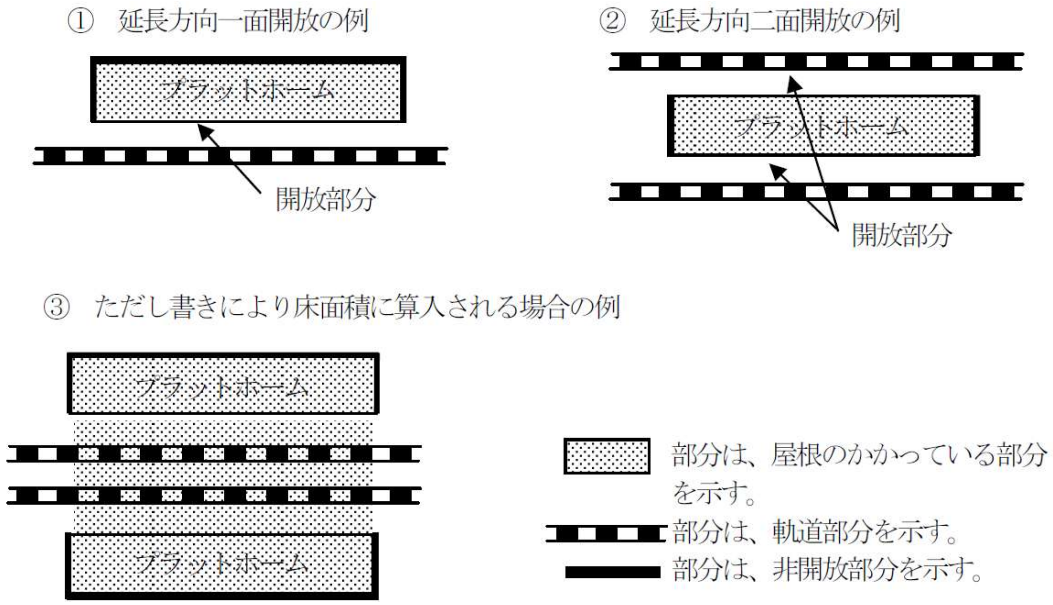
b 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、前(ア)による防火設備が設けられていること。



第２図

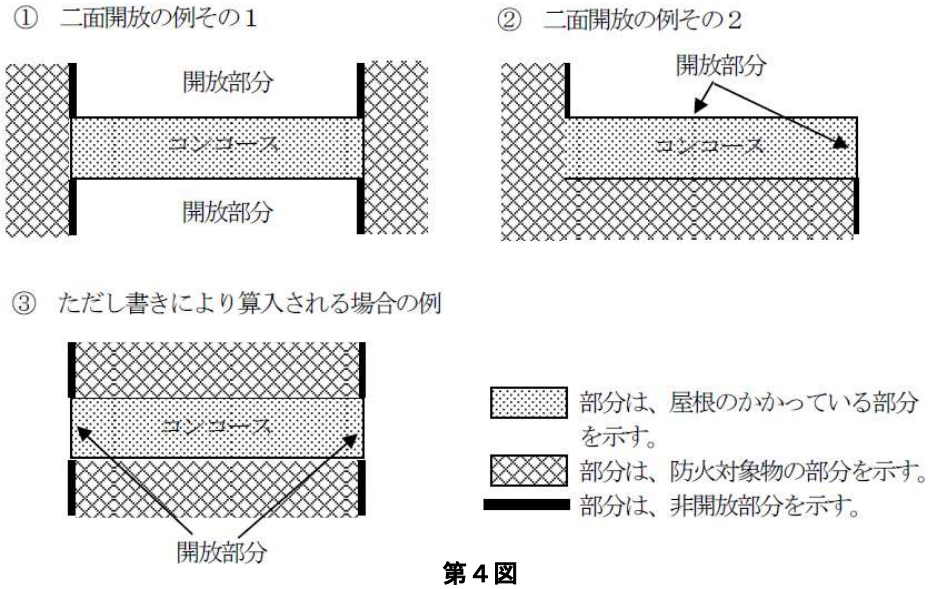
エ　駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

（ア）　延長方向の１面以上が直接外気に開放されたプラットホーム。ただし、上家の屋根が２以上のプラツトホームにわたって連続して設けられたものを除く（第３図参照）。



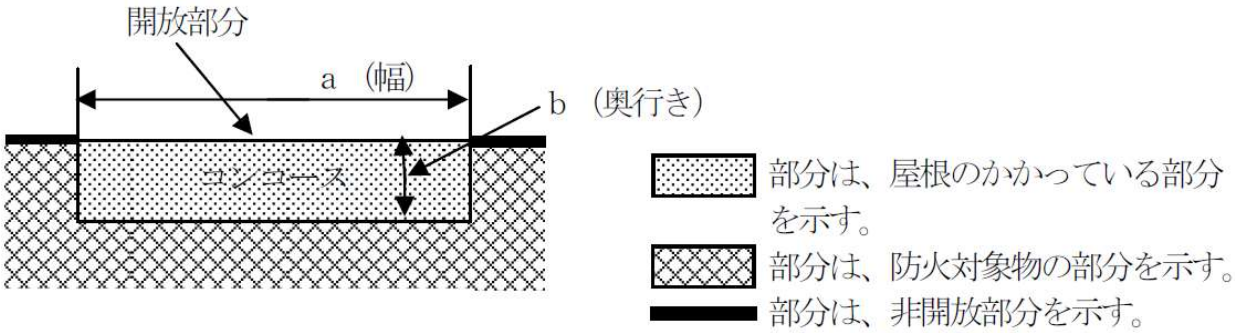
第３図

（イ）２面以上が外気に開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く（第４図参照）。



第４図

（ウ）１面が外気に開放されていて、その面にシャッターがなく、かつ、開放された面の長さがおおむね奥行の２倍以上であるコンコース（第５図参照）



第５図

オ　地下駅舎の床面積は、次により算定すること。

（ア）　改札口内にあっては、軌道部分を除き、すべてを算入する。

（イ）　改札口外のコンコース等にあっては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離 20m 以内の部分を算入すること。ただし、20m 以内に随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該シャッターまでとするものであること。

※誘導灯及び放送設備については、20m を超える部分にあっても、必要となるので注意すること。

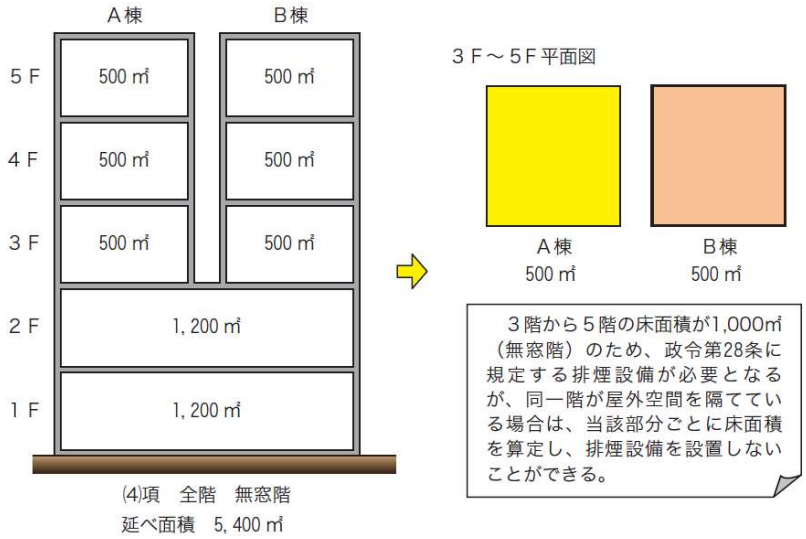
カ　観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の２倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

キ　地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m 未満の場合は当該　距離）以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖または作動する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該防火設備の部分までとするものであること。

ク　防火対象物の一部に法第 10 条第 1 項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第 17 条第 1 項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

※危険物施設部分の消防用設備等は、法第 17 条第 1 項に定める基準でなく、法第 10 条第４項に定める基準によるものであること。

ケ　階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、 同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること（第６図参照）。



第６図

コ　基準面積

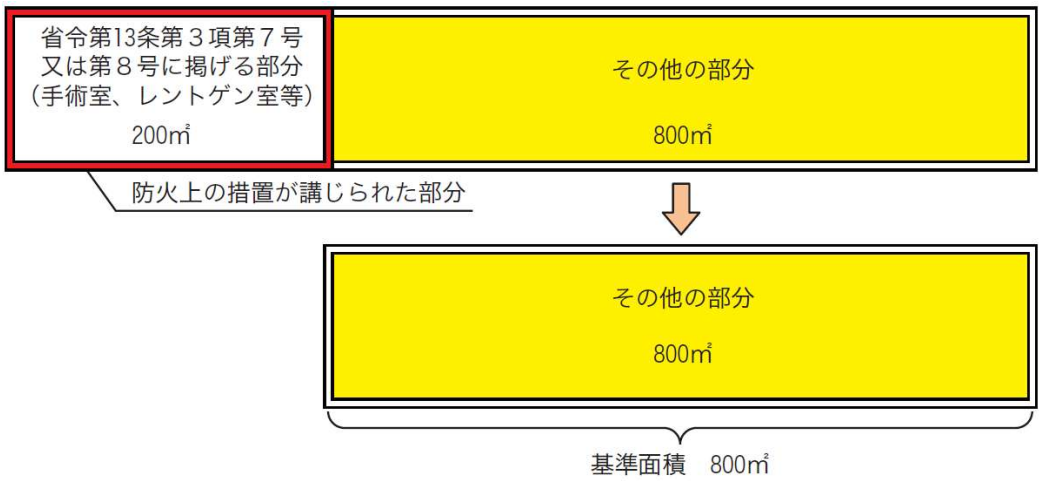
基準面積（政令第 12 条第２項第３号の２に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）の取り扱いは、次によること。

(ア)基準面積とは、防火対象物の延べ面積から、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に 1/2 を乗じて得た値を超える場合にあっては当該 1/2 を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。）の床面積の合計を減じた面積をいうものであること（第７図参照）。

a　省令第 13 条第３項第７号又は第８号に掲げる部分であること。

b　(エ)に規定する防火上の措置が講じられた部分であること。

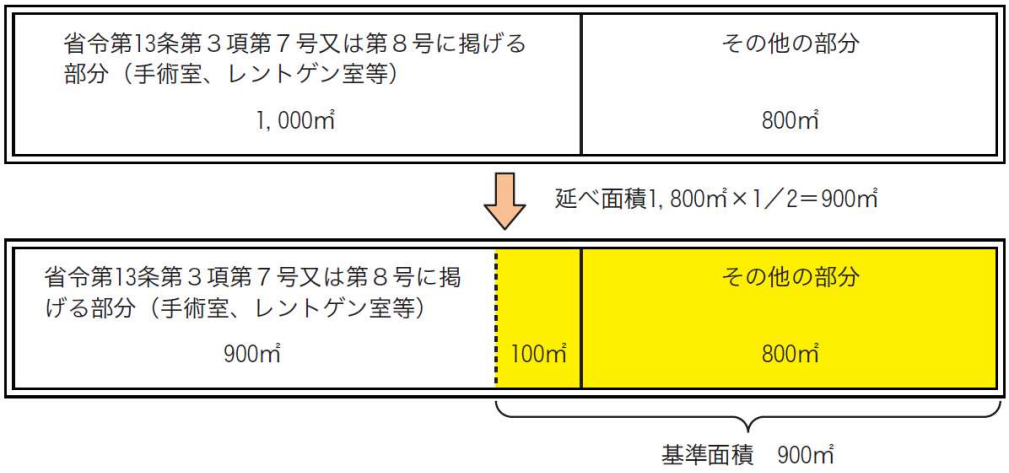
c　床面積が 1, 000 ㎡以上の地階若しくは無窓階又は床面積が 1, 500 ㎡以上の４階以上 10 階以下の階に存する部分でないこと。



第７図

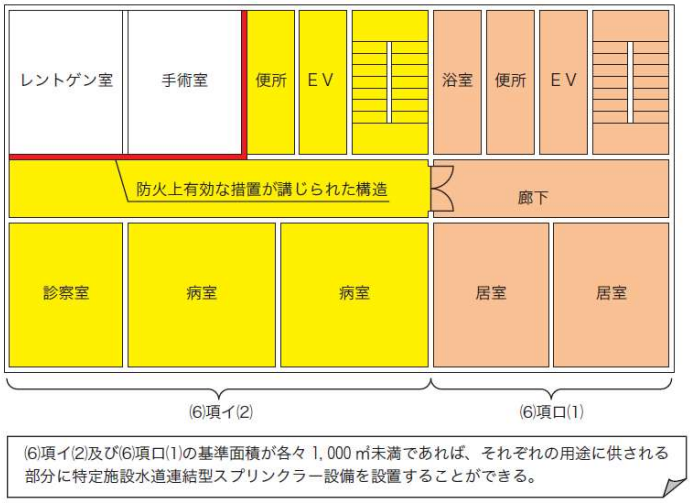
(イ) 省令第 13 条の５の２かっこ書きの「当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に 1/2 を乗じて得た値を超える場合にあっては、当該 1/2 を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る」とは、第８図の例に示すとおり、基準面積は、防火対象物の延べ面積の 1/2 を

上限とするものであること。したがって、延べ面積が 2,000 ㎡以上の防火対象物には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができないものであること。



第８図

（ウ）　一の防火対象物に政令別表第１(6)項イ及びロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が併存する場合には、政令第９条の規定により、それぞれの用途に供される部分を一の防火対象物とみなし、基準面積が 1,000 ㎡未満であれば特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができるものであること（第９図参照）。



第９図

（エ）　防火上の措置が講じられた部分

次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。（第 10 図参照）

a　準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）を設けた部分

なお、ここでいう「開口部」とは、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられたダクトの貫通部は含まないこと（b において同じ。）。

b　不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分が、直接外気に開放されている廊下等を除き、全てスプリンクラー設備の有効範囲

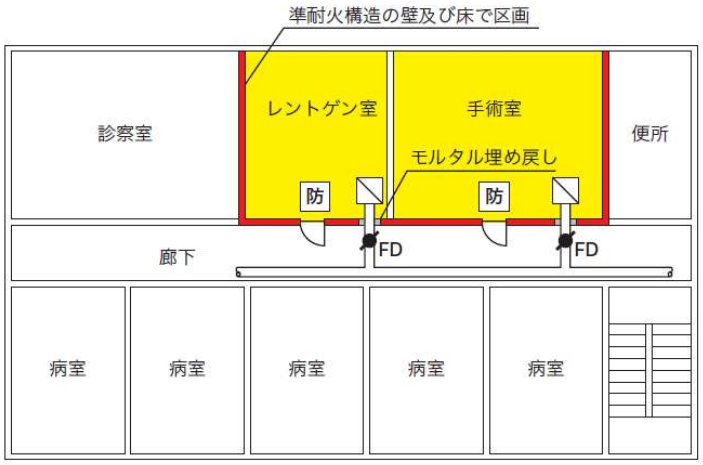
内に存するもの

なお、ここでいう「当該部分に隣接する部分」は、隣接する区域全域（例：隣接する廊下全域）を指すものではないこと。

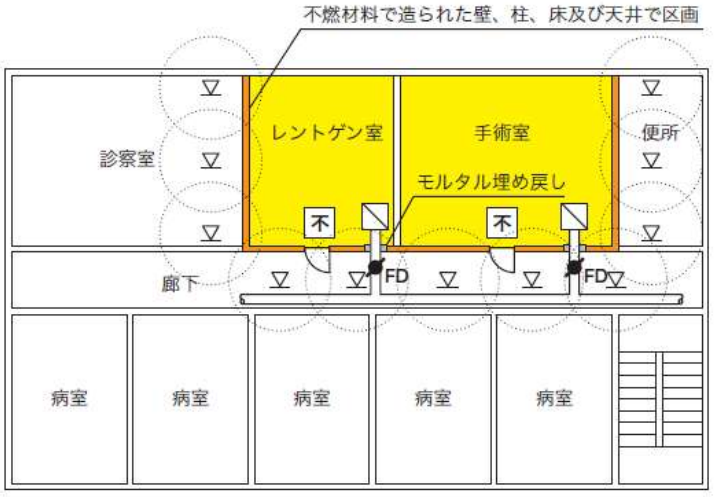
また、「スプリンクラー設備の有効範囲内」とは、「当該部分に隣接する部分」に政令第 12 条第２項の規定（省令第 13 条第 3 項各号を除く。）に準じて設置したスプリンクラー設備の有効範囲をいうものであること。この場合、政令第 12 条第２項の規定により居室等に設けたスプリンクラー設備の有効範囲にある場合は、別途スプリンクラー設備を設ける必要はないこと。

したがって、政令第 12 条第３項に規定する消防用設備等（移動式のものを除く。）の有効範囲内である場合も同様であること。

（準耐火構造の壁及び床で区画した場合の例）



（不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画した場合の例）



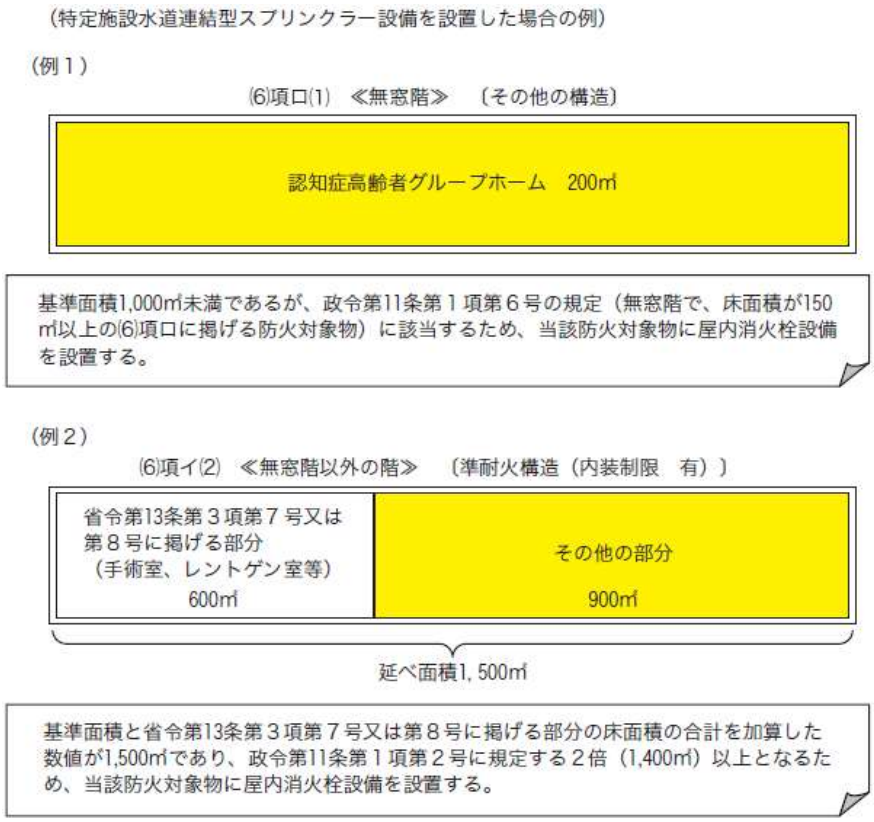
凡例

▽	水道連結型ヘッド
防	防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）
不	不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）
FD	防火ダンパー

第 10 図

（オ）特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した防火対象物又はその部分において、屋内消火栓設備を設置しなければならない場合

政令第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に定める防火対象物又はその部分に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合においても、政令第 11 条第 1 項又は第 2 項に該当する場合は屋内消火栓設備を設置しなければならい（第 11 図参照）。



第 11 図

（カ） 防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分が存する場合

防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分（以下この項において「住宅部分」という。）が存するもののうち、政令別表第１⑴項から⑮項までに掲げる防火対象物（以下この項において「政令別表対象物」という。）の用途に供される部分の床面積の合計が住宅部分の床面積の合計より大きいものについては、全体を政令別表対象物として取り扱うこととされているが、次に掲げるすべての条件に該当する場合にあっては、当該住宅部分に係る床面積を除いた基準面積が 1,000 ㎡未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる（第 12 図及び第 13 図参照）。

また、上記の防火対象物に係る政令第 11 条第 2 項の規定についても、当該住宅部分に係る床面積を除いた数値により、屋内消火栓設備の設置の要否を判断すること。

a 主要構造部が、準耐火構造であること。

b 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が政令第 10 条及び第 21 条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、省令第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

c 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が政

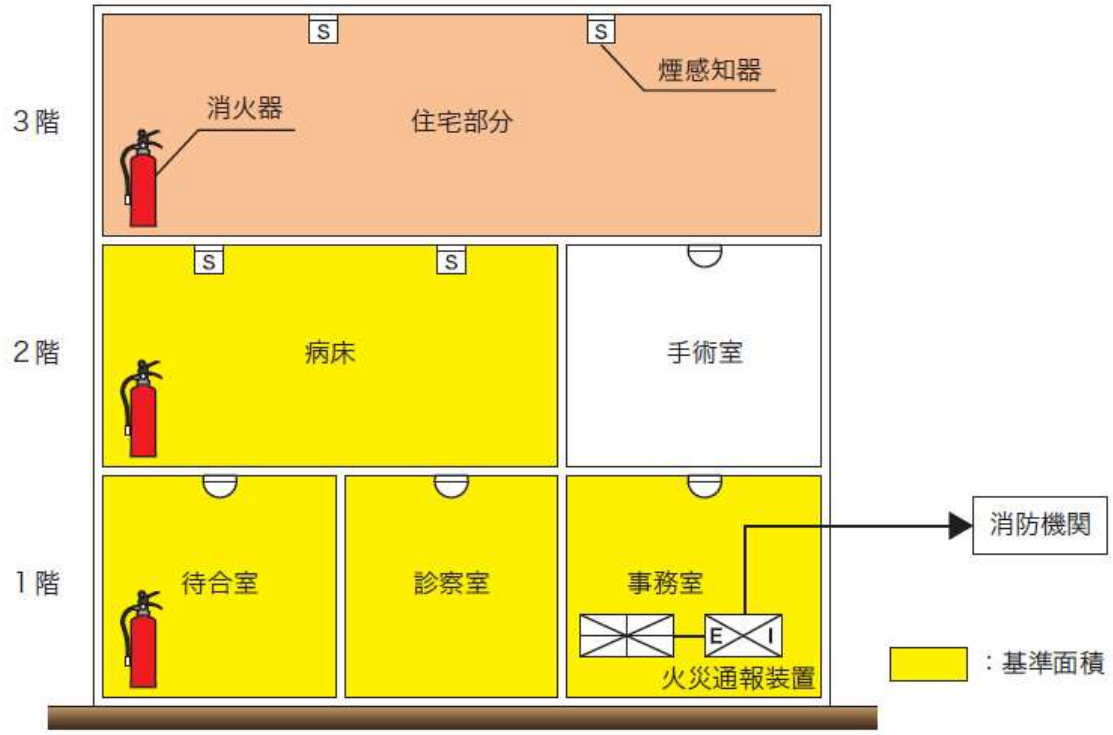
令第 23 条の技術上の基準に従い設置されていること。

d　住宅部分（階段、通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下この項において「非住宅部分」という。）が存しないこと。

ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合は、この限りでない。



第 12 図



㈱住宅部分と非住宅部分が同一階の場合は、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に常時閉鎖式等の防火戸が設けられていること。

第 13 図

2　階数の算定

(1) 建築基準法令上の階数の算定

階数の算定は、建基政令第２条第１項第８号によるほか次によること。

ア　多層式倉庫(物品(危険物を除く。)を貯蔵保管するために棚を設け、かつ、当該棚に積荷を行うための作業床を設けたものをいう。)が次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること。

(ア)耐火建築物であること。

(イ)主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。

(ウ)階高(作業床を除く。)は、５m以下であること。

イ　棚式倉庫(積荷の作業を行う者が、当該棚の外部にいて直接積荷することができるもの又はリフト若しくは、クレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの)は次に適合する場合、階数を1として取り扱うものであること。

（ア）準耐火建築物若しくは耐火建築物を要求されるものについては準耐火建築物(建基政令第109条の３第１号に該当するものを除く。)で外壁を耐火構造としたもの又は耐火建築物とし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。

（イ）軒高が15mを超えるものは、耐火建築物であること。

ウ　次の各号に適合する吊上げ式車庫は、建基法第27条、第61条及び第62条の適用にあたって、階数を１として取り扱うものであること。

（ア）耐火建築物又は準耐火建築物(建基政令第109条の３第１号に該当するものを除く。)であること。

（イ）木造建築物が密集している市街地内での他の建築物(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)又は隣地境界線から５m以下の距離に建築する場合には、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さが15m以下の部分が耐火構造であること。

（ウ）(イ)の場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、特定防火設備が設けられていること。

（エ）木造建築物が密集している市街地で既存の建築物又は他の建築物部分と一体に建築する場合は、当該既存の建築物又は他の部分とを(イ)でいう他の建築物とみなして(イ)及び(ウ)によること。

エ　小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合において、当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2以下であれば、当該部分については階として取り扱う必要はない(平成12年６月１日建設省住指発第682号「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」)。

※本通知は必ずしも住宅のみを想定しているものではないが、業務用の建築物設に設ける本格的な倉庫等までも対象としているものではない。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての階の算定

ア　倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの(積荷行者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの)を除き、階数に算定するものであること。

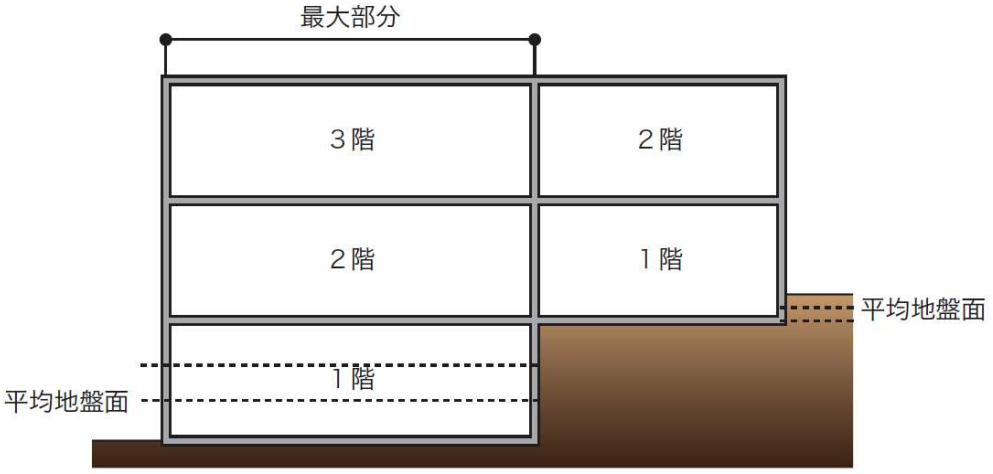
※一般的に棚と床の区別は当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、該当部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うか、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。

イ　床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので当該部分の高さがおおむね1.5m以下(通常の姿勢で作業

等ができない高さ)のものは、階数に算入しないものであること。

ウ　吊上げ式車庫の階数は１とすること。

エ　平均地盤面が異なる場合、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、最大を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること(第 14 図参照)。



第 14 図

３　その他

既存防火対象物(平成 30 年４月１日に現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物)で本基準によらない扱いをしたものについて、当該状態を維持し、防火上有効な状態である場合には、従前の例によることができる。

第２章第４　無窓階の取扱い

政令第 10 条第１項第５号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置(床面からの高さ及び空地)及び開口部の構造により決定する。

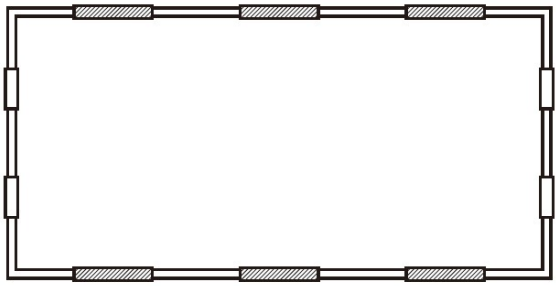
無窓階以外の階の判定は、省令第５条の５によるほか細部については、次により運用する。

１　床面積に対する開口部の割合

省令第５条の５第１項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

（１）11 階以上の階

直径 50cm 以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の 1/30 を超え階であること(第１図参照)。



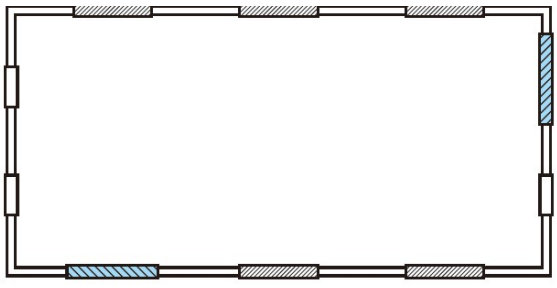
：直径 50 ㎝以上の円が内接する開口部

$$\frac{\text{の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

第１図

（２）10 階以下の階

前(1)の割合と同様であるが、前(1)の開口部に、直径 1m 以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 1.2m 以上の開口部(以下「大型開口部」という。)が２以上含まれているものであること。(第２図参照)



：直径 50 ㎝以上の円が内接する開口部

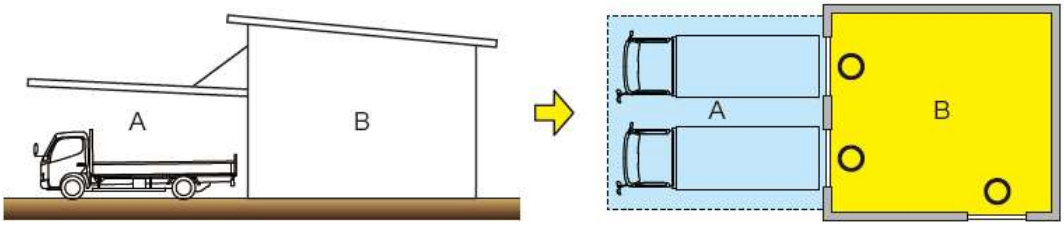
：大型開口部（開口部はできる限り離れた位置とする。）

$$\frac{\text{＋　の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

第２図

（３）　十分に外気に開放されている庇、廊下及びバルコニーで、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする（第３図参照）。

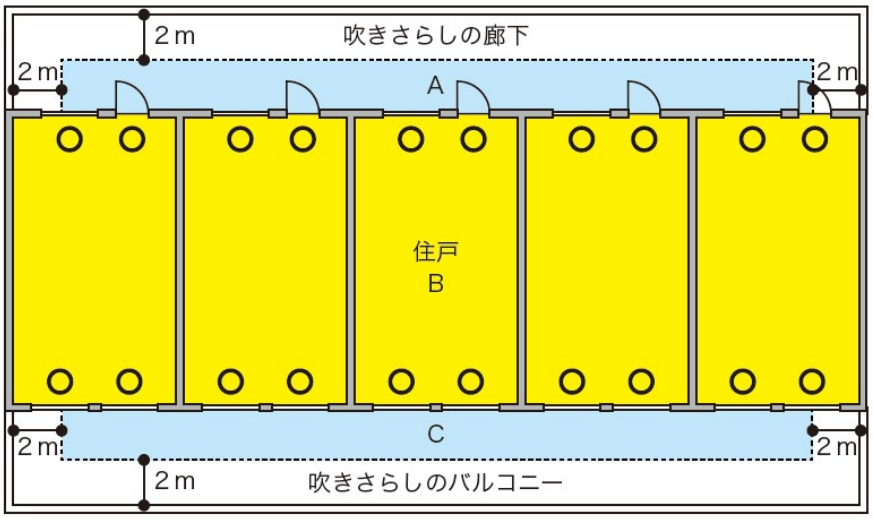
（例１）政令別表第１(14)項に掲げる防火対象物



〇：有効開口部として取り扱う部分

※庇部分の面積Ａは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Ｂと合算して（Ａ＋Ｂ）となるが、無窓階の判定上は、庇部分は外部空間として取り扱い、床面積Ｂの 1/30 の開口部の有無により判断するものとする。

（例２）政令別表第１(5)項ロに掲げる防火対象物



※吹きさらしの廊下及びバルコニーは、屋外側の腰壁又は手すりの中心線から２ｍ超える部分が床面積に算入される。したがって建築物の床面積は住戸部分の面積Ｂと合算して（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）となるが、無窓階の判定上は、廊下及びバルコニー部分は外部空間として取り扱い、床面積Ｂの 1/30 の開口部の有無により判断するものとする。

第３図

２　開口部の位置

（１）　次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第５条の５第２項第１号の「床面から開口部の下端までの高さは 1.2m 以内」のものとして取り扱うことができる。

ア　不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ　開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

ウ　高さはおおむね 30cm 以内、奥行きは 30cm 以上、幅は開口部の幅以上であること。

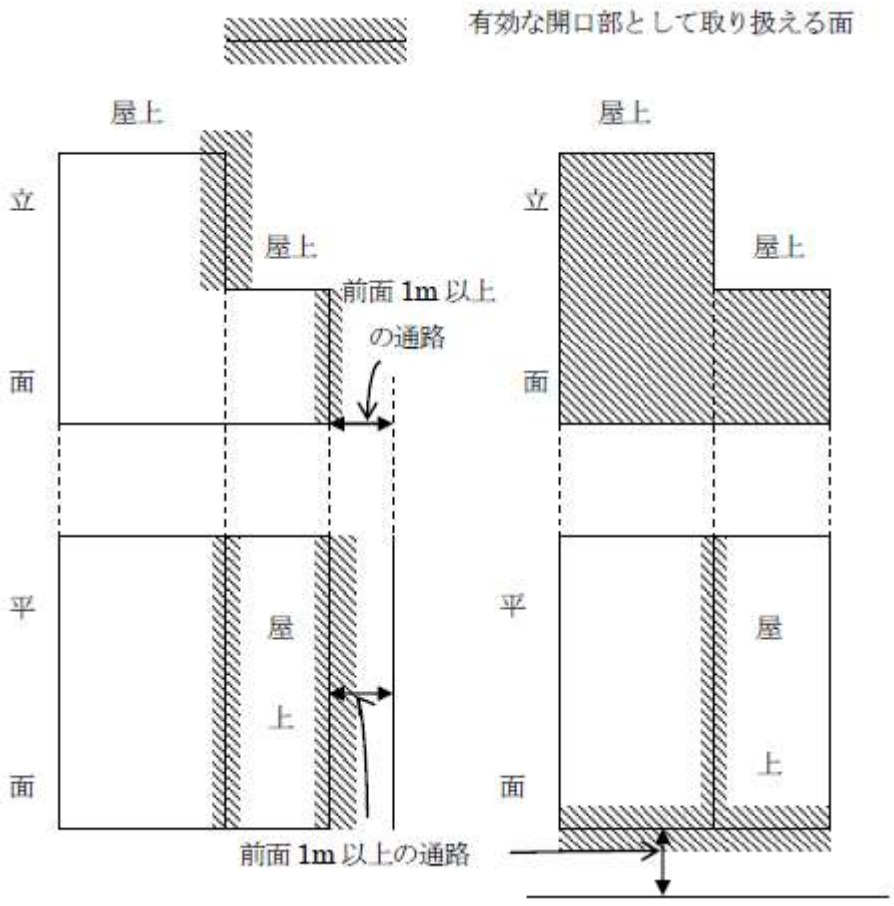
エ　踏み台の上端から開口部の下端まで 1.2m 以内であること。

オ　避難上支障のないよう設けられていること。

（２）次に掲げる空地等は、省令第５条の５第２項第２号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア　国又は地方公共団体等の管理する公園又は河川敷で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

イ　道又は道に通じる幅員 1m 以上の通路に通じることができる広場(建築物の屋上、階段状の部分等)で避難及び消火活動が有効にできるもの（第４図参照)。



第４図

ウ　1m 以内の空地又は通路に緑地を設ける場合の植物は地被植物であること。

エ　周囲が建物で囲まれている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの(第５図参照)。

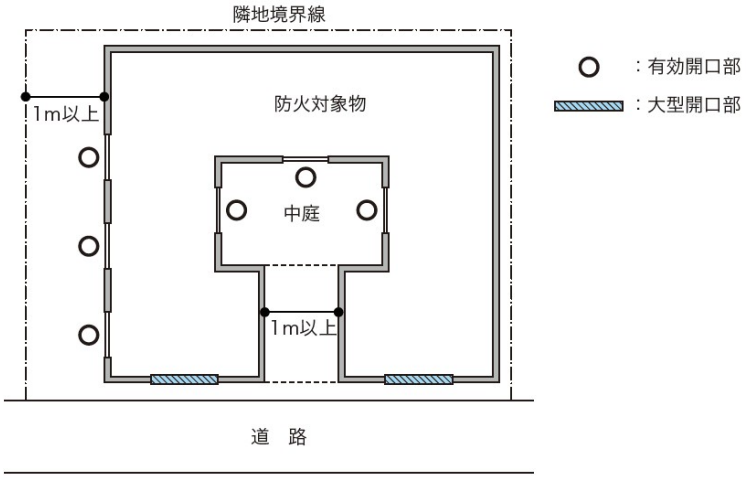
（ア）　中庭から道に通じる出入口の幅員は、１ｍ以上であること。

（イ）　中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。

（ウ）　中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m 以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。

（エ）　道に面する外壁に２以上の大型開口部があること。

（オ）　道に面する外壁の開口部で必要面積の 1/2 以上を確保できること。

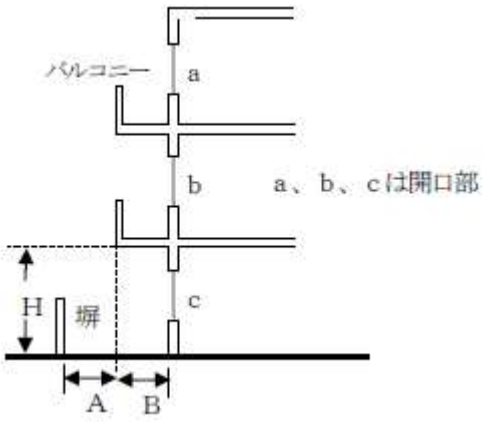


第５図

オ　幅員１m 以上の通路又は空地の上方にバルコニーがある場合（地上からバルコニーの下端の高さ（H）は 1.8m 以上であること。）は次によること（第６図参照）。

(ア)A が１m 以上の場合は、a、b、c は避難上又は消火活動上有効な開口部とする。

(イ)A が１m 未満の場合で、かつ、A＋B が１m 以上の場合は c のみ避難上又は消火活動上有効な開口部とする。



第６図

カ　道又は道に通じる幅員 1m 以上の通路その他の空地にフェンス等を設ける場合は、その高さを 1.2m以下とすること。ただし、その高さが 1.2mを超える場合でも、鍵等を用いず容易に開放できる幅１m 以上、かつ、高さ 1.2m以上のくぐり戸を設けた場合はこの限りでない。

3　開口部の構造

（１）　次に掲げる開口部は、省令第５条の５第２項第３号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる(第１表参照)。

ア　はめ殺しの窓等

（ア）普通板ガラス(旧 JISR 3201、フロート板ガラス(JIS R 3202)、磨き板ガラス(JIS R 3202)、型板ガラス(JIS R 3203) 、熱線吸収板ガラス(JIS R 3208)又は熱線反射ガラス(JIS R 3221)(ガラスの厚さが８ミリ以下のもの(厚さが６ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね 2 ㎡以下かつガラスの天

端の高さが設置されている階の床から２ｍ以下のものに限る。))

(イ)　強化ガラス JIS R 3206)又は耐熱板ガラス(ガラスの厚さが５ミリ以下のもの)

(ウ)　ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(JIS A 5759 に規定するもの以下同じ)のうち多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが 100μｍ以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもの

(エ)　塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400μｍ以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもの

(オ)　前(ア)又は(イ)に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス(通称 Low-E 膜付きガラス)

(カ)　PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100μｍ を超え 400μｍ以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの

(キ)　PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100μｍ以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの

(ク)　複層ガラス JIS R 3209)で、その２枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(キ)までのいずれかにより構成されているもの

(ケ)　前(ア)から(ク)まで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの

イ　屋内でロックされている窓等

(ア)　普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが８ミリ以下のもの。ただし、厚さが６ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね２㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から２ｍ以下のものに限る。)

(イ) 網入板ガラス(JIS R 3204)又は線入板ガラス(JIS R 3204)入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが 6.8 ミリ以下のもの)

(ウ) 前(イ)以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(ガラスの厚さが 10 ミリ以下のもの)

(エ) 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが５ミリ以下のもの)

(オ) 合わせガラス(JIS R 3205)入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は２以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの(フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+PVB30mil 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+ PVB30mil 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下、フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+ EVA 中間膜(株式会社ブリヂストン製のものに限る。以下同じ。) 0.4mm 以下+ PET フィルム 0.13mm 以下+ EVA 中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+ EVA 中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+ EVA 中間膜 0.4mm 以下+ PET フィルム 0.13mm 以下+ EVA 中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ

以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+ EVA 中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下)

(カ) 前(オ)以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は２以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等か設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(フロート板ガラス 5.0 ミリ以下+ PVB60mil 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、フロート板ガラス 3.0 ミリ以下+PVB60mil 以下+型板ガラス 4.0 ミリ以下)

(キ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100μm 以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの

(ク) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400μm 以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの

(ケ) 前(ア)から(カ)までのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス(通称 Low-E 膜付きガラス)で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

(コ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100μm を超え 400μm 以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)から(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

(サ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100μm 以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)から(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

(シ) 複層ガラス入り窓等で、その 2 枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(サ)(前(ウ)及び前(ウ)に前(キ)から(サ)に示す加工をしたものを除く。)までのいずれかにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

ウ　軽量シャッター(JIS A 4704 で定めるスラットの板厚が 1.0mm 以下のものをいう。以下同じ。)の開口部

(ア) 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの(非常電源付きのものに限る。)

(イ) 避難階又はこれに準ずる階に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

※避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階をいう。

(ウ) 共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建基政令第 126 条の 7 第 5 号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

(エ) 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付軽量シャッター

エ　防火設備(シャッター)の開口部

(ア) 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの(非常電源付のものに限る。)

(イ) 屋内外から電動により開放できるもの(非常電源付きのものに限る。)

(ウ) 屋外から水圧によって開放できる装置（以下「水圧開放装置」という。）を備えたもの(（避難階

以外の階に、水圧開放装置を設ける場合には、水圧開放装置の注水口を避難階に設けたシャッターを開放する方式のもの若しくはシャッターの押ボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源が付置されたものに限る。）又は幅１ｍ以上の足場を有する開口部とすること。）シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて(昭和 52 年 12 月 19 日消防予第 251 号)に適合しているものに限る。）

オ　二重窓等

（ア）　はめ殺しの窓等で、ア(ア)又は(イ)に掲げるもの

（イ）　屋内外から開放できるガラス入り窓等

（ウ）　避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

カ　ドア

（ア）　手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で、屋内及び屋外から容易に開放できるもの

（イ）　電動式ドアで、次のａ又はｂのいずれかに該当するもの

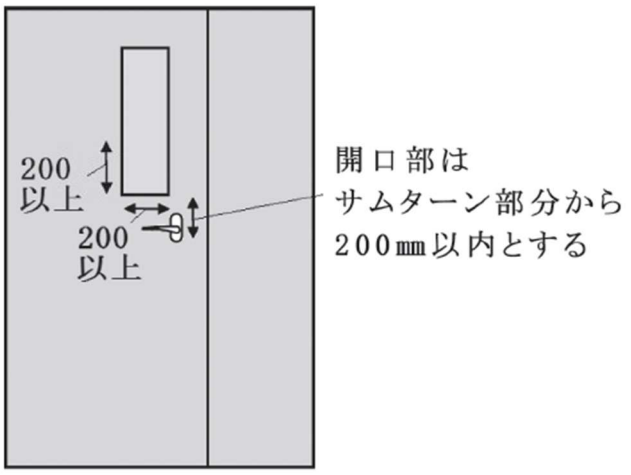
ａ　普通ガラスで板厚６ミリ以下のもの

ｂ　停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの

（ウ）　スチールドアで、屋外から水圧によって開錠できるもの

なお、設置方法及び避難階以外の階に設ける場合には、前エ（ウ）の例によること。

（エ）　ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるもの（第７図参照）



第７図

（オ）　自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の連動制御盤の作動と連動して開錠できるもの（電気錠等）

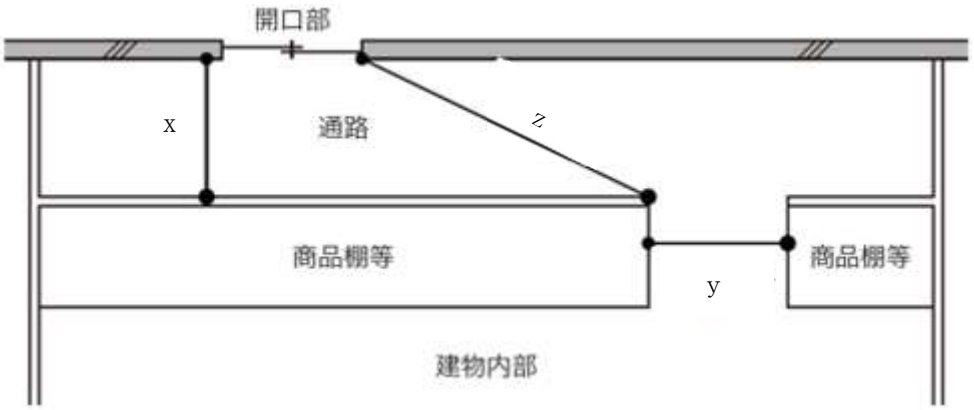
キ　開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等の出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの（第８図参照）

（ア）　通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物が存置されていないことなど常時通行に支障な

いこと。

（イ）　通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね 1m 以上、高さは 1.8m 以上として、下端は床面から 15cm 以下であること。

（ウ）　間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね 10m 以下であること。



x　おおむね 1m 以上

y　おおむね 1m 以上

z　おおむね 10m 以下

第８図

ク　開口部の周辺に広告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障ないもの

ケ　店舗等において、開口部に面して什器等を設置する場合で、次の条件を満たすもの

（ア）　高さ 1.5m、幅２m、奥行き 0.6m以下

（イ）　キャスター付き

（２）開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第２表により判断するものであること。

第１表　ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類 ＼ 開口部の条件			無窓階判定(省令第５条の２)			
			足場有り	足場なし		
				窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ８ミリ以下 (厚さが６ミリを超えるものは、ガラスの大きさがおおむね２㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から２ｍ以下のものに限る。)	引き違い	○	○	○	△
		ＦＩＸ	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8 ミリ以下	引き違い	△	△	△	△
		ＦＩＸ	×	×	×	×
	厚さ 10 ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ５ミリ以下	引き違い	○	○	○	△
		ＦＩＸ	○	○	○	×
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+PVB (ポリビニルブチラール) 30mil(膜厚 0.76mm)以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+ PVB (ポリビニルブチラール)30mil(膜厚 0.76mm)以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×
	フロート板ガラス 5.0 ミリ以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil(膜厚 1.52mm)以下十フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×

	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB (ポリビニルブチラール)60mil(膜厚 1.52mm)以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×
	フロート板ガラス 3.0 ミリ以下十 PVB (ポリビニルブチラール) 60mil(膜厚 1.52mm)以下+型板ガラス 4.0 ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×
	フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜 0.4mm 以下+ ＰＥＴ フイルム 0.13mm 以下 十 EVA 中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×
	フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜 0.8mm 以下十フロート板ガラス 6.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+ EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜 0.4mm 以下+PE T フィルム 0.13mm 以下+ EVA 中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×
倍強度ガラス	―	引き違い	×	×	×	×
		ＦＩＸ	×	×	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラス(窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む)は、厚さ 6.8 ミリ以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。					

〔備考〕

1 ガラスの厚さの単位は、日本工業規格(J IS)において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。

2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー(建基政令第 126 条の７第５号に規定する構造以上のもの)、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの

3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

4 「ＦＩＸ」とは、はめ殺し窓をいう。

5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するもの

6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。)等を貼付していないガラスをいう。

7「窓ガラス用フィルム A」は、次のものをいう。

（１）PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが 100μｍ以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス

（２）塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400μｍ以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス

（３）低放射ガラス(通称 Low-E 膜付きガラス)(金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。)

８　「窓ガラス用フィルム B」は、次のものをいう。

（１）PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100μｍ を超え 400μｍ以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス

（２）PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100μｍ以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス

９　「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて(窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルム A、窓ガラス用フィルム B)同じ判定であること。

10　合わせガラスに用いる EVA（エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。

11　防犯性能の高い建物物品の開発・普及に関する官民合同会議が実施する、建物物品の防犯性能の試験に合格した窓ガラス用フィルム（「CP マーク」の表示が認められるもの。）を貼り付けしたものは省令第５条の５第２項第３号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱わない。

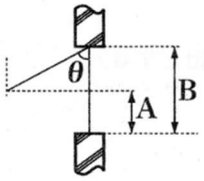
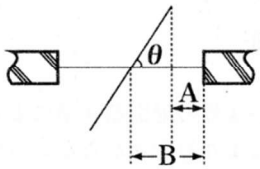
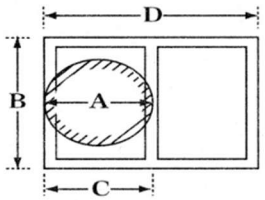
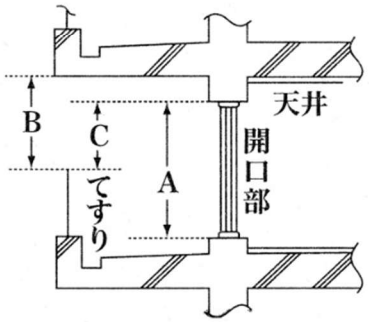
〔凡例〕

○　：　省令第５条の５第２項第３号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

△　：　ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合概ね１／２の面積で算定する。）を省令第５条の５第２項第３号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

×　：　省令第５条の５第２項第３号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第２表　開口部の有効寸法の算定方法

	型　　式	判　　断
突出し窓	 （注）θは，最大開口角度 （0度～90度）	Ａの部分とする。 （注）　Ａ＝Ｂ（１－ｃｏｓθ）
回転窓	 （注）　θは，最大開口角度 （0度～90度）	Ａの部分とする。 （注）　Ａ＝Ｂ（１－ｃｏｓθ）
引き違い窓（上げ下げ窓を含む。）	 （注）　1　Ａ及びC＝$\frac{1}{2}$D 2　Aは，50cmの円の内接又は1ｍの円の内接	Ａ又はＢ×Ｃとする。 なお、次による寸法の場合は、50㎝以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 Ｂ＝1.0ｍ（0.65ｍ）以上 Ｃ＝0.45ｍ（0.4ｍ）以上 （注）（　）内は、バルコニー等がある場合
外壁側にバルコニー等がある場合		Ａの部分とする。 なお、Ｂは１ｍ以上でてすりの高さは、床面から1.2ｍ以下とする。 （注）バルコニーの幅員はおおむね60㎝以上の場合に限る。これによりがたい場合はＣを開口寸法とする。

4　その他

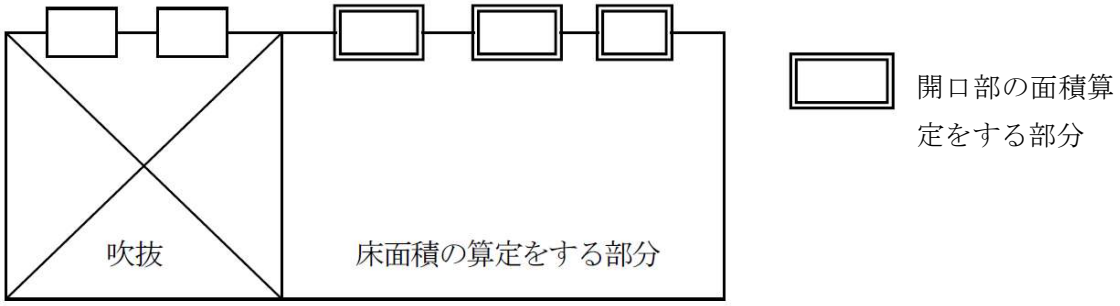
（1）営業中は、省令第５条の５で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取扱うことができる。

（2）吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする(第９図参照)。

床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

ア　床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ　開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第９図

（3）特定された少数の関係者のみが使用するテント倉庫（主要骨組に鋼材を使用し、ロープ又は支線などを補助材としたものに合成繊維又は無機繊維の膜材を用いて外構を覆う工法によるテント製倉庫用構造物をいう。）で外部から容易に破壊でき、かつ、消火活動上支障のないものは、無窓階以外の階として取り扱うことができるものとする。

（4）精神病院等の階が無窓階になる場合は、昭和 49 年法律第 64 号の附則第４項により消防用設備等がそ及適用されるものに限り、病室以外の部分が省令第５条の５の規定により無窓とならない当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。

（5）既存防火対象物(平成 30 年４月１日に現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物)で無窓階以外の階として扱ったものについて、当該状態を維持し、防火上有効な状態である場合には、従前の例によることができる。

第２章第５　収容人員の算定

１　共通的事項

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、省令第１条の３に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

収容人員の算定は、法第８条の適用については棟単位である（政令第２条が適用される場合を除く。）が、政令第 24 条の適用については棟単位又は階単位、政令第 25 条及の適用については階単位とする。

２　階単位の収容人員の取扱い

⑴　複数の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

⑵　従業者が使用する社員食堂は、当該部分を３㎡で除して得た数の従業者があるものとして算入すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。

⑶　教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは次によること。(⑹項ニ、⑺項関係)

ア　一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒及び学生の数と合算して参入すること。

イ　特別教室等についいては、その室の最大収容人員とすること。

ウ　一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

３　基本事項

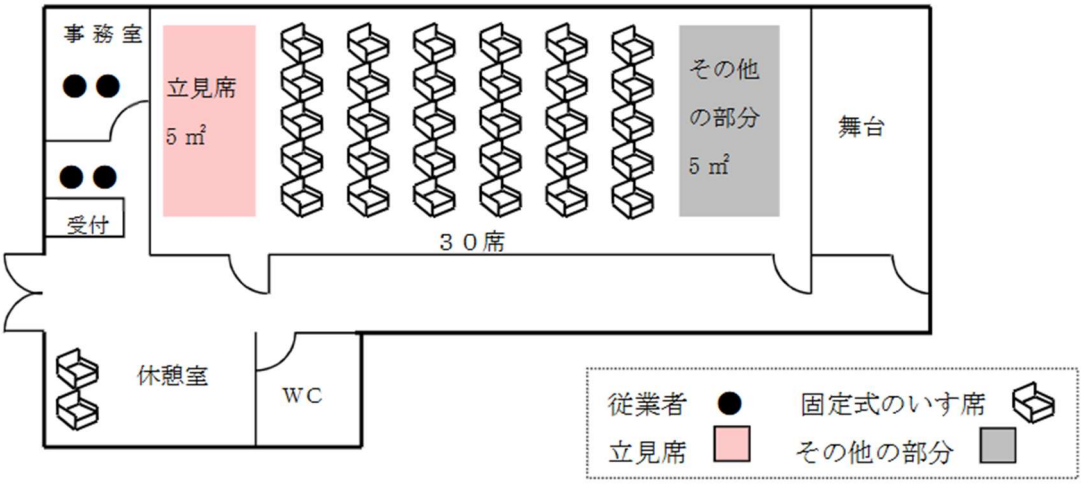
	項　目	内　　容
ア	算　定　方　法	収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、省令第１条の３に規定する算定方法により算定する。 また、収容人員の算定は、法第８条の適用については棟単位である（政令第２条のが適用される場合を除く。）が、政令第 24 条の適用については棟単位又は階単位、政令第 25 条の適用については階単位とする。 なお、この算定は事業場が平常の操業状態にあるものとして一般化されているものであり、原則として臨時的操業や一時休止によって影響されない。
イ	従属部分の取扱い	防火対象物の部分で、機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定する。 複合用途防火対象物の取扱いで、特定用途部分の床面積の合計が延べ面積の 10％以下、かつ、300 ㎡未満であることにより⑯項ロとなる場合、当該特定用途部分は、主たる用途の用途判定に従い算定する。
ウ	令２の場合	同一敷地内にあり、管理権原者が同一である 2 以上の防火対象物（令２の適用を受ける防火対象物）は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算する。
エ	一時使用の場合	防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、省令第１条の３の規定を適用する。

オ	時間帯により従業員数が異なる場合	従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制の最大勤務者数とする。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）は、従業者として取扱わない。
カ	交代制勤務の場合	交替制の勤務体制をとっている場合は、1日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交替時等のために重複して在館する場合は、合計した数とはしない。
キ	外勤者の取扱い	職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入する。
ク	人事台帳の記載と現員数が異なる場合	人事台帳に記載されている従業員数が現員数を上回っている場合は現員数で算定する。
ケ	固定式いすとして取扱うもの	つぎに掲げるものは、固定式のいすとして扱う。 ア　ソファー等のいす席 イ　いす席相互を連結したいす席 ウ　掘りごたつ エ　常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動できないいす席
コ	長いすの取扱い	長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定し、その都度端数を切り捨てる。
サ	廊下等の面積不算入	廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めない。
シ	算定人員の端数の取扱い	算定人員の計算において、⑴満たない人数は、1人の人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定する。 ※用途によっては切り上げる（⑵項ニ及び⑸項イ）。

4　用途別の収容人員算定要領

<table>
<tr><th colspan="2">政令別表第１　(1)項
（劇場、映画館、公会堂等）</th></tr>
<tr><td>「客席の部分」
の　取　扱　い</td><td>「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいい、具体的には次の表の部分をいう。
<table>
<tr><th>用　　途</th><th>客席の部分</th></tr>
<tr><td>劇場・映画館</td><td>演劇、音楽、映画等を観賞するためにいす席等が設置されている部分</td></tr>
<tr><td>演　芸　場</td><td>落語、漫才等の演芸を観賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分</td></tr>
<tr><td>観　覧　場</td><td>スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設置されている部分</td></tr>
<tr><td>公会堂・集会場</td><td>集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分</td></tr>
</table>
※客席部分内の通路部分は、収容人員算定の対象から除かれる。</td></tr>
<tr><td>「立見席の部分」
の　取　扱　い</td><td>「立見席の部分」とは、いす席等を置かず、観客が立って観覧等する部分をいい、通路の延長部、出入り口の扉の回転部等は含まれない。</td></tr>
<tr><td>「その他の部分」
の　取　扱　い</td><td>「その他の部分」とは、固定式いす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追込場）を設ける部分や寄席の和風のさじき、国技館のます席などを指す。</td></tr>
</table>

算定例　　(1)イ：劇場



防火対象物の状況			小　計	合　計
従　　業　　者		４人	４	６９人
客席の部分	固定式のいす席の部分	３０席	３０	
	立　見　席　の　部　分	５㎡	２５（＝５㎡/0.2）	
	そ　の　他　の　部　分	５㎡	１０（＝５㎡/0.5）	

※　休憩室のいす席の数は、客席の部分ではないため算定しない。

令別表第１　⑵項、⑶項
（キャバレー、遊技場、性風俗関連店舗、カラオケボックス、料理店、飲食店等）

遊技場に関する事項

「遊技場」の取扱い

「遊技場」とは、囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」の取扱い

「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の人数を掛けわわせてえられた数とする。

⑴	パチンコ等	1
⑵	囲碁、将棋、ビリヤード等	2
⑶	マージャン等	4
⑷	ボーリング	レーンに付属するいすの数
⑸	ゲーム機械	機械を使用して遊べる者の数
⑹	人数制限がないもの（ルーレットゲーム等）	ゲーム台等の寄付き部分の幅を0.5ｍで除して得た数
⑺	遊技人数が明確に限定できるもの（⑴～⑹以外）	当該遊技人数
⑻	⑴～⑺により遊技人数を算定できない場合	競技卓、盤、機械等の数

「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」の取扱い

「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所に固定式のいす席が設けられている場合をいう。

⑴	ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
⑵	前⑴以外の遊技場で自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分を特定できる場所

その他のものに関する事項

「従業者」の取扱い

従業者以外の同居の家族は含まない。

キャバレー等のホステスは従業者に含めるが、芸者等で派遣の形態がとられているものについては、

「客席の部分」の取扱い

「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分（個室型店舗の場合は、遊興のために客が利用する個室部分）をいい、厨房、配膳、控室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

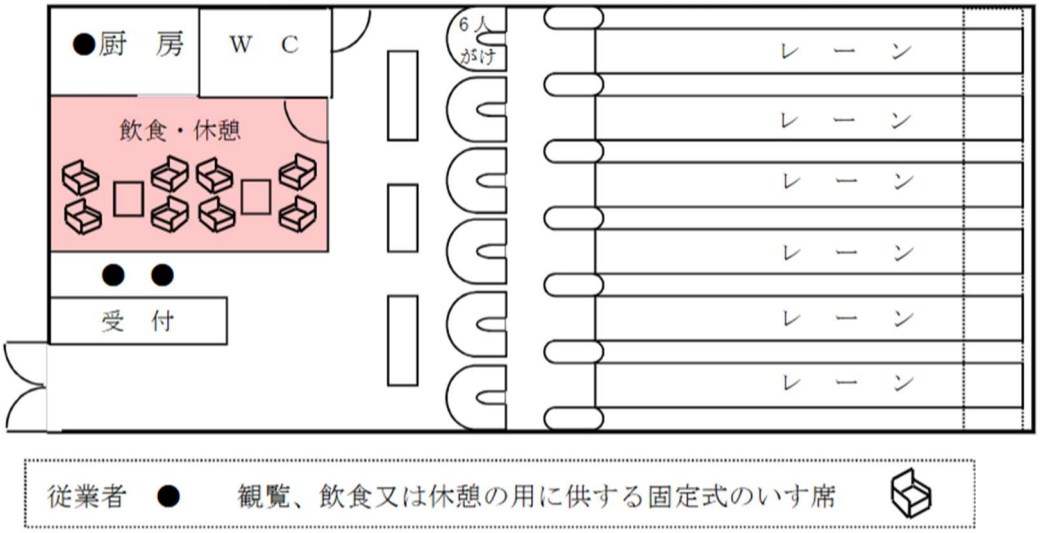
「その他の部分」の取扱い

「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室等をいう。

複数の階を使用する場合、各階の合計床面積を３㎡で除す。

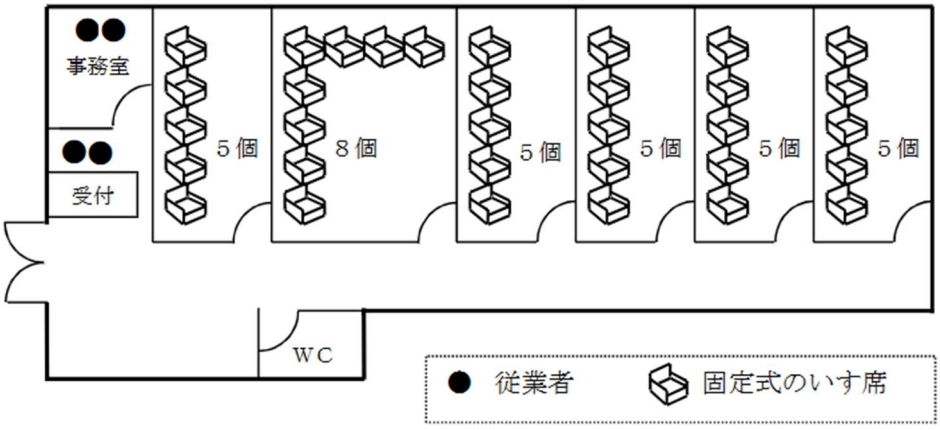
個室型店舗の場合は、個室（これに類する施設を含む。）ごとに行い、端数が出た場合には切り上げ、個室が３㎡未満の場合は１人として算定する

算定例①　　⑵項ロ：ボーリング場



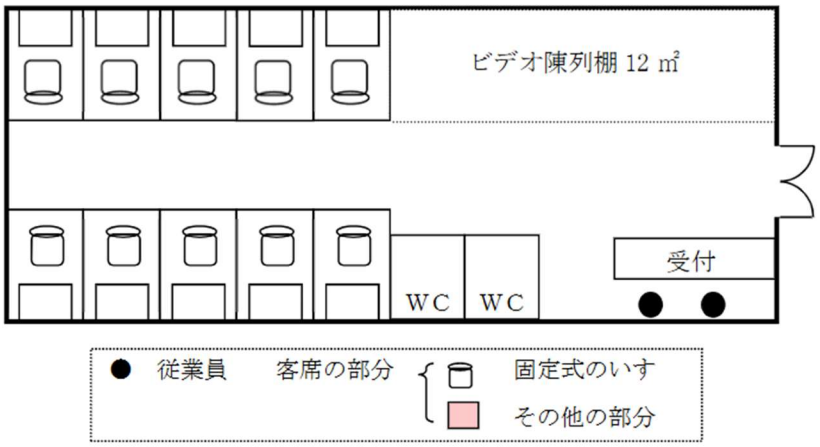
防火対象物の状況		小　計	合　計
従　業　者	3名	3	**47人**
遊技者 （1レーンに付属するいす）	6席	36（＝6人かけ席×6）	
観覧、飲食又は休憩の用に供する固定いす席	8席	8	

算定例②　　⑵項ニ：カラオケボックス



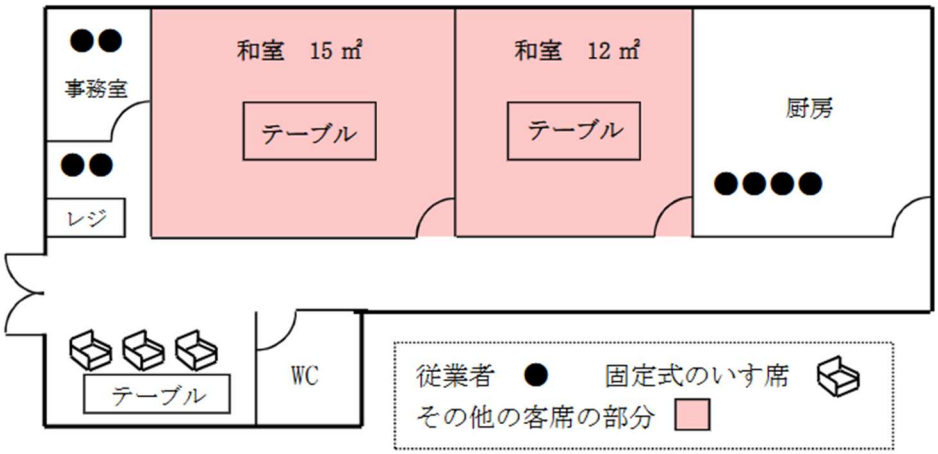
防火対象物の状況			小　計	合　計
従　業　員		4人	4	**37人**
客席の部分	固定式いす席の部分	33席	33	
	その他の部分	な　し	0	

算定例③　　⑵項ニ：個室ビデオ店



防火対象物の状況			小　計	合　計
従　　業　　者		２人	2	**１２人**
客席の部分	固定式いす席の部分	１０席	１０	
	その他の部分	な　し	0	

算定例④　　⑶項ロ：飲食店



防火対象物の状況			小　計	合　計
従　　業　　者		８人	8	**２０人**
客席の部分	固定式いす席の部分	３席	3	
	その他の部分	２７㎡	９（＝２７㎡／３）	

Q　政令別表第 1⑵項ロ、⑶項ロ等における収容人員の算定は、省令第 1 条の 3 の基準により算定すると 30 人以上となるが経営者の言によると常に15～16名の客数であるという。このような場合においても防火管理者の選任は必要か？

A　省令第 1 条の 3 の算定基準によられたい。

<table>
<tr><th colspan="2">政令別表第１　⑷項
（百貨店・物品販売店舗等）</th></tr>
<tr><td>「主として従業者以外の者の使用に供する部分」の取扱い</td><td>「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利用の用に供する部分をいい、次の部分を除いた場所をいう。<table><tr><td>⑴</td><td>事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設</td></tr><tr><td>⑵</td><td>駐車場、商品倉庫、商品荷捌場</td></tr><tr><td>⑶</td><td>空調機械室、電気室等の設備室</td></tr><tr><td>⑷</td><td>連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある道路及び公共性の強い通路部分</td></tr><tr><td>⑸</td><td>その他従業者だけが使用する部分</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>「飲食又は休憩の用に供する部分」の取扱い</td><td>「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。<table><tr><td>⑴</td><td>レストラン、喫茶、その他の飲食店</td></tr><tr><td>⑵</td><td>喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分</td></tr><tr><td>⑶</td><td>その他の飲食及び休憩の用に供する部分</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>「その他の部分」の取扱い</td><td>「その他の部分」には、売り場内のショーケース固定いす等を置いてある部分や通路部分も含む。</td></tr>
</table>

政令別表第１　⑸項イ
（旅館、ホテル等）

宿泊室の取扱い

宿泊室の人員算定の取扱いは、次による

共通事項		宿泊室ごとに算定を行う。
洋室に関する事項	⑴	シングルベッド、セミダブルベッドは１にんとして算定する。
	⑵	ダブルベッド、２段ベッドは２人として算定する。
	⑶	洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。
和室に関する事項	⑷	「簡易宿泊所」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする宿泊施設で、ユースホステル、山小屋、簡易宿泊所の類を指す。
	⑸	簡易宿泊所の中２階（棚状）式のものは棚数をベッド数とする。
	⑹	「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態からみて団体客を宿泊させることが過半に及ぶもので、林間学校、修学旅行会館等が挙げられる。 ※　一般の旅館等にあっても、宿泊者１人当たりの床面積が３㎡程度であるような使用実態の場合は、該当する。
	⑺	和室の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取扱う。
	⑻	和室の宿泊室の床面積には、押し入れや床の間、便所等は含まず、畳の部分に限定される。
	⑼	和室の宿泊室については、旅館業法施行令に基づく宿泊定員と一致しないことがある（算定基準が異なるため）
	⑽	和室の人員算定で端数が出た場合は、切り上げる。
	⑾	簡易宿泊所で３㎡未満の室は収容人員１人とする。
	⑿	一の宿泊に洋室の部分と和室の部分（全室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定した人員を合算して算定する。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

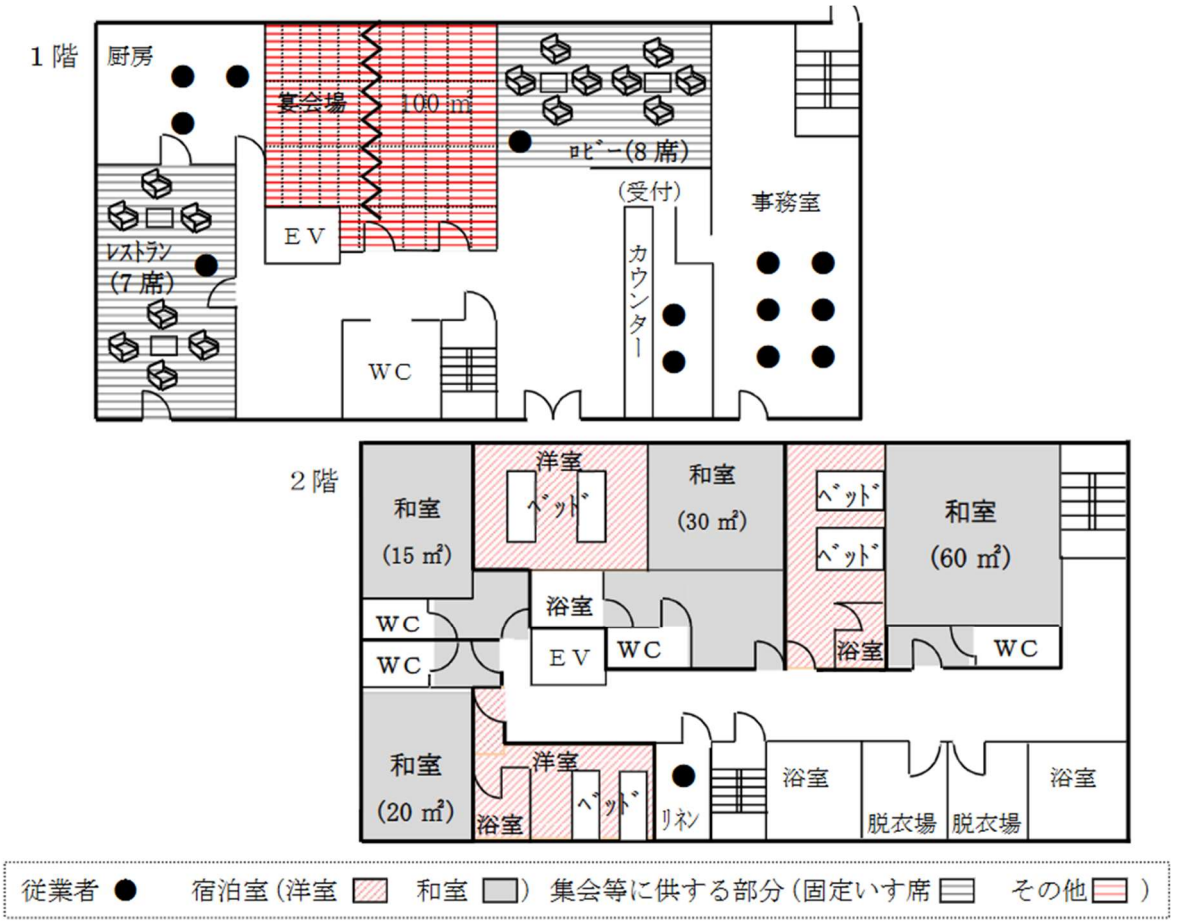
「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」の取扱い

「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も、利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まない。

⑴	宴会場等
⑵	レストラン、スナック等の飲食を提供する場所
⑶	いす席を設けたロビー等（通路部分を除く。）
⑷	⑴～⑶以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

※　防火管理者の選任義務の有無を決定する場合に限る。避難器具設置義務の有無等を判断する場合にあっては、現にその階に収容されている者を、安全に避難させるという目的から、重ねて算定することもあり得る。

算定例　　⑸項イ：旅館（主として団体客を宿泊させるもの）

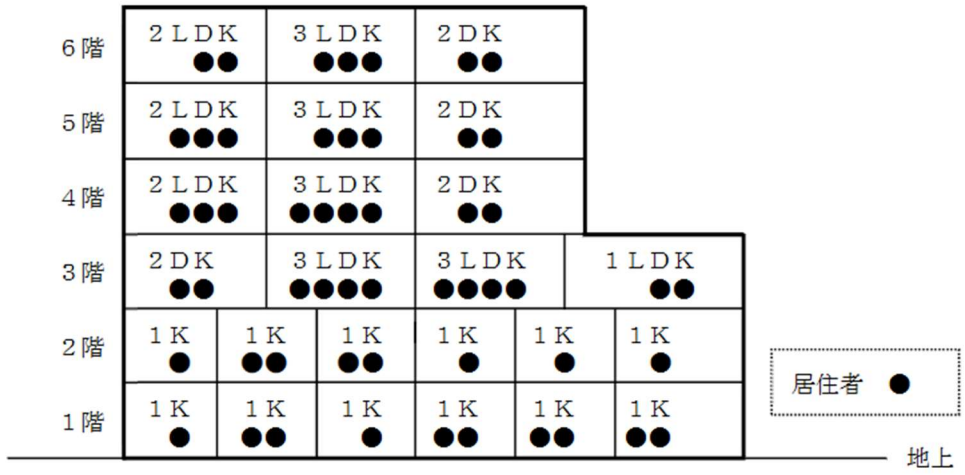


防火対象物の状況			小　　計		合計（最終）
従 業 者	１４人		１４		**１１０人**
宿 泊 室	洋　室	シングルベッド６個	６		
	和　室	１５㎡	５（＝１５㎡／３）	４２	
		２０㎡	７※（＝２０㎡／３）		
		３０㎡	１０（＝３０㎡／３）		
		６０㎡	２０（＝６０㎡／３）		
集会、飲食又は休憩の用に供する部分	固定いす席の部分	１５席	１５		
	その他の部分	１００㎡	３３（≒１００㎡／３）		

※　算定は宿泊室ごとに行い、端数が出た場合には切り上げる。

政令別表第１　⑸項ロ （寄宿舎、共同住宅等）	
「居住者」の取扱い	「居住者」とは、寄宿舎、共同住宅等に常時居住している者をいう。

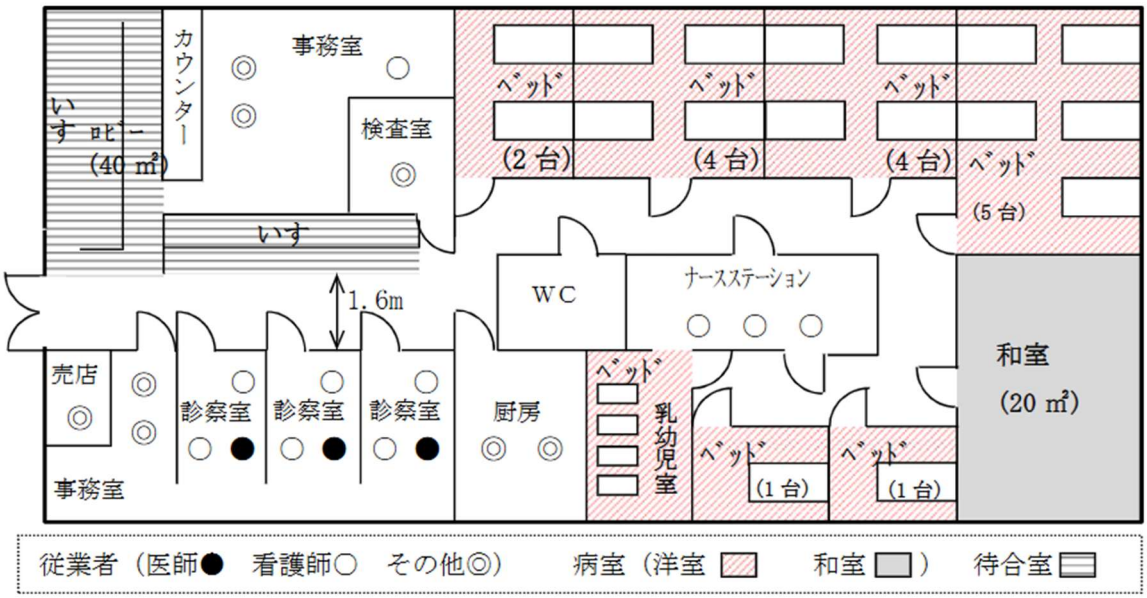
算定例　　⑸項ロ：共同住宅



防火対象物の状況		小　計	**合　計**
居 住 者	５４名	５４	**５４人**

<table>
<tr><th colspan="2">政令別表第１　⑹項イ
（病院、診療所等）</th></tr>
<tr><td>全　般　的　事　項</td><td>予約診療制度を実施している診療所等についても、省令第１条の３により算定する。</td></tr>
<tr><td>「病室」の取扱い</td><td>「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まない。</td></tr>
<tr><td>「病室内にある病床の数」の取扱い</td><td>「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。<table><tr><td>⑴</td><td>洋室タイプは、ベッドの数</td></tr><tr><td>⑵</td><td>和室タイプは、和室の床面積を３㎡で除して得た数</td></tr><tr><td>⑶</td><td>乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>「待合室の床面積」の取扱い</td><td>「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。<table><tr><td>⑴</td><td>廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積</td></tr><tr><td>⑵</td><td>待合室が廊下と兼用されている場合は、建基令第119条に定める廊下の最小幅員以外の部分を「待合室の面積」とし、具体的には次による。
ア　両側に居室がある場合は、廊下を幅員 1.6mの部分とし、廊下の部分を除く床面積
イ　前ア以外の場合、廊下を幅員 1.2mの部分とし、廊下の部分を除く床面積</td></tr><tr><td>⑶</td><td>診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入する。</td></tr></table></td></tr>
</table>

算定例　　(6)項イ：病院



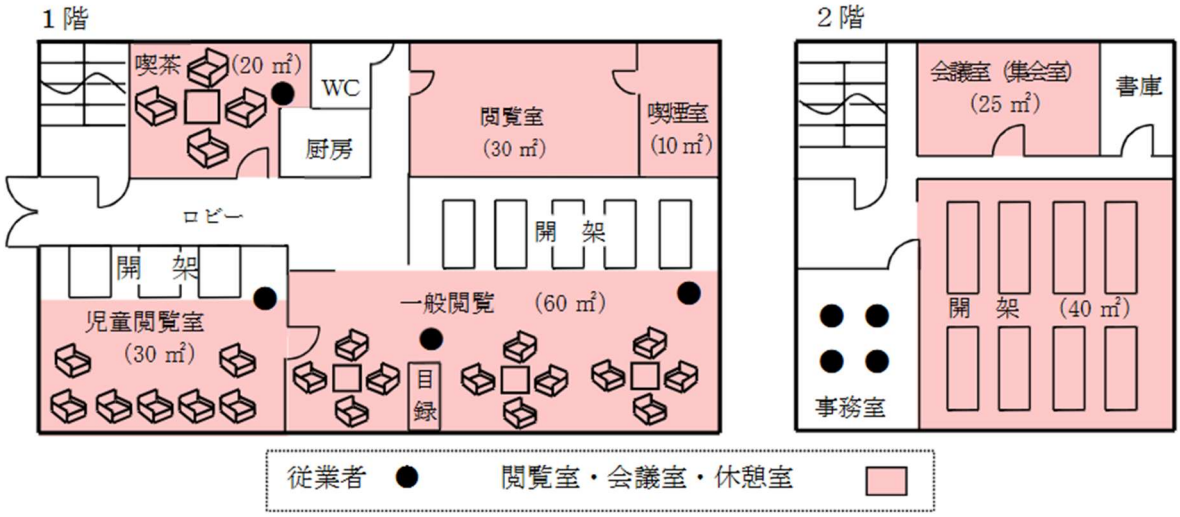
防火対象物の状況			小　　計		合　計
従業者	２１人		２１		
病院内の病床	洋　　室	ベッド１７台	１７	２７	**６１人**
	和　　室	２０㎡	６（≒２０㎡／３）		
	乳幼児室	ベッド４台	４		
待合室	４０㎡		１３（≒４０㎡／３）		

<table>
<tr><th colspan="2">政令別表第１　⑹項ロ、ハ、ニ
（老人短期入居施設、老人デイサービスセンター、幼稚園、特別支援学校等）</th></tr>
<tr><td>「老人、乳児、幼児、身体障碍者、知的障害者その他要保護者数」の取扱い</td><td>「老人、乳児、幼児、身体障碍者、知的障害者その他要保護者数」の取扱いは、次によること。<table><tr><td>⑴</td><td>宿泊施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数</td></tr><tr><td>⑵</td><td>通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所が想定している要保護者の最大人数
※　最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>「幼児、児童又は生徒の数」の取扱い</td><td>「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する児童等の人数とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">政令別表第１　⑺項
（小学校、中学校、高等学校、大学等）</th></tr>
<tr><td>「児童、生徒又は学生の数」の取扱い</td><td>「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童等の人数とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">政令別表第１　⑻項
（図書館、美術館等）</th></tr>
<tr><td>「閲覧室」の取扱い</td><td>「閲覧室」の取扱いは、次によること。<table><tr><td>⑴</td><td>開架（自由に入れる書棚部分をいう。）と閲覧（児童用閲覧を含む。）が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱う。</td></tr><tr><td>⑵</td><td>ＣＤ等の視聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱う。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>「展示室、展覧室」の取扱い</td><td>展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示室、展覧室」の床面積に参入する。</td></tr>
<tr><td>「会議室」の取扱い</td><td>従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱う。</td></tr>
<tr><td>「休憩室」の取扱い</td><td>来館者が使用する喫茶店、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱う。</td></tr>
</table>

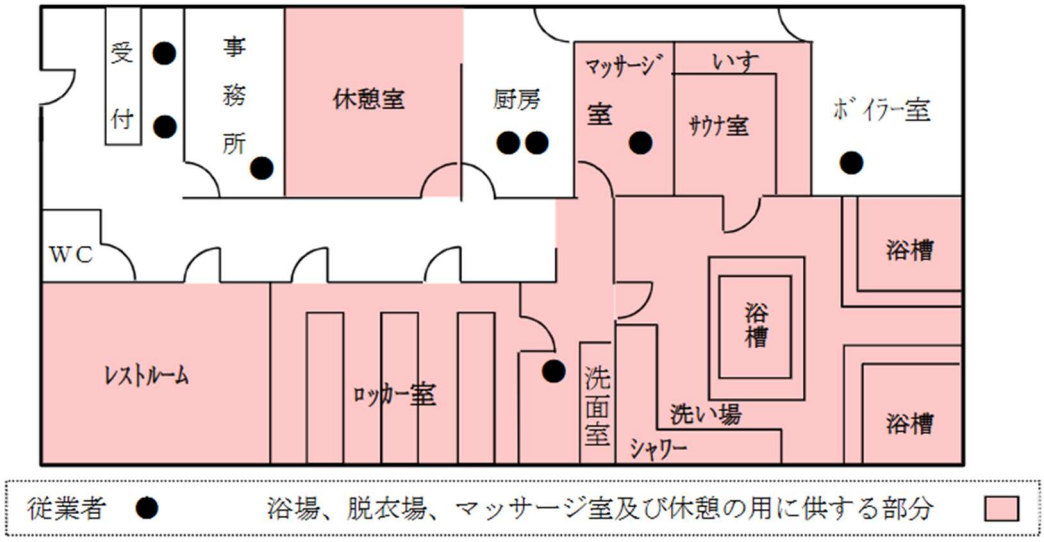
算定例　(8)項：図書館



防　火　対　象　物　の　状　況		小　計	**合　計**
従　業　者	８名	８	**７９人**
閲覧室等	２１５㎡ （＝20＋30＋10＋30＋60＋25＋40）	７１ （≒２１５㎡／３）	

政令別表第１　⑼項 （蒸気浴場、熱気浴場等）	
「浴場」の取扱い	「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場、火たき場、ボイラーマンの居室は含まれない。 なお、いわゆる蒸気浴場及び熱気浴場の場合は、その浴室をいう。
「休憩の用に供する部分」の取扱い	トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として扱う。

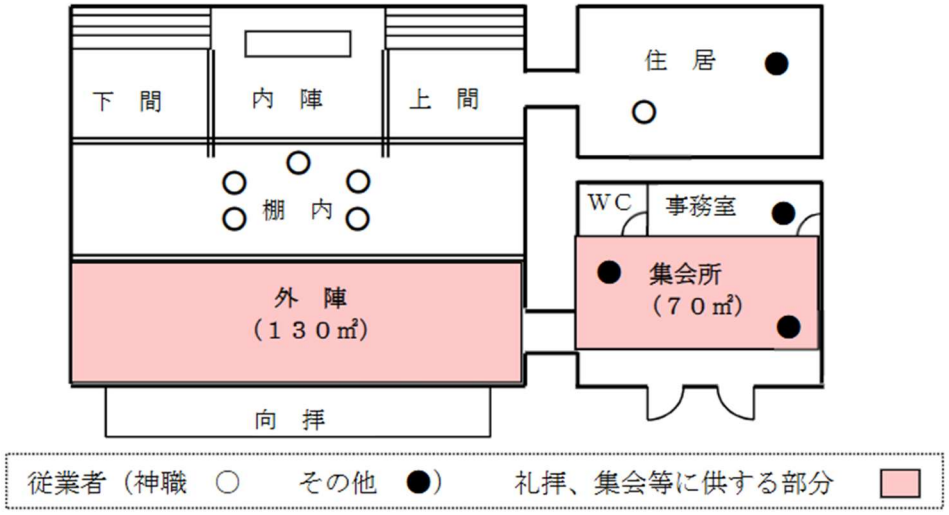
算定例　　⑼項イ：熱気浴場（サウナ）



防火対象物の状況		小　計	合　計
従業者	８名	８	**１０８人**
浴場等	３００㎡	１００（＝３００㎡／３）	

政令別表第１　⑾項 （神社、教会等）	
「礼拝の用に供する部分」の取扱い	礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定する。
「祭壇部分」の取扱い	祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取扱わない。

算定例　　⑾：寺院



防火対象物の状況		小　計	合　計
従業者	１０名	１０	７６人
礼拝室等	２００㎡	６６（≒２００㎡／３）	

政令別表第１　⑽項、⑿項～⒁項 （停車場、工場、駐車場、車庫等）	
「車両の停車場の従業者」の取扱い	車両の停車場の従業者には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者（例　食堂・売店の従業者）を含む。

Q　駐車場に原動機付自転車（総排気量が 125 cc未満の二輪車）を駐車させる部分の収容人員の算定は自転車と同様に扱い算定上の床面積に参入しなくてよいか？

A　お見込みのとおり。

なお、オートバイ（総排気量が 125 cc以上の二輪車）を駐車させるものは、駐車場⒀項イに該当する。

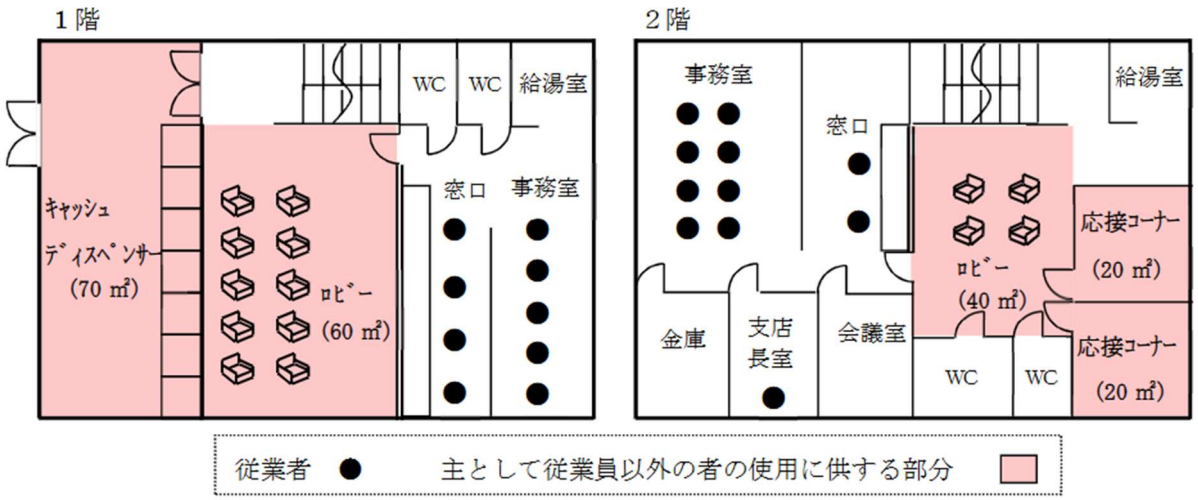
Q　従業員のいない駐車場の収容人員は０でよいか？

A　お見込みのとおり。

政令別表第１　⑮項 （事務所等）	
「閲覧室」の取扱い	「主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次による。

(1)	テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に参入する。
(2)	屋内プール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に参入する。
(3)	専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しない。
(4)	駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は、床面積に算入しない。
(5)	裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、管種詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷の部分は床面積に参入する。
(6)	銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に参入する。

算定例　　⑮項：銀行



防火対象物の状況		小　計	合　計
従　業　者	２０名	２０	**９０人**
主として従業者以外の者の使用に供する部分	２１０㎡ (70+60+40+20+20)	７０（＝２１０㎡／３）	

Q　銀行（(15)項）内の窓口に設置された融資等の商談に恒常的に使用される応接コーナーは、収容人員の算定にあたって「主として従業員以外の者の使用する部分」として扱ってよいか？

A　お見込みのとおり。

Q　銀行（(15)項）で外部の者と商談等のためロビー等に一括して応接コーナーを設けてある部分は、収容人員の算定にあたって「主として従業員以外の者の使用する部分」として扱ってよいか？

A　お見込みのとおり。

Q　理容院、美容院の収容人員の算定に際しては、従業員の数、理容、美容のためのいすの数、待合の用に供するいすの数（長いす式の場合はその正面幅を 0.5m で除した得た数）の合算で良いか。

A　省令第 1 条の 3 第 1 項の政令別表第 1(15)項の算定方法による。

<table>
<tr><th colspan="2">新築工事中の防火対象物
建造中の旅客船</th></tr>
<tr><td>「従業者の数」の取扱い</td><td>「従業者の数」は、工事期間中で 1 日の工事従業者の数が最ぢとなる数とする。</td></tr>
<tr><td>「仮使用」の取扱い</td><td>「仮使用」とは、建基法第 7 条の 6 第 1 項及び第 18 条第 24 項に規定する仮使用をいい、「仮使用の認定を受けた部分」とは、原則として特定行政庁等に仮使用するための認定を受けた部分（以下「仮使用部分」という。）ただし、実態として、現に用途が発生し、使用される部分についても「仮使用の認定を受けた部分」として扱うものとする。</td></tr>
<tr><td>算定概要</td><td>次のア及びイを合算して算定する。
<table>
<tr><td>ア</td><td>仮使用の認定を受けていない部分</td><td>従業者の数</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>仮使用の認定を受けている部分</td><td>仮使用の認定を受けた部分の用途に応じ、それと同等の用の防火対象物の収容人員の算定により算定した数</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第２章第６　消防関係法令に規定する区画等の取扱い

１　政令第８条第１号の区画

政令第８条第１号（令和６年４月１日改正）の区画の取扱いについては次のとおり運用すること。

⑴　政令第８条第１号の区画の構造

政令第８条第１号の区画（以下「令８区画」という。）の構造については、省令第５条の２に規定しているが、その取扱いは以下によること。

ア　省令第５条の２第１号に定める「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、「耐火構造の構造方法を定める件（平成12年５月30日建設省告示第1399号）」第１、第１号イからホ、ト及びチに掲げる構造（壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、等）がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

イ　省令第５条の２第３号に定める「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していることが想定されるものであること（第６－１図参照）。

ウ　省令第５条の２第３号ただし書きに定める「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造」とすることについては、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。

また、耐火性能は、建築基準法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。

さらに、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する場合、令8区画に該当するものとする。

(ｱ)　令８区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令８区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がないこと（第６－２図参照）。

(ｲ)　令８区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令８区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造であり、当該耐火構造の部分に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部相互が令８区画を介して90cm以上離れていること（第６－３～５図参照）。

エ　省令第５条の２第３号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

⑵　令８区画を貫通する配管等

令８区画を貫通する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、省令第５条の２第４号によるほか、以下によること。

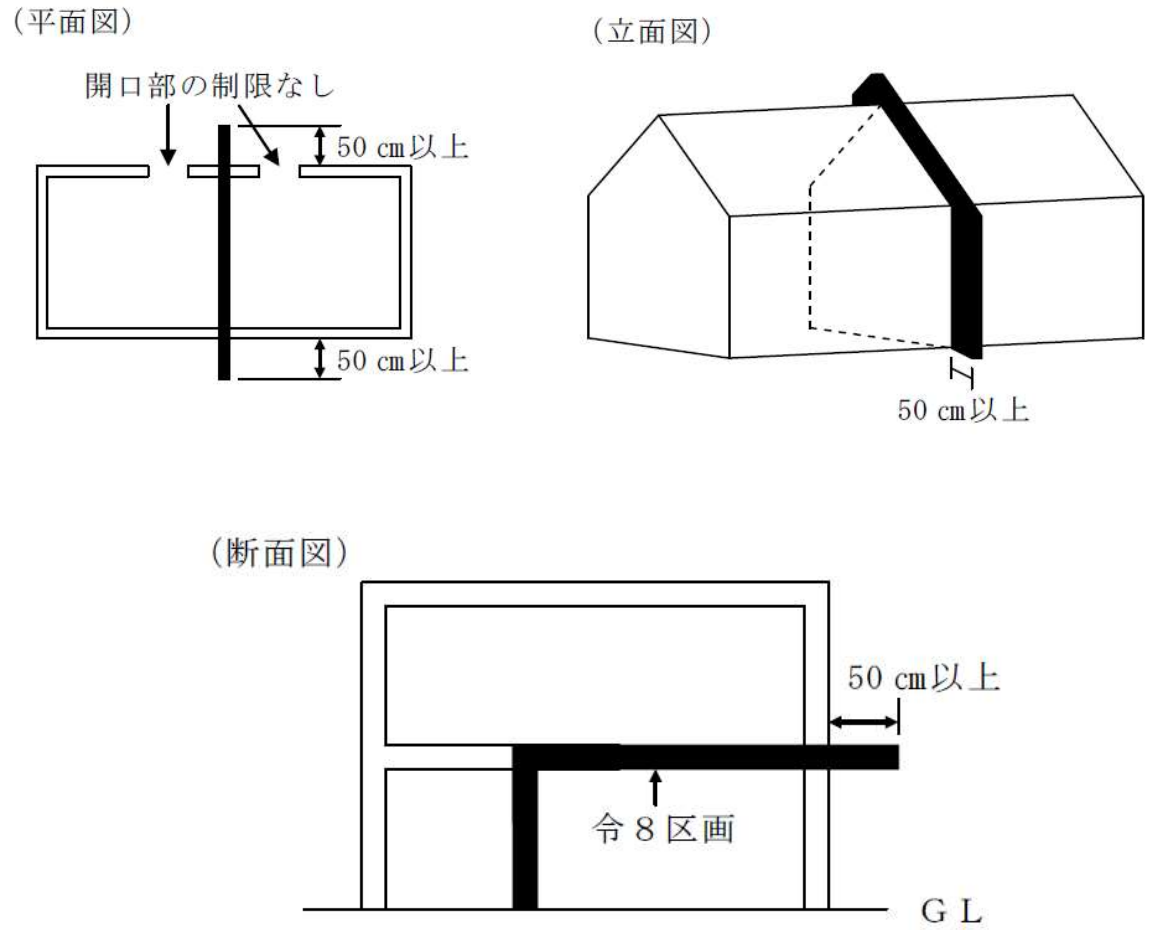
ア　貫通部については、第８－１表に適合するもの、又は、消防防災用設備機器性能評定委員会（以下「性能評定委員会」という。）において性能評定されたものであること。

イ　排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

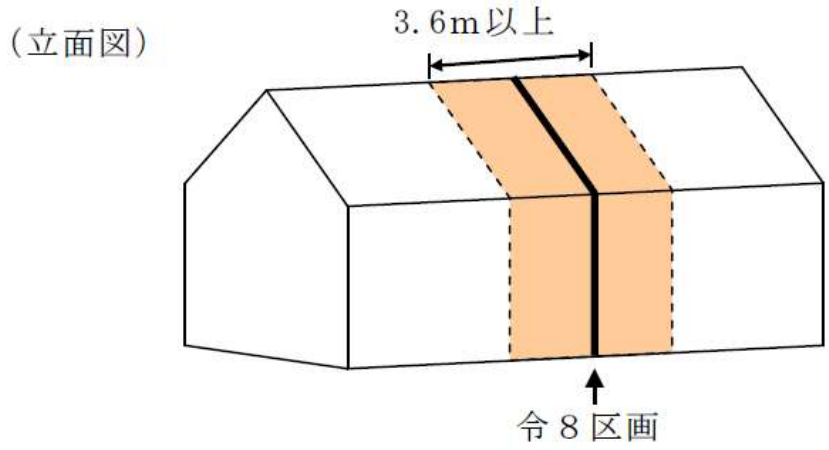
ウ　貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300㎜の円の面積以下である場合、省令第５条の２第４号ただし書きに規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

・　■　耐火性能は２時間以上

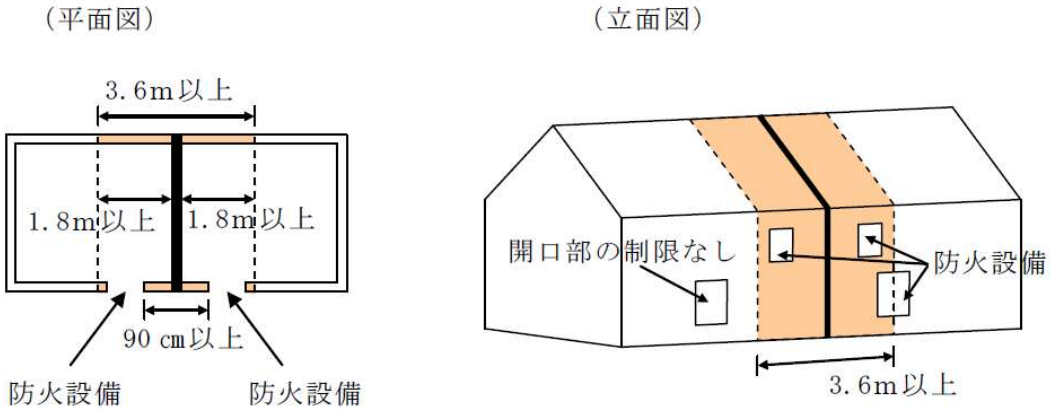
■　建基政令において、要求される耐火性能時間以上


（平面図）
開口部の制限なし
50 ㎝以上
50 ㎝以上
（立面図）
50 ㎝以上
（断面図）
50 ㎝以上
令８区画
ＧＬ

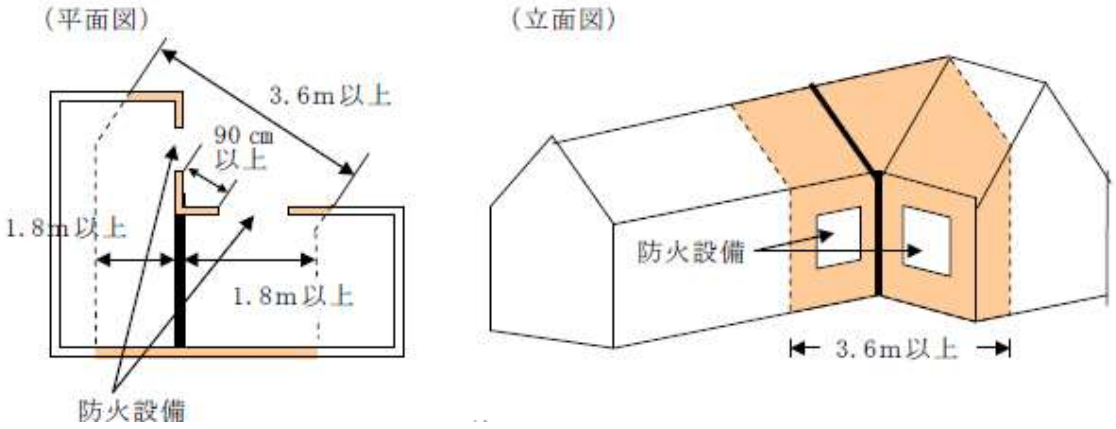
第６－１図


（立面図）
3.6m以上
令８区画

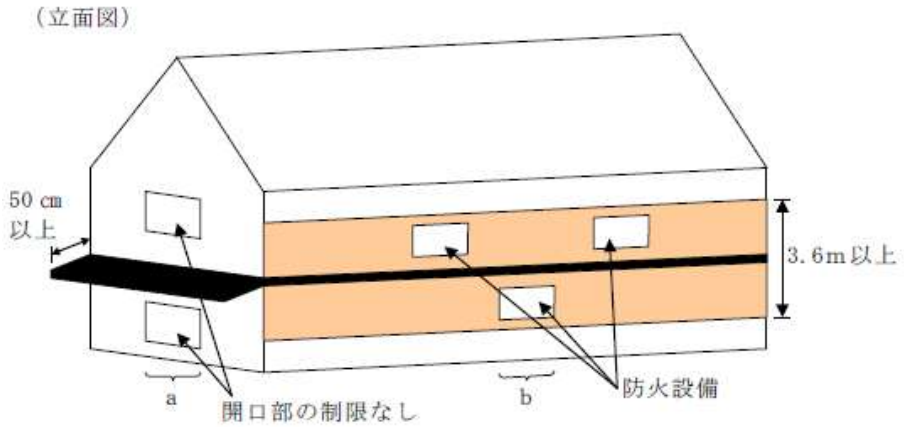
第６－２図

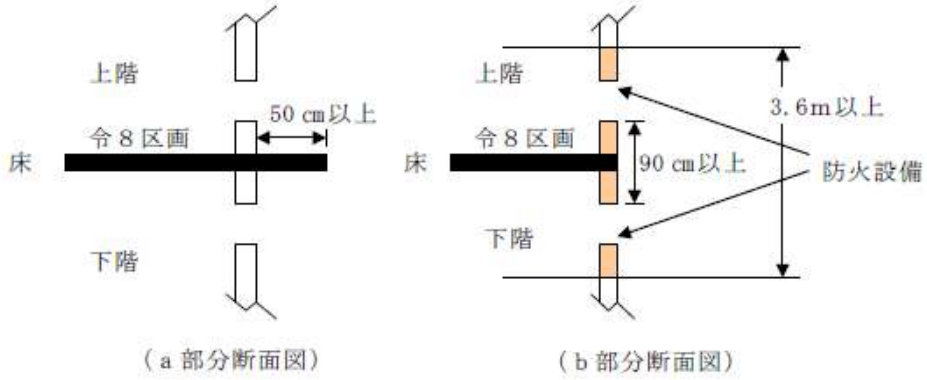

（平面図）
（立面図）
3.6m以上
1.8m以上
1.8m以上
90 cm以上
防火設備
防火設備
開口部の制限なし
防火設備
3.6m以上

第６－３図


（平面図）
（立面図）
3.6m以上
90 cm以上
1.8m以上
1.8m以上
防火設備
防火設備
3.6m以上

第６－４図


（立面図）
50 cm以上
3.6m以上
a
開口部の制限なし
b
防火設備



第６－５図

第８－１表　配管が令８区画を貫通している場合の政令第８条の適用

配管材質	令８区画を貫通している場合の適用の条件
鋼　管　等	１　鋼管及び鋳鉄管を使用する範囲 令８区画を貫通している部分及びその両側１ｍ以上の範囲は、２に掲げる鋼管等とすること。 ２　鋼管等の種類 ⑴　ＪＩＳ　Ｇ　3442（水配管用亜鉛めっき鋼管） ⑵　ＪＩＳ　Ｇ　3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管） ⑶　ＪＩＳ　Ｇ　3452（配管用炭素鋼鋼管） ⑷　ＪＩＳ　Ｇ　3454（圧力配管用炭素鋼鋼管） ⑸　ＪＩＳ　Ｇ　3459（配管用ステンレス鋼鋼管） ⑹　ＪＩＳ　Ｇ　5525（排水用鋳鉄管） ⑺　ＪＷＷＡ　Ｋ　116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管） ⑻　ＪＷＷＡ　Ｋ　132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

鋼　管　等	⑼　ＪＷＷＡ　Ｋ　140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管） ⑽　ＷＳＰ　011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管） ⑾　ＷＳＰ　032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管） ⑿　ＷＳＰ　039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管） ⒀　ＷＳＰ　042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管） ⒁　ＷＳＰ　054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管） ※　ＪＷＷＡ：日本水道協会規格、ＷＳＰ：日本水道鋼管協会規格 3　貫通部の処理 ⑴　セメントモルタルによる方法 ア　日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で１対３の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。 イ　貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充てんすること。 ウ　セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。 ⑵　ロックウールによる方法 ア　JIS　A　9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充てん密度150kg/㎥以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充てん密度150kg/㎥以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールですき間を充てんすること。 イ　ロックウール充てん後、25㎜以上のケイ酸カルシウム板又は0.5㎜以上の鋼板を床又は壁と50㎜以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。 4　可燃物への着火防止措置 配管等の表面から150㎜の範囲に可燃物が存する場合には、⑴又は⑵の措置を講ずること。 ⑴　可燃物への接触防止措置 アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。 ア　被覆材 ロックウール保温材（充てん密度150kg/㎥以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25㎜以上の保温筒、保温帯等とすること。 イ　被覆方法 ㈠　床を貫通する場合 a　鋼管等の呼び径100㎜以下のもの 貫通部の床の上面から上方60㎝の範囲に一重に被覆すること。 b　鋼管等の呼び径100㎜を超え200㎜以下のもの 貫通部の床の上面から上方60㎝の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から30㎝の範囲には、もう一重被覆すること。 ㈡　壁を貫通する場合 a　鋼管等の呼び径100㎜以下のもの 貫通部の壁の両面から左右30㎝の範囲に一重に被覆すること。 b　鋼管等の呼び径100㎜を超え200㎜以下のもの 貫通部の壁の両面から左右60㎝の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30㎝の範囲には、もう一重被覆すること。 ⑵　給排水管の着火防止措置 次のア又はイに該当すること。 ア　当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。 イ　可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150㎜の範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。 5　配管等の保温 配管等を保温する場合にあっては、次の⑴又は⑵によること。 ⑴　保温材として４⑴アに掲げる材料を用いること。

鋼　管　等	⑵　給排水管にあっては、JIS　A　9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、３及び４の規定について特に留意すること。 6　配管等の接続 配管等を１の範囲において接続する場合には、次によること。 ⑴　配管等は、令８区画を貫通している部分において接続しないこと。 ⑵　配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。 ア　メカニカル接続 ㈠　ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。 ㈡　挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。 ㈢　予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。 ㈣　押し輪又はフランジで押さえること。 ㈤　ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。 イ　差込み式ゴムリング接続（立管又は横枝管の接続に限る。） ㈠　受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。 ㈡　ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。 ここで用いるゴムリングは、ＥＰＤＭ（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとすること。 ㈢　ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。 ㈣　挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。 ㈤　受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。 ウ　袋ナット接続 ㈠　袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。 ㈡　ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。 ㈢　挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。 ㈣　袋ナットを受け口にねじ込むこと。 エ　ねじ込み式接続 ㈠　挿入管の差し口端外面に管用テーパーおネジを切ること。 ㈡　接合剤をネジ部に塗布すること。 ㈢　継手を挿入管にねじ込むこと。 オ　フランジ接続 ㈠　配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。 ㈡　仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。 ㈢　上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。 ⑶　耐火二層管以外の管と耐火二層管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。 7　その他 令８区画を貫通する鋼管等が、貫通部から１ｍ以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。 ⑴　衛生機器の材質は、不燃材料であること。 ⑵　排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット及びゴムパッキンは、不燃材料の衛生機器及び床材で覆われていること。

塩化ビニル管	適用できない		
	呼称寸法（㎜）	材質	その他
繊維補強軽量モルタ	40～150	硬質塩化ビニル（JIS　K　6741）の外	照会、質疑等で認められて

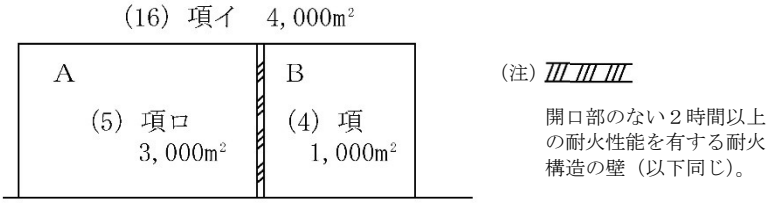
ル被覆塩化ビニル管		周を繊維補強軽量モルタルで被覆したもの。	いるものに限る。 ただし、多数の配管が集中する場合を除く。
繊維強化モルタル被覆硬質塩化ビニル管	40～150	硬質塩化ビニル（JIS K 6741）の外周を繊維強化モルタルで被覆したもの。	
繊維補強モルタルビニル二層管	40～150	硬質塩化ビニル（JIS K 6741）の外周を繊維補強モルタルで被覆したもの。	

⑶　政令第８条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

ア　開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。

イ　開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。

〔例〕

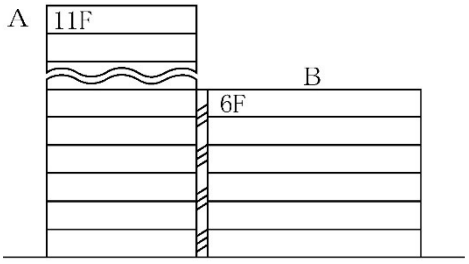


Ａ→延べ面積3,000㎡の⑸項ロの防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

Ｂ→延べ面積1,000㎡の⑷項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

ウ　開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定に当たっては、下の部分の階数を算入すること。

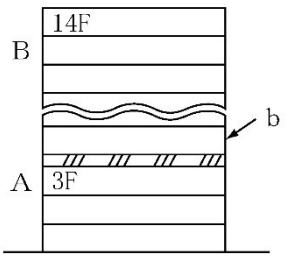
〔例１〕



Ａ→階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

Ｂ→階数６の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

〔例２〕

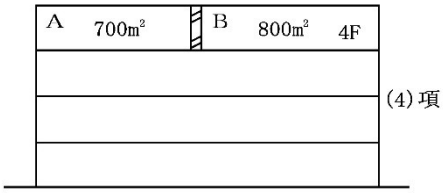


Ａ→階数３の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
Ｂ→階数14の防火対象物として、また、ｂ部分は４階として該当する消防用設備等を設置する。

２　開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

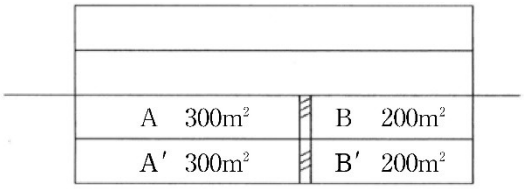
開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第11条第１項第６号、第12条第１項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

〔例１〕



４階部分の床面積は1,000㎡以上であるが、Ａ、Ｂは４階で1,000㎡未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、４階には政令第12条第１項第11号ロを適用しない。

〔例２〕



地階部分の床面積は700㎡以上であるが、（Ａ＋Ａ′）（Ｂ＋Ｂ′）は地階において700㎡未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、政令第28条の２第１項を適用しない。

３　共同住宅等の特例基準に係る区画

⑴　共同住宅等の特例基準に係る区画の構造

特定共住省令及び第７章資料18別記に示す、共同住宅等の特例基準に係る区画（以下「共住区画」という。）において、「住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とされていることから、次に示す構造を有することが必要である。

ア　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ　建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた耐火構造による区画も認めることとするが、適正な施工及び施工管理が行われるよう指導すること。

耐火性能検証法により耐火性能を有すると認められたものについては、１時間以上の耐火性能を持たせること。★

ウ　乾式壁は、次により適切な施工管理体制が整備されていることが、当該共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認できる場合に限り、使用を認めるものとする。

⑺　乾式壁の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

⑴　乾式壁の施工に係る現場責任者に、当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導、監督等が行われていること。

⑼　乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存され

ていること。

㈡　乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理について、特に徹底した施工管理が行われていること。

⑵　共住区画を貫通する配管等

共住区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているとみなすことができる場合にあっては、この限りではない。

この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次の事項に適合するものとする。

ア　配管の用途は、原則として、給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管であること。

イ　一の配管等の呼び径は、200㎜以下であること。

ウ　配管等を貫通させるために共住区画に設ける開口部は、内部の断面積が直径300㎜の円の面積以下であること。

エ　配管等を貫通させるために共住区画に設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に２以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が200㎜以下の場合にあっては、200㎜）以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。★

オ　共住区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の㈠又は㈡によること。

㈠　配管は、建基政令第129条の２の４第１項第７号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために共住区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。

㈡　平成17年消防庁告示第４号で定める、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものとして認められたものであること。

カ　熱伝導により、配管等の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管等の表面に接触しないような措置を講じること。

キ　第８－１表中の鋼管等のうち令８区画を貫通している場合の適用の条件を満たすものについては、前オ.㈡の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものとして取扱って差し支えない。

４　省令第12条の２の区画

⑴　省令第12条の２第１項第１号に規定する区画（以下第８において「１号区画」という。）は、建基政令第107条の２に定める準耐火性能を有すること。

なお、原則として45分以上の準耐火性能とされたい。★

⑵　省令第12条の２第１項第２号に規定する区画（以下この項において「２号区画」という。）は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

なお、原則として１時間以上の耐火性能とされたい。★

⑶　省令第12条の２第３項に規定する区画（以下この項において「３項区画」という。）は、建基政令第107条の２に定める準耐火性能を有すること。

⑷　１号区画、２号区画及び３項区画（以下この項において「区画」という。）を貫通する配管は、建基政令第129条の２の４第１項第７号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。

⑸　区画は、２以上の階にわたらないこと。

⑹　区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。

⑺　省令第12条の２第１項第１号ニ、同条同項第２号ニに規定する廊下と階段とを区画する部分以外の開口部には防火シャッターを用いることができないが、遮煙性能を有する防火シャッターであれば、政令第32条を適用し、区画を有するものとみなして取り扱うことができる。

⑻　省令第12条の２第１項第１号ニ、同条同項第２号ニに規定する区画が昇降機の乗場戸に求められる場合は、乗場戸が随時開くことができる自動閉鎖付きでなはないが、避難上及び消防活動上、随時開く必要がないことから、政令第32条を適用し、区画を有するものとみなして取り扱うことができる。

５　省令第13条の区画

⑴　省令第13条第１項第１号に規定する区画（以下この項において「１号区画」という。）は、建基政令第107条の２に定める準耐火性能を有すること。

ただし、３階以上の階に政令別表第１⑹項ロ又はハ（以下「福祉施設等」という。）に掲げる用途に供する部分が存する場合にあっては、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

⑵　１号区画は、福祉施設等内の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等でいうところの住戸の単位で区画することで足りること。

⑶　省令第13条第１項第１の２号に規定する区画（以下この項において「１の２号区画」という。）は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

⑷　省令第13条第２項に規定する区画（以下この項において「２項区画」という。）は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

⑸　１号区画、１の２号区画又は２項区画（以下この項において「区画」という。）を貫通する配管は、建基政令第129条の２の４第１項第７号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。

⑹　省令第13条第１項第１号ニ、同条同項１号の２ニ及び同条第２項第１号ハに規定する区画については、４．⑸から⑻までによること。

６　省令第28条の２及び複合型居住施設用自動火災報知設備に係る区画

⑴　省令第28条の２第１項第４号及び同条第２項第３号並びに複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年２月５日総務省令第７号）第３条第３項に規定する区画については、４．⑸から⑻まで、並びに、５．⑴、⑵及び⑷、⑸までによること。

⑵　省令第28条の２第１項第４号の２及び同条第２項第３号の２に規定する区画については、４．⑸から⑻まで、並びに、５．⑵、⑶及び⑸によること。

７　省令第30条の２の区画

⑴　省令第30条の２に規定する区画は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

⑵　省令第30条の２に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとすること。

⑶　区画をダクトが貫通する部分には、防火ダンパーを設けること。

８　運用上の留意事項

既存防火対象物(令和9年4月1日に現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物)で当該基準によらず令8区画として扱ったものについて、当該状態を維持し、防火上有効な状態である場合には、従前の例によることができる。★

第２章第７　防炎防火対象物、防炎物品（文中はすべて★）

１　防炎防火対象物

防炎規制を受ける防火対象物の部分等

法第８条の３及び政令第４条の３で防炎規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

（１）防炎防火対象物の屋上部分及び防炎防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

（２）高層建築物で、その一部が政令第８条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防炎防火対象物の用途以外の部分

（３）工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※当該対象物は、省令第４条の３第１項第３号に規定する貯蔵槽に該当する。

２　防炎対象物品

（１）法第８条の３第１項、政令第４条の３第３項の防炎対象物品には次のものが含まれるものであること。

ア　仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て

イ　室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの（固定されているものを除く※）

ウ　布製ののれん、装飾幕、目隠し用の布、紅白幕等で、上端から下端までが１ｍ以上のもの

エ　映写用スクリーン(可動式又は収納式のものを含む)

オ　展示の用に供する部分で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの（当該規制は合板、繊維板に対する規制であるため、注意すること。）

カ　店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ　人工芝

ク　試着室に使用される目隠布

ケ　昇降機(エレベーター)の床・壁の内面保護等のための敷物等(２㎡を超えるもの)

（２）次の物品は、政令第４条の３第３項に規定する防炎対象物品に含まれないものであること。

ア　大きさが２㎡以下のじゅうたん等

イ　接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル

ウ　畳

エ　じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、フェルト等

オ　屋外の観覧席のグランド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

カ　プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

キ　外壁に沿って垂れ下がっている広告幕

ク　屋外で独立したさお等に掲げる旗

ケ　高層建築物のうち共同住宅に掲げる防火対象物で「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和 50 年５月 1 日消防安第 49 号)第１、1 (1)ア～カ、または「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和 61 年 12 月５日消防予第 170 号)第 3、1、または「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成８年８月 30 日消防予第 340 号)第３、３に適合するものの住戸及び平成 17 年消防庁告示第２号第３に適合する特定共同住宅等の住戸等のカ

ーテン、布製ブラインド、じゅうたん等及び展示用合板。

コ　住宅部分と店舗の用途に供する部分とが用途上、構造上区分されている住宅部分のカーテン、布製ブラインド、じゅうたん等及び展示用合板。

サ　従業者に対する展示を目的としたもので、事務所部分に掲出している展示用合板。

シ　老人ホーム、グループホーム等の居室に掲出している展示用合板。

ス　大きさが 0.5 ㎡以下の展示用合板※

セ　ビス等で容易に外れないように壁面に固定した展示用合板※

※については内装規制のある防火対象物の場合、求められる消防用設備等の変更が生じる場合があるので注意を要する。

（3）次の物品は防炎性能を有している防炎物品として取り扱うものであること。

ア　建基法第２条第９号に規定する不燃材料、建基政令第１条第５号に規定する準不燃材料及び建基政令第１条６号に規定する難燃材料に該当するもの。

イ　難燃材のクロスを張り付けてある衝立、展示用合板等

第２章第８　避難施設の取扱い

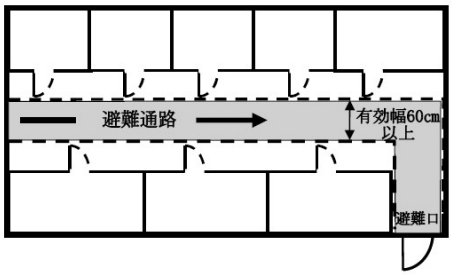
１　避難口に設ける戸

避難口に設ける戸については条例第 37 条の３及び第 40 条の規定によるほか、次によること。

⑴　条例第 37 条の３に規定する「戸が開放された状態において避難上支障がないと認められる場合」とは、避難通路を挟んで対面して設ける外開き戸をともに開放した場合、または、片面に設ける戸を開放した場合、避難通路の有効幅員が 60 ㎝以上、かつ、直線的に確保されているものをいう（第８－１図参照)。

⑵　従業員等特定の者に限定し使用される避難口の戸の仕様については、条例第 40 条第２号の規定によらないことができる。

⑶　条例第 40 条第３号に規定する「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、自動火災報知設備等と連動して、避難時には自動的に解錠される構造のものをいい、「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」とは、避難の際にかぎ、ID カード（利用者識別カード)、暗証番号等を用いずに解錠できるものをいう。



第８－１図

避難通路等

２　劇場等の客席

⑴　劇場等の屋内の客席避難通路

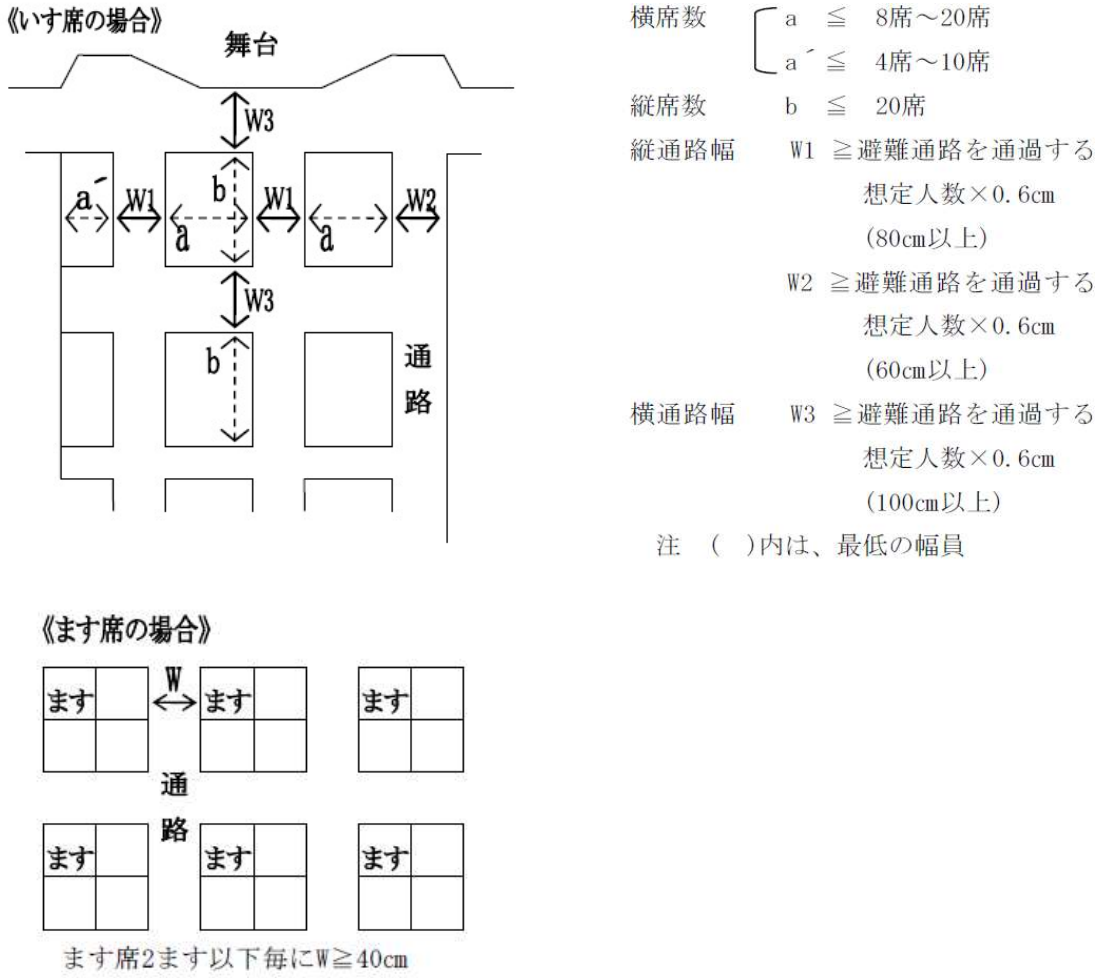
第１表に掲げる通路を避難口に直通させること。なお、第８－１表を図示すると、第８－２図となる。また、この場合において直通とは直接的に通じるという意味であって、直線的に通じることを要求するものではない。すなわち、避難通路が直線をなし、その一端に避難口が存することは、必ずしも必要ではない。

第１表 屋内の客席の避難通路

客席の形態	規制内容
いす席	・ 縦通路 ⑴ 横に並んだいす席の基準席数（＊）(8 席～20 席)以下ごとにその両側に設置 ⑵ 基準席数の 1/2 以下ごとにその片側に設置 ⑶ 幅員は、避難時の通過想定人数に 0.6 ㎝を乗じて得た数値以上、かつ、最低幅員以上(最低幅員：⑴は 80 ㎝以上、⑵は 60 ㎝以上) ・ 横通路 ⑴ 縦に並んだいす席 20 席以下ごとに設置 ⑵ 最下階にある客席の最前部に設置

	⑶ 幅員は、避難時の通過想定人数に 0.6 ㎝を乗じて得た数値以上、かつ、1m以上
ます席	・ 横 2 ます以下ごとに幅 40 ㎝以上の縦通路又は横通路のいずれかを設置

＊基準席数：8 席にいす席の間隔が 35ｃｍを超える 1ｃｍごとに 1 席を加えた席数（20 席を超える場合にあっては 20 席とする。）



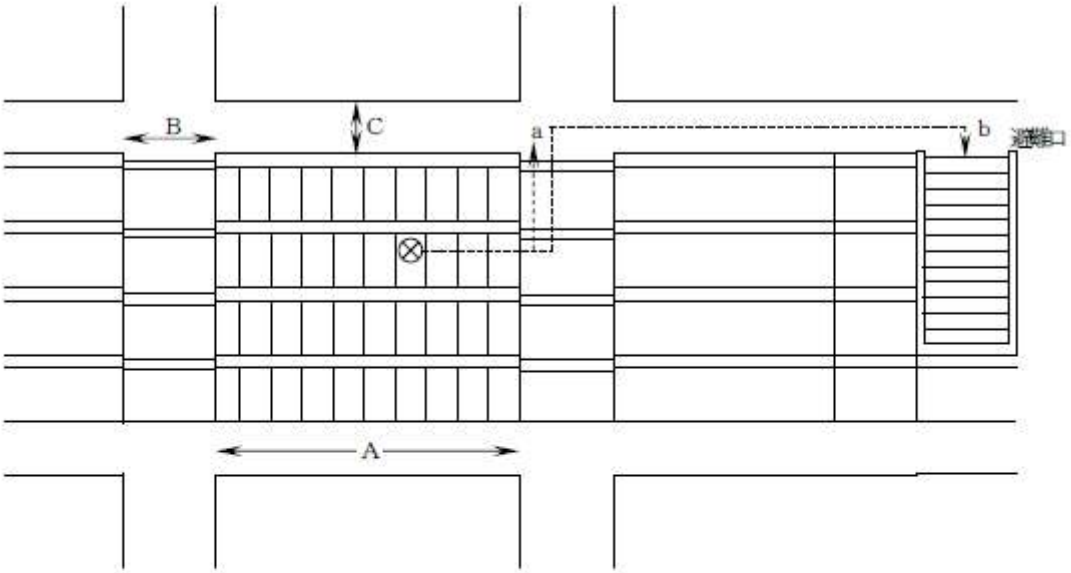
第８－２図

３　劇場等の屋外の客席避難通路

⑴　条例第 36 条に規定する「屋外の客席」には、客席がスタンドのみのものと、スタンドに屋根を設け一面以上が開放されている構造のものも含まれるものである。

⑵　条例第 36 条第 2 号に規定する「いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合」とは、例えば、背もたれのない長いすのような形のものをいう。

⑶　条例第 36 条第 4 号イに規定する「通路」は、屋内の客席における縦通路に、同号ウの「通路」は、屋内の客席における横通路に、それぞれ相当するものである。なお、同号の規定を図示すると、第８－３図となる。



A	10席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあっては20席）以下
B	80cm
C	1m
a	各座席から歩行距離15m以下
b	各座席から歩行距離40m以下

第８－３図　いす席を設ける客席の構造例

４　キャバレー等の避難通路

キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、飲食店その他これらに類するものの客席部には、第８－２表、第８－４図の避難通路を設けること。

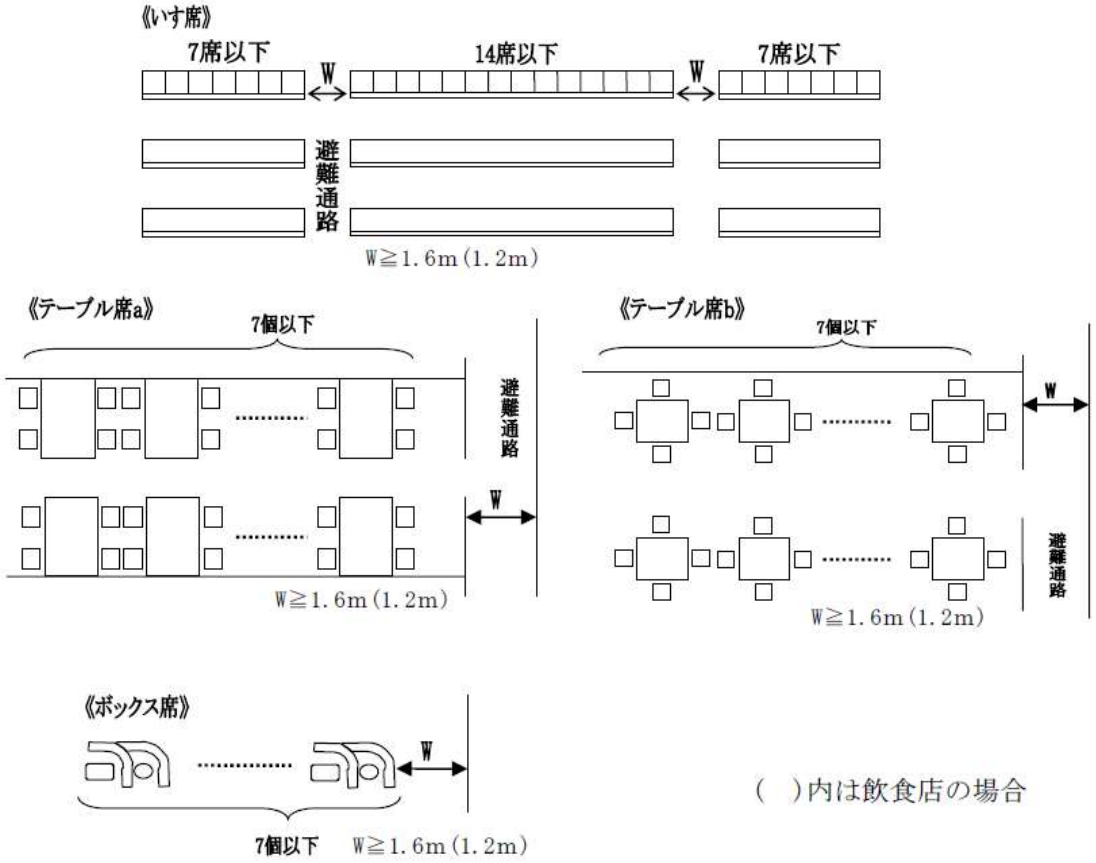
第２表 キャバレー等の客席の避難通路

対象用途	対象規模	避難通路の幅	条件
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ	当該階における客席床面積150㎡以上の階の客席	1.6m以上	客席各部分から「いす席」「テーブル席」又は「ボックス席」7個以上通過しないで1の避難通路に達すること
上記以外の飲食店		1.2m以上	

［備考］

1　一の階に複数の店舗（テナント）が存する場合の店舗（テナント）内の避難通路は、店舗（テナント）ごとの客席の床面積により条例第37条の規定を適用することができる。

2　７個とは、避難動線上のいす席、テーブル席、ボックス席（以下、いす席等という。）を算定し、自席は算定しないものとする。なお、客席から避難通路に至るまでに避難動線の両側にいす席等がある場合は、片側の席のみを算定し、両側にあるいす席等の数が異なる場合は、多いほうのいす席等で算定する。



第８－４図

５　百貨店等の避難通路

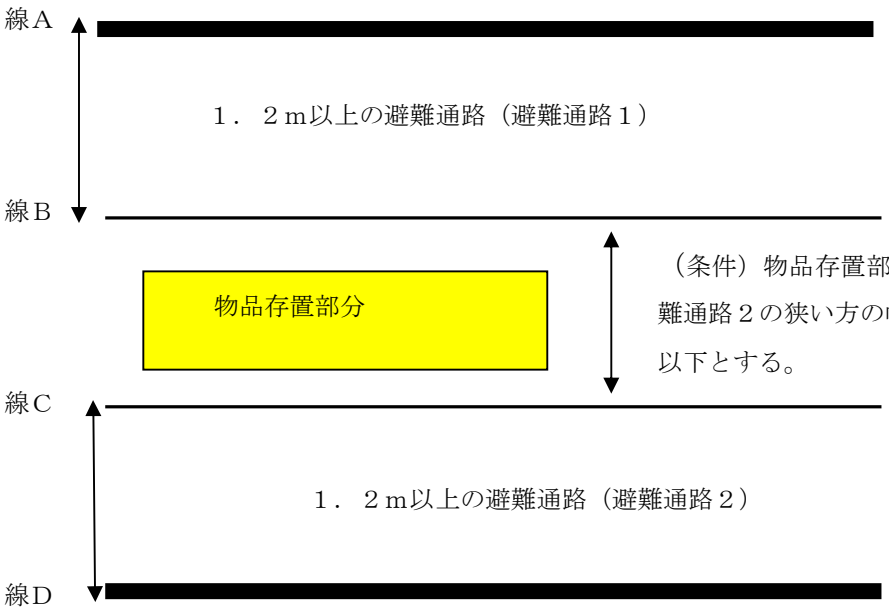
小田原市消防本部火災予防事務処理要綱（以下「要綱」という。）第８条（百貨店等の避難通路の保有）については、小田原市火災予防条例の運用に関する指導指針（以下「指針」という。）の規定によるほか次によること。

⑴　避難通路の保有高さについては、概ね２ｍ程度とすること。

⑵ 次による場合については避難通路を保有しているとみなすことができること。ただし、あくまで法令と現状の乖離を補うための措置であり、本来の条文を理解した上で対応するよう努めること。

ア　避難通路内の両脇に部品が存置していても、有効幅員を３．２ｍ以上有している場合

イ　主要避難通路とするべき部分に、次図のように補助避難通路を平行に設置した場合



※　この場合、線Aから線Dまでの間を一の主要避難通路とみなし、誘導灯の設置は線Aから線Dまでの間にあれば有効とみなす。物品の存置部分が条件に適合しない場合には避難通路１又は避難通路２に（場合により、それぞれに）誘導灯の設置を要す。

⑶　出入口に避難通路を接続させる場合、その開口部から概ね１mの長さまでは避難通路の幅員を開口部の幅と同一として差し支えないものとする。

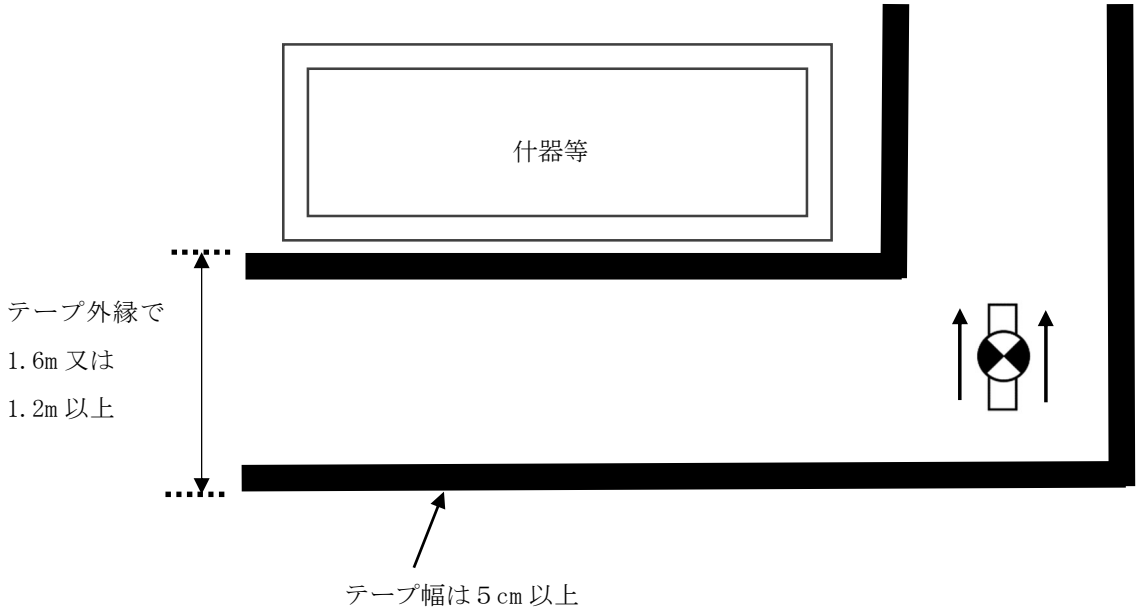
⑷　売場又は展示場の各部分から主要避難通路、または補助避難通路まで歩行距離１０mで至ることができること。また、主要避難通路まで歩行距離 10m で至ることができる場合、条例第３８条第２項に規定する補助避難通路の保有を省略して差し支えないものとする。

⑸　売場又は展示場に通じるバックヤードに要綱第８条に規定する避難口が設けられている場合、避難通路を当該避難口に通じさせるものとする。なお、売場又は展示場からバックヤードへの出入口が複数設けられている場合は、避難口に近い出入口を優先し避難通路を保有することで差し支えないものとする。

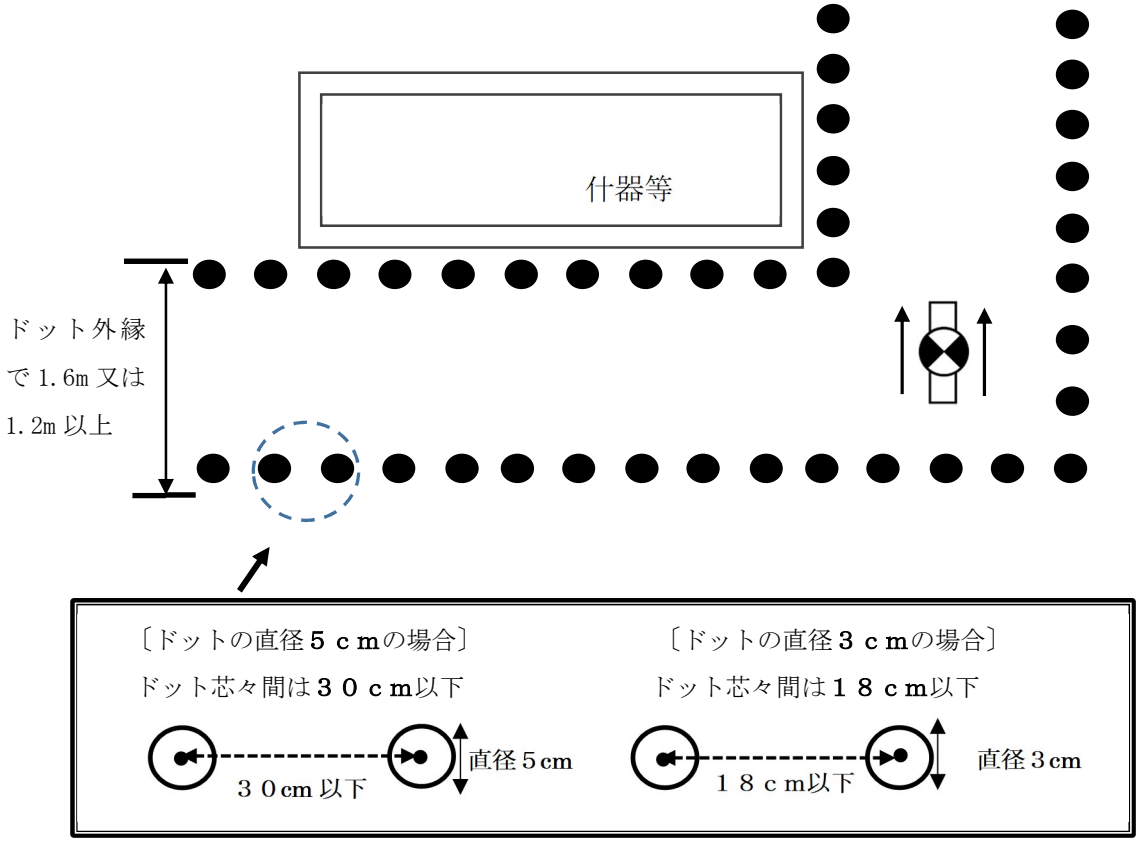
⑹　百貨店等において、一の階に複数の店舗（テナント）が存する場合の店舗（テナント）内の避難通路は、店舗（テナント）ごとの売場又は展示場の床面積により条例第 38 条の規定を適用することができる。

要綱第９条（避難通路の位置の明示）については、次によること。

○　色テープによる表示の方法



○　ドット表示については次の表示方法について認めること。



固定式商品陳列台、壁及び柱の際にあっても前(1)又は(2)により表示すること。

避難通路の表示は、要綱第 11 条に規定する防火設備の開閉又は作動に必要な部分の表示及び他の通路表示用のテープと表示色の混同はしないこと。

６　避難経路図の掲出

⑴　　要綱第 10 条（避難通路の設置等の協議又は掲示等）第５項については当該規定のほか、次によること。　避難通路を記載した掲出図面は、現在位置を明記し、避難経路を赤で記入した方位が正しいものとし、大きさは、日本工業規格Ａ３版以上とすること。また、破損又は汚損防止のための措置を講ずること。

⑵　　旅館、ホテル又は宿泊所に避難経路図を掲出する場合には、宿泊室の見やすい場所に当該宿泊室から屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（誰が見ても避難経路が識別できる大きさのもの）を掲出すること。この場合において、当該避難経路図に明示する事項は次によるものとする。

ア　避難施設及び避難器具の設置位置

イ　　避難経路

ウ　　宿泊者に対する火災の伝達方法

エ　避難上の留意事項

７　既存防火対象物における避難通路の取り扱い

既存防火対象物（令和９年４月１日に現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物）で当該基準によらないものとして扱ったものについて、当該状態を維持し、避難上有効な状態である場合には、従前の例によることができる。

第２章第９　火気設備等の技術基準

共通事項

１　条例の運用

(1)火気設備等

ア　火を使用する設備とは、燃焼を伴う設備で、炉、厨房設備、ボイラー、ストーブ等で火源を有し、使用形態上容易に移動できないものをいい、使用形態上移動して使用可能なものは「火を使用する器具」であり「火を使用する設備」には該当しない。

なお、熱源については、灯油、重油等の液体燃料、都市ガス、液化石油ガス等の気体燃料、薪、石炭等の固体燃料がある。

イ　その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備とは、そのものが直接火を使用するわけではないがその使用により火災の発生源となる危険性のあるもので、通常の使用状態で発熱体等の温度が 100℃を超える設備又は電磁誘導等により加熱する方式の設備で、電磁誘導加熱式調理機器、変電設備、蓄電池設備、ネオン管設備等の電気を熱源とするもので使用上容易に移動できない形態のものをいう。(ア及びイをあわせて「火気設備」といい、以下「火気設備」という。ただし、(2)から(18)までの運用においては、条例第 11 条から第 15 条までに規定する電気設備は含まない。)

ウ　火を使用する器具とは、燃焼を伴う器具で、七輪、移動式石油ストーブ、移動式ガスこんろ等で、使用上容易に移動可能な形態のものをいう。

エ　その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具とは、そのものが直接火を使用するわけではないがその使用により火災の発生源となる危険性のあるもので、通常の使用状態で発熱体等の温度が 100℃を超える器具で、移動式電気ストーブ、移動式電気こんろ等で、使用上容易に移動可能な形態のものをいう。(ウ及びエをあわせて「火気器具」といい、以下「火気器具」という。)

(2)火災予防上安全な距離

ア　条例第３条第 1 項第 1 号、条例第 18 条第 1 項第 1 号及び条例第 21 条第 1 項第 1 号に規定する「火災予防上安全な距離」(以下「離隔距離」という。)は火気設備等の使用に際して、付近にある可燃物等に対する熱的影響及び飛び火などによる火災を防止するため、一定の距離を保つほか火気設備等の本体の点検、整備のための空間を確保する必要があり、所要の構造要件を満たし、可燃物等からの火災予防上安全な距離を保つ必要がない場合においても、点検・整備のための空間を確保するものである。

なお、点検・整備のための空間は、火気設備等の安全装置、燃焼装置、燃料配管及び排気筒等の点検を要する部分から原則 60cm 以上必要であるが、第三者検査機関又はメーカー等の説明書等に点検・整備に必要な空間が定められていれば、第三者検査機関又はメーカー等の説明書等によることができるものであること。

また、条例別表第三及び第四以外によるものとして「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成 14 年３月６日消防庁告示第 1 号)」に基づく試験結果により得られた距離によることとされた。

イ　条例別表第三の表中で示されている「気体燃料」又は「液体燃料」の項に示すものは、日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに適用するものである。また、条例別表第四に掲げるものは、電安法に適合したものに適用するものであること。

なお、当該規格等への適合表示については、第１－１表を参照すること。

ウ　防火性能評定等の取扱いについて

第三者検査機関が実施している防火性能評定や防火性能認証によって離隔距離が確認されたものについては、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成 14 年３月６日消防庁告示第 1 号)」に適合しているものとし、離隔距離の表示板に表示してある離隔距離に従って設置することができるものであること。

(ア)　認定対象燃焼機器

a 燃焼機器の断熱性能等を改良し、条例別表第三に定める離隔距離未満で設置するもの

b 条例別表に定める入力を超えるもの

c 新しい設置形態のもの

d 条例別表に定めのない種類の燃焼機器

(イ)　表示

燃焼機器本体に第１－２表に示す表示がなされていること。

第１－１表　規格や基準への適合表示の例

（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合した設備及び電気用品安全法に適合したもの）

<table>
<tr><td colspan="2">日本工業規格に適合したもの</td><td>JIS 表示(旧)

経過措置により平成 20 年 9 月 30 日まで表示可</td><td>JIS 表示(新)

平成 17 年 10 月 1 日から</td></tr>
<tr><td rowspan="8">気体燃料を使用する火気設備等</td><td rowspan="8">火災予防上日本工業規格に適合したものと同等以上の基準に適合したもの</td><td>特定ガス用品の技術上の基準に適合したもの</td><td>特定以外のガス用品の技術上の基準に適合したもの</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特定液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの</td><td>特定以外の液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">第三者機関※ 1 の検査基準に適合したもの(例)</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">液体燃料を使用する火気設備等</td><td colspan="2">第三者機関※1 の検査基準に適合したもの(例)</td></tr>
<tr><td colspan="2">
S -0000　（JIS 商品）
N -0000　（JIS 商品以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電気を熱源とする</td><td rowspan="2">電気用品安全法に</td><td>特定電気用品※2（例）</td><td>特定電気用品以外※3（例）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

備考

※1　特定ガス用品、特定液化石油ガス器具、石油燃焼機器等の適合性検査を実施することができる経済産業大臣が認定・承認する認定・承認検査機関である第三者機関が行う検査をいう。

※2　特定電気用品には、電熱器具として、電気便座・水道凍結防止器・電気温水器・家庭用電熱治療器電気サウナバス・観賞魚用ヒーター・電熱式おもちゃなど(10kW 以下)がある。

※3　特定電気用品以外には、電熱器具として、電気毛布・電気こたつ・電気ストーブ・電気トースター・電気がま・電気湯沸器・電磁誘導加熱式調理器・電気髪ごて・タオル蒸し器・電気消毒器(電熱)・電熱ボード・電気アイロンなど(10kW 以下)がある。

第１－２表

<table>
<tr><td>気体燃料を使用するもの</td><td>表示 1

</td><td>＋</td><td>表示 2

<table>
<tr><td colspan="5">ガス機器防火性能評定品</td></tr>
<tr><td colspan="5">可燃物からの離隔距離(cm)</td></tr>
<tr><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">一般財団法人日本ガス機器検査協会</td></tr>
</table>
＋
<table>
<tr><td colspan="5">ガス機器防火性能評定品</td></tr>
<tr><td colspan="5">可燃物からの離隔距離(cm)</td></tr>
<tr><td>本体
周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>本 体
上方
周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">一般財団法人日本ガス機器検査協会</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>液体燃料を使用するもの</td><td>
</td><td>＋</td><td>
<table>
<tr><td colspan="5">石油燃焼機器防火性能認証</td></tr>
<tr><td colspan="5">可燃物からの離隔距離(cm)</td></tr>
<tr><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">一般財団法人日本燃焼機器検査協会</td></tr>
</table>
＋
<table>
<tr><td colspan="5">石油燃焼機器防火性能認証</td></tr>
<tr><td colspan="5">可燃物からの離隔距離(cm)</td></tr>
<tr><td>本体
周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>本 体
上方
周囲</td><td>上方</td><td>側方</td><td>前方</td><td>後方</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">一般財団法人日本燃焼機器検査協会</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

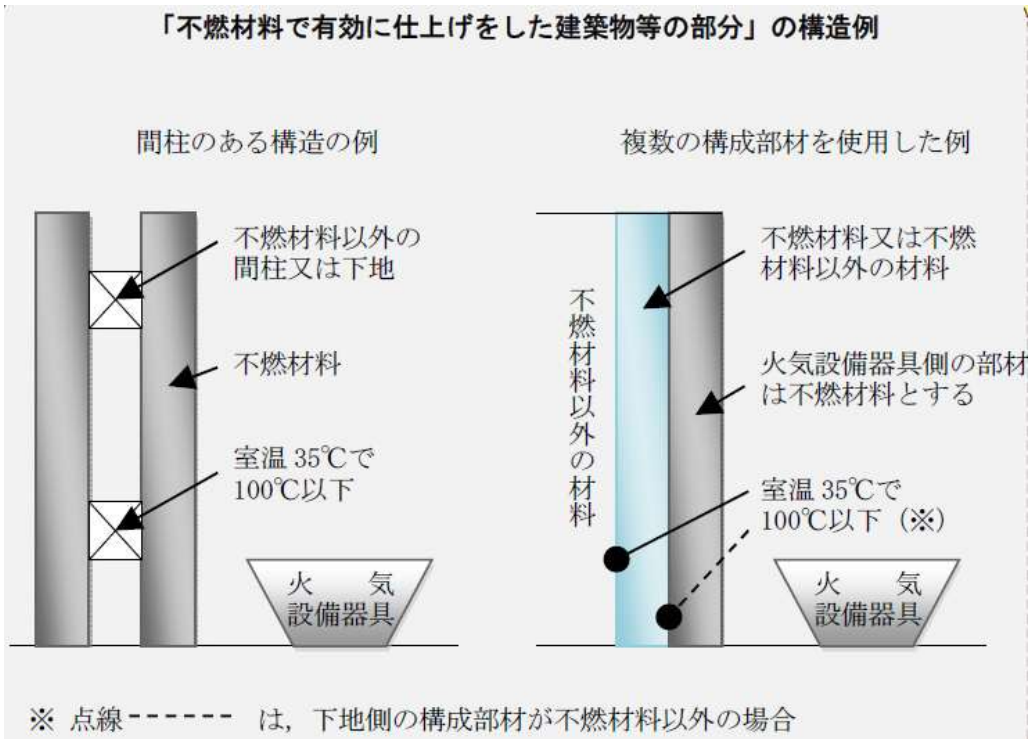
エ　条例別表第三・第四の備考について

「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」とは、間柱又は下地が不燃材料以外の材料で造られている場合において、火気設備等の受熱される面を準耐火構造で造った建築物等の部分をいう。（第１－３表、第１－１図参照）

第１－３表

	建築物等の部分	仕上げ	間柱及び下地等
「不燃」の項の適用を受けるもの	準耐火構造	不燃材料	不燃材料以外の材料

第１－１図「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」の構造例



カ　防熱板

条例別表の備考で示している防熱板の仕様及び設置については、次のとおりとする（第１－２図参照）。

（ア）　断熱性能については、室温 35℃で火気設備等を使用した場合、不燃材料以外の仕上げ部分の表面温度が 100℃を超えないものとする。

（イ）　材料については、第１－４表の他、表中の材料と同等の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料とする。

（ウ）　断熱性能に影響を及ぼす有害な変形がないように補強して設置すること。

（エ）　防熱板の固定ネジは、燃焼等による熱を直接受けない位置とすること。

第１－４表

材質	材料	板厚
金属板	ステンレス鋼板	0.3cm 以上
	鋼板	0.5cm 以上

（オ） 不燃材料以外の仕上げ部分に固定する際に、不燃材料以外の仕上げ部分と防熱板との間に 10mm 以上の通気空間を設けること。ただし、次の場合については支障ない。

a 火気設備等の上方に設置する場合(簡易サウナ設備及び一般サウナ設備を除く。)

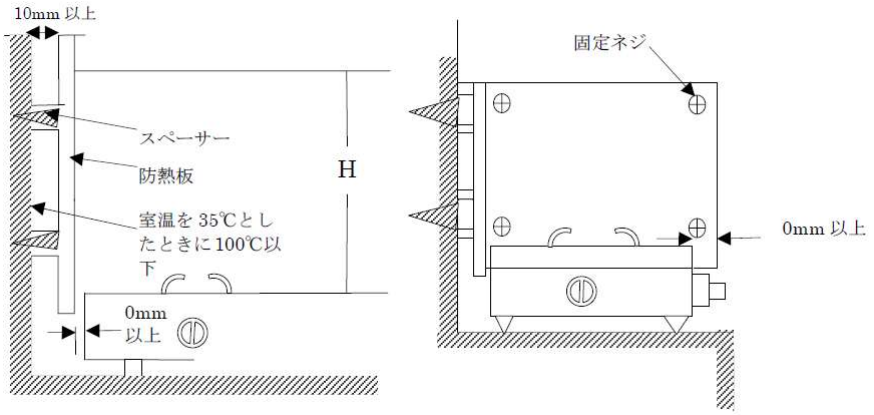
b 火源が隠ぺいされている火気設備等の側方に設置する場合

※この場合の防熱板は、金属以外の不燃材料とすること。

（カ） 通気空間を設けるのに必要なスペーサーは、熱伝導率の小さい金属以外の不燃材料とし、火気設備等からの熱影響が少ない部分に設置すること。

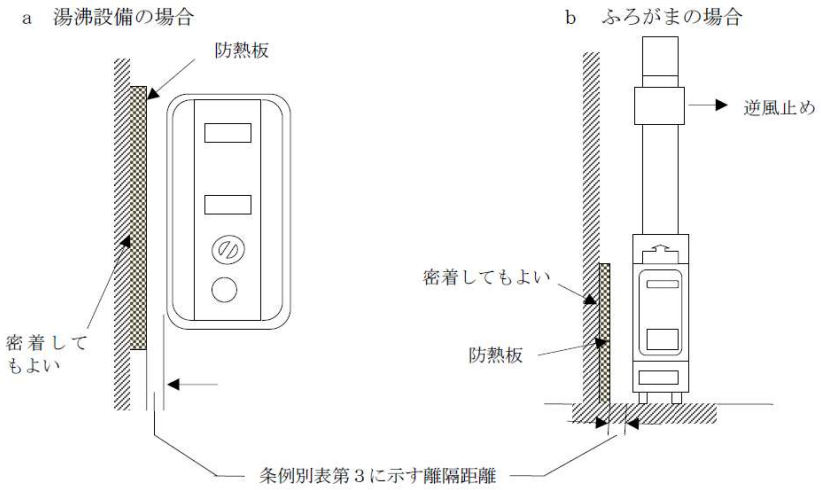
第１－２図　防熱板の設置例

①こんろの場合(気体・液体燃料共通)



H は、機器に応じ製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において安全性が確認できる高さとする。

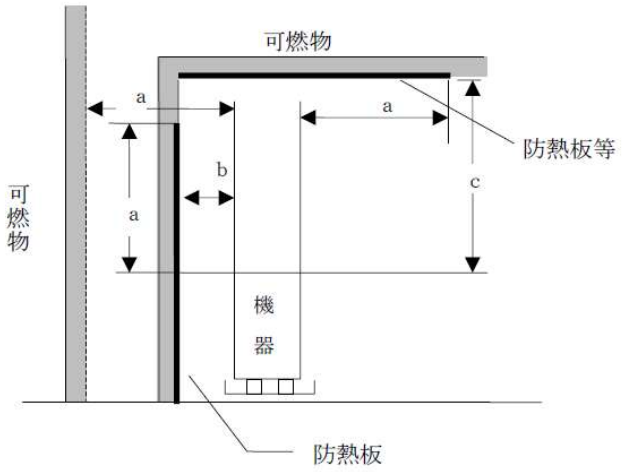
②気体燃料を使用する火気設備等



③液体燃料を使用する火気設備等

a　防熱板等の範囲は、火気設備等の投影面積に条例別表に示す当該機器の側方離隔距離を加えた大きさ以上とする。ただし、石油こんろの側面上方については機器に応じて製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において安全性が確認できる高さとする。

b 側方又は後方防熱板等への設置方法(上方防熱板等の同時施工を含む)。

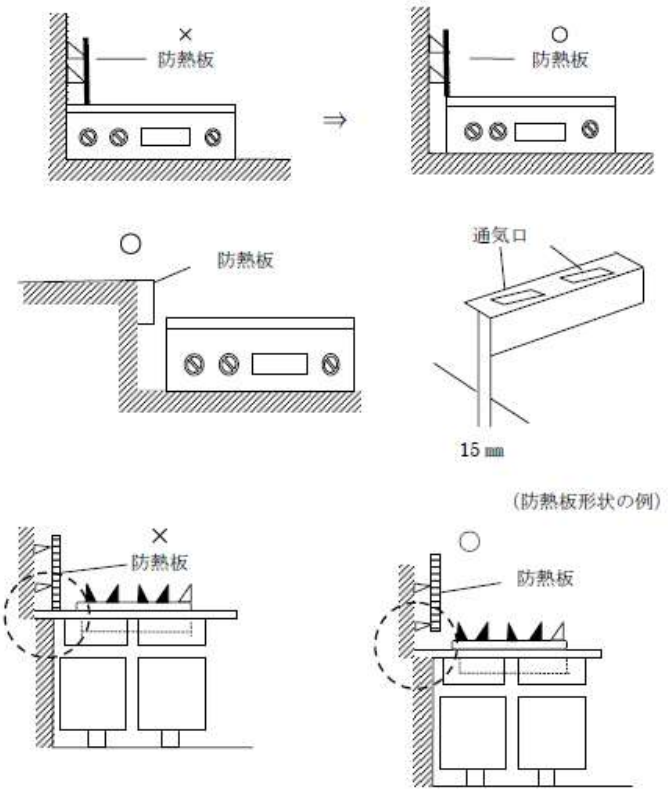


a　条例別表第三に示す当該機器の側方離隔距離

b 条例別表第三に示す防熱板等との離隔距離(側方又は後方)

c 条例別表第三に示す防熱板等との離隔距離(上方)

④設置上の注意



(3)　階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置

条例第３条第１項第４号で規定する「階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置については、次によること。ただし、①個人の住居及び共同住宅等の住居内に設置する場合、②不燃区画室に設置する場合、③設置に際し、避難に支障のない場合（火気設備が避難導線上にない場合など）はこれによらないことができる。

ア　「階段、避難口等」には、バルコニー形式の特別避難階段のバルコニー等の避難施設及び非常用エレベーターのホールを含むものであること。

イ　「避難の支障となる位置」の「位置」とは、通常、火気設備の設置により、避難に支障が生じる位置をいい、特に階段、最終避難口、非常用エレベーターのホールの防火戸及びバルコニー形式の特別避難階段のバルコニーに面する部分から水平距離５ｍ以内の部分をいう。

ただし、共同住宅等では、設計上避難施設の近傍だけプランを変更することが難しい面もあり、現実を踏まえて、下記の(ｱ)又は(ｲ)の条件を満足する場合は、実質的に危険性が少ないものとして、５ｍを短縮しても差し支えない。

(ｱ)　PS 設置式又は壁組込設置式のガス機器は、以下のａ及びｂの条件を共に満足する場合は、屋外避難階段等の避難口の周囲２ｍの範囲を避けた位置に設置することができる。

a 設置するガス機器の条件

入力が 70kW 以下のガス機器であり、ガス用品、液化石油ガス器具等の基準により、安全性が確認されたものであること。なお、壁組込設置式ガス機器は、ガス機器防火性能評定品に限る。

b 設置場所に対する条件

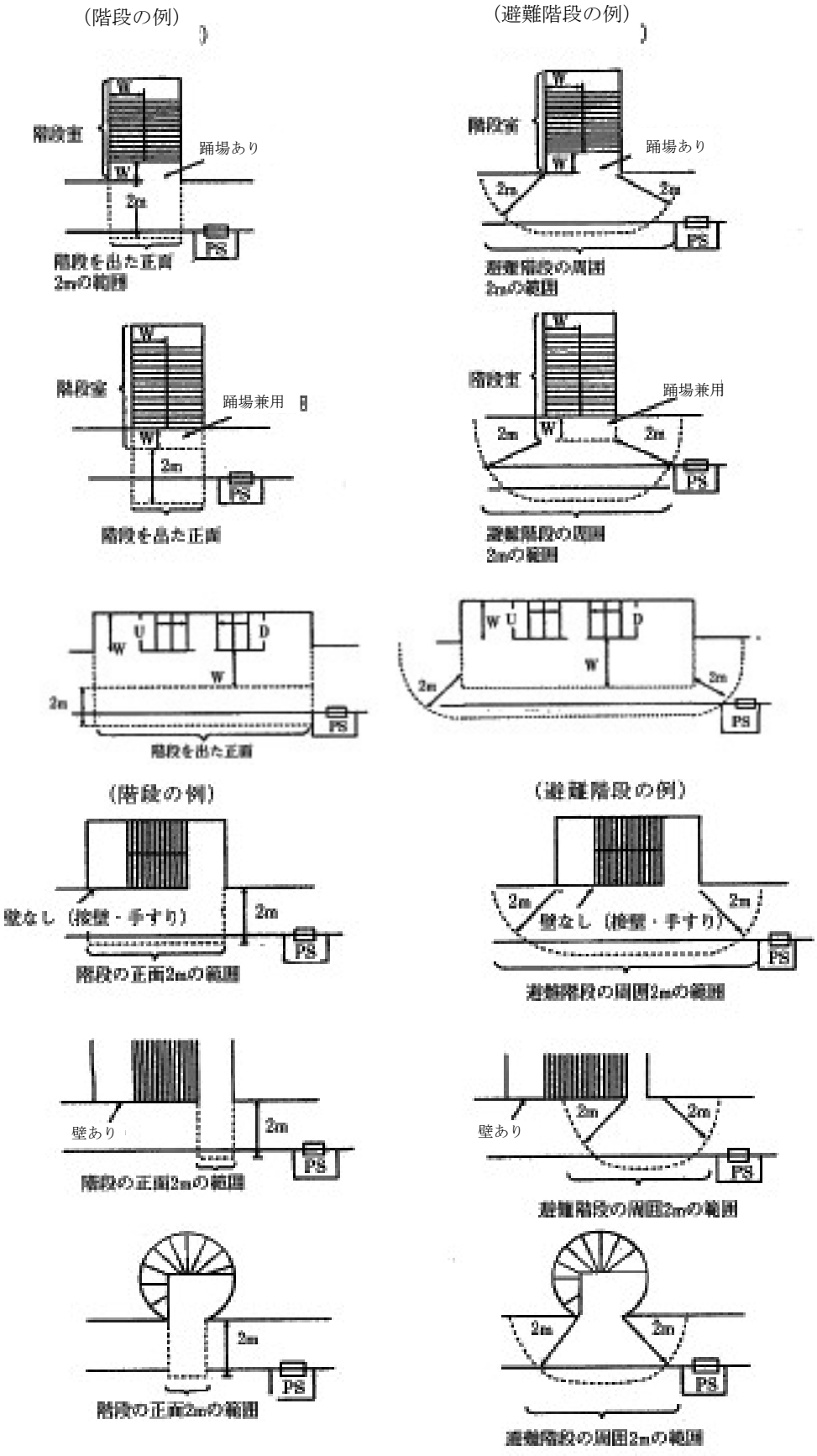
(a) 設置場所の周囲に、延焼のおそれのある「不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等の部分」がないこと。ただし、壁組込設置式ガス機器に用いる専用ボックスは、防火性能評定の試験により確認された距離で設置すること。

(b) 避難通路としての有効幅員が確保されていること。

(c) 壁組込設置式ガス機器を設置する外壁は、防火上及び構造耐力上問題がないこと。

(ｲ)　前記ａ及びｂの条件に加えて、さらにガス機器の前面（給排気口の部分を除く。）を鋼製（メーター、検針窓の部分は網入りガラス）の扉で覆ったものは、屋外避難階段等の避難口の周囲２ｍ以内にも設置することができる。ただし、壁組込設置式ガス機器を設置する外壁は、耐火構造、準耐火構造または防火構造でなければならない。

〔２ｍの範囲例〕



(4)　条例第３条第１項第５号で規定する「燃焼に必要な空気の取入れと有効な換気が行える位置」について、

建基法第 28 条及び建基政令第 20 条の３の基準に適合しているものは、条例基準に適合しているものとして取り扱うこと。

(5)　条例第３条第１項第６号で規定する「防火上有効な措置」とは、火気設備を設置した床上又は台上の温度が、室温 35℃のとき 80℃を超えない措置であること。

(6)　条例第３条第１項第７号で規定する「使用に際し火災の発生のおそれのある部分」とは、火気設備の本体部分(取付枠、支持台及び一体となっている附属設備を含む。)の構造すべてをいうものであること。ただし、操作上のつまみ、レバー、絶縁材料等は、不燃材料以外の材料とすることができる。

(7)　条例第３条第 1 項第 18 の２号で規定する「自動的に燃焼を停止できる装置」とは、熱風の供給を断つことを目的とするもので、熱風若しくは熱風炉内が異常過熱した場合に、自動的に燃焼を停止させる装置で停止装置が作動したときは、その原因を取り除いた後でなければ復帰できない手動復帰機構を備えたものとする。

(8)　風道については、次によること。

ア　条例第３条第 1 項第 14 号で規定する「風道」とは、火気設備で生成され熱風等を送風するため火気設備に一体又は接続するダクト形状を有するものであること。

イ　条例第３条第 1 項第 14 号で規定する「風道の炉に近接する部分」とは、火気設備本体との接続部分から、風道の長さが２ｍ以内の範囲で、できる限り火気設備本体に近い部分をいう。

(9)　入力の算出方法

入力の算出については、次によること。

ア　入力の算出については、第１－５表に基づき次式により算出すること。

入力=燃料種別による発熱量×1 時間当りの燃料消費量

なお、電気設備の入力量については電力消費量とすること。

イ　入力を求めることができない焼却炉等の機器については、炉内容積１㎥当り 232.5kW として換算する。

ウ　冷温水発生装置・給湯湯沸設備等を近接して屋上等に複数台設置する場合の取扱いは、冷温水等を供給する配管が同一系統である機器のうち、同時運転できる機器を一の設備とみなして計算すること。

エ　厨房室内に設置する調理等の目的のみに使用する給湯湯沸設備等については、厨房設備として合算すること。

オ　入力が設備仕様書等に記載されている場合は、当該数値とすること。

第１－５表

発熱量＼燃料別			kJ/kg	kJ/L	kJ/N ㎥
液体燃料	灯油		43,100	34,500	
	軽油		42,700	35,200	
	重油	A　重油	42,300	37,300	
		B　重油	41,400	38,100	
		C 重油	40,600	38,200	
気体燃料	都市ガス(13A)				46,000
	プロパンガス		50,200		101,700
	プロパンエア 13A				62,800
	ブタンガス		49,400		134,000
固体燃料	薪		18,800		
	木炭		33,500		
	石炭		31,400		

※1　各燃料は、本来発熱量に幅があるもので、この表の数値は、代表的なものである。

※2　1kw =3,600kJ とし、端数処理は小数点第２位を四捨五入するものとする。

(10)　不燃区画室については、次によること。

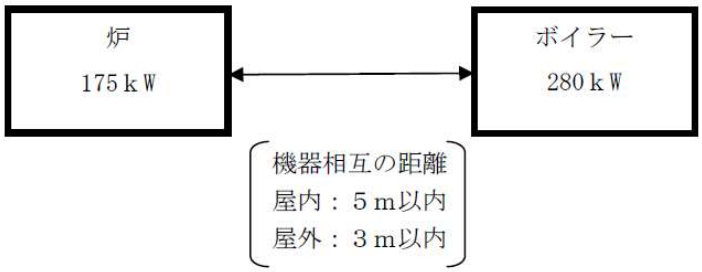
ア　出入口扉は、建基政令 112 条第 14 項第 1 号イに規定する防火設備のうちの常時閉鎖状態にある防火戸とすること。ただし、これによれない場合は、同条項第 1 号ニに規定する要件を満たす構造のものとすること。

イ　換気設備の風道が不燃区画を貫通する場合で、不燃区画室から火災による火煙が発生した場合に、当該風道に接続する給換気口等を通じ当該火煙が他の室に流出するおそれのあるときは、風道の区画貫通部分に防火ダンパー(建基法第２条第９号の２ロに規定する防火設備であって、建基政令第 112 条第 16 項第 1 号に規定する要件を満たす構造のものをいう。ただし、不燃区画を貫通するのみで、風道を不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造った場合はこの限りでない。

ウ　給排水管及び電気配管等が不燃区画室内を貫通する場合には、当該配管部分と区画の隙間を不燃材料で塞ぐこと。

エ　多量の火気のうち 350kW 未満となる入力の火気設備を同一場所に近接して複数設置する場合において、それぞれの設備の入力を合算し、その合計が 350kW 以上となるときは不燃区画室に設置する必要があること。

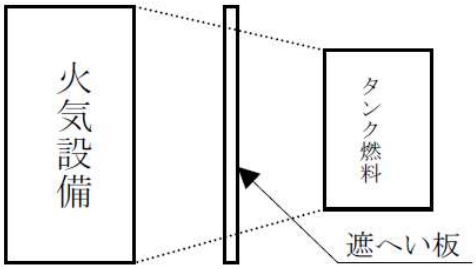
なお、近接とは屋内の場合は機器相互の距離 5m 以内を、屋外設置の場合は 3m 以内をいう。



（計算）175（kW)+280（kW)=455（kW)≧ 350（kW）

第１－３図　同一不燃区画室内に複数の火気設備を設置する場合の入力計算方法(例)

(11)　条例第3条第1項第17号ウで規定する「防火上有効な遮へい」とは、第１－４図に示す不燃材料で造られた遮へい板等を設けることにより、油温が引火点以上とならない措置をいう。なお、遮へい板と炉及び燃料タンクとは接触しないものとする。



第１－４図

(12)　条例第3条第1項第17号セで規定する「過度の予熱を防止する措置」とは、温度調節装置及び過熱防止装置を設けたものをいうものであること。ただし、予熱する燃料の温度が過度に上昇しない場合は、装置を設けないことができる。

(13)　条例第3条第1項第18号アで規定する金属管の材質については、第１－６表に示す燃料配管材料及び継手類又はそれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有するものであること。ただし、 JIS S 3022 石油燃焼器具用ゴム製送油管に適合する送油管を使用し、屋内に施設する場合に限り、その長さは必要最小限とし、かつ、分岐及び送油管相互の接続をしないものは、この限りでない。

第１－６表

	規格名称
燃料配管	JIS G　3452　配管用炭素鋼鋼管 JIS H　3300　銅及び銅合金継目無管
継手類	燃料配管材料及び用途に適したもの

(14)　燃料タンク

ア　燃料タンクは、床、壁等に固定すること。ただし、 JIS S 3020 石油燃焼器具用油タンクに適合するもので40L以下のものは、これによらないことができる。

イ　注入口の付近で燃料タンクに設けられた燃料の量を覚知する装置を確認できないものにあっては、注入量が燃料タンク容量に達した場合に警報を発する装置等を注入口の付近に設けること。

ウ　燃料タンクは、煙突等から 60cm 以上離すこと。

(15)　燃料配管

ア　条例第３条第１項第 18 号アで規定する金属管のうち、火気設備に附属する配管は、第１－７表に示す配管材料及び配管区分によること。

材料＼配管区分	露出	隠ぺい部分	貫通部分	床下	埋設
鋼管	○	○	○	○	○
銅管	○	△	△	△	△
黄銅管	○	△	△	△	△

備考　○・・・適

△・・・液体燃料を使用するもので、保護管等を用いれば適◆

第１－７表

イ　配管は、床又は壁等に堅固に固定すること。

ウ　配管のねじ込み継手部分には、使用燃料に応じたシール剤を塗る等燃料漏れを防ぐ措置を講じること。

エ　配管の地下埋設は、必要最小限度とし、予想される重量物の荷重に十分耐える措置を講じること。

オ　配管は、煙突等から煙突等の長さが 1.8m 以内は、45cm 以上、1.8m を超える部分は 15cm 以上離すこと。

カ　油配管は、空気ポケットが生じないよう曲折を少なくすること。

(16)　条例第３条第１項第 18 の３号で規定する「漏れた燃料が滞留するおそれのある隠ぺい場所」については、パイプシャフトが次の条件を満足する場合は、当該隠ぺい場所以外として取り扱うことができる。

ア　パイプシャフトは、開放廊下等直接外気に面していること。

イ　パイプシャフトを構成する床は各階で耐火構造で水平区画され、かつ、各住戸等とは耐火構造の壁で区画されていること。

ウ　パイプシャフトの上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。

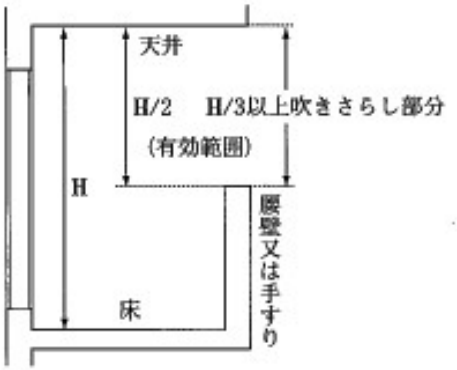
エ　換気口のそれぞれの開口面積は、パイプシャフトの正面の５%以上とし、かつ、最低 500 ㎠以上とすること。また、ガラリ等の開口率は、第１－８表によること。

第１－８表

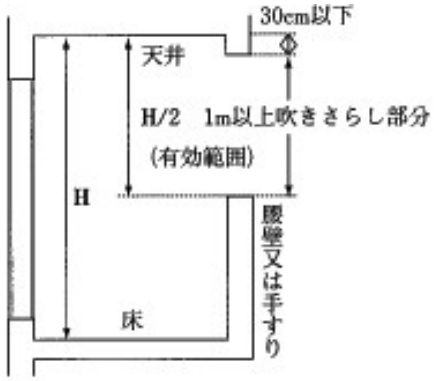
ガラリ等の種類	開口率
スチールガラリ	0.5
パンチングパネル	0.3

オ　開放廊下の例は、以下に示す。

（ア）　断面形状



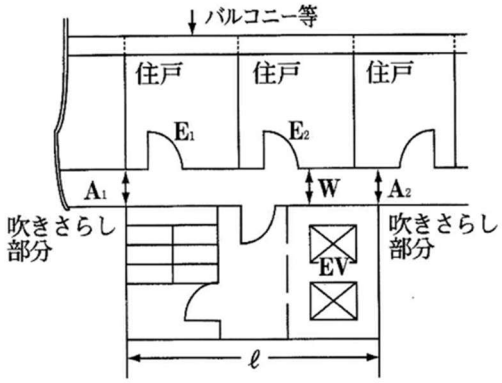
有効な吹きさらし部分が天井高の１／３以上あるもの



有効な吹きさらし部分が１ｍ以上あるもの

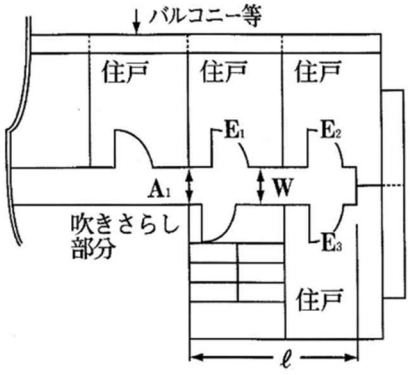
第１－５図

（イ）階段室等に面した廊下部分



① ℓ≦８Wかつℓ≦12m以下

② $A_1+A_2 \geqq E_1+E_2$



① ℓ≦４Wかつℓ≦６m以下

② $A_1 \geqq E_1+E_2+E_3$

第1－6図

凡例

ℓ	：非開放廊下部分の長さ
W	：非開放廊下部分の幅
E_1、E_2、E_3	：非開放廊下部分に面する住戸等の開口部面積合計
A_1、A_2	：非開放廊下端部の断面積

(17)　条例第３条第１項第 18 の３号で規定する「防爆工事等の安全措置」とは、金属管工事又はケーブル工事とし、次に掲げる安全措置をいう。

ア　金属管工事の場合

（ア）金属管相互、金属管とボックス等との接続は、５山以上のねじ接続、その他これと同等以上の方

法により堅ろうに接続すること。

（イ）隠ぺい場所内で電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を　用いること。ただし、金属製接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合は、これによらないことができる。

イ　ケーブル工事の場合

隠ぺい場所内でケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防じんパッキン式又は防じん固着式により処理すること。ただし、次により施工する場合は、これによらないことができる。

（ア）　金属製接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合

（イ）　ケーブルの分岐又は接続部分が当該ケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有する場合

(18)　条例第 17 条の２で規定する「煙突等」については、次によること。

ア　「煙突等」とは、火気設備と一体又は接続して燃焼廃ガス等を屋外に排出するものをいい、排気温度の測定点は、火気設備と煙突等の接続部分とする。

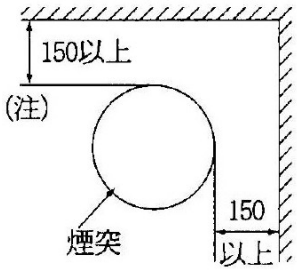
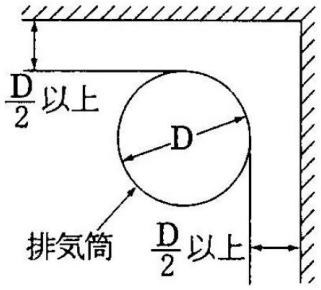
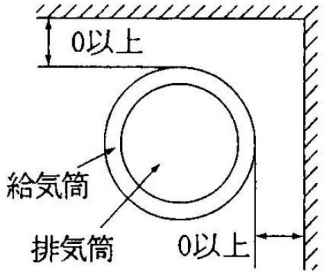
イ　条例第 3 条の４第 1 項第１号で規定する「排気ダクト」とは、煙突等と異なり火気設備と接続せず(下方排気方式の厨房設備を除く。)に一旦室内に排出された燃焼廃ガス等を室内空気とともに屋外に排出するものをいう。また、条例第 3 条第 1 項第 11 号で規定する排気筒は、排気ダクトである。

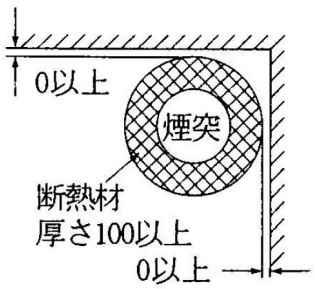
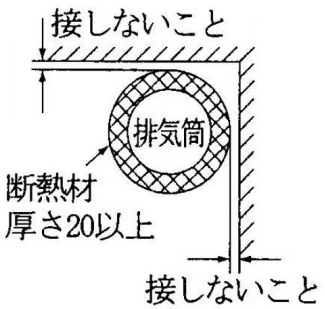
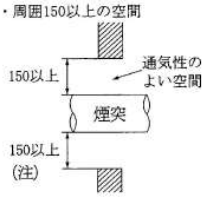
ウ　煙突等のトップは多翼型・Ｈ型又は逆風を防止する構造とすること。ただし、強制排気式、密閉燃焼式、屋外用のものにあっては、これによらないことができる。

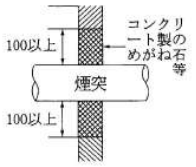
エ　煙突等と不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等の部分との隔離距雑は、第１－９表による。

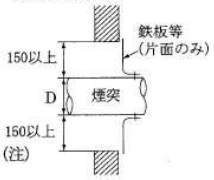
オ　「有効に断熱された構造」とは、煙突等の表面温度が 100℃を超えないものをいう。

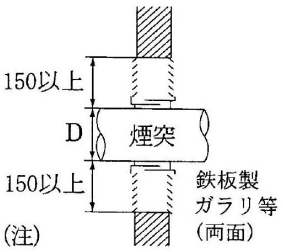
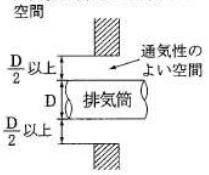
第 １－９表

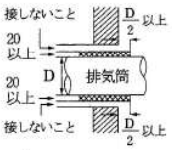
<table>
<tr><td colspan="2">排気温度</td><td>260℃を超える場合</td><td colspan="2">260℃以下の場合</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>煙突</td><td>排気筒</td><td>給排気筒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">空間部</td><td>断熱施工なし</td><td>
</td><td>
</td><td>
</td></tr>
<tr><td>断熱施工をし</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

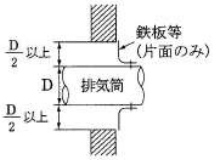
<table>
<tr><td></td><td>た場合</td><td>
</td><td>
</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">貫通部</td><td>・周囲150以上の空間


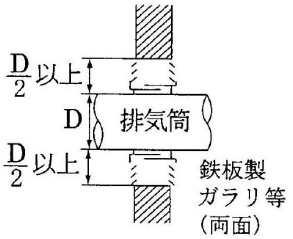
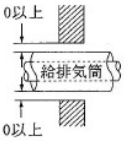
・100 以上の金属以外の不燃材料のめがね石


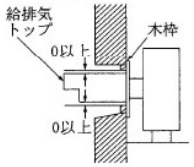
・鉄板製めがね板


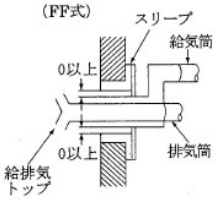
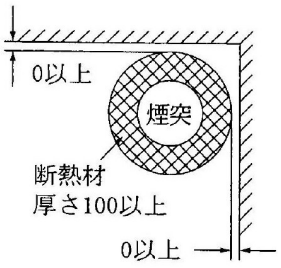

</td><td>・周囲排気筒径の1/2以上の空間


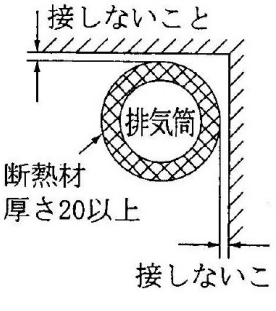
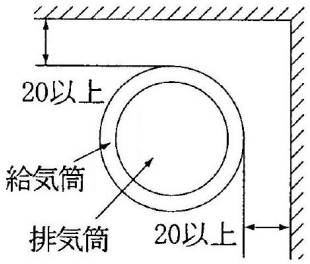
・20 以上の金属以外の不燃材料で巻いた場合


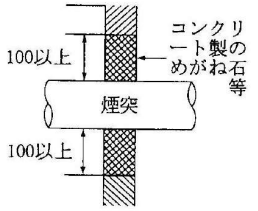
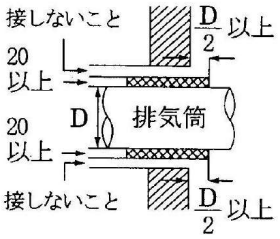
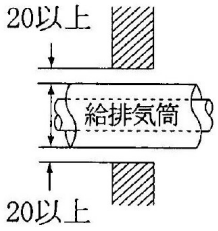
・鉄板製めがね板



</td><td>・給排気筒


・給排気トップ
(BF式)


(FF式)

</td></tr>
<tr><td colspan="2">隠ぺい空間部</td><td>

(固体燃料を除く。)</td><td>
</td><td>
</td></tr>
</table>

隠ぺい貫通	・ 100 以上の金属以外の不燃材料のめがね石  （固体燃料を除く。）	・ 20 以上の金属以外の不燃材料で巻いた場合  	・給排気筒 

※固体燃料を使用する煙突は、隠ぺい空間部には設けないこと。

(注)炉からの煙突の長さが 1.8m 以内の部分については 450mm 以上

(19)　既存の火気使用設備等の扱い

当該基準制定日（2018 年６月６日）以前において現に設置されている火気使用設備等で、本基準によらない扱いをしたものについては、従前の例によることができる。

炉

1　用語の定義

(1) 炉

炉とは、金属を加熱して溶解したり、食品を加工製造するなどのために用いられる火気設備をいい、工場、作業所等に設置されている焼鈍炉(やきなましろ)、焼入れ炉、溶解炉、加熱炉等の工業炉、熱風炉、パン焼炉、ピザ窯、揚げ物用炉、営業用ふろがま及び焼却炉等が含まれる。

※　吸収式冷温水機のうち、機器本体にバーナーを有するもので、冷媒に水、吸収液に臭化リチウム水溶液を使用し、吸収冷凍サイクルを構成し、温水あるいは冷水を送り出すものにあっては、炉として取り扱う。

(2) 開放炉

条例第 3 条第 1 項第 11 号で規定する「開放炉」とは、鋳物工場、焼入工場等にみられる工業用の炉で、燃焼廃ガス、火の粉等が煙突又は排気筒を介さずに直接放出される構造のものをいう。

(3) 熱風炉

条例第 3 条第 1 項第 14 号で規定する熱風炉」とは、工業用、家畜飼育用、植物栽培用などに使用される熱風を利用する炉をいう。

なお、熱風炉のうち熱交換器を有し暖房を目的とするものは温風暖房機(条例第 3 条の 3)、乾燥を目的とするものは乾燥設備(条例第 7 条)として取り扱う。

(4) バイオ式生ごみ処理機

生ごみ処理機の処理槽の上部に設置されている電気ヒーターにより、処理槽内を加熱し、微生物が繁殖しやすい温度(40～50℃)に制御する。生ごみは、微生物の働きで発酵し、水と炭酸ガスに分解され減量する。

また、脱臭装置の 1 次側に設置されている電気ヒーターにより生ごみの臭気を約 230℃まで加熱し、脱臭装置により脱臭処理を行う。

なお、過熱防止装置(温度ヒューズ)が処理槽内及び脱臭装置の 1 次側に設置されている。

2　条例の運用

条例の運用にあっては、次によること。

(1)　条例第３条第 1 項第 11 号で規定する「不燃性の天がい及び排気筒」については、「不燃性の天がい及び排気ダクト(不燃材料で造られたものに限る。)」に読み替えるものとする。

(2)　条例第３条第 1 項第 11 号で規定する「防火上有効な遮へい」とは、火の粉の飛散及び接炎、加熱を防止するため衝立状の遮へい板やはかま等で措置することをいう。

ふろがま

1　用語の定義

(1) ふろがま

浴そう内の水を沸かすことを専用とする設備をいう。

なお、公衆浴場等に設置されるふろがまは条例第３条で規制する。

(2) 内がま式と外がま式

ア　例別表第 3 で規定する内がまとは、熱交換方式のものでかま本体で直接浴そう内の水を沸かす方式のものをいう。

イ　条例別表第 3 で規定する外がまとは、循環方式のもので循環パイプで浴そう内の水を循環させ湯を沸かす方式のものをいう。

2　条例の運用

条例第３条の２第１項第２号で規定する「空だき防止装置」については、次のいずれかによること。

(1)　浴そう内に水がない場合、バーナーへの燃料通路を閉鎖することにより、空だきを防止する装置であること。

(2)　JIS S 2091 で規定される「空だき安全装置」であること。

温風暖房機

1　用語の定義

温風暖房機とは、暖房機器のうち燃焼室又は発熱体が組込まれた送風機により温風を吹き出すものをいう。

2　条例の運用

条例の運用にあっては、次によること。

(1) 条例第３条第１項第 14 号アで規定する「風道の炉に近接する部分」とは、温風暖房機本体の接続部分から、風道の長さが２ｍ以内の範囲で、できる限り近い部分をいうものであること。

なお、風道の長さが２ｍ未満のもの又は暖房機から５ｍ以内の風道部分に不燃区画のための防火ダンパー設けられている場合は、防火ダンパーを設けないことができる。

(2) 条例第 44 条第１項第４号で規定する「風道を使用しない」とは、本体の接続部から、風道の長さが 2m 未満のものをいう。

(3) 安全装置、配管、煙突、バーナー等の点検を要する部分にあっては 60cm 以上の空間を確保すること。

(4) 電気を熱源とする温風暖房機のうち、電熱装置安全基準((一社)日本冷凍空調工業会の定める「エアコンディショナの電熱装置安全基準(JRA 4001)」をいう。以下同じ。)に適合するものにあっては、第３－１表によること。ただし、点検を要する部分にあっては、60cm 以上とすること。

第３－１表

壁・柱等の材質 消費熱量		可燃材利用	金属以外の不燃材料又はこれに類する材料	耐火構造(不燃材料で造ったものに限る)
45kW 以下	上方	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上
	側方	５cm 以上	５cm 以上	
45kW を超えるもの	上方	50cm 以上	20cm 以上	10cm 以上
	側方	30cm 以上	10cm 以上	

(5) 暖房機の風道の吹出し口及び空気取入口は、次に示す範囲内に建物の造営材等を設けないこと。ただし、通風を阻害しない格子等については、これによらないことができる。

ア　温風吹出し口にあっては、前方１ｍ以上

イ　空気取入口にあっては、前方 30cm 以上

(6) 電気を熱源とする温風暖房機のうち、補助ヒーター組込みのヒートポンプ方式については、条例第３条の３の温風暖房機として取り扱う。この場合、温風暖房機本体及び電気ヒーターを使用する加湿器は、天井裏等の隠ぺい場所に設置しないこと。ただし、次による場合は、この限りでない。

ア　温風暖房機本体は、次によること。

（ア）電熱装置安全基準を満足すること。

（イ）使用する断熱材は、ロックウール等の不燃材料とすること。

（ウ）外かく表面温度の温度上昇試験性能は、第３－２表によること。

第３－２表

通常燃焼時	90℃以下
異常燃焼時	100℃以下

イ　暖房機は、可燃性の部分から周囲 60cm、吹出し方向にあっては、１ｍ以上の距離を保つこと。

ウ　電気ヒーターが有効に点検できる位置に、1 辺の長さが 60cm 以上の大きさの点検口を設けること。

(7) 浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器については、条例第３条の３の温風暖房機として取り扱う。

なお、別添え資料の白主基準を満たしている場合の設置基準は、別記資料によること。

別記資料

浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置基準

１　適用範囲

この基準は、一般家庭の浴室内の乾燥及び浴室暖房等をする電気機器のうち、次のすべてに該当する機器(以下「適合機器」という。)に適用する。

(1) 浴室内の天井に組込み形等として設置されるもの。

(2) 電気ヒーターを熱源(ヒートポンプ式のみのものは除く。)とするもの。

(3) 組込み形等の浴室用衣類乾燥機の自主試験基準((一社)日本電機工業会で定める自主試験基準・別添え資料参照)に適合したもの、又は、これと同等以上の安全性が確認されたもの。

２　設置要領

条例第３条の３(温風暖房機)によるほか、次によること(別図参照)。

(1) 機器本体

ア　適合機器本体の可燃物等からの離隔距離については、製造業者等が指定する距離で設置できるものであること。

イ　機器は、上階スラブ又は天井等に堅固に取り付けること。

ウ　浴室内への温風吹出口及び空気吸込口の前方 10cm 未満の範囲内には、造営材等(乾燥する衣類を含む。)を設けないこと。

(2) 換気ダクト(浴室の除湿等を目的とする機器本体と接続されるもの)

ア　ダクトは、不燃材料で造ること。

イ　ダクトは、専用とすること。

ただし、一の住戸内の洗面所、便所その他これらに類する室(以下「洗面所等」という。)のダクトと接続される場合で、洗面所等のダクトが不燃材料で造られている場合はこの限りでない。

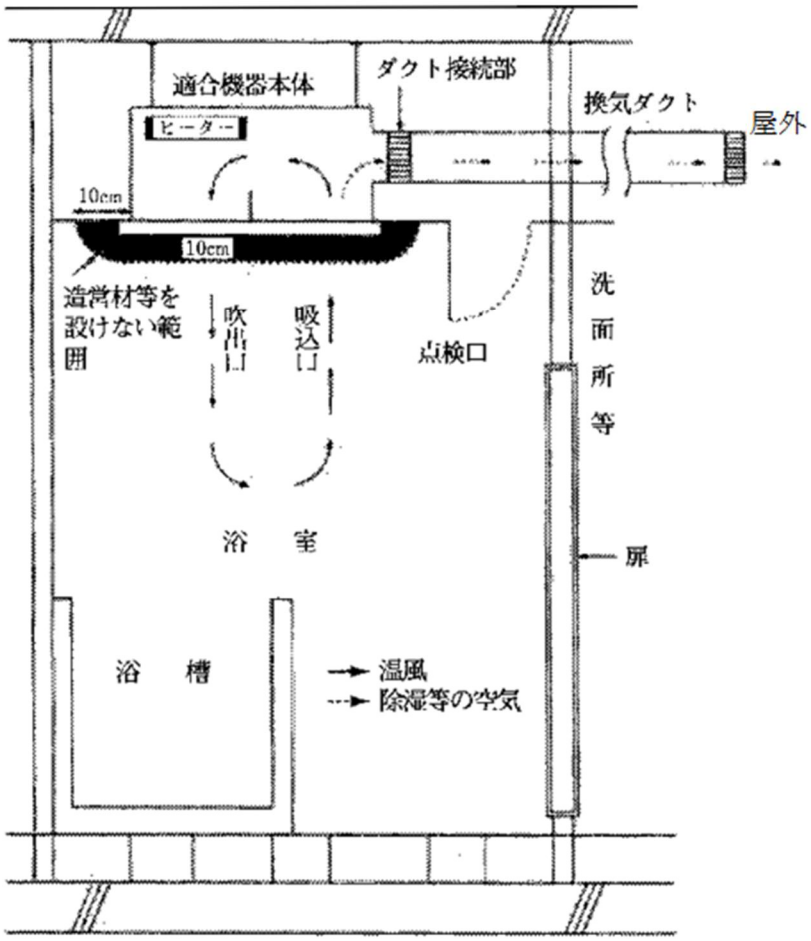
(3) その他

ア　漏電遮断器を設けること。

イ　機器本体に近接する部分に、機器本体の点検・清掃に必要な点検口(容易に点検一清掃できる構造のものを除く。)を設けること。

別図

浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置図



別添え資料

組込形浴室用乾燥機等の設置に関する自主基準

1　目的この基準は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)同法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)及び平成 14 年消防庁告示第 1 号「火気設備等及び火気器具等の離隔距離に関する基準」に基づき、一般家庭の浴室内での衣類乾燥及び浴室暖房等をする機器に関する自主基準(以下「浴室乾燥機自主基準」という。)を定め、火災に対する安全を確保することを目的とする。

2　適用範囲一般家庭の浴室内での衣類乾燥及び浴室暖房等をする機器のうち、当該浴室の天井に組込み形等として設置されるもの(別図参照)で、電気ヒーターを熱源(ヒートポンプ式のみのものは除く。)とする機器に適用する。

3　構造本体の構造は、次によること。

(1)　電気用品安全法(昭和 36 年法律第 234 号)の技術基準に適合したもの(電気乾燥機又は電気除湿機で補助ヒーターを有するもの)であること。

(2)　電気ヒーター電熱容量は３kw（２以上の電熱装置を有するものは、同時通電できる電熱装置容量の合計）以下であること。

(3)　設置状態で少なくとも機器の一面が浴室内に露出していること(機器は隠ぺい設置状態とならないこと)。

(4)　本体外かく材質は金属製のこと。ただし、温風吹出しグリルは除く。

(5)　温度過昇防止装置として少なくとも一つ以上の「非自己復帰形」のものを備えること。

(6)　過電流防止装置を設けること。

(7)　送風機が故障等により停止した場合、自動的に電源を遮断できること。

4　各部の温度 5.1 通常運転(平常温度上昇試験)及び 5.2 異常運転(異常温度上昇試験)に従って試験を行ったとき、各部の温度は下表の温度以下であること。

許容最高温度

単位℃

測定箇所	通常運転 (平常温度上昇試験)	異常運転 (異常温度上昇試験)
本体表面及び可燃物との接触面	90	145
温風吹出温度	95	—
排気温度	65	—
※ダクト接続部の温度	65	65

注※　ダクトとは、浴室の除湿等を目的とし、機器本体と接続されるものをいう。

備考 (1)基準周囲温度は 35℃とする。

(2)試験周囲温度が 35℃未満の場合にあっては、許容最高温度と基準周囲温度の差を試験周囲温度に加えた温度により判定することができる。

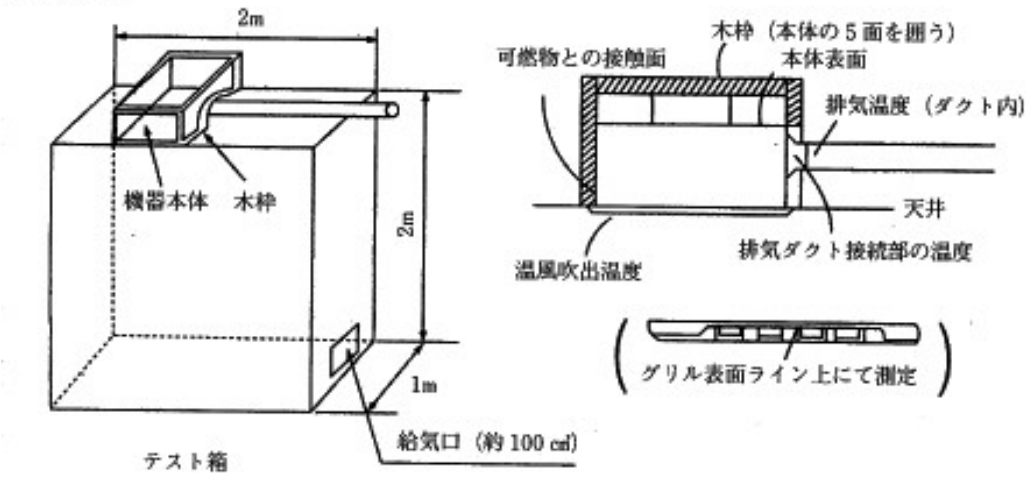
(3)試験周囲温度が 35℃を超える場合にあっては、当該試験周囲温度に係らず、各部の温度は上表の温度を超えないことをもって判断する。

5　試験方法テスト箱(厚さ約 12㎜ の合板)に、製造者の指示する設置説明書に従って設置し、かつ、吹出し側

を除く本体外かくに木枠(厚さ 20㎜ の合板)を接触設置し、4 (各部の温度)の表に示す測定箇所の温度を熱電温度計法で測定する。

この場合、各部の温度が最高となる箇所及び運転状態で測定する。ただし、テスト箱は約４㎥(縦１ｍ×横２ｍ×高さ２ｍ)の容積を有するものとし、箱の中には何も入れない。

[試験方法図]



5.1　通常運転(平常温度上昇試験)機器を次の条件の下で定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度がほぼ一定(30 分間における温度上昇が 0.5K 以下の状態をいう。以下同じ)。になるまで連続して加え、各部の温度を測定する。

①自動温度調節器(温度過昇防止装置として使用するものを除く。)を有するものにあっては、その動作温度を最高温度にセットし、電熱装置には最大負荷を付加すること。

②乾燥・暖房のモードが切り換えられるものは、それぞれについて実施すること。

③風量調整装置を有するものは、最大風量及び最小風量の両方について行うこと。

5.2　異常運転(異常温度上昇試験)機器を次の条件の下で、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度が一定となるまで(非自己復帰形の温度過昇防止装置が動作したときは、その時まで)連続して加え、各部の温度を測定する。

①電熱装置には、その最大負荷を付加すること。

②送風装置には、通電しないこと。

③自動温度調節器及び自己復帰形の温度過昇防止装置を有するものにあっては、それらの接点を短絡すること。

④温風吹出し口及び吸込み口を塞ぐこと。

6　設置説明書等に記載しなければならない事項

(1)「消防法基準適合」を表示する

(2) 取付方法、手順、寸法及び固定方法に関する事項

(3) 温風吹出し口及び吸込み口と造営材(乾燥する衣類を含む。)等との離隔距離に関する事項

(4) ダクトの材質、ダクト配管の範囲に関する事項

(5) 保守・点検のスペースを要する場合は、そのスペースに関する事項

厨房設備

1　用語の定義

(1) 厨房設備とは、調理を目的として使用する火気設備及び当該設備に附属する設備の全体をいう。

なお、厨房設備の種類としては、煮炊き用（こんろ、レンジ、めんゆで器等)、焼き物用（オーブン、グリル、サラマンダー等)、揚げ物用（フライヤー等)、炊飯用（炊飯器等)、保温用（温蔵庫、ベンマリー等)、その他（蒸し器、食器洗浄機、給茶器等）がある。

(2) 業務用厨房設備とは、営業用及び一般事業所の従業員食堂、学校、病院の給食用等の厨房設備をいう。

(3) 炭火焼き器とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属のフレームで覆う等の構造をしており、機器に敷き詰められた木炭が機器の上端から突出することなく使用し、食材を加熱するものをいう。

(4) グリスフィルターとは、排気中の油脂及びじんあい等を排気ダクトに入る前に分離し、除去する目的で、天蓋内部に設けられる媒介物をいう。

(5) グリスエクストラクターとは、天蓋内部で機械的に排気気流を縮流加速し、その遠心力によって排気中に含まれる油脂及びじんあい等を分離し、かつ、その除去した油脂及びじんあいを自動的に洗浄する機能を有する装置をいう。

(6) たわみ継手とは、排気ファンと排気ダクトを接続する場合に、振動の絶縁のために用いる継手をいう。

(7) レンジフードファンとは、厨房用の換気扇（電安政令別表第２・８（42）に規定する換気扇）で器体の一部を天蓋とした風量 15 ㎥／min 以下のもので金属製のものをいう。

(8) 組込型こんろとは、調理台等に組み込んで使用するこんろをいう。

(9) キャビネット型こんろとは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するこんろをいう。

(10) グリルとは、直火によって、主として放射熱で調理する機器をいう。

(11) グリドルとは、直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器をいう。

(12) 据置型レンジとは、オーブンとこんろを組合わせて台又は床面に据え置いたものをいう。

(13) 防火ダンパーとは、温度センサー、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、温度センサーと連動し自動的に閉鎖する構造を有し、排気ダクトへの火炎の伝送を防止するためのものをいう。

(14) 温度センサーとは、温度ヒューズ等で火炎等の温度の上昇を感知するためのものをいう。

2　条例の運用

条例の運用にあっては、次によること。

(1) 第 3 章第 1 「共通事項」(1.(9)を除く)によること。

(2) 気体燃料を使用する厨房設備(条例別表第三の適用対象外)本体の設置要領

ア　燃焼機器に係る防火性能評定によるもの

条例別表第三適用対象外の厨房設備で、ガス機器防火性能評定委員会により、防火性能が確認された次のタイプのものは､離隔距離の表示銘板に表示してある離隔距離に従って設置することができるものとし、適用される厨房設備には、第４－１図又は第４－２図に示す表示がなされているものであること。

また、離隔距離の表示銘板に床面の構造等の一定の条件が附されて表示されているものは、その条件に従って設置すること。

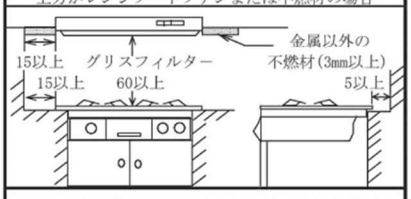
JIA認証 ＋

ガス機器防火性能評定品				
可燃物からの離隔距離（cm）				
本体周囲	上方	側方	前方	後方
本体上方周囲	上方	側方	前方	後方
一般財団法人　日本ガス機器検査協会				

第４－１図

or

ガス機器防火性能評定品			
可燃物等からの離隔距離（ｃｍ）			
上　方	側　方	前　方	後　方
以上	以上	以上	以上
上方がレンジフードファンまたは不燃材の場合			



一般財団法人　日本ガス機器検査協会

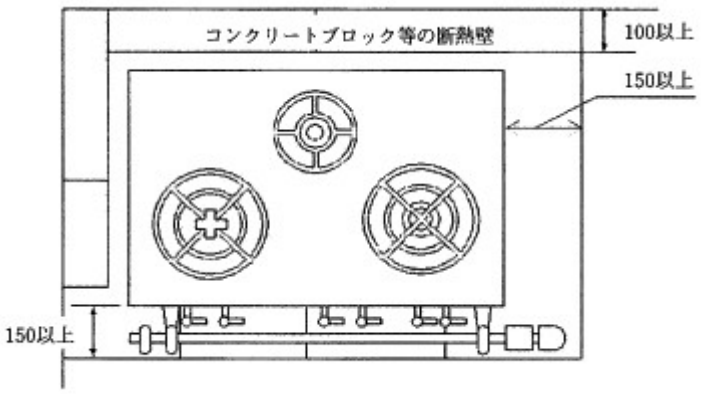
第４－２図

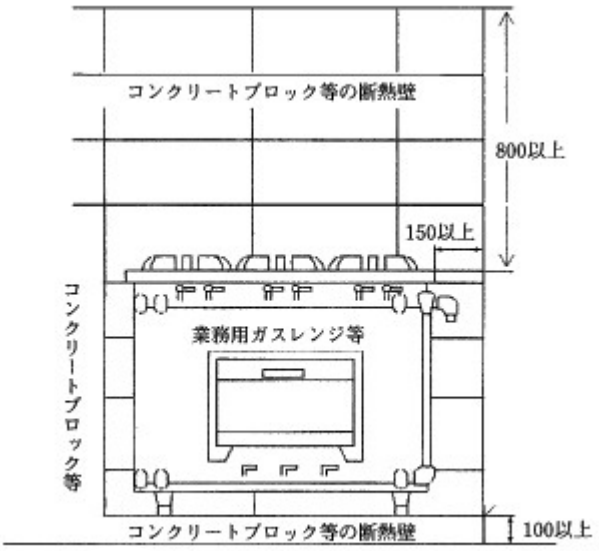
イ　前ア以外の気体燃料を使用する業務用の厨房設備の周囲の構造

業務用のレンジ、こんろ、オーブン、ブロイラー、サラマンダーの周囲は、次の構造に適合していること。（第４－３図参照）

（ア）　厨房設備が据えつけられる床面は、厚さ 10cm 以上の空洞コンクリートブロック（JIS A 5406 によるもの。以下同じ。）れんが（JIS R 1250 によるもの。以下同じ。）又はこれと同等以上の耐熱性、断熱性を有する材料で造られており、その範囲は、設備の周囲 15cm 以上とすること。ただし、床面（下地を含む。）が不燃材料で造られている場合はこの限りでない。

（イ）　厨房設備が据えつけられる背面及び側面の壁体は、厚さ 10cm 以上の空洞コンクリートブロック、軽量気泡コンクリート（JIS　A5416 によるもの。）、れんが又はこれと同等以上の耐熱性、断熱性を有する材料で造られており、その範囲は床面から設備の上方 80cm 以上、設備の周囲 15cm 以上とし、当該範囲に窓等の開口部を有する場合は、不燃材料で造られていること。なお、近年の高火力化、長時間使用化に伴い、機器と壁面の間は努めて接しない設置とすること。





第４－３図　厨房設備の周囲の構造例（単位mm）

⑶ 固体燃料を使用する厨房設備本体の設置要領

炭火焼き器等の周囲の構造については、前⑵、イを準用すること。★

⑷ 天がい及び排気ダクト

ア　厨房設備に附属する天がい及び排気ダクト

厨房設備に附属する天がい及び排気ダクトについては次によること。ただし、下方排気方式によるガス焼肉等用機器(業務用)については、別記資料２によること。

（ア）材料

a　天がいは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。ただし、油脂を含む蒸気を発生するおそれのない厨房設備に設ける天がいにあっては、亜鉛鉄板(JIS G 3302によるもの。以下「亜鉛鉄板」という。)又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用することができる。ただし、当該厨房設備の入力が21kW以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低い場合はこの限りでない。

b　排気ダクトは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食　性を有する不燃材料を使用すること。ただし、当該厨房設備の入力が21kW以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低い場合はこの限りでない。

c　たわみ継手は、ロックウール、シリカ繊維等の無機繊維を基材とした耐熱性を有する不燃材料を使用すること。

d　グリスフィルターに使用される材料は、通常の使用、清掃等の維持管理条件において機能上支障を及ぼすおそれのない不燃材料であり、かつ、次の(a)から(c)に適合するものであること。ただし、当該厨房設備の入力が21kW以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低い場合はこの限りでない。

(a) グリスフィルターのグリス付着率が大のものは、一定の非着火性を有するものであること

(b) グリスフィルターは、一定の耐熱性を有するものであること。ただし、ステンレス鋼板のバッフルタイプについては、耐熱性を有するものとみなすことができる。

(c) セラミックのグリスフィルターにあっては、一定の耐食性能及び強度を有するものであること

e グリスエクストラクターは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。ただし、当該厨房設備の入力が21kW以下であって、かつ、当該厨房設

備の使用頻度が低い場合はこの限りでない。

f 防火ダンパーの羽根は、1.5㎜以上のステンレス鋼板又は2.3㎜以上の亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料(建基法第２条第９号に規定する不燃材料のうち、コンクリート、れんが、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、しっくいその他これらに類する不燃物の材料をいう。以下同じ。)を使用すること。

g 防火ダンパーのケーシングは、1.5㎜以上の鋼板(JIS G 3141によるもの。)又はこれと同等以　上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。

(イ)　構造及び設置要領

構造及び設置要領は、条例第３条の４の規定によるほか、次によること。

a 天がい

(a) 板厚は第４－１表によること。

第４－１表

天がいの長辺	板厚(単位㎜)、	
(単位㎜)	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
450以下	0.6以上	0.5以上
450を超え1200以下	0.8以上	0.6以上
1200を超え1800以下	1.0以上	0.8以上
1800を超えるもの	1.2以上	1.0以上

(b) 板の継目は、気密性を有すること。

(c) 幅及び奥行は、厨房設備の幅及び奥行の寸法以上とすること。ただし、周囲が耐火構造等で延焼のおそれのない場合は、これによらないことができる。

(d) グリスフィルターを容易に着脱できる構造とし、水、油等の滴下を防止し、かつ、それらを回収できるものとすること(別図第４－１参照)。

(e) 条例第３条の４第1項第１号ウに定める天がいの側方と可燃性の部分との離隔距離については、可燃性の部分を厚さ９㎜以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合、10cm未満とすることができる(別図第４－２参照)。

(f) 支持金具等により堅固に取り付けること。

(g) 照明設備を固定させないこと。ただし、次の事項が講じられている場合はこの限りでない。

㋐　照明設備は耐熱性のもので、油脂、蒸気等の防護措置が施されていること。

㋑　衝撃を受けるおそれのある部分の照明設備は、金網等で防護すること。

㋒　熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、耐熱性を有する電線(けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふっ素樹脂電線若しくはこれと同等以上の耐熱性を有するもの)を使用すること。

(h) 不燃材料以外の電気配線や活性炭等は、天がいの内側に設けないこと。

b 排気ダクト

(a) 板厚は第４－２表、第４－３表によること。

第４－２表(角形ダクト)

天がいの長辺 (単位 mm)	板厚(単位 mm)、	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
450 以下	0.6 以上	0.5 以上
450 を超え 1200 以下	0.8 以上	0.6 以上
1200 を超え 1800 以下	1.0 以上	0.8 以上
1800 を超えるもの	1.2 以上	

第４－３表(円形ダクト)

天がいの長辺 (単位 mm)	板厚(単位 mm)、	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
750 以下	0.6 以上	0.5 以上
750 を超え 1000 以下	0.8 以上	0.6 以上
1000 を超え 1250 以下	1.0 以上	0.8 以上
1250 を超えるもの	1.2 以上	

(b) 曲りの数を少なくし、立下りをさけ、内面をなめらかにすること。

(c) 条例第３条の４第１項第３号で規定する「清掃ができる構造」とは、次によること。ただし、次の施工方法と同等と認められる構造等の場合は、これによらないことができる。

㋐ 排気ダクトに点検口を設ける場合

排気ダクトの点検口の位置は、わん曲部(120 度以内)の部分及び直線部分に設けることとし、直線部分に設ける場合は、次により設置すること。

ⓐ 円系の排気ダクトの場合は、概ね 2m の範囲内で点検口(概ね 400ｍｍ×250ｍｍ)を設置すること。

ⓑ 角形の排気ダクトの場合は、次により設置すること。

i 排気ダクト内に進入して清掃をする場合(概ね 500mm×300mm 以上)

概ね 7～8m の範囲内に点検口(概ね 450mm×450mm)を設け、作業員の荷重に耐えられるよう、支持部は排気ダクト自体の重みに 300kg を加えた重量に耐えられる構造とすること。

ii 排気ダクトの外から清掃する場合

概ね 2m の範囲内に点検口(概ね 400mm×250mm)を設けること。

㋑ 排気ダクトに点検口を設けない場合

接続部をフランジ接続等により取り外し可能で、かつ、接合部の気密性が確保できる構造とすること。排気ダクト内が清掃可能な場合であれば、㋐及び㋑の施工方法を組み合わせることができる。

また、点検及び清掃のために天井・壁等に設けた点検口(概ね 450mm×450mm)から排気ダクト及び排気ダクトの点検口等へのアクセス経路として、断面積が概ね 450mm×450mm の空間を確保できるよう適宜な位置に天井・壁等の点検口を設けること。

なお、排気ダクトの点検口は気密性を有し、かつ、容易に開口しない構造とすること。

また、点検口の周囲は、障害となる物を存置しないよう維持管理すること。

(d) たわみ継手を設ける場合は、排気ファンに近接する部分に設け、長さは必要最小限とし、かつ、建築物のたわみ継手に面する部分を不燃材料で覆うこと。

(e) 吹出口は、可燃性の部分から 60cm 以上離隔し、かつ、吹出方向に可燃物がない位置に設けるこ

と。ただし、可燃性の部分を金属以外の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合はこの限りでない

(f) 支持金具等で堅固に取り付けること。

(g) 不燃材料以外の電気配線や活性炭等は、ダクト内に設けないこと。

(h) 条例第３条の４第１項第１号ウに規定する「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分」とは、ロックウール保温材(JIS A 9504 によるもの。以下「ロックウール保温材」という。)又はけい酸カルシウム保温材(JIS A 9510 によるもの。以下「けい酸カルシウム保温材」という。)若しくはこれと同等以上の不燃材料で、厚さ 50㎜ 以上で隙間なく被覆する部分又はこれと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた部分をいう。

(i) ダクトには、湯沸設備等の排気筒を接続しないこと。ただし、次の場合はこの限りでない。

㋐ 対象機器等

ⓐ 一般財団法人日本ガス機器検査協会により、「厨房設備に付属する排気ダクトに直結する湯沸器」として評定された半密閉式給湯湯沸設備を排気ダクトに接続する場合

ⓑ 一般財団法人日本ガス機器検査協会の「排気フード検査基準」に基づく検査に合格した排気フードを使用して排気ダクトと半密閉式給湯湯沸設備とを接続する場合

ⓒ 一般財団法人日本ガス機器検査協会により「排気フード内に排気トップを挿入する高効率型半密閉式瞬間湯沸器」として評定された機器の排気トップを排気フード内に挿入する場合

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離（cm）			
上方	側方	前方	後方
－以上	15以上	15以上	15以上
ダクトに直結して使用することを条件として評定したものである。			
一般財団法人　日本ガス機器検査協会			

第４－４図　ガス機器防火性能評定品の表示



（平成７年４月１日から）



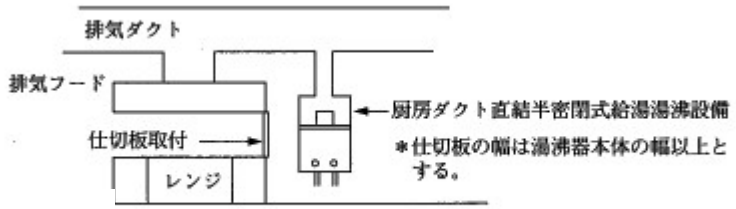
（平成７年３月31日まで）

第４－５図　（一財）日本ガス機器検査協会合格ラベル

㋑ 設置・接続方法

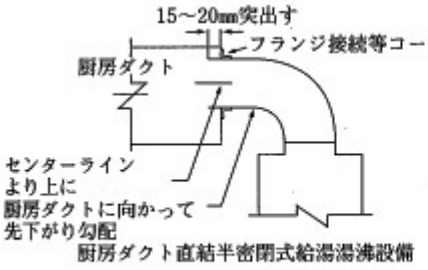
ⓐ 排気ダクトに排気筒を直結することについて評定がなされた半密閉式ガス湯沸器。

ⅰ 同一室内で油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備と当該給湯湯沸設備を設ける場合は、油脂等が給湯湯沸設備に流入しない措置を施す。

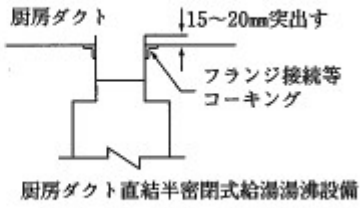


第４－６図　レンジ近傍に湯沸設備を設置した場合の有効な流入防止措置の例図

ii 前@の給湯湯沸設備と油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備とが排気ダクトを併用する場合、排気ダクトから給湯湯沸設備本体へ油脂等が滴下しない措置を施す。



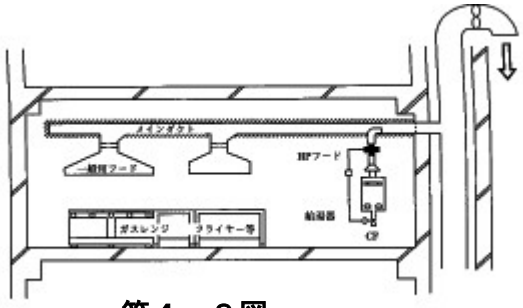
第４－７図　側面接続の例



第４－８図　底面接続の例

ⓑ　排気フードと湯沸器の排気筒を接続できる排気フード(既存の建築物に限る)。

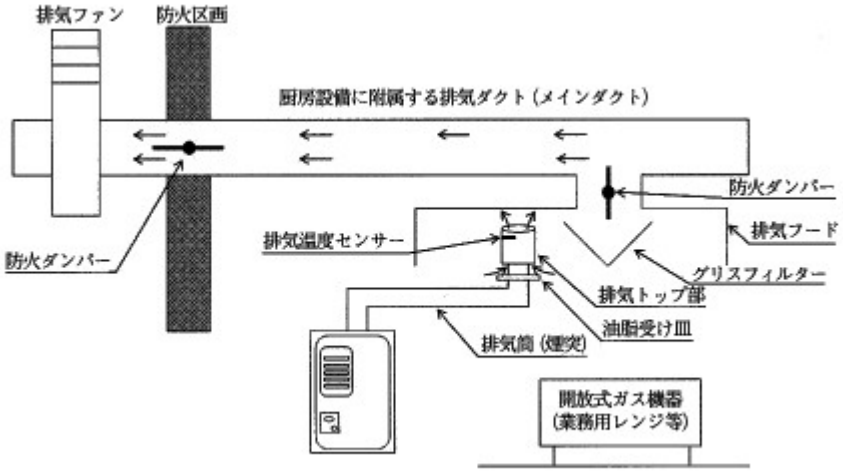
ｉ 同一室内で油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備と当該排気フードを設ける場合は、油脂等がフード内に流入しない措置を施す。



第４－９図

ii 前ⓑの排気フードと油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備器具とが排気ダクトを併用する場合、排気ダクトから当該フードへ油脂等が滴下しない措置を施す(第４－７図、第４－８図参照)。

ⓒ　天がい内に半密閉式給湯湯沸設備の排気トップを挿入する場合(第４－10 図)は、一般財団法人日本ガス機器検査協会により「排気フード内に排気トップを挿入する高効率型半密閉式瞬間湯沸器」として評定されたものを、離隔距離の表示銘板に表示してある離隔距離に従って設置する。また、適用される厨房設備には、第４－１１図に示す表示がなされているものであること。



第４－10 図

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離（cm）			
上方	側方	前方	後方
	以上	以上	以上
排気トップ部を排気フード内に挿入して使用することを条件として評定したものである。			
一般財団法人　日本ガス機器検査協会			

第４－11 図

(j) 風量調節装置(ダンパー等)が設けられた場合、排気ダクト内の風量が、有効換気量(「建築設備設計基準　国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修」等により算定されるもの)における適正な範囲外とならないよう、風量調節装置の操作部にむやみに操作しない旨を表示すること。

c グリス除去装置

(a) グリスフィルターを使用するグリス除去装置は、排気中に含まれる油脂分を 75%以上除去することができる性能を有し、その性能が維持できるようにすること。

(b) グリスエクストラクターは、排気中に含まれる油脂分の 90%以上除去することができる性能を有し、その性能が維持できるようにすること。

(c) グリスフィルターは、容易に取りはずして清掃することができる構造とし、清掃する場合に必要な予備品を備えること。ただし、グリス除去装置がリース等により適正に維持管理がなされている場合は、容易に清掃ができる構造として取り扱って支障ない。

(d) グリスフィルターは、水平面に対し 45 度以上の傾斜を有すること。

(e) グリス除去装置は、過度に温度上昇して性能がそこなわれることのない位置に設けること。

(f) グリス除去装置と火源との距離は次によること。ただし、フライヤー・グリドルのうち火源が露出
せず、自動温度調節装置及び過熱防止装置が設けられており、油温、熱板温度等が発火危険に至らな
い構造の設備に設けるものにあっては、これによらないことができる。

㋐ グリスフィルターにあっては、1m（ブロイラー(食肉等を放射熱で焼く密閉型の焼物器をいう。）

等に設けるものにあっては 1.2m)以上。ただし、グリスフィルターより 15cm 以内の部分に整流板を取り付ける場合は、整流板にそった長さを含めることができるものとする。

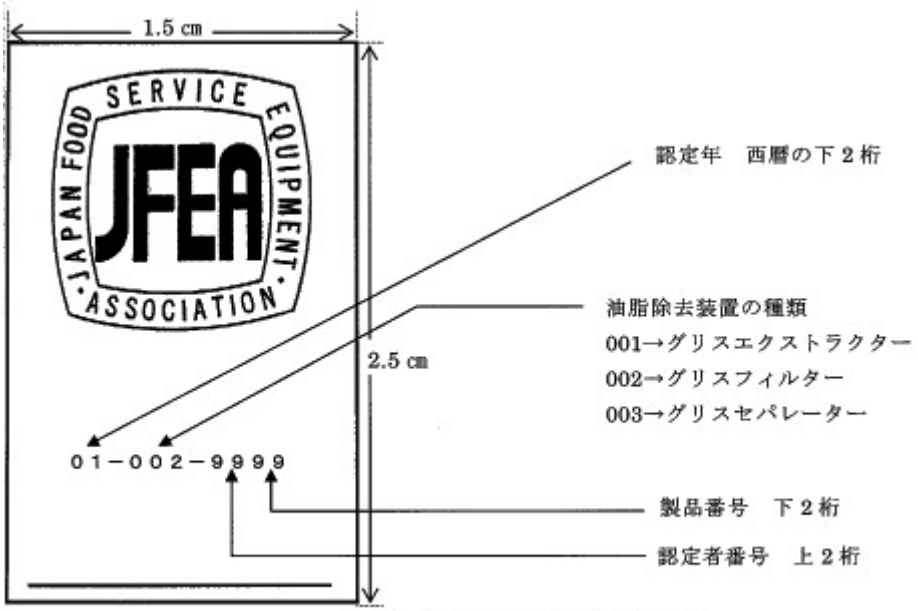
㋑　グリスエクストラクターにあっては、45cm 以上。

㋒　グリス除去装置は、油脂分が火源及び作業面上に滴下しない構造とすること。

㋓　グリス回収容器は、火源の直上に設けないこと。

(g)　第４－12 図に示す(一社)日本厨房工業会の認定ラベルがちょう付されている油脂除去装置については、前(a)及び(b)に適合しているとして取り扱って支障ないものであること。

なお、グリスセパレーターと火源との保有距離は、１ｍ以上とすること。



第４－12 図　(一社) 日本厨房工業会の認定ラベル

d 火炎伝送防止装置

(a)　油脂を発生するおそれのある設備の排気ダクトに、当該設備以外の厨房設備の排気ダクトを接続する場合で、火炎が伝送するおそれのあるものにあっては火炎伝送防止装置を設けること。

(b) 条例第３条の４第１項第２号エの自動消火装置は、次に掲げるものとする。

なお、火炎伝送防止装置として設置するフード等用簡易自動消火装置は、原則として火炎伝送防止装置の防火ダンパー等と併用しないこと。

㋐　フード・ダクト用簡易自動消火装置及びレンジ用簡易自動消火装置

㋑　フード・ダクト用簡易自動消火装置及びフライヤー用簡易自動消火装置

㋒　ダクト用簡易自動消火装置及びフード・レンジ用簡易自動消火装置

㋓　ダクト用簡易自動消火装置及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

㋔　下引ダクト用簡易自動消火装置

(c)　条例第３条の４第１項第２号ウの「排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、次によること。

㋐　「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障ないと認められるもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること(厨房設備から５ｍ以内にファン停止用スィッチを設け、その旨表示されているものに限る)。

①　厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さ４ｍ 以下のダクトで、厨房室内の開放された場所に

設置されているもの。

② 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが 2m 以下のダクトで、厨房室内の開放された場所に設置されているもの。

㋑ 「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該厨房設備の入力が 21kW 以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いものであること。

(d) 条例第 3 条の 4 第 1 項第 2 号ウの規定に基づき、火炎伝送防止装置として防火ダンパーを設ける場合は、次によること。

㋐ グリス除去装置に近接する部分の排気ダクトに堅固に設けるとともに、天井・壁等に保守点検が行える点検口(概ね 450㎜×450㎜)及び排気ダクトに防火ダンパーの開閉、作動状態の確認及び点検、清掃(以下「確認等」という。)に必要な検査口(容易に保守点検及び確認等ができる構造のものを除く。)を設けること。

㋑ 温度センサーの作動温度設定値は、概ね 120℃から 180℃までの範囲内のもので、周囲温度を配慮し、誤作動しない範囲でできる限り低い値とすること。

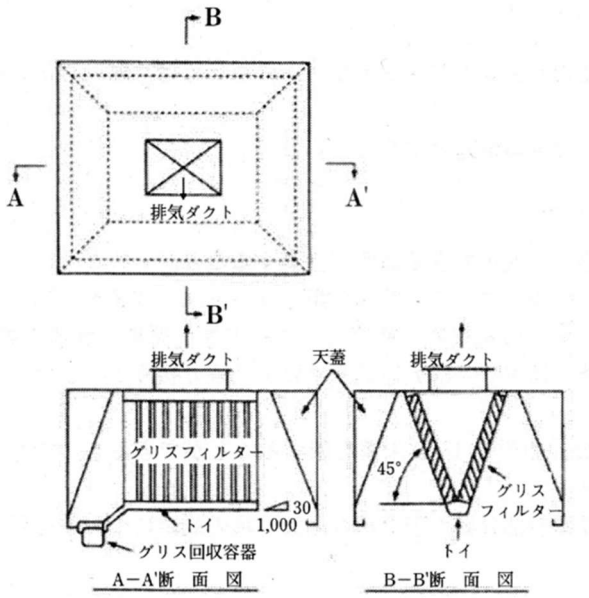
㋒ 温度センサーのうち、温度ヒューズを使用するものにあっては、「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和 48 年建設省告示第 2563 号)第 2、2、ハ、(一) に規定する試験に合格したものを使用すること。

㋓ 温度センサーの取り換えは容易に行えること。

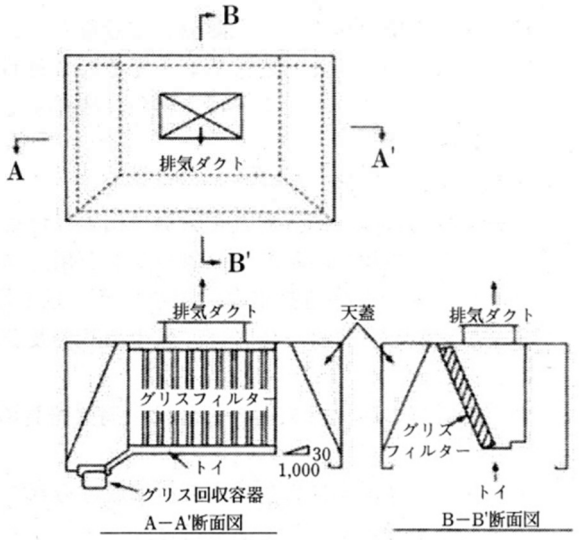
㋔ 作動した場合、自動的に排気ファンが停止する構造とすること。ただし、当該厨房設備から歩行距離 5m 以内にファン停止用スィッチを設け、かつ、その旨表示されている場合はこの限りでない。

別図第４－１

その１

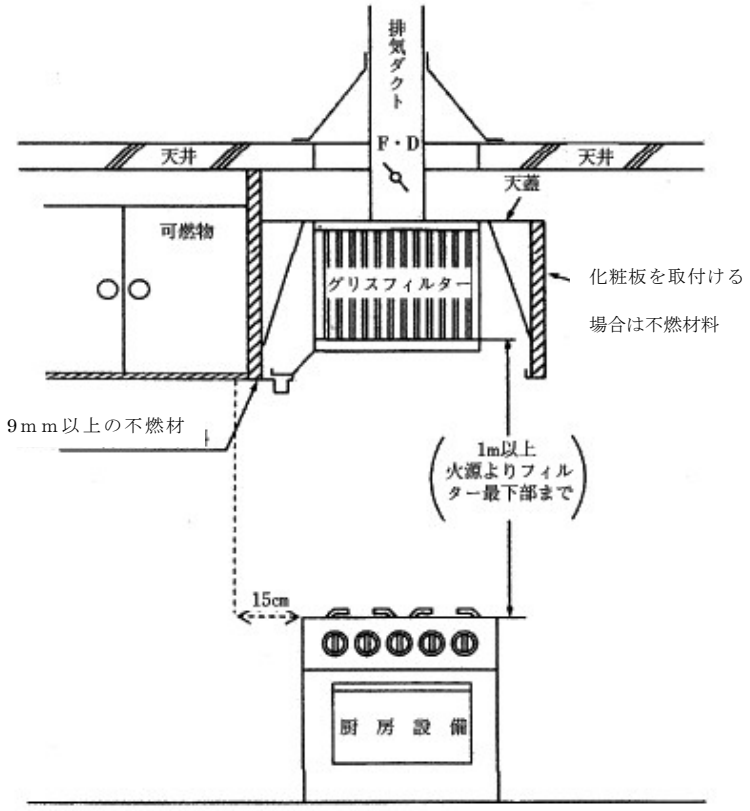


その２

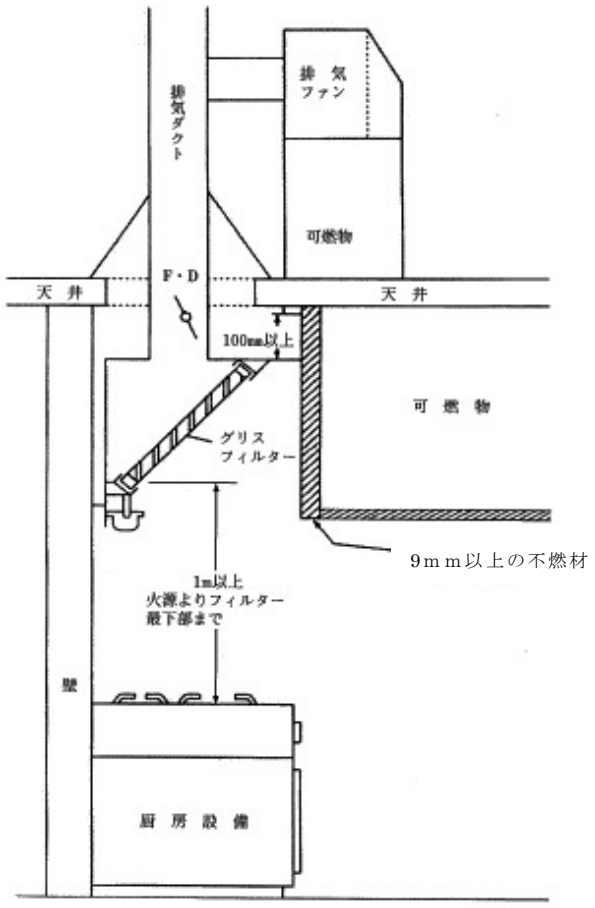


別図第４－２　天蓋の構造

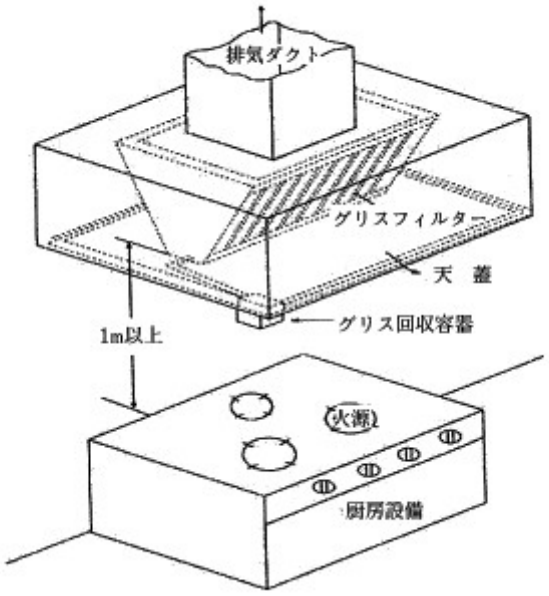
その1



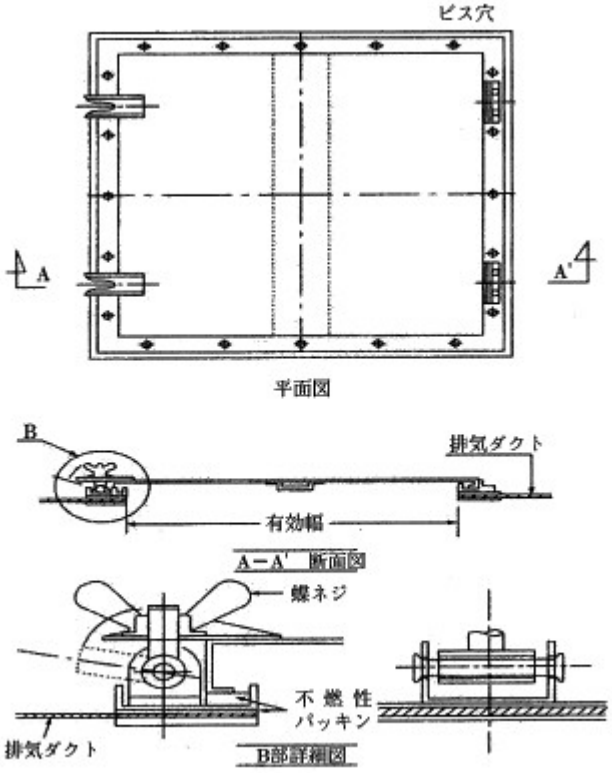
その2


排気ダクト
排気ファン
可燃物
F・D
天井
天井
100mm以上
可燃物
グリスフィルター
9ｍｍ以上の不燃材
1m以上
火源よりフィルター最下部まで
壁
厨房設備

その3

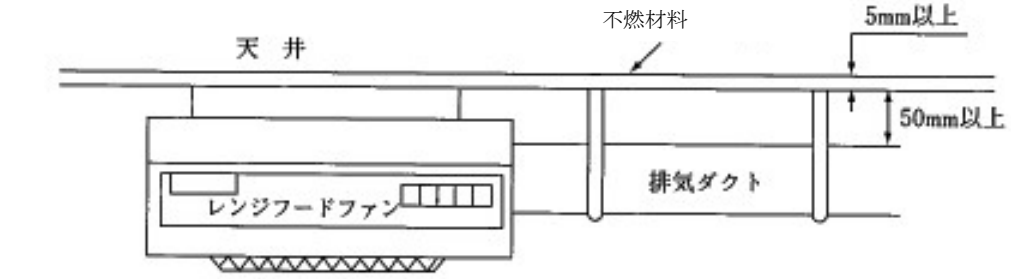

排気ダクト
グリスフィルター
天蓋
グリス回収容器
1m以上
火源
厨房設備

別図第４－３排気ダクトの点検口

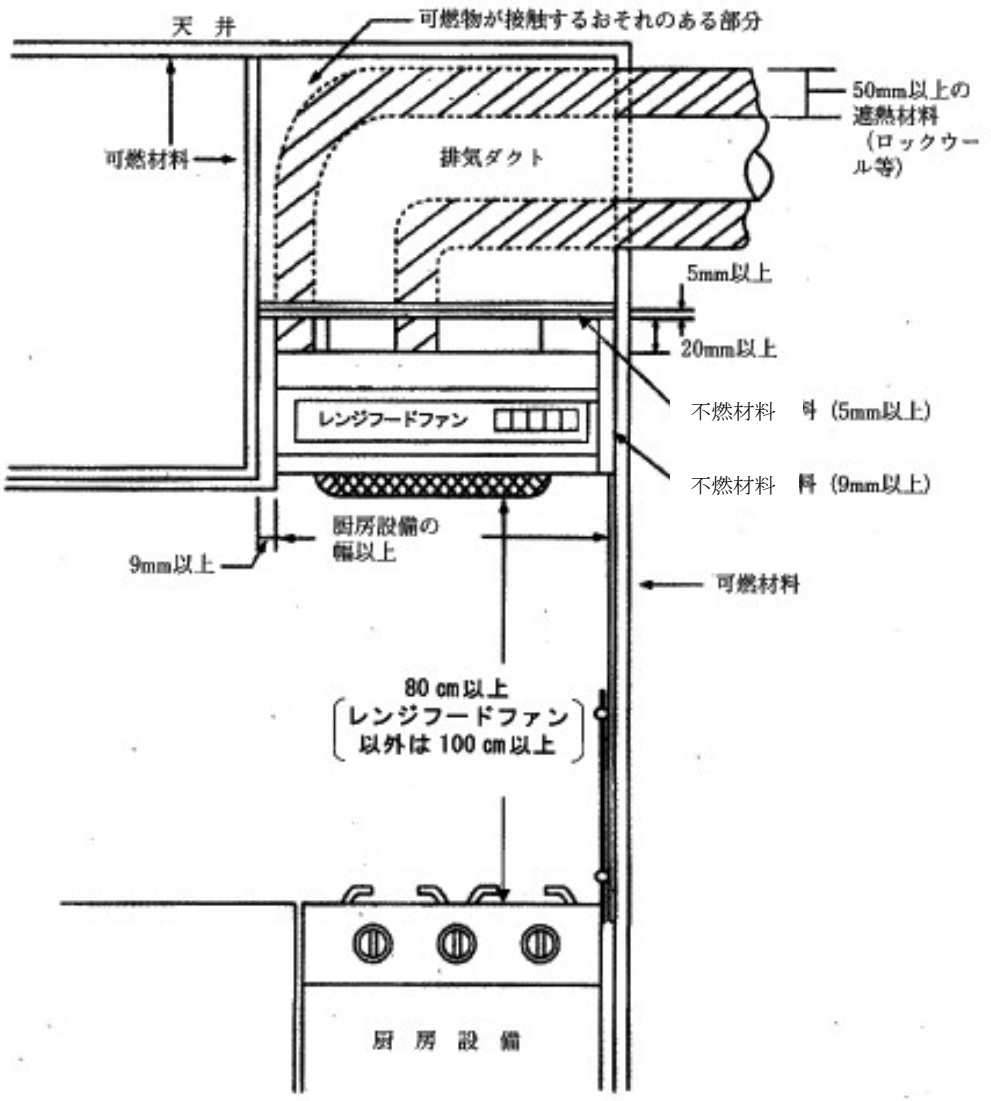


別図第４－４　レンジフードファンの設置例

その１



その2


天　井
可燃物が接触するおそれのある部分
50mm以上の
遮熱材料
（ロックウー
ル等）
可燃材料
排気ダクト
5mm以上
20mm以上
レンジフードファン
不燃材料　㋑（5mm以上）
不燃材料　㋺（9mm以上）
厨房設備の
幅以上
9mm以上
可燃材料
80 cm以上
（レンジフードファン
以外は 100 cm以上）
厨　房　設　備

別記資料１

下方排気方式によるガス焼肉等用機器(業務用)の設置に係る技術基準の運用

第１ 用語の定義

１　下方排気方式とは、排気が上方に拡張する前に排気を排気取入口から下方に強制的に引き込み、床下やカウンターの下等に敷設するダクトを通して排気する方式のものをいう。

２　下方排気方式の排気ダクトとは、下方排気方式において使用される排気ダクトをいう。

３　下方排気方式による機器(以下「下方排気方式機器」という。)とは、下方排気方式において使用される厨房設備で、当該設備の一部に排気取入口を有し、かつ、下方排気方式のダクトと接続して使用されるもの(当該排気ダクトについて、以下「下方排気方式ダクト」という。)をいう。

４　下方排気方式によるガス焼肉等用機器(業務用)とは、気体燃料を使用する下方排気方式機器で油脂蒸気を発生するおそれのあるもののうち、肉等を焼き網その他これに類するものの上で焼く厨房設備(業務用)をいい(以下「下方排気方式ガス焼肉等用機器」という。)、固体燃料を併用する機器を含まない。

第２ 適用範囲

本運用は、第1.4で規定する下方排気方式ガス焼肉等用機器の設置に係る事項について適用する。

第３ 条例上の運用

条例第３条の４によるほか、次によること。

１ グリス除去装置の取扱い

下方排気方式ガス焼肉等用機器の本体構造に、次に掲げる安全措置が施されているものを、条例第３条の４第１項第２号アで定めるグリス除去装置に適合しているものとして取り扱うものであること(別図１参照)。

(1)　下方排気ダクト内への油脂除去措置

ア　機器本体(機器本体内のフィルター等を含む。)で、75%以上の油脂を除去できること

イ　下方排気方式ダクト内に油脂が侵入しにくい構造であること。

(2)　点検・清掃の容易性

機器本体内に溜まった油脂等を、容易に点検・清掃ができる構造であること。

２　下方排気方式ダクトの取扱い

下方排気方式ダクトについては、次の(1)から(4)までの事項以外は、第３章第４「厨房設備」.2.(3).ア「業務用厨房設備に付属する天がい及び排気ダクト」(以下「業務用厨房基準」という。)の中の、排気ダクトに係る基準(以下「排気ダクト基準」という。)を準用する。

(1) 排気ダクト基準(板厚)

板厚は、次表によること。

角形ダクトの場合

ダクトの長辺 (単位 cm)	板厚(単位 mm)	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
450 以下	0.6 以上	05 以上
450 を超え 1,200 以下	0.8 以上	0.6 以上

1,200 を超え 1,800 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,800 を超えるもの	1.2 以上	

円形ダクトの場合

ダクトの直径 (単位 mm)	板厚(単位 mm)	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
750 以下	0.6 以上	05 以上
750 を超え 1,000 以下	0.8 以上	0.6 以上
1,000 を超え 1,250 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,250 を超えるもの	1.2 以上	

(2) 排気ダクト基準(排気の容易性)

曲がりの数を少なくし、下方排気方式ガス焼肉等用機器との接続部分以外の立ち下がりは避け、内面をなめらかにすること。

(3) 排気ダクト基準(点検口の設置)

わん曲部等の必要な箇所(ダクト部分及びダクトを覆う部分)には、点検・清掃に必要な点検口を設けること。

なお、点検口(ダクト部分)は気密性を有し、かつ、容易に開口しない構造とすること。

(4) 下方排気方式ガス焼肉等用機器と下方排気方式ダクトとの接続部

下方排気方式ガス焼肉等用機器と下方排気方式ダクトとの接続部は気密性を有すること。

3　火炎伝送防止装置の取扱い

火炎伝送防止装置については、次の(1)及び(2)の事項以外は、業務用厨房基準の中の火炎伝送防止装置に係る基準(以下「火炎伝送防止装置基準」という。)を準用する。(火炎伝送防止装置基準ア d(b)を除く。)

(1) 火炎伝送防止装置基準(フード等用簡易自動消火装置の適用)

火炎伝送防止装置の性能を有するものとして、フード等用簡易自動消火装置を用いる場合は、下引ダクト用簡易自動消火装置とすること。ただし、フード・ダクト用簡易自動消火装置を用いて、下方排気方式ガス焼肉等用機器内部及びこれに接続する下方排気方式ダクト内部を有効に消火できる場合は、この限りでない。

(2) 火炎伝送防止装置基準(防火ダンパーの構造等)

火炎伝送防止装置として、防火ダンパーを設ける場合は次によること。

ア　下方排気方式ダクトの排気取入り口に設ける(1、(1)で規定する下方排気方式ガス機器本体の下方排気方式ダクト内への油脂除去措置性能の算定外のダクト側直近)とともに、防火ダンパーの点検・清掃に必要な点検口(容易に点検・清掃ができる構造のものを除く。)を設けること。

イ　火災等により温度が上昇した場合、自動的に閉鎖する構造とし、自動閉鎖の作動温度設定値は、周囲温度を配慮し、誤作動しない範囲でできる限り低い値とすること。

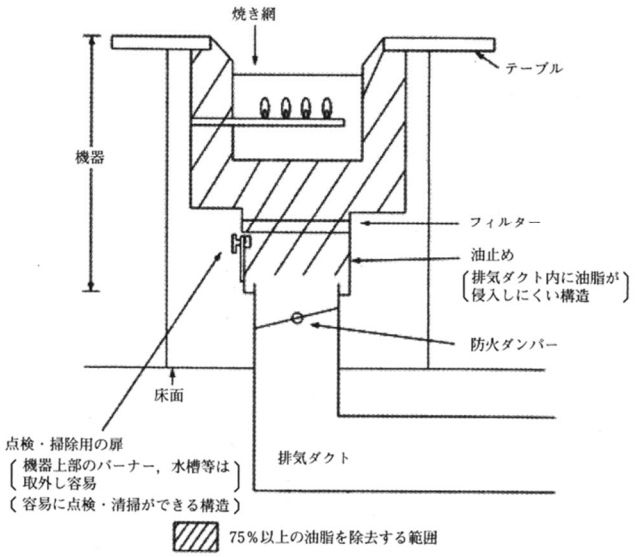
ウ　作動した場合、自動的に排気ファンが停止する構造とすること。ただし、当該燃焼設備から歩行距離 5m 以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示がされている場合はこの限りでない。

4　下方排気方式ガス焼肉等用機器本体の性能確認方法等

(一財)日本ガス機器検査協会ラベル(別図 3 参照)がちょう付されている下方排気方式ガス焼肉等用機器については、第 3、1 及び第 3、2 で規定する安全措置が施されているものと同等の性能を有するものとして取って差し支えないものであること。

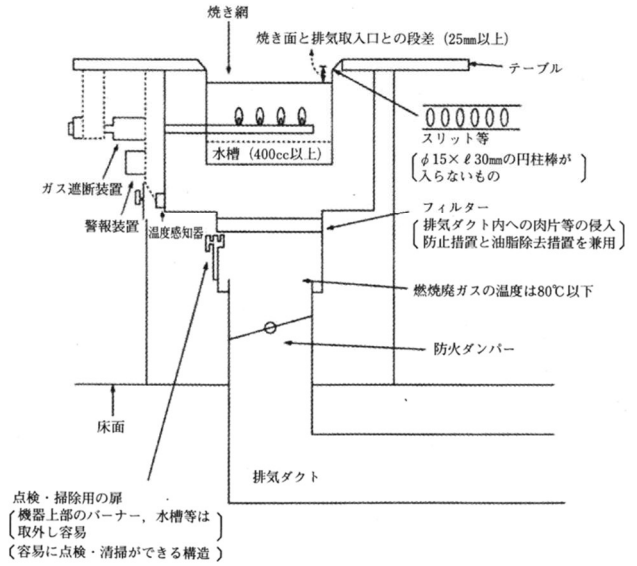
別図１

下方排気方式ガス焼肉等用機器の下方排気方式ダクト内への油脂除去措置（概略図）



別図２

下方排気方式ガス焼肉等用機器の「こんろ等の火源と排気取入口との火災予防上安全な距離」に係る安全措置（概略図）



別図３

一般財団法人　日本ガス機器検査協会検査合格品ラベル



別記資料２

特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等の設置基準（共同住宅等用）の運用について

１　趣旨

共同住宅等で使用される厨房設備・調理用器具のうち揚げ物火災に対して特定の安全性を備えたものについて、その安全性に見合った当該設備器具の上方における可燃物等との離隔距離基準及び排気ダクトの排気取入口と火源との火災予防上安全な距離基準の運用を定めることにより、共同住宅等における揚げ物火災の実質的な低減をねらいとし、住宅における防火安全対策を推進するものである。

２　用語の定義

(1) 調理油過熱防止装置とは、調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止するもので、停止した場合に自動復帰しない装置をいう。

(2) 調理油の温度が過度に上昇した場合とは、調理油の温度が 300℃近くに上昇した場合をいう。

(3) 特定調理油過熱防止装置とは、調理油過熱防止装置のうち次の各号に適合するものをいう。

ア　調理油量 200mL 以上で、かつ、調理油温度が 300℃を超えない範囲において、燃焼又は熱源を停止する機能を有すること。

イ　調理油過熱防止装置の感熱部に損傷等の異常が生じた場合にも安全性が損なわれないこと。

ウ　調理油過熱防止装置の機能を解除できないこと。

(4) 共同住宅等とは、戸建て専用住宅、共同住宅、長屋、店舗併用住宅の住宅部分等の用途に供されるもので、営業用及び一般事業所の従業員食堂、学校、病院の給食用等の用途以外のものをいう。

３　本基準が適用される厨房設備・調理用器具

本設置基準が適用される揚げ物調理をする厨房設備・調理用器具は、共同住宅等で使用されるこんろ等（JIS又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したもの）のうち、次の各号に適合するものとする（以下「適用こんろ等」という。）。

(1) 特定調理油過熱防止装置

すべてのこんろバーナー又は発熱体等の部分に、特定調理油過熱防止装置か設けられていること。

(2) 特定調理油過熱防止装置が作動するモード（以下「揚げ物調理モード」という。）より高温の調理モードに設定できるものにあっては、揚げ物調理モードにより高温の調理モードに設定する場合において、使用者の明確な意識なしに設定できないこと。

(3) 立消え安全装置

すべてのこんろバーナーに、 立消え安全装置が装着されていること（電気を熱源とするものを除く。）。

(4) 取扱い説明書

調理油量、鍋材質その他使用上の注意事項が、取扱い説明書に記載されていること。

(5) 表示

適用こんろ等については、適用こんろ等の本体の見やすい位置にその旨の表示がなされていること。

４　適用建築物等

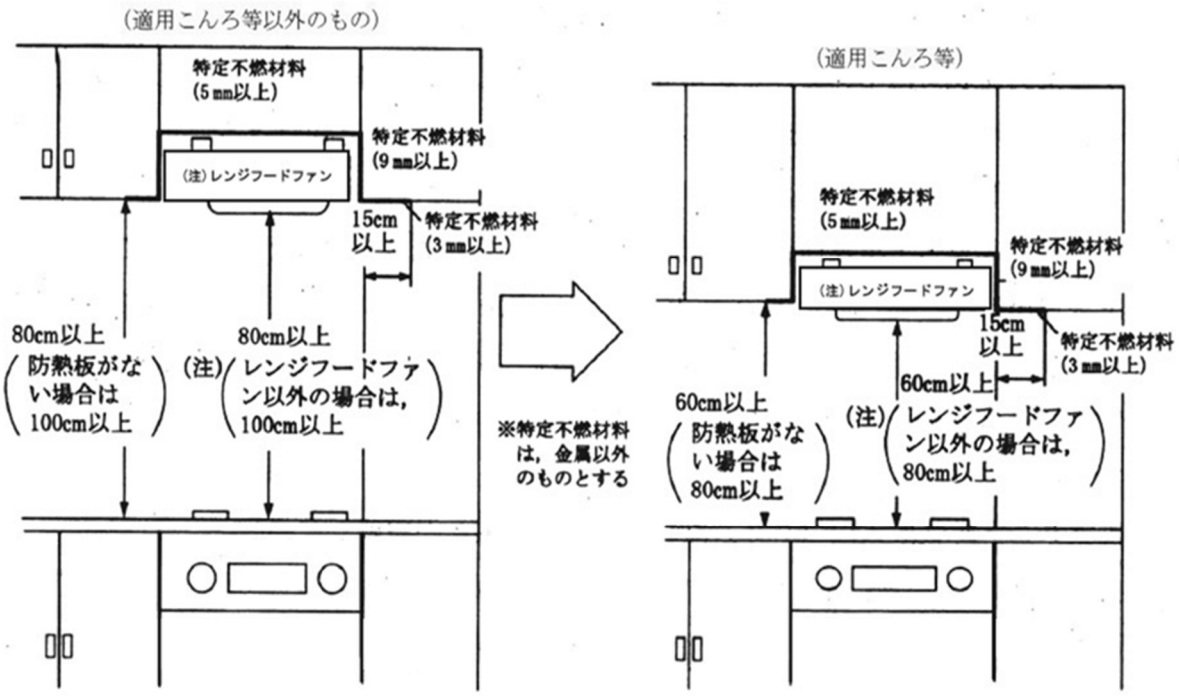
適用建築物は、共同住宅等の用途に供する建築物とし、かつ、 各住戸において単独排気方式によるものとする。

５　設置要領（別図１参照）

上方の可燃物等との離隔距離

条例第３条の４及び条例第 20 条で規定する気体燃料を使用する適用こんろ等(以下「適用ガスこんろ等」という。)については、条例別表第三における上方離隔距離 100cm 以上、80cm 以上をそれぞれ 80cm 以上、60cm 以上とすることができる。

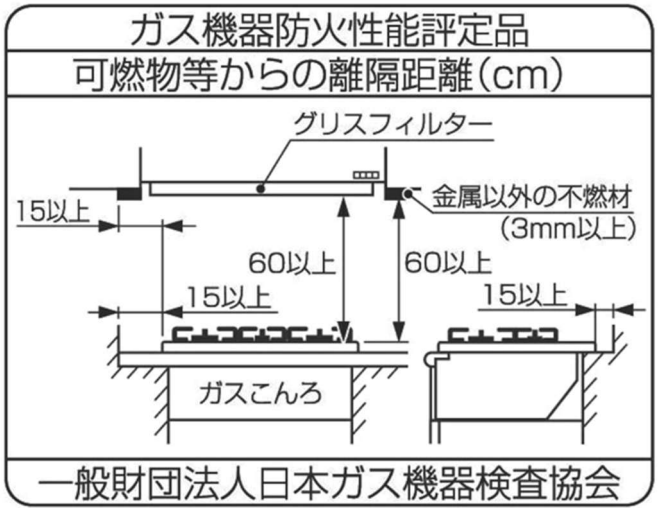
また、条例第 3 条の４及び条例第 21 条で規定する電気を熱源とする適用こんろ等(以下「適用亀気こんろ等」という。)については、条例別表第四における上方離隔距離 100cm 以上、80cm 以上をそれぞれ 80cm 以上、60cm 以上とすることができる。



別図１

６　運用上の留意事項

別図２に示すガス機器防火性能評定ラベルがちょう付されているガスこんろ等にあっては、適用ガスこんろ等として取り扱って差し支えないものであること。



別図２　ガス機器防火性能評定ラベル（例）

別記資料３

電磁誘導加熱式調理器専用室内循環レンジフードの火災予防条例上の取扱いについて

１　趣旨

現在、電磁誘導加熱式調理器(以下 IH クッキングヒーター」という。)に附属する天がい及び排気ダクト(以下ダクト等」という。)については、条例第３条の４により、その位置及び構造の基準を規定しているところだが IH クッキングヒーターに附属する排気ダクト等のうち、IH クッキングヒーター専用室内循環レンジフードの災予防条例上の取扱いについて下記のとおり取り扱う。

２　IH クッキングヒーター専用室内循環レンジフードの構成等

(1) IH クッキングヒーター専用室内循環レンジフード(以下「機器」という。)とは、IH クッキングヒーター専用に附属するもので、IH クッキングヒーター上部に設置され、調理で発生する油煙、臭気を含む蒸気等を送風機により回収し、各種フィルターで浄化するものである。

なお、機器の排気ダクトへの接続はない。

(2) 機器の構成

機器は厨房設備からの汚染物質を吸い込む天がい部と、天がいで捕獲された蒸気から油煙、臭気等を取り除く除臭部で構成されている。

(3) その他

機器の電安法上の取扱いは、特定電気用品以外の電気用品中、電動力応用機械器具の「電気除臭機」に該当するものである。

３　機器の火災予防条例上の取扱い

機器は、条例第３条の４第１項第１号に定める厨房設備に附属する天がいに該当し、当該条項の規制を受けるものである。

４　機器の設置条件等

次の条件のすべてを満たせば、設置について支障ないものとする。

(1) 条例第３条の４第１項第１号アただし書が適用される範囲であること。

(2) 機器が電気用品安全法及び電気用品の技術上の基準を定める省令に適合するものであること。

(3) 機器を用いる厨房設備が IH クッキングヒーター限定であること。

(4) 厨房設備と機器のグリス除去装置との距離は 80㎝以上とすること。

(5) 安全措置等

ア　火炎等が除臭部に侵入することのない安全措置が講じられていること。

イ　機器の天がい部は、「厨房設備」に定めるレンジフードファンと同等の性能を有していること。

別記資料４

扉付きで使用される厨房設備等の火災予防条例上の取扱いについて

１　趣旨

扉付きで使用されるキッチンユニット内に設置された IH クッキングヒーター及び電気を熱源とする火気設備等(以下「機器等」という。)については、現在、意匠上の理由等から扉付きでの設置に対する要望が多くあることから、使用される機器等に次の措置等が講じられている場合の火災予防条例上の取扱いについて下記のとおり取り扱う。

２ 機器等に対する措置等

(1) 扉が閉まっている状態では、機器等及びコンセントに通電されず機器等が使用できない機構を有していること。

(2) 前(1)の機器等への通電状況が確認できる措置が講じられていること。

(3) 扉が開いた際、使用者側の意図なしに機器等に通電が開始されないこと。

3 留意事項

関係者によって、機器等の使用に際し扉の閉鎖時には内部の機器等の使用ができない旨の周知が図れるよう、注意書きを貼る等の方策が講じられていること。

ボイラー

1　用語の定義

(1) ボイラーとは「水又は熱媒を圧力を有する状態で加熱し、これを他へ供給する設備」をいう。

(2) 蒸気ボイラーとは、火気、燃焼ガス、その他の高温ガス及び電気により、水又は熱媒を熱し、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させて、これを他に供給する装置をいう。

(3) 温水ボイラーとは、火気、燃焼ガス、その他の高温ガス及び電気により、圧力を有する水又は熱媒を加熱し、これを他に供給する装置をいう。

(4) 貫流ボイラーとは、管によって構成され、ドラムを有しないボイラーで、水又は熱媒を一端からポンプ等で送り、他の端から蒸気、 温水等を取り出す装置をいう。

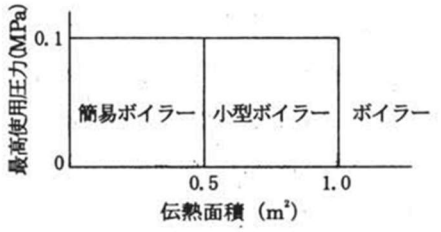
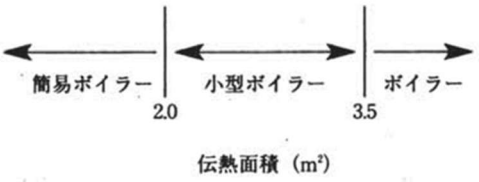
2　条例の運用

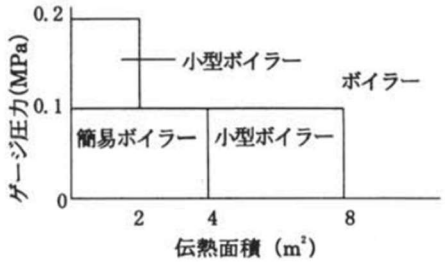
(1) 条例が適用されるボイラーは、「ボイラー及び圧力容器安全規則」のうち、「簡易ボイラー」及び「小型ボイラー」に限られ、ボイラーの種類ごとに伝熱面積や胴の長さなどによって区分される(第５－１表参照)。

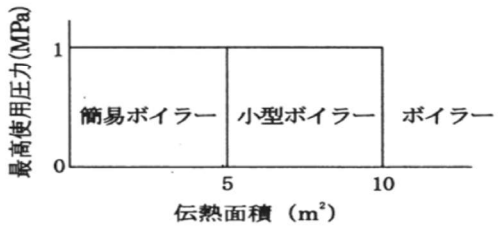
なお、 JISS2109 (家庭用ガス温水機器)及び JISS3024 (石油小形給湯機)に該当する機器は、簡易湯沸設備又は給湯湯沸設備として扱うこと。

(2) 第２章第 9 「共通事項」(1.(7)、(8)を除く。)によること。

第５－１表

	簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分
蒸気ボイラー	P≦0.1MPaで HS≦0.5m² のもの	P≦0.1MPaで 0.5m²＜HS≦1m² のもの	最高使用圧力と伝熱面積による区分 
	P≦0.1MPaで D≦200mm かつ L≦400mm のもの	P≦0.1MPaで 200mm＜D≦300mm かつ 400mm＜L≦600mm のもの	胴の内径と長さによる区分 
	伝熱面積にかかわらず P≦0.3MPaで V≦0.0003m³ のもの		
	① 大気に開放した蒸気管を取付けた場合 HS≦2m²で d≧25mmのもの ② 蒸気部にU形立管を取付けた場合 HS≦2m²で H≦0.05MPa かつ d≧25mmのもの	① 大気に開放した蒸気管を取付けた場合 2m²＜HS≦3.5m²で d≧25mmのもの ② 蒸気部にU形立管を取付けた場合 2m²＜HS≦3.5m²で H≦0.05MPa かつ d≧25mmのもの	開放管又はゲージ圧力0.05MPa以下のU形立管を蒸気部に取付けたもの 
	表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 D＝胴の内径（mm），L＝胴の長さ（mm），HS＝伝熱面積（m²），P＝使用圧力（MPa） V＝内容積（m³），d＝管の内径（mm），H＝ゲージ圧力（MPa）		

	簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分
温水ボイラー	H≦0.1MPaで HS≦4m²のもの	H≦0.1MPaで 4m²＜HS≦8m² のもの	
		H≦0.2MPaで HS≦2m²のもの	
	表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 HS＝伝熱面積（m²），H＝ゲージ圧力（MPa）		

	簡易ボイラー	小型ボイラー
貫流ボイラー	管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く次のもの ① P≦1MPaで HS≦5m²のもの ② 気水分離器を有する場合 P≦1MPaで HS≦5m²のもの かつ ds≦200mmで Vs≦0.02m²のものに限る	管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く次のもの ① P≦1MPaで 5m²＜HS≦10m²のもの ② 気水分離器を有する場合 P≦1MPaで 5m²＜HS≦10m²のもの かつ ds≦300mmで Vs≦0.07m²のものに限る
	管寄せ及び気水分離器のいずれも有しないもので V＝0.004m³で P×V≦0.02のもの	
	ボイラーの区分	
		
	表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 HS＝伝熱面積(m²)，P＝使用圧力(MPa)，ds＝貫流ボイラーの気水分離器の内径(mm) Vs＝貫流ボイラーの気水分離器の内容積(m³)，V＝内容積(m³)	

ストーブ

1　用語の定義

(1) ストーブとは、暖房用設備のうち炎又は赤熱する発熱体の輻射熱で室内を採暖するものをいう。

(2) 前方放射型のストーブとは、赤熱する発熱体が外部に露出し、主に輻射熱により採暖するものをいう。

(3) 自然対流型のストーブとは、赤熱する発熱体が外部に露出せず自然対流熱で暖房する暖房装置で、温風装置が組込まれていないものをいう。

(4) 開放式とは、燃焼に必要な空気を室内からとり入れ、燃焼排ガスをそのまま室内へ排出するものをいう。

(5) 密閉式とは、給排気筒を外気に接する壁などを貫通して屋外に出し、送風機又は排風機によって強制的に給排気を行うものをいう。

(6) 半密閉式とは、燃焼に必要な空気を室内からとり入れ、燃焼排ガスを屋外へ排出する方式をいう。

(7) 遠赤外線放射式暖房機とは、遠赤外線の放射管により主として採暖の用に供する暖房機である。

遠赤外線放射式暖房機は条例第５条「ストーブ」として規制するが、サウナ設備の熱源として使用するものは、条例第７条の２及び第７条の３として規制する。

2　条例の運用

条例の運用にあっては、次によること。

(1) 第２章第　９　「共通事項」(1.(７)、(８)、(10)を除く。)によること。

(2) 気体燃料を使用する遠赤外線放射式暖房機(以下「ガス遠赤暖房機」という。)のうち、一般財団法人日本ガス機器検査協会の基準適合設備器具又はこれと同等以上の安全性が確認、されているもので、かつ、ガス機器防火性能評定を受けているもの又は、製造者等で実施した試験データ等から消防機関において離隔距離が確認されたものについては、「ガス遠赤暖房機の取り扱い」(別記資料)による。

別記資料

ガス遠赤暖房機の取り扱い

1　設置要領

条例の運用にあっては、次によること。

(1) 設置場所

原則として、天井が高い大空間(プール・体育館等)や換気量が多く部分的な暖房が必要とされる場所で、対流方式の暖房設備が適さない場所に適用する。

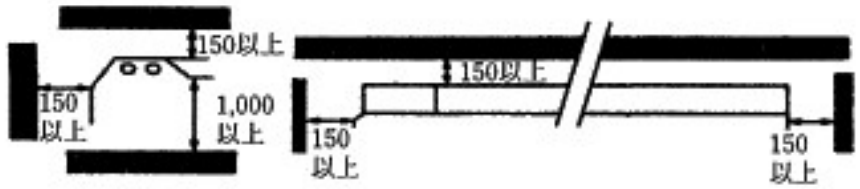
(2) 設置高さによる規制

設置位置が、床面からの高さ3mを超える場合については、内装を不燃材料とした不燃構造とすること。ただし、用途上やむを得ない場合(体育館壁面の事故防止用緩衝材等)は、床面からおおむね3m以内の内装についてはこれによらないことができる。

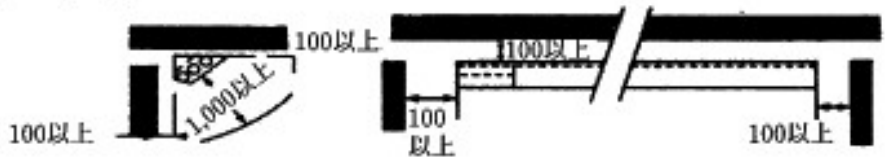
(3) 離隔距離

a　不燃材料以外の仕上げ部分との離隔距離については、ガス機器防火性能評定による表示銘板の離隔距離又は、製造者等で実施した試験データ等から消防機関において安全性が確認された距離に従って設置できるものであること。

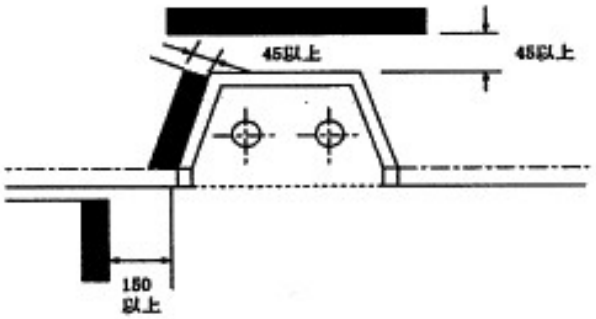
① つり下げ型



② 壁掛型（コーナー型）



③ 天井組込型



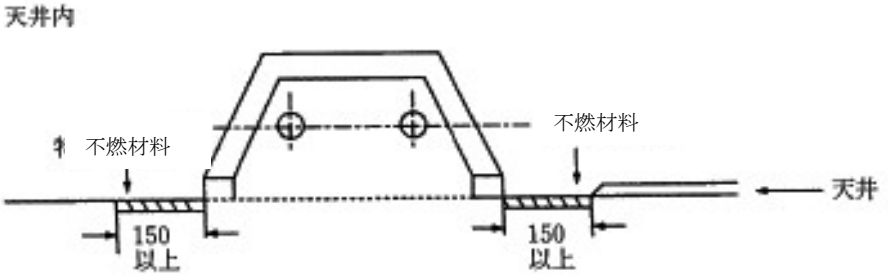
④ 据置型



第６－１図　　ガス遠赤外線機の離隔距離の例（単位：mm）

b その他

(a) 組込型で設備本体と接触する周囲の天井板は、熱伝導及び対流等を考慮し 50mm 以上の範囲を不燃材料とすること。(前(2)に該当する場合を除く)



第６－２図　組込型設備本体と接触する天井板の設置例（単位：mm）

(b) 組込型設備本体と天井板との接触部は、対流による熱気が天井裏に侵入しないよう施工すること。

(4) 設備の固定

ガス遠赤暖房機及び付属設備は、十分な強度を有する構造物の床面、壁面、天井面等に堅固に固定すること。

(5) 条例第３条第１項第４号（避難口を避ける位置)の運用

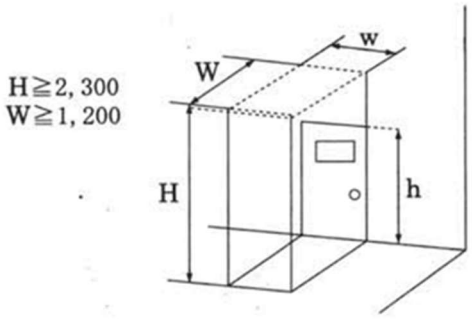
つり下げ型、壁掛型(コーナー型)の設備を避難口の上部に設置する場合の位置は次によること。

a　床面に対して、図中の点線の上方部分

b　w・W に囲われた部分は、床面に対し H 以上の部分

c　w・W に囲われた部分以外の部分は、床面に対し扉高さ h 以上の部分で、かつ、ヒーターは w・W の部分を、囲わないこと(一辺とする)。

なお、バーナー及び排気トップの位置は、努めて避難口から水平距離 5m 以上離隔すること。



第６－３図　避難口付近への設置（単位：mm）

2 放射面近傍の防火措置

設備放射面の近傍には、放射熱で温度上昇すると機能上支障となる電気配線等がないこと。

3 緊急遮断装置

設置場所に近い位置で容易に、かつ、迅速にガス遠赤暖房機へのガス供給が遮断できる装置を設けること。

なお、「近い位置」とは、緊急事態の発見者又はガス遠赤暖房機の使用者が素早く遮断できる位置(高さ 0.8m 以上 1.5m 以下)をいい、遠隔監視等は除く。

壁付暖炉

１　用語の定義

壁付暖炉とは、建築物の一部を暖房のための炉として築造したものをいう。

２　適用範囲

本条は、建築物と一体をなす壁付暖炉に対して規制するもので、建築物等の壁面等の凹部に移動式ストーブ等をいれて使用するものは、移動式ストーブ等の規制が適用される。

３　条例の運用

条例の運用にあっては、次によること。

(1) 第２章第９　「共通事項」(1.(7)、(8)、(10)を除く。)によること。

(2) 条例第６条に例示されているものと同等以上の耐火性能がある構造については、条例第６条の規定に適合しているものとして取り扱って支障ない。

乾燥設備

1　用語の定義

(1) 乾燥設備とは、熱により水分等を取り除くための設備をいい、条例第3条の熱風炉を用いて乾燥を行うものについては本項の規制を受ける。

なお、生ごみ処理機のうち第８－１表に該当するものについては、乾燥設備として取り扱う。

第８－１表

熱源・方式	概要
電気乾燥式	生ごみ処理機の処理槽の上部及び底部に設置されている電気ヒーターにより、生ごみを間接加熱し処理槽内を80℃～90℃に制御し、生ごみの水分を蒸発させ減量処理を行う。また、脱臭装置の1次側に設置されている電気ヒーターにより生ごみの臭気を約230℃まで加熱し脱臭装置により脱臭処理を行う。なお、過熱防止装置（温度ヒューズ)が処理槽内及び脱臭装置の1次側に設置されている。
気体燃焼乾燥式	生ごみ処理機に設置されている燃焼装置により加熱された温風を循環させ、処理槽内の生ごみを間接加熱する。また、処理槽内の生ごみから発生した水蒸気は、ラジエターにより凝縮処理を行う。なお、外部に臭気を漏らさないように循環空気の一部を燃焼室に送り燃焼脱臭を行うとともに、処理槽内を減圧する。なお、過熱防止装置(温度ヒューズ)が処理槽内に設置されている。

2　条例の運用

条例の運用にあっては、次によること。

(1) 第２章第９　「共通事項」(1.(7)を除く。)によること。

(2) 熱源の発生装置としてボイラーを使用する場合は、本項の他条例第４条の規制が適用となる。

(3) コインランドリーに使用される乾燥設備については、別記資料によること。

(4) 条例第44条第１項第６号の規定について、次のうちいずれかに該当する場合については適用しない。

ア　入力が17ｋｗ未満のもの

イ　乾燥物収納室の据付け面積が１㎡未満のもの

ウ　乾燥物収納室の内部容積が１㎥未満のもの

別記資料

１　適用範囲

この基準は、コインランドリー(不特定多数の者が、洗たく、乾燥のために、有料で使用する設備及び場所をいう。)に設置する気体燃料を熱源とした回転式衣類乾燥設備(以下「乾燥機」という。)に適用する。

２　乾燥機及び附属設備の構造等

(1) 乾燥機本体の構造、性能等については次によること。

ア　主要構造部は、不燃材料で造られていること。ただし、操作上及び機能上必要な部分については、必要最小限の範囲で不燃材料以外の材料を使用することができる。

イ　外かく表面の平常温度と、室温との差が摂氏105℃以下となる構造であること。

ウ　次の安全装置が設けられていること。

（ア）バーナー安全装置

（イ）自動温度調節装置及び過熱防止装置

（ウ）とびら開閉時安全装置

（エ）停電時安全装置

エ　前ウの安全装置は、次の性能を有すること。

（ア）バーナー安全装置は、バーナーの炎が立ち消えした場合及び炎検出部が損傷した場合に、自動的にバーナーへのガス通路を閉じる構造であること。

（イ）自動温度調節装置は、平常運転時における乾燥室内の雰囲気温度を、一定温度に調節できる構造であること。

（ウ）過熱防止装置は、自動温度調節装置の機能の停止又は異常燃焼等による過熱を自動的にとらえ、燃焼を停止する構造で、作動した場合、手動により復帰する構造であること。

（エ）とびら開閉時安全装置は、ドアを閉じなければメーンバーナーに点火できない構造であり、ドアを開いた場合、自動的にメーンバーナーのガス通路を閉じる構造であること。

（オ）停電時安全装置は、使用中停電した場合、自動的にメーンバーナーのガス通路を閉じる構造であり、再通電した場合でもメーンバーナーのガス通路が閉じたままの構造又は自動的に再点火する構造であること。

オ　未然ガスが滞留するおそれのあるものにあっては、プレパージ又はポストパージができるものであること。

カ　排気ファンは、メーンバーナーの燃焼時に自動的に運転する構造であること。

キ　排気ファンが故障等により停止した場合又はフィルターが目づまりした場合に、自動的にメーンバーナーのガス通路を閉じる構造であること。

ク　排気ファンの静風圧は、設置する排気筒の抵抗と排気筒トップ周辺の風圧力(排気筒トップが風圧帯外にある場合は266Pa以上、風圧帯内にある場合は1,064Pa以上とする。)の和以上とすること。

(2) 排気筒は、亜鉛鉄板(JIS G 3302)又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。

(3) 燃料配管は、金属配管とすること。

３　設置要領

設置要領は、条例によるほか、次によること。

(1) 屋内に設ける乾燥機にあっては、壁及び天井の乾燥機に面する部分の仕上げを準不燃材料でした室内に設けること。ただし、入力の合計が 70kW 以下の乾燥機で、常時管理人等がいる場合はこれによらないことができる。

(2) 乾燥機は、不燃材料で造った床上に設けること。ただし、乾燥機下面の可燃性床面の表面温度が、室温との差が 65℃以下となるものにあってはこれによらないことができる。

(3) 乾燥機は、床又は壁等に堅固に固定すること。

(4) 排気筒トップは、風圧帯外の場合は多翼型、 H 型等とし、風圧帯内の場合は抵抗が少なく、雨水等の浸入しない措置を講じたものとすること。

(5) 排気筒の加圧側接続部は、排気漏れを生じない接続とすること。

(6) 複数の乾燥機の排気を共用排気筒により排出する場合は、次によること。

ア　強風時及び機器を使用していない時に、他の機器の排気が逆流しない機構を有すること。

イ　機器は原則として同一室内にあること。

ウ　共用排気筒の断面は、各機器の必要断面積の和以上であること。

(7) 給気口は、原則として自然給気方式とし、給気口の有効開口面積は排気筒の断面積以上とすること。

(8) 天井近くに 200 ㎠以上の有効な換気を行うための排気口を設けること。

(9) ガラリ等を設ける場合は、第８－２表に掲げる開口率により有効開口面積を算出すること。

第８－２表

ガラリの種別	開口率
スチールガラリ	50%
木製ガラリ	40%
パンチングパネル	30%

４　その他

次の事項を本体又は掲示板等に明記すること。

(1) 運転上の注意事項

(2) 非常の場合の措置

(3) 故障等の異常時における連絡先

サウナ設備

1　用語の定義

⑴　サウナ設備とは、対流型サウナ設備及び放射型サウナ設備をいう。

ア　対流型サウナ設備とは、対流型電気サウナ設備及び対流型蒸気サウナ設備をいう。

(ｱ)　対流型電気サウナ設備とは、電気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる熱対流装置で、高温低湿の空気をつくる設備をいう。

(ｲ)　対流型蒸気サウナ設備とは、蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる熱対流装置で、高温低湿の空気をつくる設備をいう。

イ　放射型サウナ設備とは、放射型ガスサウナ設備及び放射型電気サウナ設備をいう。

(ｱ)　放射型ガスサウナ設備とは、ガスを熱源とするもので、燃焼制御装置と熱放射装置とからなり、熱放射管の中でガスを燃焼させることにより、熱放射管表面から加熱された遠赤外線を放射させ、高温低湿の空気をつくる設備をいう。

(ｲ)　放射型電気サウナ設備とは、電気を熱源とする放射体から遠赤外線を含む電磁波を発生させる熱放射装置で、直接人体を加温するとともに、高温低湿の空気をつくる設備をいう。

⑵　サウナ室とは、対流型サウナ室及び放射型サウナ室をいう。

ア　対流型サウナ室とは、対流型サウナ設備の熱対流装置を設け、室温の上昇及び熱対流により人体の発汗を促進させる室をいう。

イ　放射型サウナ室とは、放射型サウナ設備の熱放射装置を設け、室温の上昇及び熱放射により、人体の発汗を促進させる室をいう。

⑶　サウナ室の前室とは、サウナ室の出入口に面し、サウナ室の出入口に供する床面積3.3㎡以下の室をいう。

⑷　燃焼制御室とは、放射型ガスサウナ設備の燃焼制御装置（ガスバーナーの燃料遮断弁、燃焼用ファン、その他の燃焼を制御する装置）を設置する室をいう。

⑸　小規模サウナ室とは、サウナ室のうちサウナ設備の入力の合計が２ｋW以下の対流型小規模サウナ室及び放射型小規模サウナ室（電安政令別表第１に規定する電気サウナバスに限る。）をいう。

2　条例等の運用

条例・条則の運用にあっては、次によること。

⑴下記サウナ室の設置要領に適合していれば、条例第７条の２の規定に適合しているものとして扱う。

ア　対流型サウナ室の設置要領

(ｱ)　対流型サウナ室を設置する場所は、次によること。

a　避難階又は避難階まで直接通じている階段による２方向避難が確保されている階に設置すること。ただし、サウナ室の床面積（同一階にサウナ室が複数ある場合はその合計）が30㎡以下であり、サウナ設備に可燃物が容易に接触しないよう特定不燃材料で防護柵が設けられている場合又は可燃物が接触した場合に電源供給を断つことができる場合で、次のいずれかによるときは、これによらないことができる。

(a)　サウナ室が設置されている階から避難階まで避難することができる屋外階段又は省令第４条の２の３に規定する避難階段若しくは特別避難階段を設置した場合。

(b)　サウナ室が設置されている階から避難階まで避難することができる直通階段（準耐火構造の床若しくは壁又は建基法第２条第９号の２ロに規定する防火設備（建基政令第112条第19項第２号

の要件を満たすものに限る。）で区画されたもの）を設置し、かつ、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの（建基政令第121条第１項第３号、同項第６号イ及び第３項に規定するものに限る。）で避難階まで避難することができるものを設置した場合

b　高さ31ｍを超える階、地下２階以下の階及び地下街に設置する場合は、当該対流型サウナ室を設置する階に排煙設備及び政令第12条に定める技術上の基準に基づくスプリンクラー設備が設けられていること。

⑷　対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室の構造は、次によること。

a　一の対流型サウナ室の床面積（対流型サウナ室の前室の床面積を含む。）は、100㎡以下とすること。ただし、30㎡を超える場合には出入口を２以上設けること。

b　対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室は、開口部を除き１時間以上の耐火性能を有する壁及び床（直上階床を含む。）でつくること。（別図第９－１参照）

c　対流型サウナ室内の空気を強制循環させるものは、次によること。

⑷　電動機、ファン等で熱気の影響を受けるおそれのあるものは、耐熱性のものを使用すること。

⑹　ダクトを使用する場合は、厚さ1.5㎜以上の鋼製のものであり、可燃物と接触しないよう措置すること。

(c)　循環ダクトの途中から新鮮空気を取り入れる場合は、その部分に防火ダンパー（特定防火設備に限る。以下第９サウナ設備の項において同じ。）を設けること。

d　対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室の開口部（換気口を除く。）は、次によること。

⑷　出入口とびら及びその他の開口部を設ける場合は次によること。

㋐　洗場に面する場所であること。ただし、サウナ室の出入り口扉及びその他の開口部が、不燃区画室又はスプリンクラー設備により警戒されている室（以下、当該室及び洗場を「洗場等」という。）並びに屋外に面する場合はこの限りでない。

㋑　サウナ室の出入り口扉及びその他の開口部が屋外に面する場合は特定防火設備とすること。

㋒　２以上のサウナ室を隣接させる場合は、サウナ室間に開口部を設けないこと。

⑹　出入口とびらは、次のいずれかとすること。

㋐　常時閉鎖式防火戸又は別図第９－２～５に示す「対流型サウナ室の出入口とびら（その１及びその２）」と同等以上の防火性能を有するものであること。

㋑　次の条件を満足している場合は、対流型サウナ室の出入口とびらは、別図第９－６、及び７に示す「対流型サウナ室の出入口とびら（その３）」と同等以上の防火性能を有するものであること。

ⓐ　対流型サウナ室及び洗場等を含めた部分の壁及び床（直上階床を含む。）は、耐火構造（間柱、下地その他主要な部分を特定不燃材料で造ったものに限る。以下第９において同じ。）であること。

ⓑ　洗場等の開口部は、防火戸とし、出入口とびらは常時閉鎖式防火戸であること。

(c)　対流型サウナ室に前室を設け、当該出入口とびらを常時閉鎖式防火戸とした場合は、前⑹によらないことができる。

⑹　洗場等に面する開口部（出入口とびらを除く。）は、開口面積が１㎡以下のもの２か所以下で、当該開口部には、Fixの網入りガラスを使用すること。ただし、⑹、㋑の条件を満足している場合の開口部の面積は、これによらないことができる（別図第９－８参照）。

e　対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室の換気口は、次によること。

⑷　給排気口は、屋外又は洗場等に面する部分に設けること。

⑹　給排気口は、出入口とびらに設けないこと。

⑹　給排気口には、手動及び自動的に閉鎖できる厚さ1.5㎜以上の鋼製ダンパーを設けること。ただし、吸排気口に開口面積が１００㎠平方メートル以下の勤続完投を使用し、床面近くに設けた場合は、吸排気口にダンパーを設けないことができる。

⑹　材質は、特定不燃材料とし、耐火構造の壁に固定すること（別図第９－９参照)。

⑹　給排気口は、対流型サウナ室の天井面より50㎝以上下方の部分に設けること。ただし、屋外に面する部分に設ける場合は、これによらないことができる。

f　対流型サウナ室の壁及び天井等に使用する断熱材には、特定不燃材料を使用すること（別図第９－１及び第９－10参照)。

g　対流型サウナ室の前室の天井、壁及び床室内に面する仕上げは、化粧モルタル等の特定不燃材料とすること。

h　対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室には、他の用途に供するダクト、ガス管及び電線等が貫通していないこと。

i　対流型サウナ室に設ける温度計、温度調節器及び照明器具等の金属部分は、可燃材料と直接接触しないようにすること。

j　対流型サウナ室には、カーペット及びその他の可燃性の敷物を使用しないこと。

⑺　対流型サウナ設備の構造及び設置位置は、次によること。

a　対流型サウナ設備は、床又は壁等に固定するとともに容易に点検、清掃できるよう設置すること。

b　対流型サウナ設備は、第９－１図及び第９－１表に示す離隔距離を有すること。ただし、対流型蒸気サウナ設備は、周囲の可燃物からの距離を10㎝以上とすることができる。

なお、電安政令別表第１、六、⑺に規定する電気サウナバスで、電安法第９条に基づく特定電気用品に係る基準に適合することの検査を受けているもの（以下「電気サウナバス適合品」という。）については、当該適合性が確認された設計寸法とすることができる。

c　電熱機器を用いる対流型電気サウナ設備は、次によること。

⑷　電熱機器をベッド及びいす等の下には設置しないこと。

⑹　一の電熱機器の入力は、30ｋW以下とすること。

⑹　対流型サウナ室が異常に温度上昇した際、自動的に電源を遮断することができる自動停止装置を設けること。この場合、自動停止装置の温度検出装置には、温度ヒューズが組み込まれていること。

⑹　対流型電気サウナ設備には、Ｄ種接地工事を施すこと。

⑹　対流型電気サウナ設備に面する天井、壁及び床の構造は、第９－１図によること。

⑹　対流型電気サウナ設備に面する天井部分には、対流型電気サウナ設備の放熱を有効に遮熱できる防熱板を天井面より15㎝以上離して設けること。

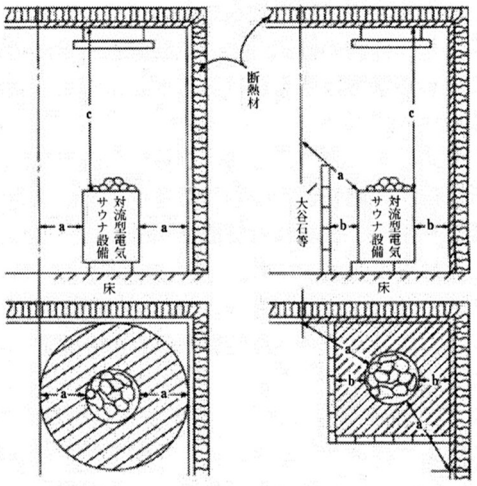
⑺　対流型サウナ室内の電気配線及び器具等は、次によること。

a　電線（器具内配線を含む。）は、次のいずれかによること。

⑷　ＭＩケーブル

⑹　けい素ゴム絶縁ガラス編組電線（JIS C 3323に定めるもの）

(c)　(a)及び(b)に掲げる電線と同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線



第９－１図

（注）１　斜線部分の天井及び壁は、遮熱性を有する特定不燃材料で仕上げること。

２　斜線部分の床は、れんが、モルタル等の特定不燃材料でつくること。

第９－１表

離隔距離	定格消費電力7.5ｋW以下	7.5ｋWを超え15ｋW以下	15ｋWを超え30ｋW以下
a	25cm以上	50cm以上	100cm以上
b	10cm以上	20cm以上	
c	100cm以上		

b　配線はＭＩケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート又はモルタル等で１cm以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した箇所に施設する場合はこの限りでない。

c　照明器具等は、耐熱性及び耐湿性を有する構造のものを使用すること。

d　対流型サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏電電流を有効に感知する装置を設けること。

(ｵ)　対流型サウナ設備に設ける消防用設備等は、法令の基準によるほか、次によること。★

a　対流型サウナ室が次のいずれかに該当する場合は、消火装置を設けること。

(a)　高さ31ｍを超える階、地下街、地階、無窓階、鉄道高架下の部分に設置する場合

(b)　一の対流型サウナ室の床面積が、20㎡を超える場合

b　対流型サウナ室に設ける消火装置は、次によること。ただし、政令第12条に定める技術上の基準によるスプリンクラー設備が設置されている場合はこの限りでない。

(a)　放水圧力が0.1ＭＰａ以上で、かつ、放水量が80Ｌ/min以上の性能を有する開放型スプリンクラーヘッドを設けること。

(b)　対流型サウナ室の各部分からスプリンクラーヘッドまでの水平距離が1.7ｍ以下となるよう設けること。

(c)　水源容量は、前(b)で設けたスプリンクラーヘッドを有効に20分間放水することができる量以上の量を確保すること。

⑷ 配管は、JIS G 3442若しくはJIS G 3452に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用し、口径は25㎜以上とすること。

⑸ 起動装置は、押ボタン又は手動式開放弁とし、対流型サウナ室に近接する場所で操作に便利な位置に設けること。

⑹ 政令第11条に定める技術上の基準により設置されている屋内消火栓設備から配管を分岐する場合は次によること。

㋐ 前記⑷～⑸の基準を満足すること。

㋑ 屋内消火栓設備との接続部分に止水弁（常時開）を設けること。

㋒ 同時使用した場合に、屋内消火栓設備の技術基準の性能を満足すること。

㋓ 消火装置が作動した場合に、作動の確認ができる装置を、常時従業員等がいる場所に設けること。

c 対流型サウナ室には、次に定める警報装置を設けること。ただし、政令第21条に定める自動火災報知設備が設けられている場合はこの限りでない。

⑷ 対流型サウナ室には、定温式スポット型感知器（公称作動温度150℃以下）を設けること。

⑸ 常時従業員等がいる場所に前⑷の感知器が作動したサウナ室を表示する装置及び感知の作動と連動する音響装置（音圧は音響装置から１ｍ離れた位置で70dB以上）を設置すること。なお、表示はサウナ室ごとに専用とすること。

⑹ 対流型サウナ室において60dB以上の音量が得られるよう音響装置を設けること。

⑺ 対流型サウナ室に音響装置を設ける場合、熱的影響の少ない位置（出入口の近くや腰掛け下の床面に近い位置等）に設置すること。

⑻ 常時従業員がいる場所の押しボタン等により、有効に火災の発生を報知できる音響装置を設けること。ただし、政令第21条に定める技術上の基準に従い発信機が設置されている場合はこの限りでない。

イ 放射型サウナ室の設置要領

⑺ 放射型サウナ室を設置する場所は、次によること。

放射型サウナ室を設置する場所は、高さ31m以下の階とし、２、⑵、ア、⑺、ａ及びｂを準用すること。

⑴ 放射型サウナ室及び放射型サウナ室の前室の構造は、２、⑵、ア、⑴、ａ、ｂ、ｄ、ｅ、ｆ、ｇ、ｈ、ｉ及びｊを準用するほか、次によること。

a 熱放射装置に面する放射型サウナ室の天井、壁及び床は、第９－２図に示す斜線部分を、天井面にあってはロックウール吸音板、壁面にあっては抗火石及び床面にあってはコンクリート、又はこれと同等以上の遮熱性を有する特定不燃材料で仕上げること。

b 熱放射装置の熱放射方向には、可燃物等が容易に接触しないよう、特定不燃材料で防護柵を設けること。

⑼ 放射型ガスサウナ設備の構造及び設置位置等

a 放射型ガスサウナ設備及び附属設備の構造は、次によること。

⑷ 燃焼制御装置

㋐ ガスの遮断弁、燃焼用ファン及び燃焼を制御する装置を放射型サウナ室内に設置しないこと。

㋑ 燃焼装置が密閉型のものは、点火する前に燃焼室の４倍以上の空気量で、当該室内の空気の置換を行うこと。

㋒　ガスの遮断弁は、最高使用圧力に十分耐える構造で、かつ、二重に設置すること。

㋓　燃焼装置には、疑似信号などにより誤作動の起こらないよう炎検知器を設けること。なお、火が消えた場合、自動的にガスを遮断する構造であること。

㋔　放射型サウナ室の温度が異常に上昇した時、自動的にガスを遮断することができる自動停止装置を設けること。なお、自動停止装置の温度検出には、温度ヒューズが組み込まれていること。

㋕　燃焼に必要な空気は、放射型サウナ室以外の場所から供給すること。また、燃焼に必要な空気をファンによって供給する場合は、ファンの作動が風圧スイッチ等によって回路が構成された後でなければ、点火動作が行えない構造であること。

⑹　熱放射装置

㋐　熱放射管は、耐熱性及び耐食性のある材料を使用し、かつ、燃焼廃ガスが放射型サウナ室内にもれない構造であること。

㋑　燃焼排気は、排気筒により有効に屋外へ排出すること。

b　放射型ガスサウナ設備の設置位置等は、次によること。

⑹　一の放射型ガスサウナ設備は、入力が50ｋＷ以下のものとし、床面にアンカーボルトで堅固に固定すること。

⑹　燃焼制御装置は、専用室等に設けること。

⑹　熱放射装置は、放射型サウナ室の防護柵内に設置すること。

⑹　熱放射装置は、放射型サウナ室の天井、壁及び椅子等から第９－３図に示す基準により必要な離隔距離を保つこと。

⑹　給排気管の放射型サウナ室貫通部分は、その大きさを1,200㎠以下とし、有効に防火区画すること。

⑹　熱放射装置の周囲は、容易に点検・管理が行えるよう第９－４図により必要な空間を確保すること。

c　燃焼制御室の構造は、次によること。

⑹　燃焼制御室の構造は、特定不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸が設けられていること。ただし、燃焼制御装置（燃焼装置）から周囲を条例第３条第１項第１号に定める離隔距離を要しない構造とし、又は同号の離隔距離（条例別表第３の「ストーブ（右記に分類されないもの）」を準用）が確保されている場合は、特定不燃材料での区画によらないことができる。

⑹　燃焼制御室の燃焼空気取入口は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設ける場合にあっては、この限りでない。

⑹　燃焼空気取入口の大きさは、強制排気式の場合、排気筒断面積以上とすること。

⑽　放射型サウナ室内の電気配線及び器具等

放射型サウナ室内の電気配線及び器具等は、２、⑵、ア、⑽を準用すること。

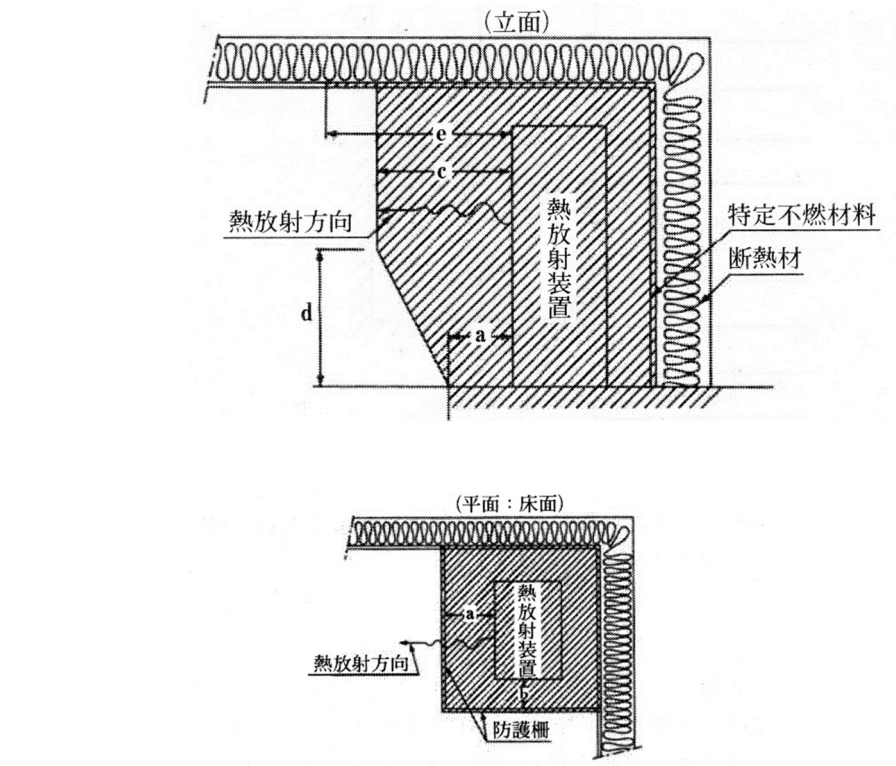
⑾　放射型ガスサウナ設備に設ける消防用設備等

a　放射型ガスサウナ設備に設ける消防用設備等は、２、⑵、ア、⑾を準用すること。

b　燃焼制御室を地階に設ける場合には、次によりガス漏れ検知器を設けること。ただし、政令第21条の２に定める技術上の基準に基づくガス漏れ火災警報設備が設置されている場合は、この限りでない。★

⑷　燃焼制御室には、省令第24条の２の３第１項第１号に定める技術上の基準の例により、ガス漏れ検知器を設けること。

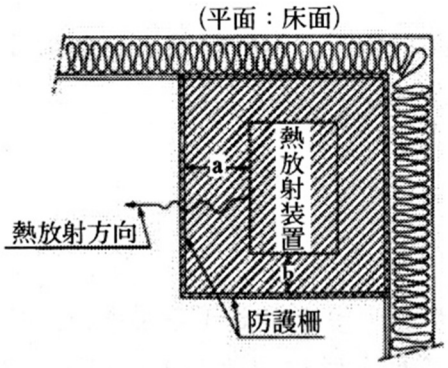
⑸　ガス漏れ検知器が作動した場合に、作動の確認ができる装置を、常時従業員等がいる場所に設けること。



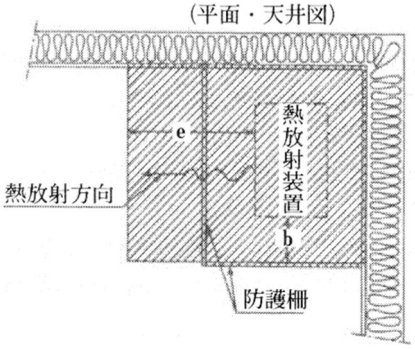
（単位：ｃｍ）

	特定不燃材料で仕上げなければならない範囲
a	30 以上
b	10 以上
c	60 以上
d	100 以下
e	90 以上

第９－２図－１　熱放射装置に面する壁面の仕上げ



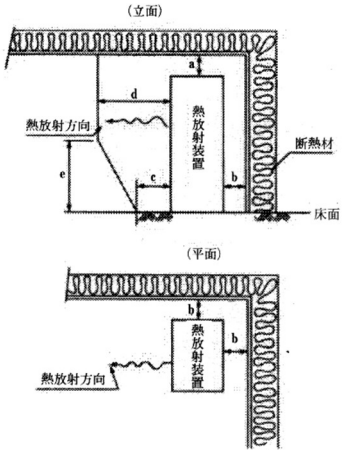
第９－２図－２　熱放射装置の床面の仕上げ



（単位：ｃｍ）

	特定不燃材料で仕上げなければならない範囲
a	30 以上
b	10 以上
c	60 以上
d	100 以下
e	90 以上

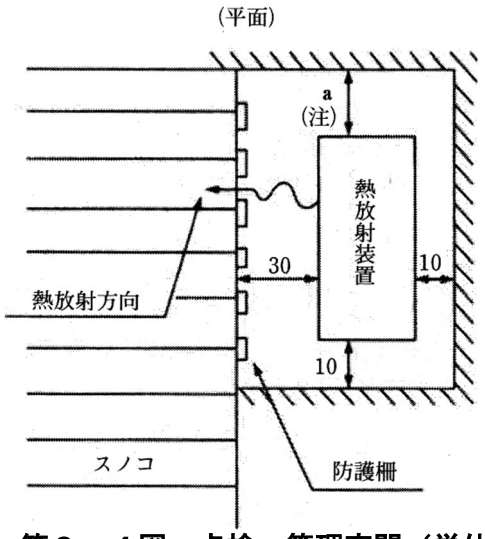
第９－２図－３　熱放射装置に面する天井面の仕上げ



（単位：cm）

	離隔距離
a	20以上
b	10以上
c	30以上
d	60以上
e	100以下

第９－３図　天井、壁面等からの離隔距離



第９－４図　点検・管理空間（単位：cm）

（注）　両側面及び背面の３面が壁に囲まれた場所に熱放射装置を設置する場合は、どちらか一方の側面に点検・管理空間を確保すること。

点検・管理空間ａ＝30以上

ウ　対流型小規模サウナ室の設置要領

(ｱ)　不特定の者が使用する対流型小規模サウナ室を設置する場所は、２、(2)、ア、(ｱ)を準用すること。ただし、対流型小規模サウナ室のうち１人用及び据え付け面積が１㎡以下のものが、３以下である場合は、２、(2)、ア、(ｱ)、ａによらないことができる。

(ｲ)　対流型小規模サウナ室を管理者が常時監視することが困難な場所に設置する場合は、次によること。

ａ　床、壁及び天井の仕上げを特定不燃材料とし、かつ、出入口とびらは常時閉鎖式防火戸とするとともにその他の開口部（換気口を除く。）は、網入りガラス戸とすること。

ｂ　旅館等の一つの客室（附室がある場合を含む。）の壁及び床（直上階床を含む。）が耐火構造で、開口部が防火戸で他の部分と区画されている場合は、前ａによらないことができる。

(ｳ)　対流型小規模サウナ室の設置方法は、次によること。

ａ　対流型小規模サウナ室は、設置する場所の壁面から10cm（２以上の対流型小規模サウナ室を接続する場合は30cm）以上、天井から20cm以上離して設置すること。

ｂ　対流型小規模サウナ室を、２以上接続して設置する場合は、一の対流型小規模サウナ室について３面以上の接続はできないものとし、対流型小規模サウナ室相互間に厚さ20㎜以上の特定不燃材料を設けること。（別図第９－11参照）

(ｴ)　対流型小規模サウナ室の構造は、２、(2)、ア、(ｲ)、ｆ、ｉ、及びｊを準用するほか、次によること。

ａ　対流型小規模サウナ室を構成する床、壁及び天井の仕上げは、厚さ９㎜以上の特定不燃材料（金属を除く。）を使用すること。この場合、容易に人が触れるおそれのある部分にあっては、特定不燃材料以外の材料で覆うことができる。

ｂ　対流型小規模サウナ室の開口部（換気口を除く。）は、次によること。

(a)　出入口とびらは、常時閉鎖式防火戸又は別図第９－６及び７に示す「対流型サウナ室出入口とびら（その３）」と同等以上の防火性能を有するものであること。

(b)　出入口とびらののぞき窓は、Fixの網入りガラスを使用し、600㎠以下のもの１箇所とすること。

c　対流型小規模サウナ室の換気用の給排気口の開口面積は、それぞれ床面積１㎡当たり２㎠以下とすること。

d　換気口を除き、長時間使用しても全体的に気密性が保たれること。

e　対流型小規模サウナ室の外部の表面温度は、60℃を超えるおそれがないようにすること。

(ｵ)　対流型電気サウナ設備の構造及び設置位置は、２、(2)、ア、(ｳ)、a 及びｃ、(c)並びにｃ、(d)を準用するほか、次によること。

a　対流型電気サウナ設備の周囲は、10㎝以上の空間を保つほか、対流型電気サウナ設備は、床面より５㎝以上浮かして設置すること。

b　対流型電気サウナ設備に面する可燃性の部分は、特定不燃材料で保護するとともに熱の対流が良好で周囲の可燃物が局部的に過熱されるおそれのないようにすること。

(ｶ)　対流型小規模サウナ室内の電気配線及び器具等は、２、(2)、ア、(ｴ)を準用するほか、制御箱等が湿気の多い場所又は水気の多い場所に設けられる場合は、防湿措置を施すこと。

(ｷ)　対流型小規模サウナ室に設ける消防用設備等は、次によること。

a　対流型小規模サウナ室の近くに電気火災に適応する消火器具を設けること。

b　管理者が常時監視することが困難な場所に設置する対流型小規模サウナ室は、２、(2)、ア、(ｵ)、ｃを準用すること。

エ　放射型小規模サウナ室の設置要領

(ｱ)　放射型小規模サウナ室を設置する場所は２、(2)、ウ、(ｱ)を準用すること。

(ｲ)　放射型小規模サウナ室を管理者が常時監視することが困難な場所に設置する場合は、２、(2)、ウ、(ｲ)を準用すること。

(ｳ)　放射型小規模サウナ室の設置方法は２、(2)、ウ、(ｳ)を準用するほか、次によること。放射型小規模サウナ室の壁（出入口とびらを含む。）に換気用の給排気口を設ける場合は、壁面から15㎝（２以上の放射型小規模サウナ室を設置する場合は45㎝）以上、天井に設ける場合は、天井から40㎝以上離して設置すること。ただし、換気用の給排気口に面する天井部分に、放射型サウナ設備の放熱を有効に遮熱できる防熱板を天井面より15㎝以上離して設ける場合はこの限りでない。

(ｴ)　放射型小規模サウナ室の構造は２、(2)、ウ、(ｴ)、ａ、ｂ、ｃ及びｄを準用するほか、次によること。放射型小規模サウナ室の外部の表面温度は、70℃を超えるおそれがないようにすること。

(ｵ)　放射型小規模サウナ室の構造及び設置位置は２、(2)、ア、(ｳ)、a 及びｃ、(d)を準用するほか次によること。

a　放射型電気サウナ設備には、異常に温度上昇した際、自動的に電源を遮断することができる自動停　　止装置を設けること。この場合、自動停止装置の温度検出装置は、自動復帰しないこと。

b　放射型電気サウナ設備に長時間の通電放置を有効に防止するため、自動的に電源を遮断できる装置を設けた放射型小規模サウナ室を、２、(2)、ウ、(ｲ)、a 又はｂに定める場所に設置する場合においては、放射型小規模サウナ室の構造を２、(2)、ウ、(ｴ)、ａ、ｂ、ｃ及びｄによらないことができる。

c　放射型電気サウナ設備に面する可燃材料と放射型電気サウナ設備との離隔距離は、放射型電気サウナ設備に面する可燃材料の部分の表面温度が、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令 第85号）別表８、２、(26)、ハ及びニにおいて、それぞれ次の(a)及び(b)に適合することにより定まるものであること。

(a)　平常温度上昇の場合、95℃以下であること。

(b)　異常温度上昇の場合、150℃以下であること。

なお、この場合の基準周囲温度は、30℃とする。

㈎　放射型小規模サウナ室内の電気配線及び器具等は、２、⑵、ウ、㈎を準用するほか、次によること。放射型小規模サウナ室において、電線の導体許容温度及び周囲温度により、火災予防上支障ない場合はこの限りでない。

㈑　放射型小規模サウナ室に設ける消防用設備等は、２、⑵、ウ、㈑を準用すること。

オ　その他

㈐　使用温度（天井付近の温度）は、サウナ室にあっては、110℃を、小規模サウナ室にあっては、90℃をそれぞれ超えないこと。

㈒　サウナ室にテレビを設ける場合

テレビはサウナ室に面し、テレビの設置に供する専用の場所に設け、次によること。

a　開口部（換気口を除く。）は、テレビ鑑賞のためサウナ室に設ける窓（以下「テレビ用の窓」という。）以外は設けないこと。

b　テレビ用の窓は次によること。

⑻　サウナ設備からの熱的な影響の少ない高さの位置に設けること。

⑼　常時閉鎖式（施錠することができるものをいう。）の網入りガラス又は耐熱性を有するガラスを使用したものを１か所とすること。

c　床面積は１㎡以下とし、テレビ以外の物の収納ができないこと。

d　床，壁及び天井の仕上げは不燃材料とすること。

e　テレビの架台は、不燃材料とすること。

f　空気は循環させるものとし、次によること。

i　空気の温度及び湿度は、テレビの機能に支障のないこと。

ii　給排気口は壁等に堅固に取付け、断面積が400㎠以下とし、自動的に閉鎖する厚さ1.5㎜以上の鋼製の防火ダンパーを設けること。

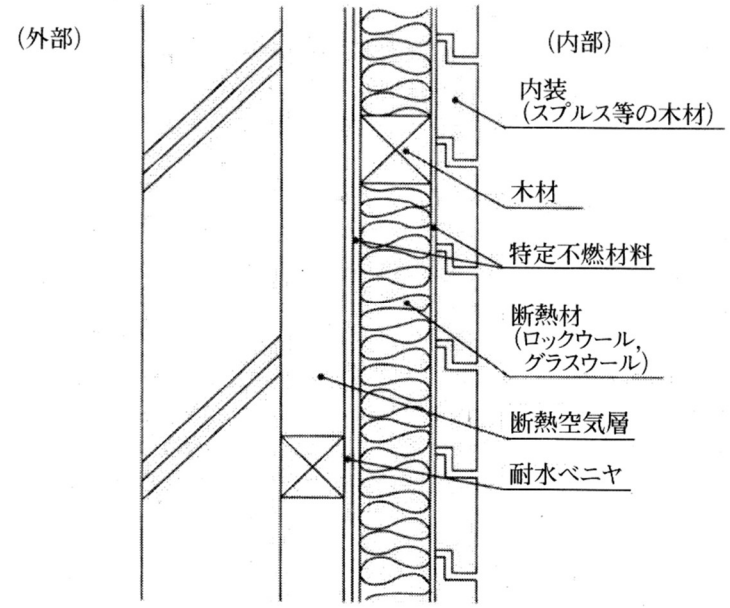
g　電気配線は、次によること。

i　配線は、金属管工事とすること。

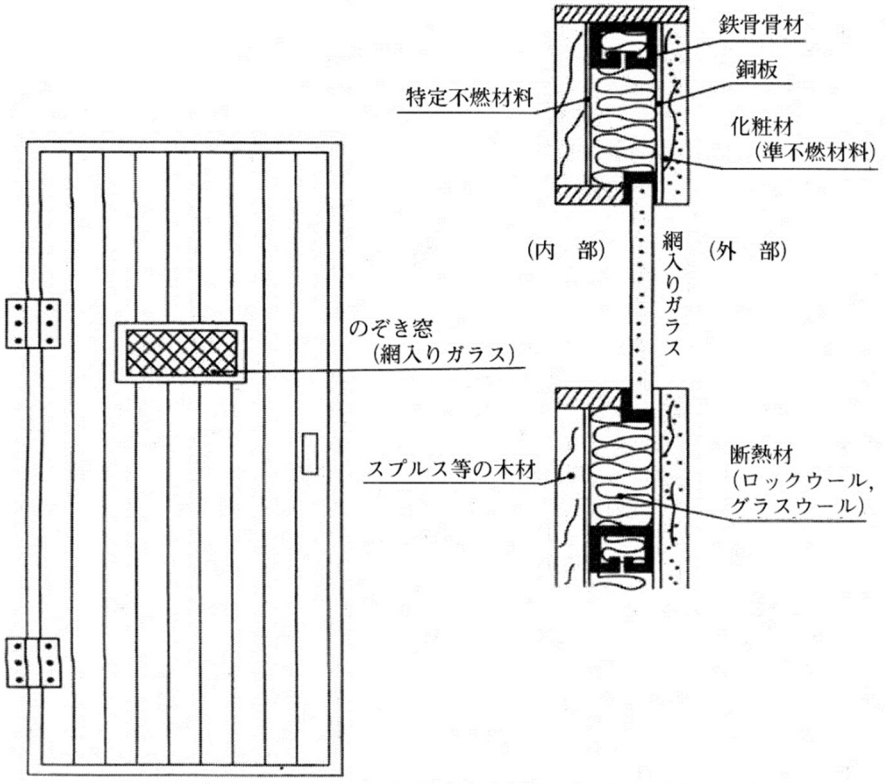
ii　テレビの電源は、専用の分岐回路とし、コンセントは１か所とすること。

※サウナ室とテレビの配置例（別図第９－13参照）

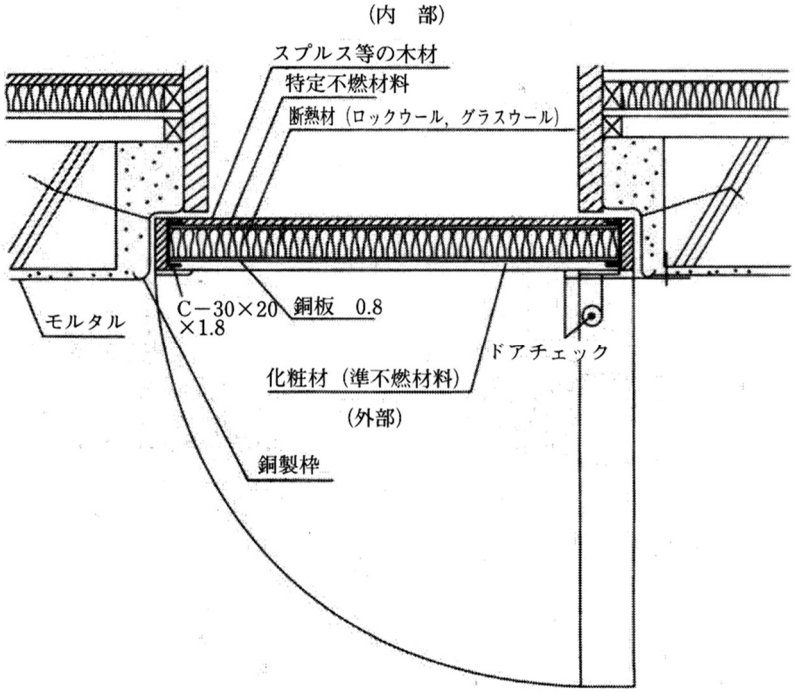
⑶　一般住宅及び共同住宅に設置する電気サウナのうち、電気サウナバス適合品については、本基準によらないことができる。ただし、設置する部屋の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場所に設置すること。★



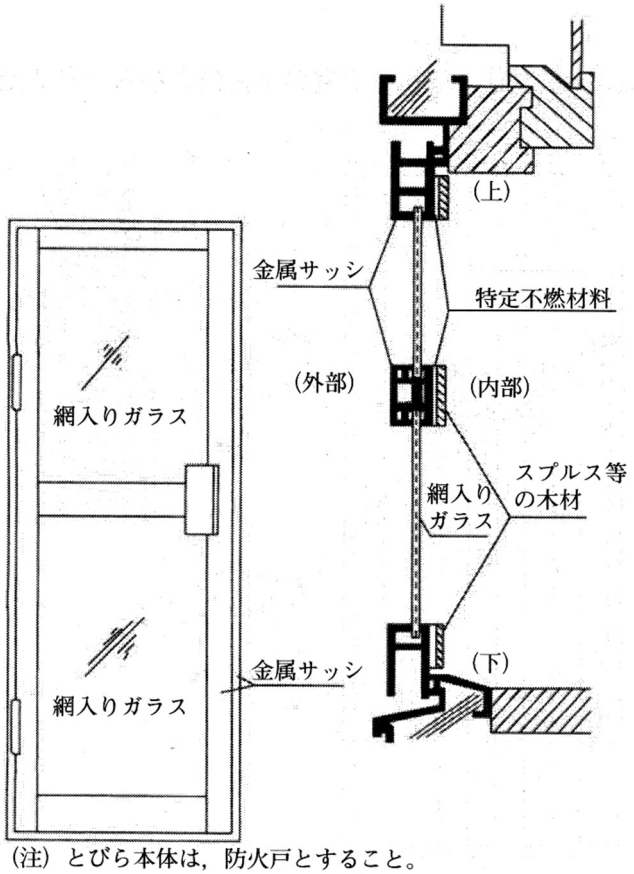
別図第９－１　対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室の壁体



別図第９－２　対流型サウナ室の出入口とびら（その１）

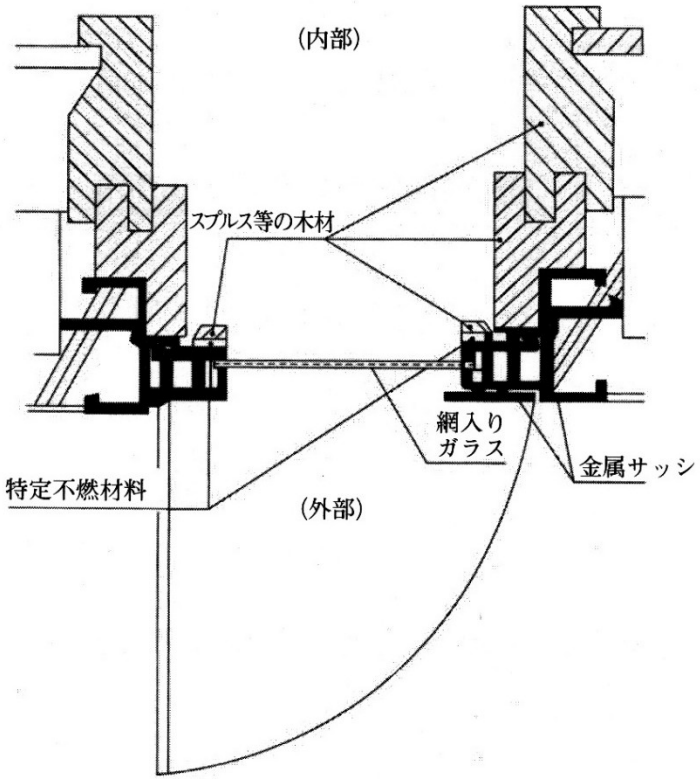


別図第９－３　対流型サウナ室の出入口とびら（その１）取付方法

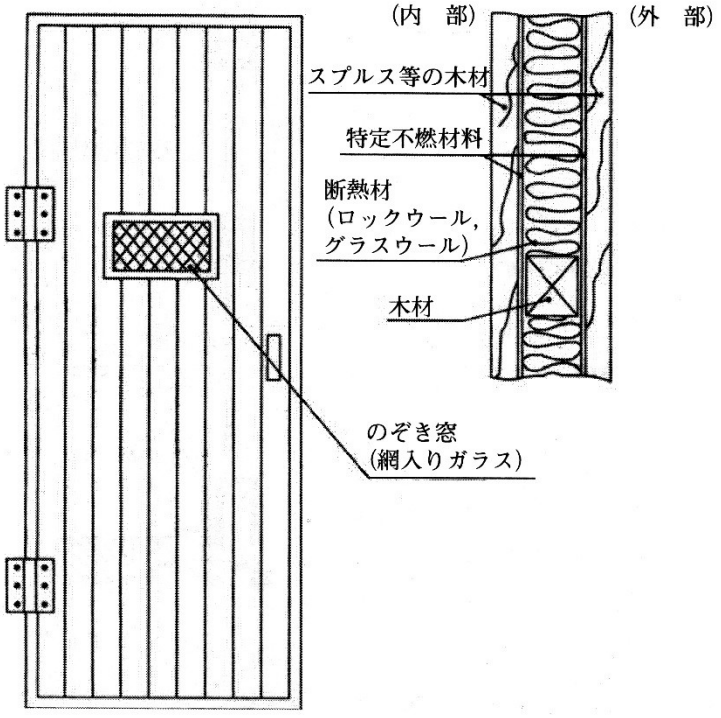


（注）とびら本体は，防火戸とすること。

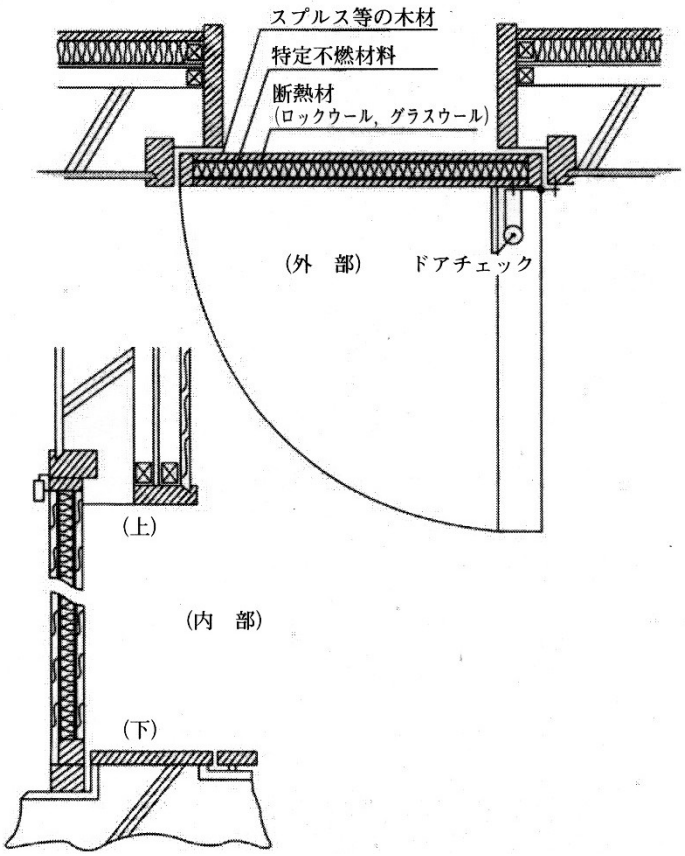
別図第９－４　対流型サウナ室の出入口とびら（その２）

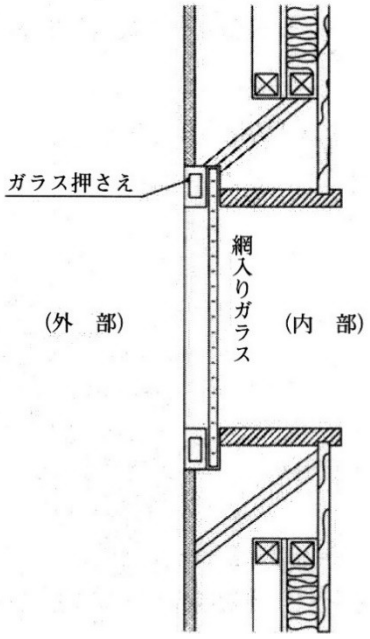


別図第９－５　対流型サウナ室の出入口とびら（その２）取付方法

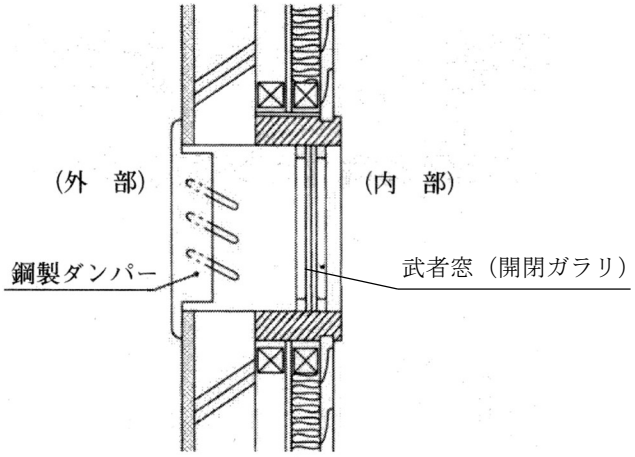


別図第９－６　対流型サウナ室の出入口とびら（その３）

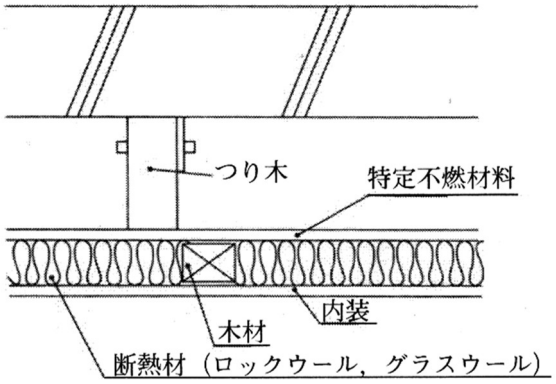




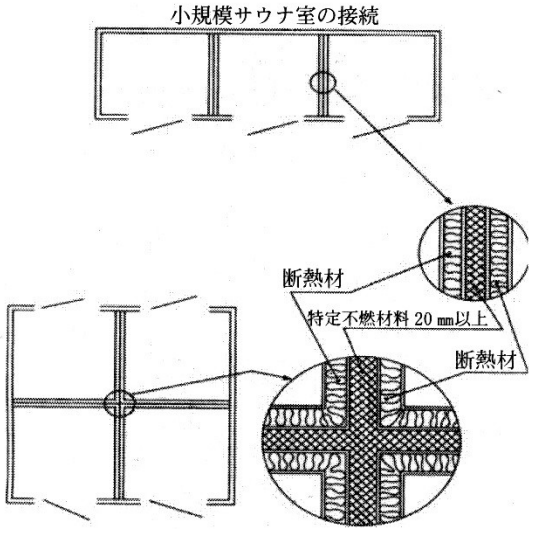
別図第９－８　洗場に面する開口部の構造



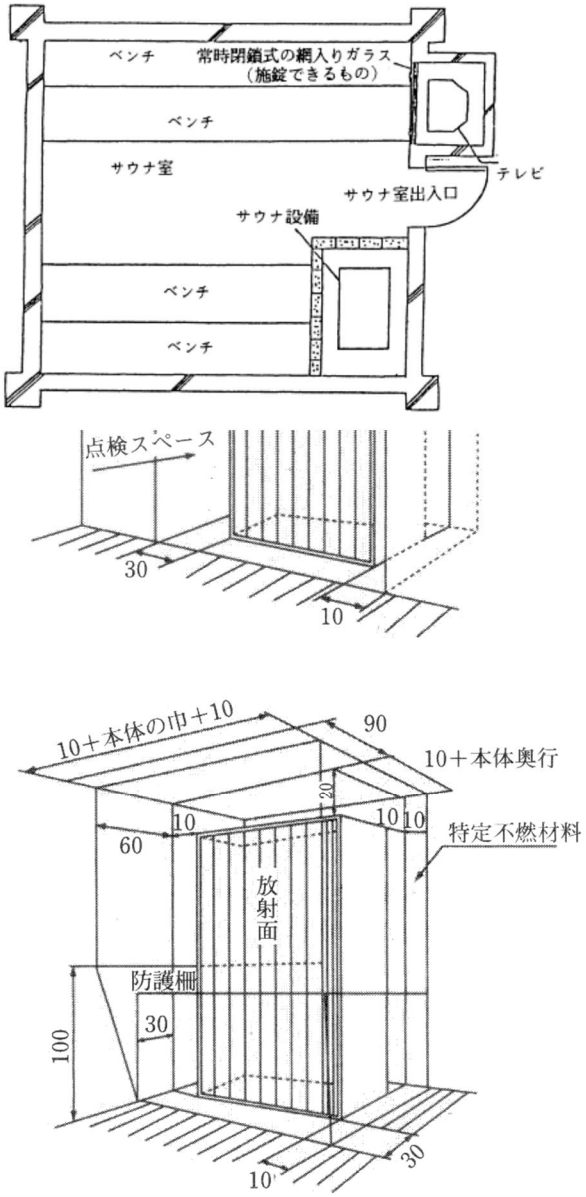
別図第９－９　換気口の構造



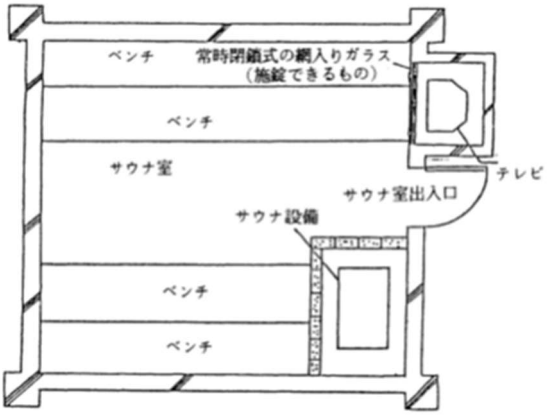
別図第９－10　対流型サウナ室の天井等の構造



別図第９－11　小規模サウナ室の接続方法



別図第９－12　放射型ガスサウナ設備の設置例（単位：cm）



別図第９－13　サウナ室とテレビの配置例

別記資料

隠ぺい型サウナ設備の取扱い

1　特例対象機器

サウナ室内のベンチ等の下部空間に設置するために製造されたサウナ設備の放熱器（以下「隠ぺい型サウナ設備」という。）

2　設置方法（別図参照）

工具等を用いず分解できるベンチ等の下部に隠ぺい型サウナ設備を設置する。

3　設置の目的

⑴　小規模なサウナ室において、室内空間を広く活用すること。

⑵　利用者とサウナ設備の放熱器との接触を防ぎ、安全性を確保すること。

4　特例の取扱い

⑴　ベンチ等の下部空間に隠ぺい型サウナ設備を設置する場合の特例要件

ア　最下段のベンチの下部には目隠し等を設けず、背もたれ及びベンチは隠ぺい型サウナ設備からの出火時に煙等の気流が遮られることのない構造であること。（別図参照）

イ　隠ぺい型サウナ設備の上部にあるベンチ等は脱着式とし、工具等を用いず、容易に取り外せる構造であること。

ウ　サウナ室内には自動火災報知設備の感知器を設け、常時、従業員等がいる場所で感知器の発報状況が判るよう維持管理すること。

エ　日常の点検・清掃を実施し、その結果を自主検査チェック表等に記録すること。

オ　サウナ室は１時間耐火基準に適合する耐火構造の壁若しくは床又は防火設備で区画すること。

カ　対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第１号）に基づき、隠ぺい型サウナ設備周囲の可燃物の温度が、通常燃焼の場合又は異常燃焼で安全装置を有しない場合にあっては 100℃を、異常燃焼で安全装置を有する場合にあっては 150℃を超えないこと。

キ　隠ぺい型サウナ設備の直上部又はサウナ室内の温度が異常に上昇した際、自動的に電源を遮断することができる自動停止装置を設けること。

⑵　特例要件の趣旨

隠ぺい型サウナ設備をベンチ等の下部空間に設置することにより、燃焼状況等の監視及び適切な維持管理が期待できないため、以下の内容を目的とした特例要件を策定した。

ア　サウナ室内に自動火災報知設備の感知器を設置し、従業員等が常駐する場所へ報知させることで、隠ぺい型サウナ設備出火時に早期の発見、避難及び初期消火が実現できることを目的とする。

イ　ベンチ等を脱着式で工具等を用いず容易に取り外せる構造とすることで、隠ぺい型サウナ設備出火時に容易かつ効果的に初期消火できることを目的とする。

ウ　隠ぺい型サウナ設備の周囲を日常的に点検・清掃することで、火災予防上適切な維持管理を行うことを目的とする。

⑶　基準の特例等適用申請書関係

ア　防火対象物の関係者に特例申請させること。

イ　特例申請に添付する図書は、サウナ室平面図、サウナ室断面図、サウナベンチ等の断面図、サウナ室仕上げ表、サウナ設備仕様書等の他、特例適用の可否判断に必要となるものを添付させること。

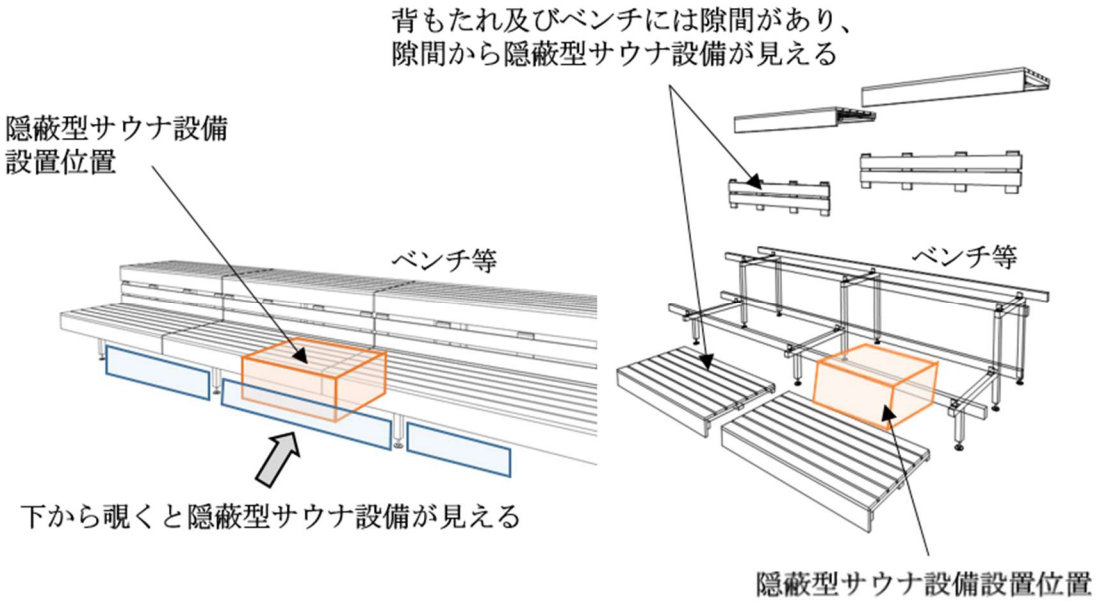
ウ　特例通知書の「条件又は理由」欄には、次の事項を記載すること。

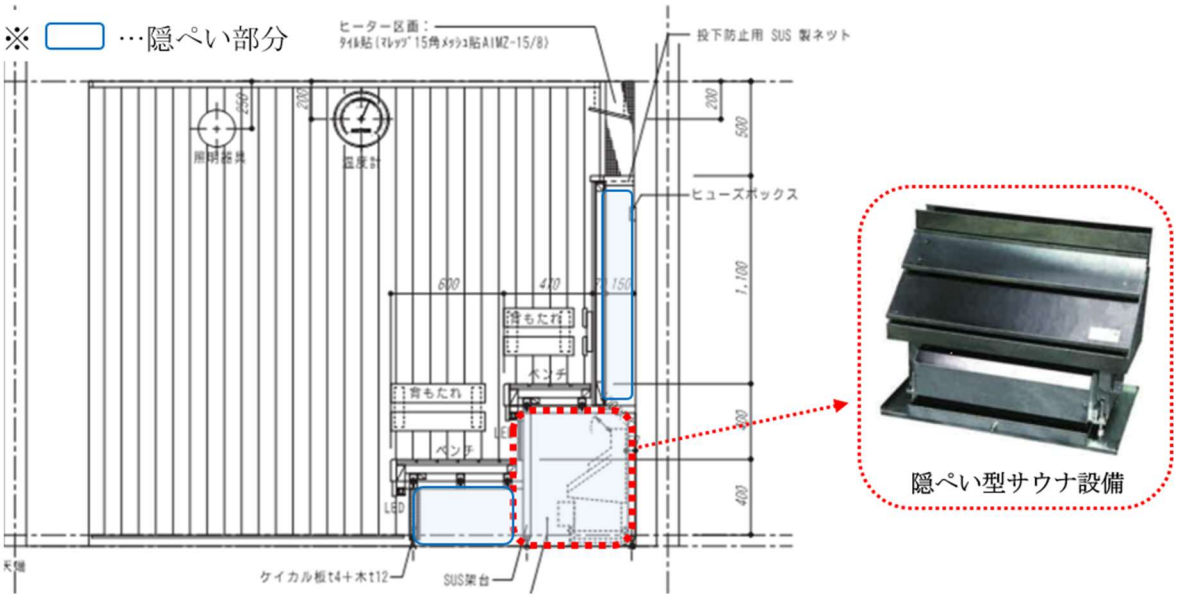
(ｱ) 申請内容のとおり施工する旨

(ｲ) 申請内容（条件）を適正に維持管理する旨

(ｳ) 申請内容に変更が生じた場合には、隠ぺい型サウナ設備を設置することができなくなる場合がある旨

別図





サウナベンチの構造（例）

簡易湯沸設備

1 用語の定義

(1) 簡易給湯湯沸設備とは、第２章第９「給湯湯沸設備」.2.(2).第 11 一 1 表に掲げる入力 12kW 以下のものをいう。

(2) 電気温水器とは、簡易給湯湯沸設備のうち貯湯タンクを有し、貯湯タンク内の水をヒーターで加熱し蓄えておくことのできる設備をいう。

2 条例の運用

条例の運用にあっては、次による他、第３章第２節第 11「給湯湯沸設備」.3 を準用すること。

(1) 第２章第９ 「共通事項」(1.(7)、(8)、(10)を除く。)によること。

(2) 電気を熱源とする簡易湯沸設備の特例

次のア又はイを満たす場合は、条例 22 条の２を適用して、条例の規定を適用しないことができる。

ア 階段避難口に設置することのできる簡易給湯湯沸設備

電気を熱源とする簡易給湯湯沸設備から次の条件を満足するように設置した場合に適用する。

（ア） 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和 37 年通商産業省令第 85 号)別表に適合する電気温水器で、入力の合計が５kW 以下のものであること。

（イ）電気温水器本体に過熱防止装置が設けられていること。

（ウ）設置場所の内装は、準不燃材料で仕上げられていること。

（エ）階段による２方向避難経路が確保されてぃること。

イ 隠ぺい場所に設置することのできる簡易給湯湯沸設備

天井裏･床裏等の隠ぺい場所には､原則として火気設備を設置できないが､入力 10kW 以下の電気温水器で、常時点検が可能な状態の場合に限り、洗面台及び流し台等の日常使用する什器の扉内に設置することができるものとし、可燃物等からの離隔距離については、製造者等の指定する数値以上の距離を保つこと。

また､上記の電気温水器でタンクの材質をステンレス製としたものに限り､什器以外の場所(壁体に組込み、扉を設け点検可能な状態の場合)にも設置することができる。

給湯湯沸設備

1　用語の定義

(1) 開放廊下等とは、第２章第９「給湯湯沸設備」.3.(2).イに規定する開口部を有する廊下をいう。

(2) 屋外設置機器

ア　PS 設置式

（ア）標準設置とは、扉面に直接設置するものをいう。

（イ）扉内設置とは、ガス機器の前面を金属製の扉で覆うものをいう。

（ウ）PS 内設置とは、パイプシャフト内の壁面等に設置するものをいう。

イ　壁組込設置とは、専用のボックスを用いて、建物の外壁の凹状のくぼみにガス機器を設置する方式をいう。

ウ　壁面貫通形とは、外壁を貫通して設置されるガス機器をいう。

エ　潜熱回収型湯沸器とは、給湯器の約 200℃の排気ガス中の熱を、二次熱交換機で有効に回収・活用することで、排気温度を 100℃以下(50~80℃程度)に下げた高効率型の湯沸器をいう。

(3) 屋内設置機器

ア　開放式とは、燃焼用の空気を屋内から取り、燃焼排ガスをそのまま屋内に排出する方式をいう。

イ　密閉式とは、屋内空気と隔離された燃焼室内で屋外から取り入れた空気により燃焼し、屋外に燃焼排ガスを排出する方式をいう。

ウ　半密閉式とは、燃焼用の空気を屋内から取り、燃焼排ガスを煙突又は排気筒で屋外に排出する方式をいう。

2　条例の適用

(1) 給湯湯沸設備とは、貯湯部に大気圧以上の圧力がかからない構造のものをいうが、大気圧式(無圧式)及び真空式ボイラーは構造上湯沸設備として取り扱う。また、瞬間湯沸器については、家庭用(JIS S 3024 石油小形給湯機、 JIS S 2109 家庭用ガス温水機器)に限り給湯湯沸設備として取り扱う。

(2) 給湯湯沸設備等の条例上の取扱いについては、第 11 一 1 表によること。

第 11－１表

温水機器の名称	入力 12kW 以下	入力 12kW を超えるもの
冷温水発生装置	炉	炉
瞬間湯沸器	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備
貯湯式温水機	ボイラー	ボイラー
常圧貯蔵式温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備
大気圧式温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備
真空式温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備
温水缶	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備

※　ふろがまと兼用する給湯湯沸設備については、給湯湯沸設備として規制する。

3　条例の運用

条例の運用にあっては、次によること。

(1) 第２章第９　火気使用設備等の技術基準「共通事項」(1.(7)、(8)を除く。)によること。

(2) 開放廊下等に面するパイプシャフトに気体燃料を使用する設備(以下「ガス機器」という。)を設置する場合

ア　パイプシャフトの条件

（ア）開放廊下等に面していること。

（イ）パイプシャフトを構成する床及び壁は次の構造とすること。

a 床は各階で、耐火構造の水平区画を行うこと。

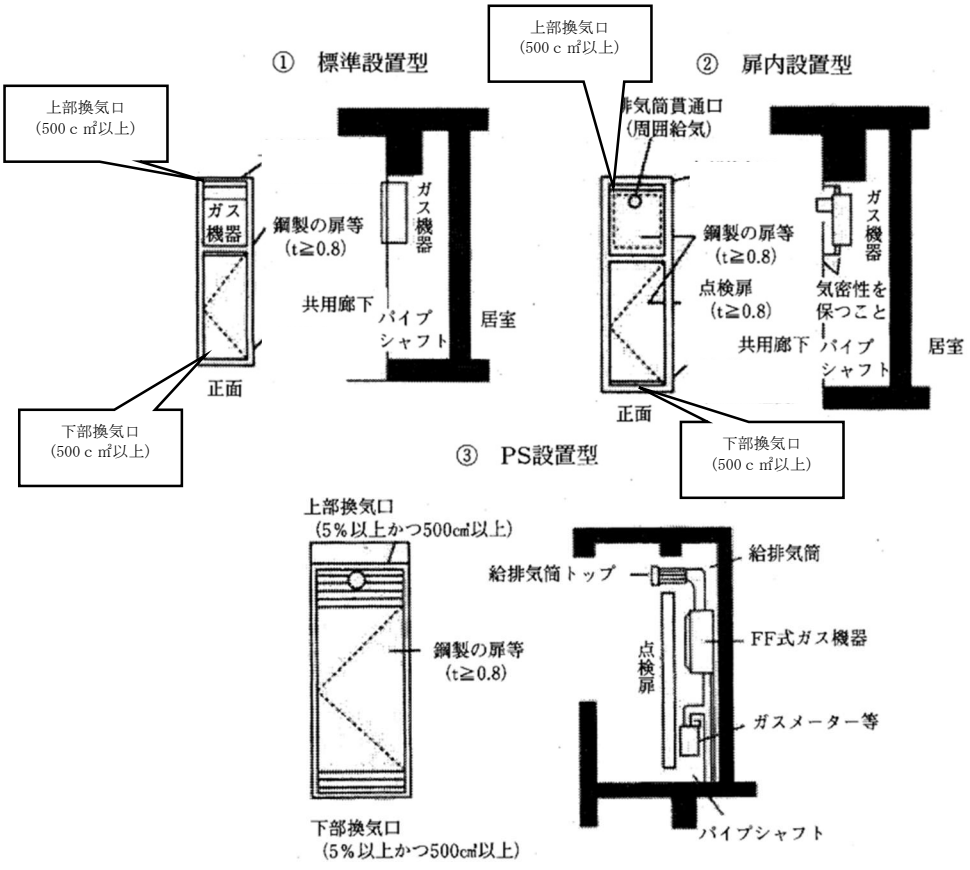
b 住戸(居住空間)とは、耐火構造の壁で区画すること。

（ウ）パイプシャフトの内装は不燃材料で造られた建築物の部分であること。

（エ）とびらは、 板厚 0.8㎜ 以上の鋼鉄製とし、施錠等のできる構造(非常時にコイン等で容易に開閉できるもの)とすること。

（オ）とびらの上下には換気口を設けること。なお、換気口の各々の開口面積はパイプシャフトの正面の面積の５%以上とし、かつ、最低 500c ㎡以上とすること。ただし、当該電気設備等が電気設備技術基準第 69 条の基準(「電気設備技術基準の解釈」第 193 条の基準による防爆工事等)に適合している場合はこの限りでない。

（カ）扉内設置型(屋外用ガス機器に限る。)の場合のとびらには、排気筒断面積以上の給気口を設けること。



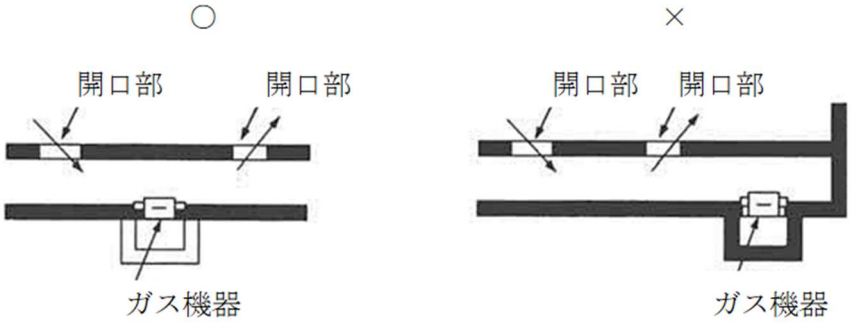
第11－１図　パイプシャフトへの設置例

イ　開放廊下等の条件

ガス機器の燃焼廃ガスを開放廊下等に排出する場合は、当該廊下等は燃焼廃ガスの滞留しない空間を有したものであること。

廊下等の一面は外気に開放されていることを原則とするが、壁、窓等で一部閉鎖されている場合、その開口条件は次のとおりとする。

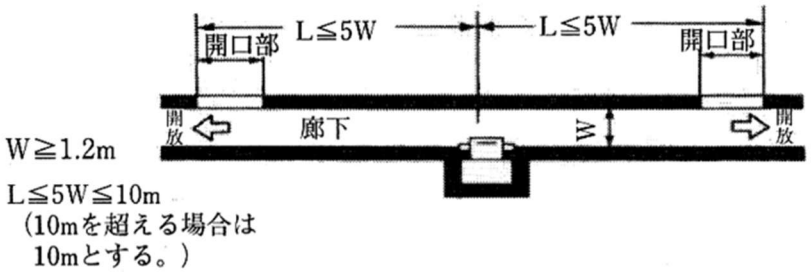
(ア) 廊下等は、左右に風を吹き抜けることが必要で、ガス機器の設置場所を中心にして、左右両側に開口部があることを原則とする。



第11－２図　廊下等の開放条件の例

(イ) 開口部は、ガス機器の排気吹出し口より左右に、それぞれ廊下幅(W≧1.2m)の５倍(5W)の範囲内(ただし、その値が 10m を超える場合には 10m とする。)にあるもののみを有効な開口部とみなす。

なお、横幅及び有効な面積は(オ)を参照のこと。



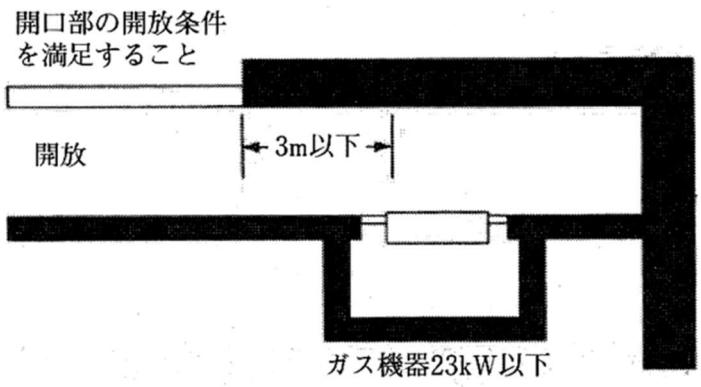
第11－３図　開口部の範囲の例

(ウ) 袋小路等への設置

a 袋小路への設置

ガス機器の入力が 23kW 以下のもので、ガス機器の給排気口の中心が開口部から、3m 以内にある場合は、廊下等の片側が閉そくされていてもよい。

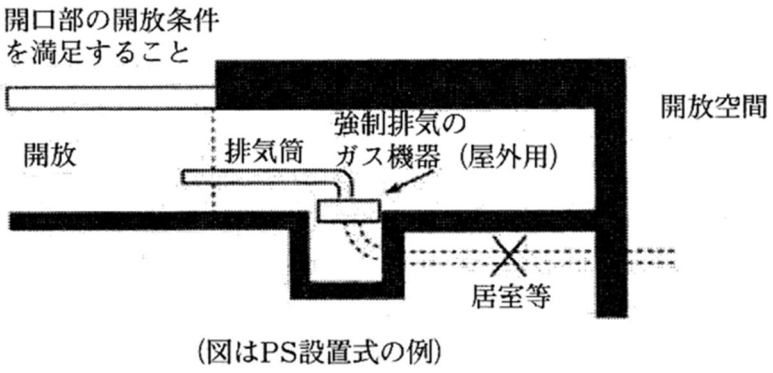
この場合袋小路の上方の燃焼廃ガスの滞留する部分(住戸に面する部分)には開口部がないこと。ただし、やむを得ず開口部を設ける場合は、有効な逆流防止措置等(逆流防止ダンパー等)を講ずること。



第11－４図　開口部位置の特例の例

b 強制排気のガス機器の袋小路等への設置

強制排気のガス機器(入力 70kW 以下に限る。)で専用の排気筒を用いて排気筒を延長し開放部分に燃焼廃ガスを出す場合は、袋小路に設置することができる。ただし、ガス機器が屋外用の場合は、排気筒を屋内(パイプシャフト等は除く。以下同じ。)に設置してはならない。



(図はPS設置式の例)

※排気筒の長さは当該機器が持つ排気能力による。

第11－５図　開口部位置の特例の例

c アルコーブへの設置

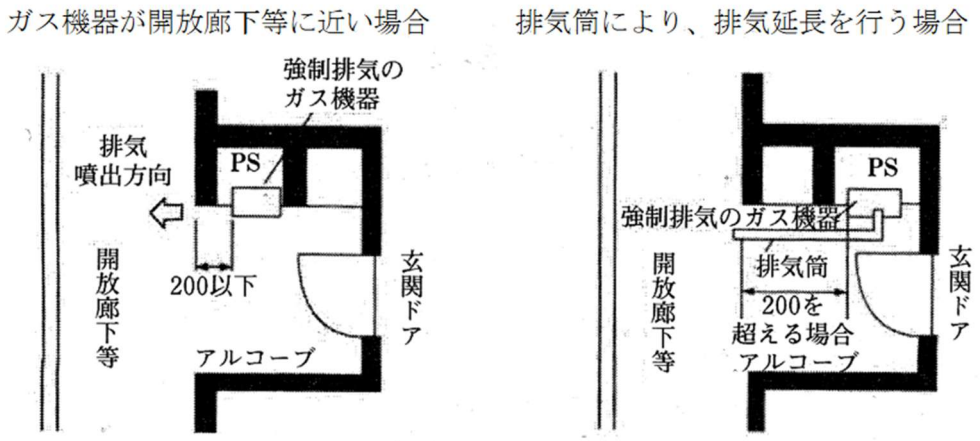
強制排気のガス機器(入力 70kW 以下)を開放廊下等に接したアルコーブ(天井、壁は下地を含めて不燃材料とする。)に設けられたパイプシャフト等を利用して設置する場合は、以下によること。

① 設置されるガス機器の排気吹出し口が開放廊下の壁面から 200mm 以内の場合は、燃焼廃ガスを直接開放廊下等に向けて吹き出してよい。

② 第 11-6 図の寸法が 200mm を超える場合は、専用の排気筒を用いて排気筒を延長し、開放廊下等に燃焼ガス　を排出すること。ただし、ガス機器が屋外用の場合は、排気筒を屋内に設置してはならない。

③ ガス機器を設置するに当たっては、周囲に延焼のおそれのある可燃物がないこと。

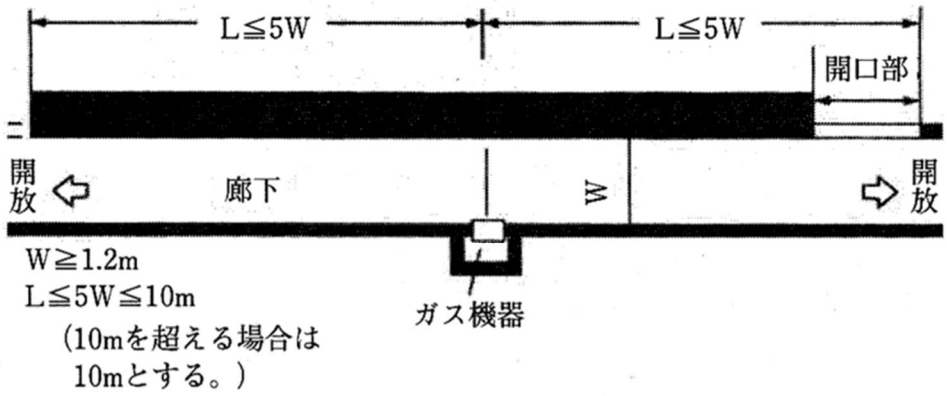
④ 有風時、燃焼廃ガスが玄関から住戸内に流入しにくいようドアの開閉方向に注意すること。



第11－６図　アルコーブへの設置の例（単位mm）

（エ） 廊下等の開口部は、ガス機器の排気吹出口に近くできるだけ均等に配慮し、1 のガス機器の排気吹出口に対して２か所以上(左右に配置する)を原則とする。(第 11－２図(廊下等の開放条件の例」)参照)ただし設置計画上どうしても避けられない場合にあっては、有効面積の合計を確保することにより、1 つにまとめことができる。

この場合の横幅及び有効面積は、それぞれ(オ)の値の２倍以上とること。



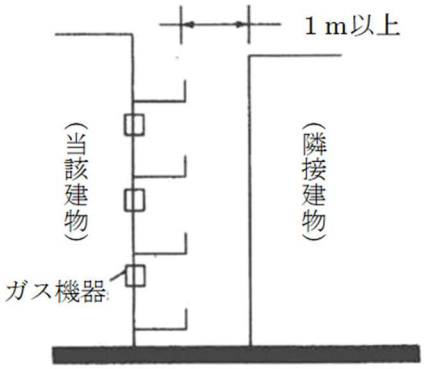
第11－７図　開口部の配置の例

（オ） 開口部の横幅及び有効面積は次のとおりとする。

a 強制排気のガス機器(排気吹出し方向が下向きのものを除く。)の場合は、ガス機器の入力 12kW 当たり横幅 30cm 以上で、有効面積は 0.045 ㎡以上であること。

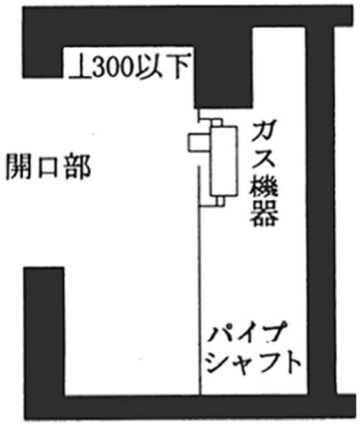
b　 前 a 以外の場合は、ガス機器の入力 1.2kW 当たり横幅 60mm 以上で、有効面積 0.09 ㎡以上であること。

（カ） 廊下等は、原則としてその先端から隣地境界線まで 0.5m 以上とし、かつ、隣地建物の外壁までは１m 以上の空間を有すること。



第11－８図　隣接建物との離隔距離の例

（キ）開口部の上端は、廊下天井面になるべく近づけ、下がり壁のある場合は300㎜以下とする。



第11－９図　開口部の上端の例（単位㎜）

ウ　パイプシャフトに設置できるガス機器の条件

（ア）屋外用ガス機器

ガス機器は、 PS 設置式(第三者機関又は製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において機器の安全性が確認されているもの)であり、1 住戸の用に供するもの(１台のガス機器から複数の住戸に供することを含まない。)であること。 PS 設置式ガス機器の構造については次のとおりである。

a 入力が 70kW 以下のガス機器であること。

b 密閉構造又はこれに準ずるガス機器で、バーナーが隠ぺいされているものであること。

c 圧力調節器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないものであること。

d 過熱防止装置及び立消え安全装置が備えられていること。

e ガス用品等の基準により安全性が確認されたものであること。

（イ）密閉式ガス機器

第三者機関又は製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において機器の安全性が確認されているもの。

エ　ガス機器の設置高さ

ガス機器は、その排気吹出口の下端が廊下床面から 1,800㎜ 程度となるよう設置すること。

オ　扉内設置型ガス機器(屋外用ガス機器)

前アからエによるほか次によること。

（ア）扉内設置に用いる「取付ボックス」は、板厚 0.8㎜の鋼製とすること。

（イ）設置に当たっては、パイプシャフトとの間を気密にすること。

カ　PS 内設置型ガス機器(密閉式ガス機器)

前アからエによるほか、次によること。

（ア）燃焼に必要な空気は、直接パイプシャフト外から取り入れ、燃焼廃ガスも直接パイプシャフト外に排除すること。

（イ）給排気筒の材料は、不燃性であって、耐熱性、耐食性を有するものであること。

（ウ）給排気筒は、排気能力が十分確保できるように設置すること。

（エ）給気筒及び排気筒の接続部は漏れを生じないように接続すること。

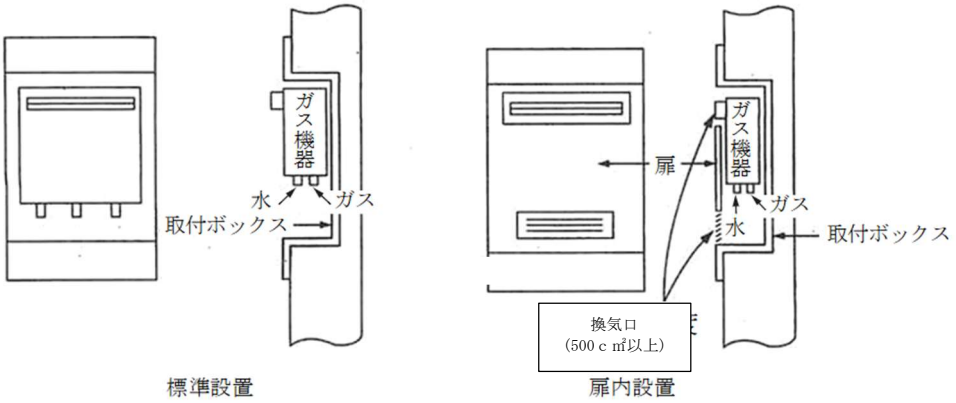
また、はずれ防止措置を講ずること。

（オ）排気筒の横引き部分には勾配をつけ、その先端はドレンを排除できる構造であること。

(3) 開放廊下等に面する壁体にガス機器を組込んで設置する場合

専用の取付ボックスを用いて、ガス機器を建築物(主に木質系の 3 階以下のプレハブ共同住宅等)外壁の凹状のくぼみに設置する方式

外壁のくぼみに直接設置する場合とガス機器の前面を金属製の扉で覆う場合がある。



第11－10図　壁組込設置式の例(1)

ア　壁組込みに設置できるガス機器の条件

設置できるガス機器は、壁組込設置式ガス機器(第三者機関又は製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において機器の安全性が確認できるもの)であり、1 住戸の用に供するものであること。

壁組込み式ガス機器構造については次のとおりである。

（ア）ガス機器 1 台当たりの入力が 70kW 以下のもの

（イ）密閉構造又はこれに準ずるガス機器で、バーナーが隠ぺいされているもの

（ウ）圧力調整器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないもの

（エ）過熱防止装置及び立消え安全装置を有するもの

（オ）空だきを生じない構造であるもの

（カ）ガス用品等の基準により安全性が確認されたもの

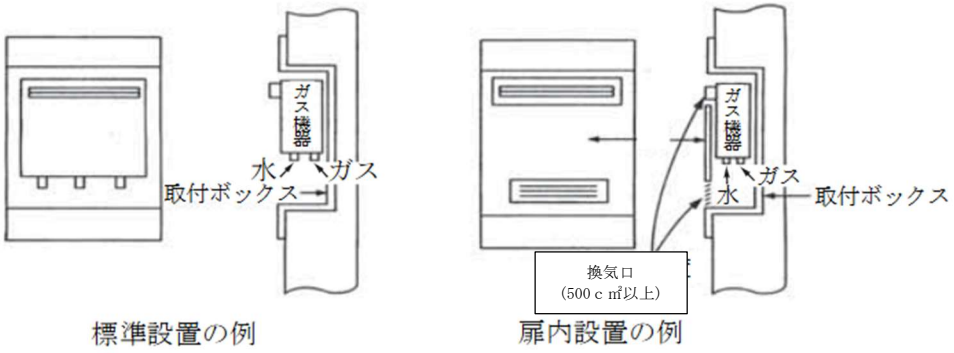
イ　壁組込設置の条件

（ア）前(2)の開放廊下に面し、燃焼廃ガスの滞留しない場所に設置すること。

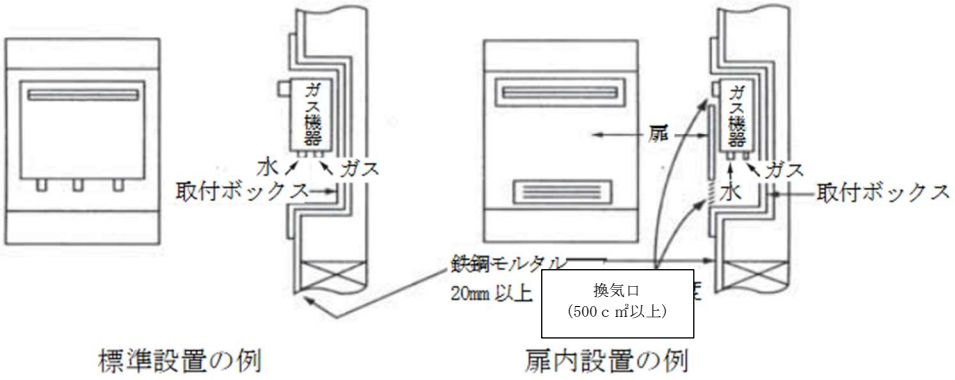
（イ）壁組込設置式ガス機器に用いる専用ボックスと「不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品」との離隔距離は、第三者機関又は製造者等で実施した

試験データ等により、消防機関において防火性能が確認、された離隔距離で設置すること。

① 耐火構造の場合



② 防火構造の場合



第11－11図　壁組込設置式の例(2)

（ウ）外壁は、防火上及び構造耐力上問題がないこと。

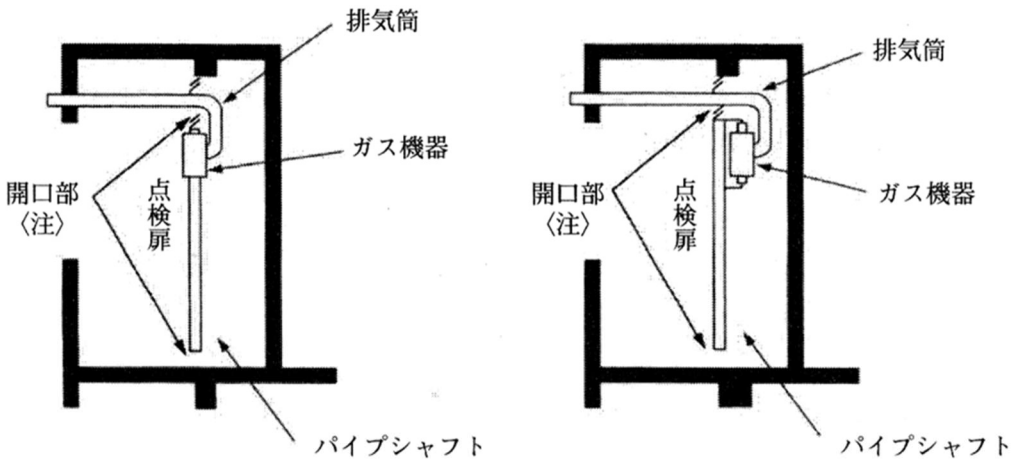
（エ）共同住宅の開放廊下に面して設置する場合は、排気吹出し口の高さは、床面より 1,800㎜ 程度とすること。

(4) 階段及び避難階段付近へのガス機器の設置

階段及び避難階段付近にはできる限り設けないようにすべきであるが、設計上又は工法上、当該場所を避けることが困難な場合は、第２章第９　火気使用設備等の技術基準「共通事項」１．(3)．イただし書きによること。

(5) 排気筒は開放廊下等の天井裏に設置しないこと。ただし、排気筒を配管する天井裏等の部分を開口率が 50%以上のルーバー等で有効な通気を確保し、排気筒の全体を目視でき、かつ、点検口を設置したものについては、この限りでない。

(6) パイプシャフト内に排気筒を設ける場合は、第 11 一 12 図によること。



（注）開口部の面積は、パイプシャフト正面の面積の５％以上かつ500c㎡以上とすること。

第 11－12 図　パイプシャフト内に排気筒を設ける場合

(7) 潜熱回収型湯沸器のうち、第 11-1３図の表示がされている一般財団法人日本ガス機器検査協会の防火性能評定品にあっては、廃ガスに火粉を含まず、かつ廃ガスの温度が 100℃以下であるものとして取り扱う。

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離（cm）			
上方	側方	前方	後方
以上	以上	以上	以上
排気温度は 100℃以下である。			
一般財団法人 日本ガス機器検査協会			

第１１－１３図　ガス機器防火性能評定品の表示

燃料電池発電設備

１　用語の定義

(1) 燃料電池発電設備とは、水素と酸素の化学反応により発電する設備(固定して使用するもの)で、改質器・燃料電池(固体高分子型、リン酸型、溶融炭酸塩型、固体酸化物型)、インバーター等によって構造され、改質器にバーナー等の火を使用するもの(運転開始時に火を使用するものを含む)をいう。

(2) 改質器とは、燃料物質を化学反応させ水素を取り出す装置をいう。

(3) 専用不燃区画とは、第２章第９　火気使用設備等の技術基準「変電設備等」.4 に定めるものをいう。

２　全出力

燃料電池発電設備の全出力(容量)は、一の設置場所の 2 以上の当該設備の出力の和により算定すること。ただし、2 以上の設置場所(専用不燃区画)に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定すること。

３　設置位置

燃料電池発電設備の設置場所については、条例第 8 条の 3 によるほか、第２章第９　火気使用設備等の技術基準 「変電設備等」.3 によること。なお、(1)及び(2)による場合は、条例第 11 条を準用する専用不燃区画及び距離の規定は適用されない。

(1) 出力が 10kW 未満の固体高分子型燃料電池発電設備または固体酸化物型燃料電池発電設備であること。

(2) 改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は換気装置(外箱に機械式換気装置を設けた場合に限る。)に異常が生じた場合に自動的に、燃料電池発電設備を停止できる装置が設けられていること 。

４　燃料電池発電設備を設置する専用の室の区画及び構造等

専用の室の区画及び構造等については第２章第９　火気使用設備等の技術基準「変電設備等」4 から 7、9 を準用する。

５　機器の固定等

(1) 機器及び配線、配管は、床、壁又は支持わく等に堅固に取り付けること。

(2) 機器と配線の接続は、ゆるむことのないように緊結すること。

(3) 燃料配管の接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし金属管と金属管以外の管とを接続する場合にあっては、差し込み接続とすることができる。

(4) 燃料配管と機器の結合部分には、地震動等により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

６ 地震動等により作動する安全装置

液体燃料を使用する燃料電池発電設備には、地震動等により作動する安全装置か設けられていること。

ヒートポンプ冷暖房機

1　用語の定義

(1) ヒートポンプ冷暖房機とは、冷媒のヒートポンプサイクル(内燃機関を有するものに限る。)によって冷暖房を行うエアコンディショナーである。

(2) 「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいうものであること。

(3) 「防振のための措置」とは、スプリング、ゴム、砂及びコルク等により振動を吸収する措置をいうものである。

2　条例の運用

条例の運用にあっては、次によること。

(1) 補助ヒーターを室内熱交換器に設ける場合については、温風暖房機の基準によること。

(2) 条例第９条の２第１項第３号で規定する「防火上有効な構造」は、次によること。

ア　排気筒の遮熱材料は、金属以外の不燃材料とすること。

イ　排気筒と周囲可燃性部分とは、接触しないようにすること。

ウ　排気口は、可燃物から次の離隔距離を有すること。

（ア） 自然排気の屋外用ヒートポンプ冷暖房機の排気吹出し口にあっては、13－１表の離隔距離をとること。(排気温度が 260℃以下のもの)。

第 13－１表　（単位 cm 以上）

離隔方向 設置方法	上方	側方	後方	前方
上方	60	15	15	15

（イ） 強制排気の屋外用ガス温風暖房機の排気吹出し口にあっては、第 7-2 表の離隔距離(排気温度が 260℃以下のもの)

第 13－２表　（単位 cm 以上）

離隔方向 吹出し方向	上方	側方	後方	前方
前方水平	30	15	15	60
側方水平	30	吹出し側 60 他 15	15	15
水平全周	30	30	15	30
鉛直全周	60	15	15	15
下方 (延長トップ)	30	15	60	15

(3) 家庭用 CO_2 ヒートポンプ(エコキュート)については、内燃機関を有しないことから、条例上適用の対象とならないものであること。

火花を生ずる設備

1　用語の定義

(1) 火花を生ずる設備とは、設備を操作する際に静電気の放電による火花、機械的火花等を発生し、かつ、その火花発生部分において可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。火花の発生する部分と微粉の発生する部分か離れており、かつ、火災の発生するおそれのない場合は、条例 10 条の設備としては取り扱わない。

なお、火花を生ずる設備には条例第 10 条に掲げる設備以外に、粉砕機、研磨機、切削機等がある。

(2) ゴムスプレッダーとは、布等にゴムを引く設備をいう。

(3) 起毛機とは、生地を毛ばたてる設備をいう。

(4) 反毛機とは、原毛、ぼろ等をたたいて綿をほぐす設備をいう。

2　条例等の運用

条例第 10 条の運用にあっては、第 14－１表によること。

第 14－１表

火災予防策	有効措置	
静電気等の除去対策	室内の湿気調整	相対湿度 65%以上にして静電気蓄積を制御
	空気のイオン化	放射性物質を使用し静電気発生を抑制
		高電圧コロナ放電除電器等を使用
	静電気が発生する部分に直接措置するもの	電気の不良導体(紙、ゴム、繊維等)中の電荷を除去するため、不良導体部分に接地された金属ブラシ等を接触させる。
可燃性微粉等の除去対策	可燃性蒸気に対する有効措置	蒸気濃度が爆発下限界の 30%以上にならないよう換気能力を設定する。
	可燃性微粉に対する有効措置	①　粉じん爆発のおそれがないように換気能力を設定※ ②　微粉の堆積防止のため清掃等を実施

※　換気能力については、強制換気措置に限らず外気に面する有効な開口部も含まれる。

火気器具

1　用語の定義

火気器具とは、定置を前提として使用する機器で、使用用途上、固定設置を要さないものをいう。七輪、移動式（ガスカートリッジ式等）こんろ、移動式ストーブ、各種床置型移動式バーナー等が該当する。

※　火気器具には、前記の理由により、位置・構造上の基準を有していない。

2　条例の適用

条例の運用にあっては、次によること。

(1)　「火災予防上安全な距離」については、第２章第９「共通事項」.1.(2)によること。

(2)　条例第 19 条第 1 項第 1 号でいう「遮熱のための空間」とは、底面過熱による火災を防止するための規定であり、室温 35℃のときに底面が 100℃以下になるような必要な空間を確保するものであること。

(3)　テーブル等に組み込んで使用するこんろ等については、テーブルの移動の有無にかかわらず火気設備とする。

火気器具上部に設置される排気ダクト等に係る技術基準

１　趣旨

本運用は、条例第18条から第21条までに規定する火気器具上部に設置される排気ダクト（以下「上引き排気ダクト」という。）及び天蓋について基準を定めたものである。

２　用語の定義

⑴　グリス除去装置とは、排気中の油脂及びじんあい等を分離し、除去する目的で、排気ダクト又は天蓋内部に設けられる媒介物をいう。

⑵　防火ダンパーとは、温度センサー、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので温度センサーと連動して自動的に閉鎖する構造を有し、排気ダクトへの火炎の伝送を防止するものをいう。

⑶　温度センサーとは、温度ヒューズ等でダクト内の温度を感知するものをいう。

⑷　ボリュームダンパーとは、ダクト途中に取り付けられた羽根により、ダクト断面積を変化させて空気の流れを調節するものをいう。

⑸　防火ボリュームダンパーとは、防火ダンパー及びボリュームダンパー両方の機能を有するダンパーをいう。

⑹　主ダクトとは、上引き排気ダクトのうち、排気ファンに直接繋がるダクト部分をいう。

⑺　枝ダクトとは、上引き排気ダクトのうち、主ダクトへ通報部分をいう。

⑻　縦ダクトとは、枝ダクトのうち垂直部分をいう。

⑼　横ダクトとは、枝ダクトのうち水平部分をいう。

⑽　エルボとは、縦ダクト及び横ダクトを接続する部分をいう。

３　技術基準の内容

⑴上引き排気ダクト及び天蓋（以下、上引き排気ダクト等）という。）の取扱い

ア　上引きダクト等は、ステンレス鋼板、溶融亜鉛めっき鋼板又はガリバリウム鋼板若しくはこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する特定不燃材料で造ること。

なお、上引き排気ダクト等の板厚は、次表によること。

角型ダクト及び天蓋の場合

ダクトの長辺 （単位㎜）	板厚（単位㎜）	
	溶融亜鉛めっき鋼板 又はガリバリウム鋼板	ステンレス鋼板
450以下	0.6以上	0.5以上
450を超え1,200以下	0.8以上	0.6以上
1,200を超え1,800以下	1.0以上	0.8以上
1,800を超えるもの	1.2以上	

円形ダクトの場合

ダクトの直径 （単位㎜）	板厚（単位㎜）	
	溶融亜鉛めっき鋼板 又はガリバリウム鋼板	ステンレス鋼板
750以下	0.6以上	0.5以上
750を超え1,000以下	0.8以上	0.6以上
1,000を超え1,250以下	1.0以上	0.8以上
1,250を超えるもの	1.2以上	

イ　排気取入口からグリス除去装置までの縦ダクトについては、容易に取り外して点検及び清掃ができる構造とすること。

ウ　イ以外の上引き排気ダクトの接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

エ　上引き排気ダクト等は、可燃性の部分から10㎝以上の距離を保つこと。ただし、以下の措置を講じた場合はこの限りでない。

(ｱ)　ロックウール保温材(JIS　A　9504によるもの。)又はケイ酸カルシウム保温材(JIS　A　95104によるもの。)若しくはこれと同等以上の特定不燃材料で厚さ50㎜以上で隙間なく被覆した部分

(ｲ)　一般財団法人日本消防設備安全センターにより、条例第３条の４第１項第１号ウただし書きに規定する有効に被覆する部分と同等以上の断熱性能を有するものとして、性能評定を受けた断熱材で隙間なく被覆した部分

(ｳ)　⑷「照明装置の設置に係る特例」の要件を満たした照明設備及び付属する電気配線

オ　特定不燃材料以外の電気配線や活性炭等は、上引き排気ダクト等内に設けないこと。

カ　上引き排気ダクトは、火気器具側から、縦ダクト、横ダクト、主ダクトの構成順とすること。(別図１参照）ただし、やむを得ず横ダクトを設置できない場合はこの限りではない。

キ　上引き排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途の接続しないこと。

ク　上引き排気ダクトは、曲がりの箇所を極力少なくし、立下りを避け、内面を滑らかに仕上げること。

なお、フレキシブル（じゃばら）ダクトは、使用しないこと。

ケ　上引き排気ダクトは、小屋裏、天井裏、床裏等の隠ぺい場所への設置は避けること。やむを得ず、上引き排気ダクトの一部を隠ぺい場所に設置する場合は、務めてエに規定するロックウール保温材等で被覆すること。

また、上引き排気ダクトの点検口付近の天井、壁、床等にダクト内の点検及び清掃のための点検口等を設けること。

⑵　グリス除去装置の取扱い

ア　上引き排気ダクトには、グリス除去装置を設置すること。

イ　グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する特定不燃材料で造られたものとすること。

ウ　排気取入口からグリス除去装置までの上引き排気ダクト等の部分はア､排気中に含まれる油脂分を75%以上除去することができる性能を有すること。

なお、油脂除去率の確認は第三者試験機関によって測定されたあたいとすること。たがし、第三者試験機関による測定がされていない場合は、製造会社が実施する口からグリス除去性能試験結果により確認すること。

エ　グリス除去装置は、排気取入口から防火ダンパーの間に設置すること。(別図１参照)

オ　火気器具の火源からグリス除去装置の下端までの火災予防上安全な距離は80㎝以上とすること。(別図１参照)

カ　グリス除去装置の設置位置は、グリス除去装置の下端が火気器具の火源から80㎝以上、100㎝以下とすること。(別図１参照)

キ　グリス除去装置は、容易に取り外して点検及び清掃ができる構造とし、予備品を備えること。

⑶　防火ダンパーの取扱い

ア　上引き排気ダクトには、防火ダンパーを設けること。

イ　防火ダンパーは、エルボに近接した横ダクトに設置すること。(別図１参照)ただし、横ダクトがない場合は縦ダクトの最上部に設置すること。(別図３－３参照)

また、横ダクトがない場合は、天井裏に設置されている場合は、天井下部の縦ダクト最上部に設置すること。

ウ　防火ダンパーを作動させる温度センサーは、横ダクト内の断面上部側に設置すること。(別図２参照)

エ　防火ダンパー及び防火ボリュームダンパーの温度センサーは、ダンパーの羽根軸を基点として、火源側に設置すること。(別図２参照)

オ　上引き排気ダクトには、ダクト内の点検及び清掃並びに防火ダンパーの作動状態の確認（以下、「点検等」という。）に必要な点検口を設置すること。ただし、容易に点検等ができる構造のものはこの限りではない。

カ　温度センサーの作動温度設定値は、概ね120℃とすることが望ましい。

キ　温度センサーとして温度ヒューズを使用するものにあっては、「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示2563号）第２、二、ハ⑴に規定する試験に合格したものを使用すること。

ク　温度センサーは、容易に点検、清掃及び交換が行える位置に設置すること。

⑷　照明設備の設置に係る特例

火気器具上部に照明設備を設置する場合において、次の事項が講じられたものは、条例第22条の２を適用し、火気器具からの火災予防上安全な距離内に設置できるものとする。

ア　照明設備の筐体は特定不燃材料で造り、照明カバーは100℃以上の耐熱性を有するものであること。

イ　電気配線は、耐熱性を有するもの（けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふっ素樹脂電線若しくはこれと同等以上の性能を有するもの）であること。ただし、特定不燃材料の筐体でおおわれている場合はオこの限りではない。

ウ　照明設備に付属する電気配線は、上引き排気ダクト等と接触しないこと。

⑸　点検及び清掃

ア　排気取入口からグリス除去装置までの上引き排気ダクト等は、店舗の営業日ごとに点検及び清掃を実施すること。ただし、リース等により適正に維持管理されている場合は、この限りではない。

イ　ア以外の枝ダクトは、目視による点検を6か月に１回以上実施すること。

ウ　イの点検の結果、枝ダクト内に厚さ0.4㎜を目安として油脂汚れが確認された場合は、防火ダンパーを含む枝ダクト内を清掃すること。

エ　ウの清掃は、排気取入口から横ダクトの概ね１ｍまでの範囲を重点的に実施すること。(別図３－１及び別図３－３参照）ただし、⑶イただし書きによる場合は、排気取入口から主ダクトの概ね１ｍまでの範囲を重点的に実施すること。(別図３－３参照)

なお、油脂の付着状況に応じて、上引き排気ダクト等全体を清掃又は交換すること。

オ　温度センサーは、6か月に１回以上点検及び清掃を実施するとともに、油脂の付着状況に応じて新品のものに交換すること。

カ　オの温度センサーは、油脂の付着状況にかかわらず、３年以内ごとに新品のものに交換することが望ましい。

キ　アからオの点検及び清掃は、チェックリスト等を活用して実施し、店舗に点検・清掃記録を保管すること。

４　従業員等の関係者に対する出火防止対策指導

従業員等の関係者に対し、次の内容を指導すること

⑴　利用客が一度に多量の食材を焼かないよう注意喚起するとともに、客席への氷の準備等を徹底すること。

⑵　一度に多量の食材を焼くことによる火災危険の周知を目的とした掲示物及びメニュー表等を作成し、適切な場所に掲示すること。

５　その他

⑴　燃焼に必要な空気の取入口及び排気口について

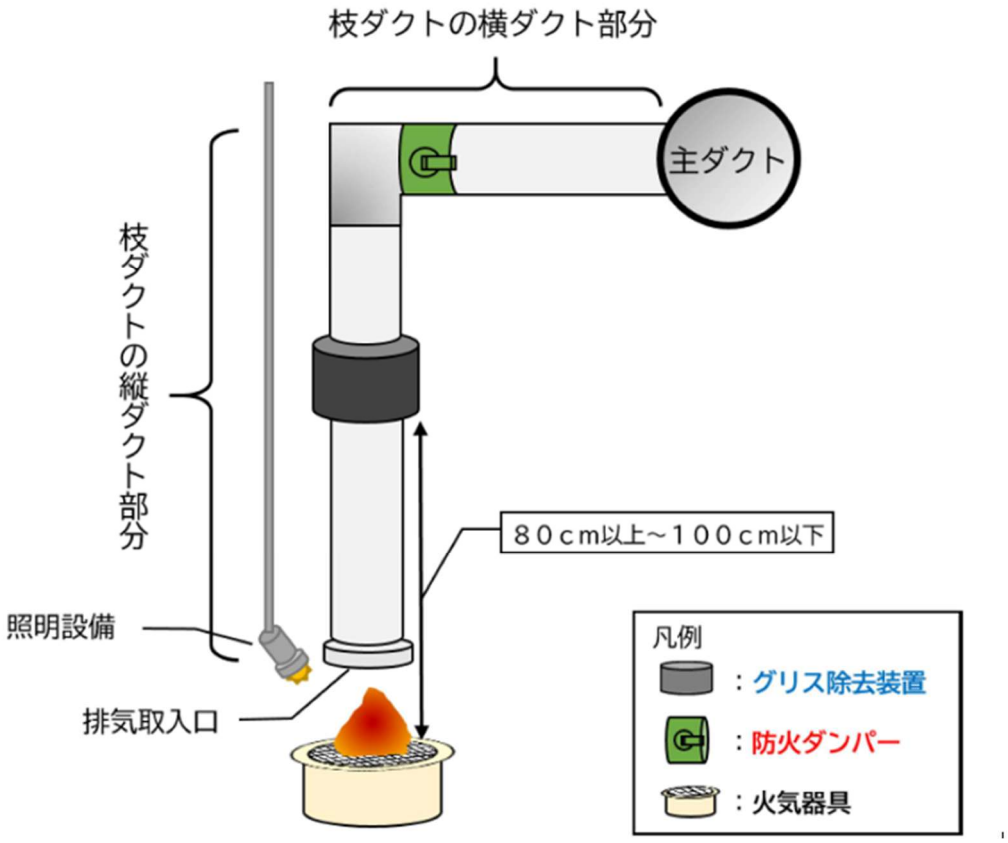
火気器具は、燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気が行える位置に設けること。

また、燃焼に必要な空気の取入口及び排気口の基準として、条則第３条の２を準用すること。ただし、上引き排気ダクト等の製造会社等が建築基準法関係を参考に算定した必要換気量を満たす場合はこの限りではない。

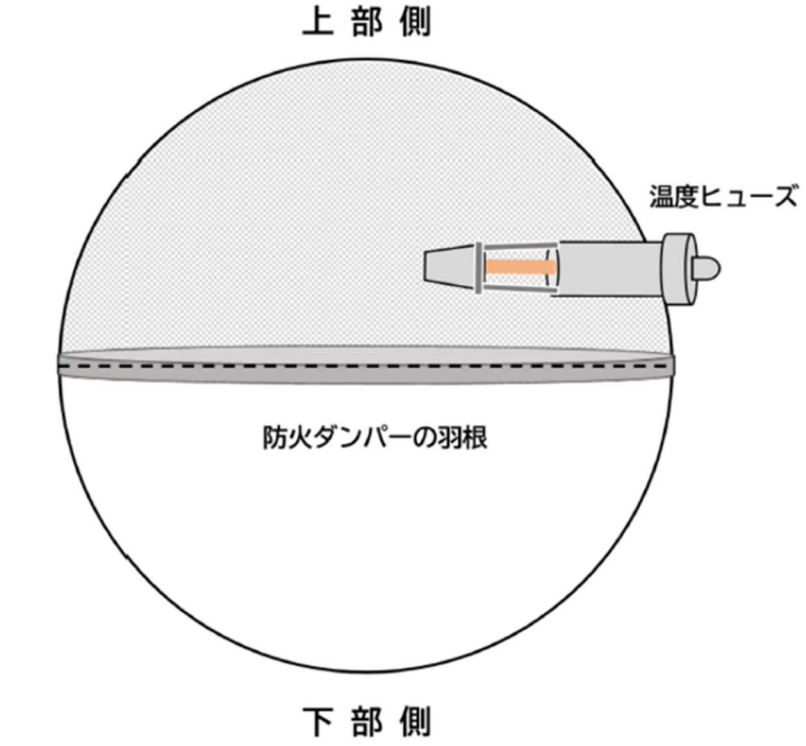
⑵　業務用厨房設備の基準に準じた設備を設置した場合について

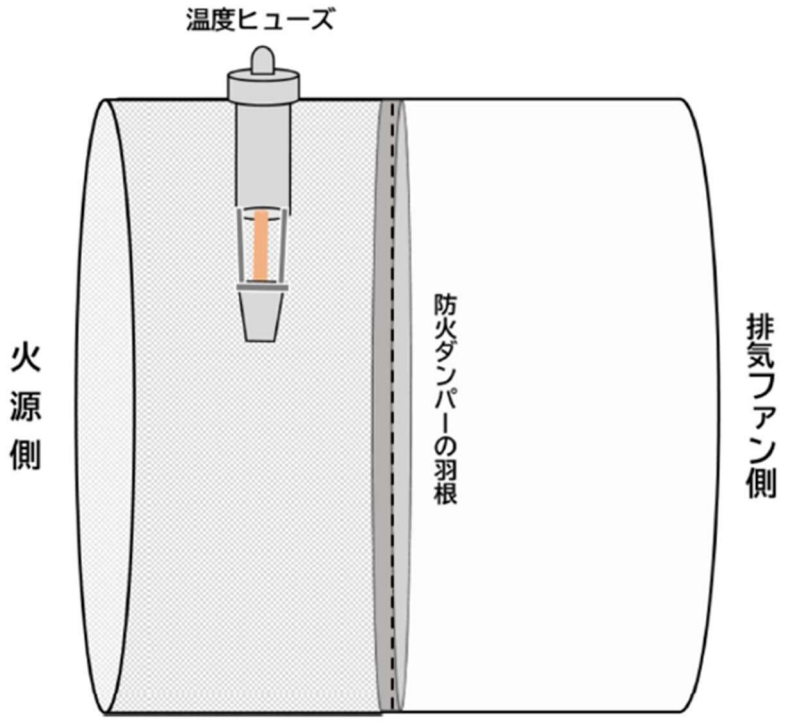
本技術基準に替わり、予防事務審査・検査基準第３章第第９厨房設備２、⑷、ア「天蓋及び排気ダクト」の基準を採用した場合は、４の内容を除き本技術基準によらないことができる。

別図１　グリス除去装置及び防火ダンパーの設置位置（例）

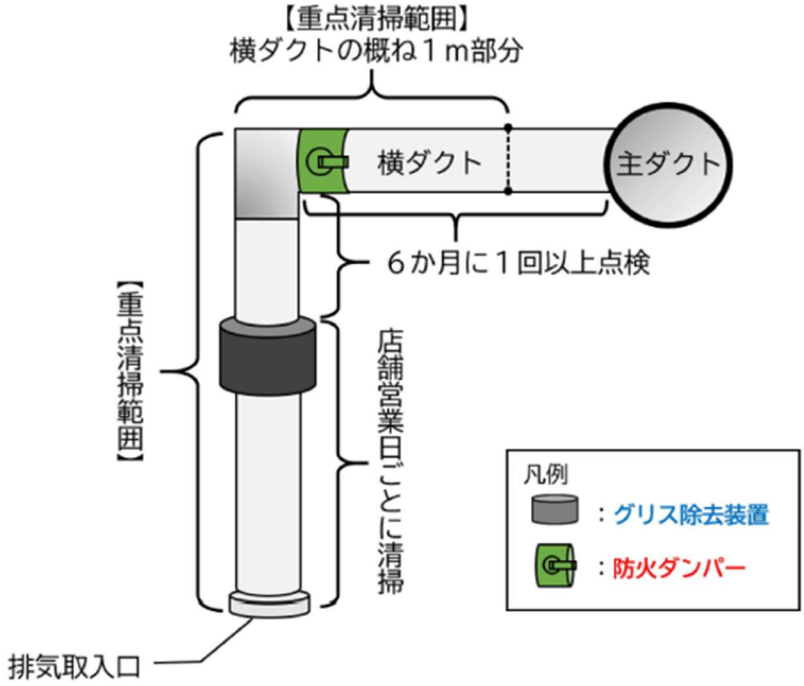


別図２　防火ダンパーの温度ヒューズの設置位置（例）

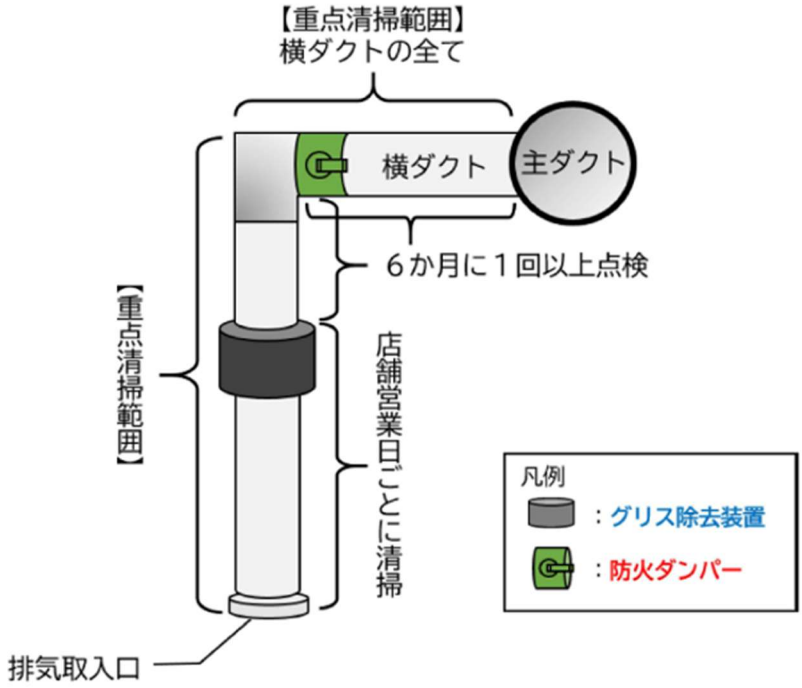




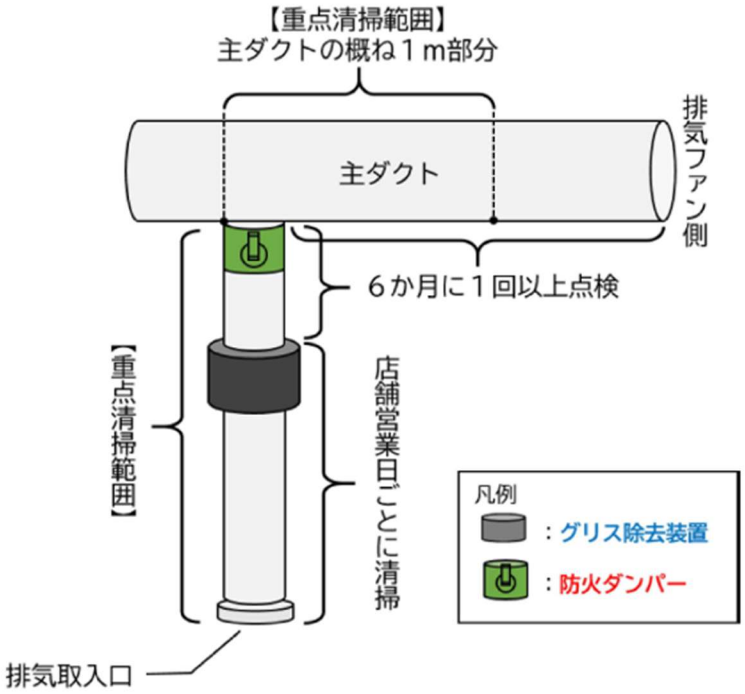
別図３―１　上引き排気ダクト等の清掃範囲（横ダクトの長さが１ｍ以上の場合）



別図３―２　上引き排気ダクト等の清掃範囲（横ダクトの長さが１ｍ未満の場合）



別図３―３　上引き排気ダクト等の清掃範囲（横ダクトがない場合）



変電設備等

1　用語の定義

(1) 変電設備とは、電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器(一の変圧器の容量が 5kvA 未満のものを除く。)、コンデンサ等の電気機器によって構成され、その出力が 20kW を超えるものをいう。

(2) 内燃機関を原動力とする発電設備(以下「発電設備」という。)とは、内燃機関(ガスタービンを含む。)を原動機とし、発電機、始動装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用するものをいう。

(3) 蓄電池設備とは、蓄電池、充電装置、保安装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用するもの(蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和５年消防庁告示第７号)第２に定めるものを除く。)をいう。

※制御装置等には、直送回路及び逆変換装置等に用いる変圧器(入力が低圧で油入機器以外のものに限る。)も含まれるものであること。

※リチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備は、別記「リチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備の運用基準」によること。

(4) 専用不燃区画とは、「4 変電設備等を設置する専用の室の区画及び構造」に定めるものであること。

2　全出力

変電設備、発電設備及び蓄電池設備(以下「変電設備等」という。)の全出力(容量)の算定は、次によること。

(1) 変電設備の全出力

変電設備の全出力は、受電用遮断器の負荷側に接続される変圧器の低格容量(kVA)(一の変圧器で 5kVA 未満のものを除く。以下同じ。)の和(主変圧器がある場合で当該変圧器の二次側に接続される変圧器を除く。)に、第 16－１表の係数を乗じて算定すること。ただし、2 以上の設置場所(専用不燃区画)に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定すること。

第 16－１表

変圧器の定格容量の合計(kVA)	係数
500 未満	0.80
500 以上 1,000 未満	0.75
1,000 以上	0.70

(2) 発電設備の全出力

発電設備の全出力は、当該設備の定格容量(kVA)に発電機の力率を乗じて待た値の和により算定すること。ただし、2 以上の設置場所(専用不燃区画)に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定すること。

(3) 蓄電池設備の蓄電池容量

蓄電池設備の蓄電池容量（kWh）は、単位電槽（セル）の定格容量（Ah）ごとに単位電槽の電圧及びそれぞれの電槽数を乗じて得た値の和により算定すること（陰極吸収式シール形蓄電池にあっては、一の装置入力が５kVA 未満、かつ、蓄電池容量が２kWh 未満のものを除く。)。ただし、２以上の設置場所（専用不燃区画）に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定すること。

なお、７号告示第３に定める延焼防止措置が講じられたものは、蓄電池及びその他の機器を収納した１の箱ごとに算定すること。

3　設置位置

変電設備等の設置場所については、条例第 11 条、第 12 条及び第 13 条によるほか、次によること。

(1) 変電設備等の設置位置は、次の場所以外とすること。ただし、電気機器等に防爆措置をした場合は、これにないことができる。

ア　爆発性ガスが通常の使用状態において集積して危険となるおそれのある場所

イ　修繕、保守又は漏えい等のため、しばしば爆発性ガスが集積して危険となる場所

ウ　可燃性ガス又は可燃性液体を常時取り扱っているが、それらは密閉した容器又は設備内に封じてあり、その容器又は設備が事故のために破損した場合又は操作を誤った場合のみ、漏出による危険の生じる場所

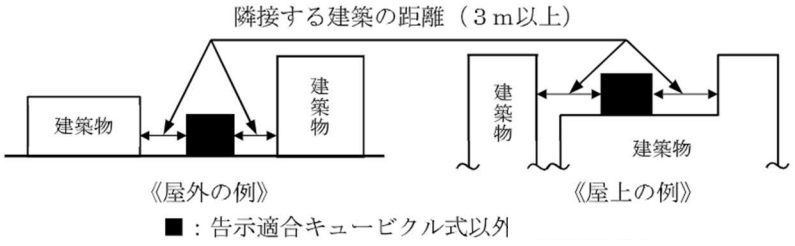
エ　機械的換気装置により、爆発性ガスが集積して危険とならないようにしてあるが、換気装置に異常又は事故した場合に危険の生じるおそれのある場所

オ　ア、イに隣接する周辺又は室内で危険な濃度の爆発性ガスがときどき侵入するおそれのある場所

(2) 屋外(屋上を含む。)に設けるものにあっては、次によること。

ア　隣接する建築物から変電設備等まで 3m 以上離れていること(第 16－１図参照)。

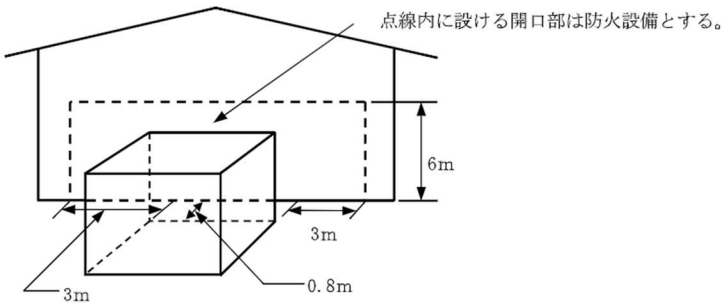
ただし、次のいずれかに適合する場合には、これによらないことができる。



第16－１図

（ア）変電設備等と相対する外壁の前面を不燃材料で造り、又は覆われたもので、その開口部に防火設備を設けた場合

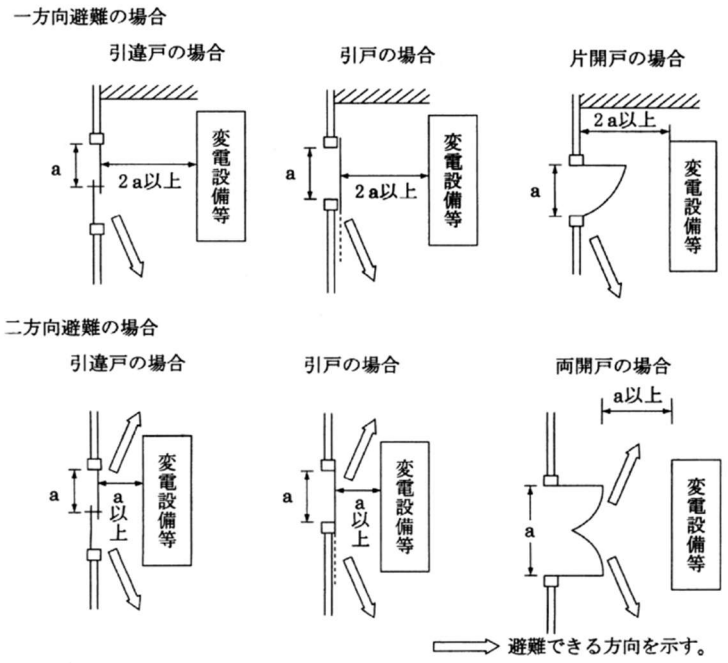
（イ）第 16－２図のように変電設備等の側方 3m 以内及び地盤面から 6m 以内の外壁が前(ア)に適合する構造のもので、かつ、変電設備等に相対する外壁との保有距離が 0.8m 以上の場合



第16－２図

（ウ）変電設備等と相対する外壁との間に、変電設備等の側方 1m 以上、地盤面から高さ 2m 以上となる不燃材料で造った防火上有効なへいを設ける場合

イ　避難の用に供する出入口に面していないこと。ただし、周囲の状況から他に設けることができない場合で、第 16-3 図のように出入口から変電設備等の区画までの距離が当該出入口の幅員以上(避難方向が一方向のみの場合は幅員の 2 倍以上)離れ、避難に支障がないと認められる場合にあっては、これによらないことができる。



第16－3図

ウ　屋上に油入機器を使用する変電設備を設置する場合は、油が拡散しない措置が講じられていること。ただし、片開戸の場合油量の合計が少量危険物未満である場合は、この限りでない。

4　変電設備等を設置する専用の室の区画及び構造

(1) 変電設備等は、それぞれの設備ごとに壁、床及び天井(天井のない場合は、はり及び屋根。以下同じ。)が不燃材料(飛散するおそれのないものに限る。以下同じ。)で造られ、かつ、窓及び出入口の開口部を防火設備とした専用の室(以下「専用不燃区画」という。)内に設けられていること。ただし、平屋又は建築物の最上階に設ける場合で、窓及び出入口が延焼のおそれがある部分以外の部分にあっては、防火設備としないことができる。

(2) 前(1)の専用不燃区画内に面する部分の仕上げを行う場合は、下地を含み不燃材料で行なうこと。ただし、当該区画内の構造が耐火構造で造られ、かつ、仕上げ(下地を含む。)を準不燃材料とする場合(耐火構造の床に直接プラスチックタイル等を貼ったものを含む。)にあってはこれによらないことができる。

(3) 換気設備の風道及び換気口が専用不燃区画を貫通する場合には、防火ダンパー(建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備のうち、当該部分に火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられていること。

ただし、次の各号に適合する場合は、防火ダンパーを省略することができる。

ア　専用のダクトであること。

イ　材質は1.6㎜以上の鋼板であること。

ウ　火災時に脱落しないよう、堅固に固定されていること。

エ　排気口等(外気に開放された部分)は、延焼のおそれのある部分以外の位置であること。

(4) 電線、電線管等が専用不燃区画を貫通する場合は、当該電線管等と区画とのすき間をロックウール、モルタル等の不燃材料で埋められていること。

(5) 壁、床、天井及び屋根は、雨雪が浸入又は浸透しない構造であること。ただし、電気設備の機器等に影響

を与えない措置を講じている場合は、この限りでない。

(6) 専用不燃区画には、他の用途に供するガス管、油管、水管、換気風道(冷暖房用風道を含む。)が設けられていないこと。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合で次のア及びイに適合する水管及び換気風道(冷暖房用風道を含む。)を設ける場合にあってはこれによらないことができる。

ア　高圧又は特別高圧機器及び配線(ケーブルを除く。)から水平距離 0.5m 以上離隔されていること

イ　結露及び延焼防止上の有効な措置として、ガラス綿、モルタル等で 10ｍｍ以上被覆されていること

(7) 変電設備等の専用不燃区画内の温度が 40℃を超えるおそれのある場合は、次により換気装置が設けられていること。

ア　換気装置は、直接屋外に通じる構造であること。

イ　一の換気口の大きさ(打抜き部分の面積の合計をいう。以下同じ。)は、400ｃ㎡以下とし、専用不燃区画の一面に設ける換気口の数は 2 以下又は換気口の大きさの合計が 800ｃ㎡以下であること。ただし、換気口に防火ダンパー等を設けた場合又は平屋若しくは建築物の最上階に設けた換気口が延焼のおそれのある部分以外の部分に存する場合は、換気口の大きさを 400ｃ㎡以上とすることができる。

ウ　風道を有しない換気口を設ける場合は、屋外に面した位置に設けること。ただし、油入機器を使用する変電設備以外の設備で風道を有しない換気口を設ける場合は、避難上支障なく、かつ、当該換気口から他の部分への延焼のおそれが著しく少ないと認められる位置とすることができる。

※ 避難上支障のない位置とは、当該換気口から漏えいした火煙が、廊下、避難階段等の避難経路に流入しない位置をいう。

エ　前ウの換気口は、雨雪が浸入しない構造であること。

オ　換気口は、直径 10㎜の丸棒が入らないようにガラリ又は打抜き鋼板(パンチングメタル)等の防護措置が講じられていること。ただし、機械換気設備の停止時に自動的に開口部を閉鎖できるものにあっては、この限りでない。

(8) 変電設備で、コンデンサ回路に油入式の直列リアクトルを使用する場合は、コンデンサ又はリアクトルの異常時に当該回路を自動的に遮断できる装置を設けられていること。

(9) オープン型及びベント型の蓄電池を用いる蓄電池設備室には、当該蓄電池より発生する可燃性ガス等を屋外の安全な場所に有効に排出することのできる換気装置が設けられていること。

(10) 発電設備を室内に設置する場合にあっては、専用の屋外に通じる有効な排気筒を設けること。ただし、他の設備の排気により発電設備に影響がないよう措置されている場合は、他の設備の排気筒と共用することができる。

5 専用不燃区画の特例

(1) 前 4、(1)に規定する一の専用不燃区画内に併置できる変電設備等は、次のいずれかに適合すること。

ア　消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等（以下「条例適合キュービクル」という。）であること。

イ　変電設備等の専用不燃区画内に設けることが設備構成上最も有効と認められる電圧、電流又は周波数等の変成の用に供する電動機、回転変流器若しくは電動発電機で、変電設備等の機器から 1m 以上の保有距離を確保できるものであること。

ウ　発電設備に用いる内燃機関の排熱を利用したボイラー(以下「排熱ボイラー」という。)で、次のすべてに適合するものであること。

(ア) 排熱ボイラーは、当該発電設備の排熱以外の熱源を使用していないこと。

（イ）排熱ボイラーの蒸気管等は、発電機の上部を通過させていないこと。

（ウ）室温を著しく上昇させない措置が講じられていること。

（エ）排熱ボイラーは、地震動等により容易に転倒しない措置が講じられていること。

（オ）排熱ボイラーの保有距離は、内燃機関とは1m以上、燃料タンクとは2m以上、その他にあっては、内燃機関の保有距離の例によること。

エ　陰極吸収式(制御弁式)シール形蓄電池を使用する蓄電池設備(過充電防止措置が付されているものに限る。)であること。

オ　変電設備等専用の空調装置であること。

(2)　変電設備等を屋内に設ける場合で次のいずれかに適合する場合は、前4、(1)の専用不燃区画以外の場所に設置することができる。

ア　通信機、計算機又はこれらが併設される専用室(以下「通信機器室」という。)に設ける場合で次のすべてに適合すること。

（ア）通信機器専用の変電設備及び蓄電池設備であること。

（イ）通信機器室の区画を構成する壁、床及び天井が不燃材料(仕上げ材を除く。)で造られていること。

（ウ）通信機器室の開口部には、防火戸が設けられていること。ただし、前4、(1)のただし書きに適合する場合は、この限りでない。

（エ）換気装置は、前4、(7)に適合すること。

イ　揚水機、排水機又はこれらが併設される専用室(以下「揚排水機室」という。)に設ける場合は次のすべてに適合すること。

（ア）揚排水機専用の変電設備等であること。

（イ）変電設備等は、他の機器及び水管と1m以上離隔し、金網又はさく等により区画されていること。

（ウ）揚排水機室の区画を構成する壁、床及び天井の構造並びに開口部は、前ア、(イ)及び(ウ)によること。

ウ　教育施設及び研究施設の実習室又は研究室に設ける変電設備等で次のすべてに適合するもの

（ア）主として実習用又は研究用に使用する変電設備等であること。

（イ）消防用設備等の電源に用いないものであること。

（ウ）実習室及び研究室の区画を構成する壁、床及び天井の構造並びに開口部は、ア、(イ)及び(ウ)によること。

（エ）変電設備等は、金網又はさく等により区画されていること。

（オ）換気装置は、前4、(7)に適合すること。

エ　分電盤室、空調機室、機械室又は工場、作業所での負荷設備の用途上同一室に設けることが設備構成上及び保守管理上最も有効で、かつ、不燃性の機器及び物件を主として扱う場合、その部分に設ける変電設備で次のすべてに適合するもの。

（ア）消防用設備等の電源に用いないものであること。

（イ）全出力が500kW 未満であること。

（ウ）高圧電動機、電気炉又は電気溶接機等に対になる専用の連絡変圧器を設ける変電設備(以下「連絡変圧器」という。)であること。

（エ）連絡変圧器を設ける室の区画を構成する壁、床及び天井は不燃材料で覆われていること。

（オ）開口部は、ア、(ウ)によること。

（カ）連絡変圧器は、金網又はさく等により区画されていること。

（キ）連絡変圧器の周囲(変圧器の側面からとする。)1.5m以内には、他の機器が設置されていないこと。

オ　鉄道、上下水道又は電信電話の設備の用に供する変電設備等で、使用目的、設備構成及び保守管理上同一区画の室に設けることが最も有効で、かつ、設置場所に係員が常時駐在又は監視できる状態にある変電設備等で次に適合するもの。

（ア）変電設備等を設ける室の区画を構成する壁、床及び天井の構造並びに開口部は、ア、(イ)及び(ウ)によること。

（イ）変電設備等の周囲に 1m 以上の保有距離を有すること。ただし、乾式機器及び蓄電池設備にあっては 0.6m 以上とすることができる。

(2) 変電設備等を次のいずれかにより設置する場合は、当該室の区画を構成する壁、床及び天井を不燃材料以外の材料で造ることができる。

ア　変電設備等を専用の建築物に設ける場合は、次のいずれかに適合すること

（ア）壁、床、柱及び天井の骨組みを不燃材料で造り、かつ、下地を含めその仕上げを準不燃材料とするもので、他の建築物と 0.5m 以上の距離を保有するもの。ただし、相対する建築物の外壁の前面が開口部のない不燃材料で造られている場合の保有距離については、この限りでない。

（イ）壁、床、柱及び天井の骨組みを不燃材料で造り、他の建築物と 3m 以上の距離を有するもの。ただし、相対する建築物外壁の前面が開口部のない不燃材料で造られている場合の保有距離については、この限りでない。

イ　建築物の一部に設ける場合は、変電設備等の区画が、ア、(ア)の構造に適合し、かつ、隣接する部屋の設備､物件及び作業内容から火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく防火上支障ないと認められるものであること。

ウ　期限を限って使用する場合は、次に適合すること。

（ア）ア、(ア)又は(イ)の構造に適合すること。

（イ）設置場所に関係のある者以外の者が容易に立入りできないように措置したもの又は容易に立入りできない場所に設けられていること。

６　照明

操作盤(配電盤を含む。)の前面、裏面及びその他操作に必要な位置には、操作に十分な照度を有する照明が設けられていること。

７　機器の配置

変電設備等の保有距離は、小田原市火災予防条例の運用に関する指導指針第 10 条によること。

８　条例適合キュービクル

条例適合キュービクルは、平成３年１０月８日（消防予第２０６号）消防庁予防課長通知「改正火災予防条例準則の運用について(通知)」第１．８の規定に適合するものとし、当該規定に適合するキュービクルについては 3 及び 4 並びに 6 の規定によらないことができる。

９　機器の固定等

(1) 変圧器、コンデンサ、配電盤等の機器は、床又は支持わくに堅固に取り付けること。

また、機器の固定に防震ゴム等を使用する場合は、地震動等により容易に転倒しないものとし、機器との配線続部分で振動系の異なる部分には可とう性を持たせる等の有効な措置を講じること。

(2) 機器と配線の接続は、ゆるむことのないように緊結すること。

(3) 継電器用及び計器用の変流器は、負荷電流以上のものであること。

(4) 高圧に使用する電線の太さは、直径 2.6mm 以上又はこれと同等以上の断面積を有するものであること。ただし、負荷電流及び配線施工上安全と認められるものにあっては、これによらないことができる。

(5) 機器及び配線は、(1)から(4)までによるほか電気工作物に係る法令によること。

別記　(1、(3)関係)

リチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備の運用基準

リチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備の設置については、第２章第９「変電設備等」によるほか、下記の運用基準により設置、審査するものとする。

１　用語の定義

(1) 単電池

リチウムの酸化及び還元からエネルギーを引き出す電気化学的ユニットをいい、端子の取回しを実施してなく、かつ、電子制御装置を取り付けていないため、その状態のままでは目的の用途に使用できないものをいう。

(2) モジュール

直列又は並列接続した単電池群をいう。

(3) 電池パック

一つ以上の単電池又はモジュールを組み込んだユニットで端子構造をもち､保護装置又は保護回路を含み、かつ、単電池の電圧を基に電池システムに制御情報(信号)の出力機能をもつものをいう。

(4) 電池システム

一つ以上の単電池、モジュール又は電池パックを組み込んだ次の機構を有するシステムで、過充電、過大電流及び過昇温などを遮断するための電池制御装置を設けたものをいう。

ア　独立した制御機能及び保護機能を有していること。

イ　電圧、電流及び温度に関する基準値には、単電池製造業者が指定する安全性が確保される限界値が用いられていること。

ウ　直列接続された各単電池の全て又は複数の単電池を並列接続したモジュールの全ての電圧を測定し、いかなる単電池の電圧も単電池製造業者が指定する充電電圧の上限を超えないこと。

エ　直列に接続した単電池の一部を選択して放電するように設計した電池システムには、不均等放電によって単電池の転極が起きないための別の保護回路が設けられていること。

(5) 上限充電電圧

安全性の見地から、単電池製造業者が指定する充電時の上限電圧をいう。

(6) 最大充電電流

安全性の見地から、単電池製造業者が指定する充電時の上限電流をいう。

(7) バッテリーマネジメントユニット(BMU)

単電池が動作領域内となるように、単電池及び電池システムを監視し制御するものをいう。このバッテリーマネジメントユニットをバッテリーマネジメントシステム(BMS)という場合もある。

２　条例の運用

(1) リチウムイオン蓄電池は、酸性の電解液が漏れるおそれのないものと扱うこと。

(2) 過充電の防止その他の蓄電池からの発火を防ぐ措置とは、次によること。

ア　バッテリーマネジメントユニット(BMU)により充電する際の電圧が､単電池の上限充電電圧以下に制御されていること。

イ　バッテリーマネジメントユニット(BMU)により充電する際の入力電流が､単電池の最大充電電流以下に制

御されていること。

なお、単電池の動作保障温度内にて、最大充電電流以上の電流が流れることがない場合は、この限りでない。

ウ　バッテリーマネジメントユニット(BMU)により単電池の動作保証温度外で充電しないよう制御されていること。

(3) リチウムイオン蓄電池は、加熱されることにより発火するおそれがあるので、当該蓄電池が加熱されないように火気の使用を管理すること。

3 試験要領

前2、(2)で定める基準を確認するための試験方法は、次の例に準拠すること。

(1) 試験の前処理

周囲温度25±5℃で0.2ItAの定電流で、単電池製造業者又は電池システム製造業者が指定する放電終止電圧まで放電すること。

なお、0.2ItAとは、放電電流の大きさを表すもので、蓄電池の定格容量に0.2を乗じた大きさに相当するもの。

例)定格容量が1,000mA hの蓄電池の場合 0.2It A= 200mA

(2) 過充電電圧制御試験

ア　前(1)で放電した電池システムに、単電池製造業者又は電池システム製造業者が指定する充電器の最大電流で、上限充電電圧の110%の充電電圧を加え、バッテリーマネジメントユニット(BMU)が充電を停止させるまで充電すること。ただし、電池システム全体に上限充電電圧の110%を印加することが難しい場合は、別の充電電源装置を準備するなどして、一部の単電池だけに上限充電電圧の110%の充電電圧を加えること。

イ　電圧及び電流のデータの取得並びに単電池の状態観察は、バッテリーマネジメントユニツト(BMU)が充電を停止してから 1時間を経過するまで実施し、次の(ア)から(ウ)によること。

(ア) 単電池の電圧が上限充電電圧を超えないこと。

(イ) 電池システムの全ての機能が設計されたとおり完全に動作すること。

(ウ) 電池システムに発火又は破裂がないこと。

(3) 過大充電電流制御試験

ア　(1)で放電した電池システムを、単電池製造業者が指定する最大充電電流の120%で充電すること。

イ　電圧及び電流のデータの取得並びに単電池の状態観察は、電流が停止してから1時間を経過するまで実施し、次の(ア)から(ウ)によること。

(ア) バッテリーマネジメントユニット(BMU)が最大電流を検出して充電が終了すること。

(イ) 電池システムの全ての機能が設計されたとおり完全に動作すること。

(ウ) 電池システムに発火又は破裂がないこと。

(4) 充電時過熱制御試験

ア　(1)で放電した電池システムを、単電池製造業者又は電池システム製造業者が指定した電流値で定格容量の50%まで充電すること。

イ　電池システム内の単電池の表面温度を、単電池製造業者が指定する使用範囲の上限温度に対して5℃上昇させ、単電池製造業者が指定する充電電流値で、バッテリーマネジメントユニツト(BMU)が充電を停止させるまで充電すること。

ウ　電圧及び電流のデータの取得並びに電池の状態観察は、電流が停止してから 1 時間を経過するまで実

施し、次の(ア)から(ウ)によること。

(ア) バッテリーマネジメントユニット(BMU)が使用範囲の上限温度を検出し充電が終了すること。

(イ) 電池システムの全ての機能が設計されたとおり完全に動作すること。

(ウ) 電池システムに発火又は破裂がないこと。

４　審査要領

構造基準については、前 3 に定める基準を満たしていることを、製造業者等が示す試験結果書又は仕様書等により審査すること。

５　その他

(1) 3 に示す基準は、(一社)電池工業会が発行する「産業用リチウムニ次電池の安全性試験(単電池及び電池システム) SBA S1101:2011」 に定める安全性能要求に基づくものであること。

(2) 経済産業省が所管する「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金」事業による補助金が交付された蓄電池設備は、2、(2)の基準を満たしているので、当該補助金が交付されたことを示す認証証明書等を確認することにより、前 4 に示す審査とすることができる。

(3) リチウムイオン蓄電池は、電解液に法別表第一第四類第 2 石油類を用いていることから、その数量によっては危険物関係法令の規制を受ける場合があるので留意すること。

ネオン管灯設備

1　用語の定義

(1) ネオン管灯設備とは、広告、宣伝、照明等の目的でネオン変圧器により昇圧し、ネオン管を点灯する設備をいい、ネオン管、変圧器及びその他の付属設備で構成されたものをいう。

(2) 点滅装置とは、ネオン管を自動的に点滅させる装置をいう。

2　位置及び構造

ネオン管灯の位置及び構造は、次に掲げるところによること。

(1) ネオン管灯及びネオン管灯回路の配線は次によること。

ア　人が容易に触れるおそれがない場所に設けること。

イ　風雪、氷雪により造営材に接近しないように堅固に固定すること。

(2) ネオン変圧器は次によること。

ア　人が容易に触れるおそれのない場所に設けること。

イ　風雨、風雪等により落下の危険のおそれがないように堅固に固定すること。

ウ　相互間は、保守点検等を考慮して、おおむね 10cm 以上の離隔距離をとること。

エ　雨水等のかかるおそれのある場所に設ける場合は、屋外用のものを用い、かつ、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、厚さ 1.2mm 以上の鋼板で防水措置を施した箱に収納する場合は、これによらないことができる。

(3) 点滅装置は、次によること。

ア　保守点検が容易にでき、かつ、人が容易に触れるおそれのない場所に設けるか、覆い等の安全な処置をすること。

イ　ネオン管灯設備の低圧側電路に設けること。

ウ　過熱しないよう十分な容量を有しているものであること。

エ　不燃材料(ガラスを使用する場合は網入りガラスとする。)で造った箱等に収納すること。ただし、電子式の点滅装置で、点滅時火花を発するおそれのないものにあっては、これによらないことができる。

オ　屋外に設けるものにあっては、雨水等の浸入しない構造とするか又は有効な処置をすること。

(4) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。

(5) 支わく、看板面、看板面の装飾品、チャンネル、文字面等の看板体及び看板体の支持物は、不燃性又は難燃性の防火性能を有するものとすること。ただし、ネオン管、ネオン管の接続部、ネオン電線相互の接続部(以下「ネオン管等」という。)から１ｍを超える部分の看板面にあっては、この限りでない。

(6) ネオン管等を直接外壁面に取り付ける場合、当該外壁面は難燃材料で覆うか、又は防火上有効な遮へいをすること。ただし、ネオン管等から １ｍを超える外壁面にあっては、この限りでない。

(7) 地上 20m を超える位置に設けるネオン管灯設備は、避雷設備の有効範囲内に設けること。

3　配線工事等

ネオン管灯設備の配線工事等については、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次の事項を指導すること。

(1) 刃型開閉器及びカットアウトスィッチ等は、逆向きに取り付けないこと。

(2) ネオン変圧器の二次側からの配線は、他のネオン変圧器の二次側の配線と直列又は並列に接続しないこ

と。

(3) 一分岐回路中に 2 個以上のネオン変圧器を設ける場合は、各ネオン変圧器ごと電気的に分離ができるよう開閉器等を設けること。

(4) がい管等を使用する場合は、がい管止めを施すこと。

(5) ネオン電線には、わりがい管を使用しないこと。

(6) がい管等が折損するおそれのある場所には、適当な保護を施すこと。

(7) がい管からのネオン電線の取出口は、電線を損傷させないように保護措置をすること。

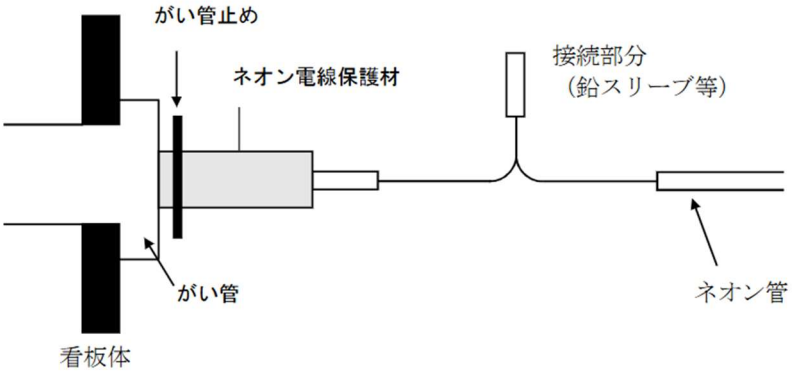
(8) ネオン電線相互間の接続部分は、鉛スリーブ等により圧着を施し、がい管等を用いて保護すること。

(9) ネオン管相互の接続及びネオン管とネオン電線の接続部分は、鉛スリーブ等により圧着等を施すこと。また、看板体とネオン管極部及びネオン電線が接近しないよう第 18－１表による離隔距離を設けること。

第 18－１表

ネオン管電圧	看板体までの離隔距離
6,000Ｖ以下	２cm以上
6,000Ｖを超え 9,000Ｖ以下	３cm以上
9,000Ｖを超えるもの	４cm以上

(10) ネオン電線が看板体又は外壁等を貫通する場合は、がい管等で保護すること(第 18－１図参照)。
なお、当該がい管等のなかでは接続点を設けないこと。



第 18－１図

(11) ネオン管とネオン管を接続する裸銅線は、直径 0.8mm 以上の単線又はこれと同等以上の強さのより線を使用すること。

(12) 配線は、煙突等の熱を発生するものから 15cm 以上離隔すること。

4 設備容量の算出方法

ネオン管灯設備の設備容量の算出方法は、次によること。

(1) 一つのネオン管灯設備に設けたネオン変圧器の定格容量(VA)の和とすること。

(2) 同一防火対象物に 2 以上のネオン管灯設備を設置する場合で、設置しようとする者が同一である場合はは、一つのネオン管灯設備としてその容量を算出すること。

急速充電設備

１　用語の定義

⑴　「急速充電設備」とは、電気を設備内部で変圧して、電気自動車等にコネクターを用いて充電する設備（全出力20kW以下のものを除く。）をいい、分離型のものにあっては、充電ポストを含むものであること。

なお、コネクター型以外の急速充電設備は、条例第11条の変電設備として取り扱うものであること。

⑵　「電気を設備内部で変圧して」とは、急速充電設備内部で変圧器を使用して昇圧するもののほか、変圧器以外の電子機器を使用して急速充電設備内部で昇圧するもの全てを含むものであること。

⑶　「電気自動車等」とは、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。

⑷　「コネクター」とは、充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。

⑸　「分離型のもの」とは、急速充電設備のうち変圧する機能を有する設備本体及び充電ポストにより構成さ

れるものをいう。

⑹　「充電ポスト」とは、コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。

２　条例の運用

⑴　一般社団法人CHAdeMO協議会（以下「CHAdeMO協議会」という。）が発行する「電気自動車用急速充電スタンド標準仕様書」（Ver.1.2以降）（以下「標準仕様書」という。）への適合が第三者機関により確認された急速充電設備（以下、「CHAdeMO認証品」という。）は、条例第11条の２第１項（第１号、第３号、第12号及び第17号を除く。）の規定に適合するものとして取り扱う。

なお、CHAdeMO認証品の型式については、CHAdeMO協議会ホームページにおいて掲載されている。

⑵　全出力について

ア　急速充電設備の全出力は、仕様書等に記載された値を確認すること。

イ　一の筐体で複数の充電ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、同時に充電できる出力の合計の最大値とする。

ウ　複数の急速充電設備が設置される場合、出力は合算しないものとする。

⑶　分離型のものについて

ア　充電ポストは、建築物からの離隔距離及び筐体を不燃性の金属材料とすることを要しないこと。

イ　設備本体を屋内に設置し、充電ポストを屋外に設置すること（又はその逆）も可能であることから、条例の適用に当たっては、設備本体の設置場所で判断すること。

⑷　「主として保安のために設けるもの」とは、停電時に電気自動車等とコネクターの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池をいうものであること。

⑸　固定方法について

床面にアンカーボルト等で固定する方法以外でも、壁や柱に固定するなど、事故・災害等により転倒しないものであれば、固定方法は問わないこと。

⑹　「雨水等の浸入を防止する措置」とは、筐体が日本産業規格で規定するIP 33以上の保護等級（JIS　C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級」。IPコードについては別記１参照。）を確保していること。★

⑺　「異常な高温」とは、「過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温

度」を想定していること。

⑻　手動緊急停止措置について

「速やかに操作することができる箇所」とは、一体型の場合は設備本体、分離型ものの場合はコネクターや充電ポスト等を指すものであること。

⑼　衝突を防止する措置について

ア　「衝突を防止する措置」とは、「樹脂製ポール」や「鉄製パイプ」のほか、「車止め」や「縁石」、「急速充電設備を駐車スペースより１段高い位置に設けることで衝突を防ぐ方法」等も含まれるものであること。

イ　防護対象は急速充電設備本体及び充電ポストであり、充電ケーブルは含まないものとする。

ウ　衝突を防止する措置は、点検を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置に設けること。

⑽　「不時の落下を防止する措置」とは、コネクター部分以外の取っ手、保持ベルト等の充電用ケーブル部を保持する補助器具や、ケーブルキャリア等の車両付近にコネクターを保持できる補助器具等の設置をいう。

⑾　「十分な強度」とは、操作に伴う不時の落下等による衝撃にも耐えうるものであり、急速充電設備のコネクターに係る規格（CHAdeMO規格、UL規格等）に適合している場合は、十分な強度を有するものとして取り扱う。

⑿　「漏れた冷却液が内部基盤等の機器に影響を与えない構造」について、ポンプ等の液体冷却機構を充電用の回路より低い位置に配置したもの、冷媒管と充電用の回路が鋼板等により仕切られたもの等は、機器に影響を与えない構造として取り扱う。

⒀　「流量の異常」とは、冷却液が漏れること等により流量が減少した状態を、「温度の異常」とは、冷却液が漏れること等により充電用ケーブルが過熱し、温度が上昇した状態をいう。

⒁　蓄電池を内蔵しているものについて

ア　「蓄電池を内蔵している」とは、急速充電設備専用の蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）が当該設備の筐体内に収納されているものであること。なお、内蔵している蓄電池の蓄電池容量が10ｋWh以上であっても、急速充電設備の基準に適合するものにあっては、条例第13条の適用は受けないものであること。

イ　「異常な低温」とは、蓄電池の仕様書等に記載された使用温度範囲を下回る温度をいう。

ウ　「制御機能」とは、蓄電池が過充電、過電流、過放電、温度異常等の際に電流を制御する電子システム（バッテリーマネジメントシステム）をいう。

⒂　延焼を防止するための措置について

ア　筐体の厚さについて

吸排気口に設ける鎧戸、扉、操作パネル等の開口部分は除くものとして取り扱う。

イ　漏電遮断器について

CHAdeMO認証品には、漏電遮断器が設けられている。

ウ　延焼を防止するための措置における「蓄電池」は、急速充電設備の出力の増加や停電時の電力供給等に使用されるものをいい、制御基板に実装される簡易な電池等は含まないものとする。

エ　太陽光発電設備について

「太陽光発電設備」が、筐体の上部等に設けられていないこととし、急速充電設備の機器の一部に供給するため簡易なものを筐体に設ける場合も含むものとする。

⑯　設置位置について

急速充電設備の設置位置については、条例第11条の２によるほか、第２章第９「変電設備等」、３を準用すること。

３　標識

見やすい箇所に条則第２条で規定する「急速充電設備」の標識を設けること。ただし、設備本体又は周囲に当該標識を設置した場合と同等の見やすさで「急速充電器」等の表示がされている場合は、当該表示をもってこれに代えることができること。

また、標識は、急速充電設備につき１箇所設けられていればよく、分離型のものにあっては設備本体付近に設ければ充電ポストに設けなくてもよいものであること。

４　点検

⑴　日常的な外観点検等のほか、消耗品の劣化や充電ケーブルの摩耗等による事故を防止するため、定期的な点検を行い、その記録については一定期間保存すること。

５　届出

⑴　全出力が 50kW を超える急速充電設備は、条例第 44 条の届出が必要であること。

ただし、給油取扱所に急速充電設備を新たに設置する場合、法第 11 条第１項の規定による申請手続きが行われるので、条例第 44 条の規定による火気使用設備等の設置の届出は要しないものする。

⑵　CHAdeMO 認証品は、適合していることが分かる図書（CHAdeMO 協議会発行の認証書等）を添付することで、条例第 11 条の２第１項（第３号、第 12 号及び第 17 号を除く。）の規定に係る図書の添付を要しない。

なお、標準仕様書は主管課で保管していることから、届出等の審査時に標準仕様書に適合しているか不明な場合は、施工業者等に標準仕様書の提出を求めず、主管課に連絡すること。

⑶　条則第 13 条第２項第２欄第８号から第 11 号に掲げる図書等、審査上必要でない図書については、添付しないことができる。

６　消防用設備等の設置

急速充電設備は、政令第13条第１項第６欄、省令第６条第４項に規定される「その他これらに類する電気設備」に該当するものであること。

なお、分離型のものについて、「その他これらに類する電気設備」に該当するのは設備本体のみであり、充電ポスト部分は該当しないものとして取り扱うこと。

７　その他

⑴　CHAdeMO協議会とは、急速充電設備の規格統一や普及促進を図るために設立された電気事業者、自動車会社、急速充電設備メーカー等で構成される協議会である。

⑵　急速充電設備の設置位置及び衝突防止措置について、車いす利用者等による急速充電設備の操作の支障とならないよう配意すること。★

⑶　植込み型心臓ペースメーカー等の使用者が利用する施設等に急速充電設備が設置される場合は、関係者に対し急速充電設備により植込み型心臓ペースメーカー等に影響を与える可能性があることを周知すること。★

別記１

ＩＰコードについて

１　用語の説明

⑴　保護等級とは、筐体による、危険な箇所への接近、外来固形物の侵入及び水の浸入に対する保護の度合いをいう（表１参照）。

⑵　IPコードとは、電気機械器具の筐体による、危険な箇所への接近、外来固形物の侵入、水の浸入に対する保護等級を表すシステムをいう。

【表示例】

IP　３　３

①　②　③

①　保護特性記号

②　第一特性数字（人体及び固形異物に対する保護等級０～６）

③　第二特性数字（水の浸入に対する保護等級０～８）

２　IP 33 以上の保護等級について

第一特性数字及び第二特性数字がともに３以上（第一特性数字にあっては３～６、第二特性数字にあっては３～８）の場合、IP 33 以上の保護等級となる。

表１　特性数字で示される外来固形物等に対する保護等級

要　素	数　字 又は文字	電気機械器具に対する保護内容
コード文字	IP	－
第一特性数字		外来固形物の侵入
	0	（無保護）
	1	直径≧50㎜の大きさに対して保護
	2	直径≧12.5㎜の大きさに対して保護
	3	直径≧2.5㎜の大きさに対して保護
	4	直径≧1.0㎜の大きさに対して保護
	5	防じん形
	6	耐じん形
第二特性数字		有害な影響を伴う水の浸入
	0	（無保護）
	1	鉛直落下の水滴に対して保護
	2	筐体が 15 度以内の傾斜をしても鉛直落下の水滴に対して保護
	3	鉛直から両側に 60 度までの角度で噴霧した水に対して保護
	4	あらゆる方向からの水の飛まつに対して保護
	5	あらゆる方向からのノズルによる噴流水に対して保護

	6	あらゆる方向からのノズルによる強力なジェット噴流水に対して保護
	7	筐体について規定の圧力及び時間での潜水に対する保護
	8	数字 7 より厳しい条件下での潜水に対する保護